

鳥栖市史目次

△表紙題字 平川朴山▽

I 概説

..... 一

II 地誌

..... 九

1 自然環境

..... 九

(1) 地形と地質

..... 九

(2) 気候と災害

..... 一六

a 四季の変化と生活

..... 一六

b 水害と干害

..... 一八

2 諸地域

..... 二四

(1) 筑後川流域の集落

..... 二九

a 水屋集落

..... 二五

b 開発と治水

..... 二四

c 洪水との戦い

..... 三三

d 条里集落

..... 三五

(2) 洪積層台地の集落

..... 三九

(3) 扇状地の集落

..... 四一

a 神辺扇状地の集落

..... 四三

b 養父扇状地の集落

..... 四三

(4) 谷底平野の山村生活(大木川上流の河内町)

..... 四四

a 河内町の集落

..... 四四

b 土地利用

..... 四四

c 挙家離村(向都離村)

..... 五〇

3 交通の要地としての鳥栖市…………… 壹

a 交通幹線の東漸と分岐点の南進…………… 壹

b 道路交通と企業の立地…………… 貳

III 原始時代…………… 一

1 先土器時代…………… 六一

2 縄文時代…………… 六三

(1) 縄文時代の生活と文化…………… 六三

(2) 縄文時代の鳥栖地方…………… 六四

3 弥生時代…………… 六九

(1) 弥生時代の文化と社会…………… 六九

(2) 大陸との通交…………… 七三

(3) 小国家の分立…………… 七三

(4) 弥生時代の鳥栖地方…………… 七五

a 高原川水系の遺跡…………… 七五

b 秋光川水系の遺跡…………… 七六

c 山下川水系の遺跡…………… 七六

d 本川川水系の遺跡…………… 七七

e その他の河川水系の遺跡…………… 七六

f 永吉低段丘遺跡…………… 七六

g 曾根崎低段丘遺跡…………… 七六

h 鳥栖低段丘遺跡…………… 七九

IV 古代…………… 八五

1 古代国家の形成…………… 八五

(1) 大和朝廷の成立…………… 八五

(2) 国土の統一…………… 八六

(3) 大和政権と鳥栖地方…………… 八七

a 大和政権の伸長…………… 八七

b 大和政権への対応…………… 八八

c 県主と国造…………… 九二

(4) 大陸との交渉…………… 九四

a 朝鮮半島への侵出…………… 九四

b 倭 五 王…………… 九四

c 漢部郷の造兵所…………… 九五

(5) 古墳時代の文化…………… 九六

a 古墳の築造…………… 九六

b 古墳文化…………… 九七

c 住居と集落…………… 一〇一

d 用具…………… 一〇三

e 交 通…………… 一〇四

f 祭 祀…………… 一〇四

2 古代国家の発展…………… 一〇

(1) 古代国家の動揺…………… 一〇

a 内政外交の動揺…………… 一〇

b 磐井の反乱…………… 一一

c 任那の滅亡…………… 一一

(2) 大化の改新…………… 一一

a 仏教の伝来…………… 一一

b 聖徳太子の政治…………… 一一

c 大化の新政…………… 一一

d 大宰府と基肆城…………… 一一

(3) 律令国家の確立…………… 一七

a 近江の都…………… 一七

b 壬申の乱…………… 一八

c 大宝律令…………… 一八

(3) 律令制下の鳥栖地方…………… 一九

a 肥 前 国…………… 一九

b 鳥栖地方の郡と郷…………… 二〇

c 鳥栖地方の条里制…………… 二二

d 軍 備…………… 二四

e 産業と文化…………… 二六

3	古代国家の衰微	100
(1)	荘園の発達	100
a	荘園の発生	100
(2)	地方政治の乱れ	103
a	平安時代の肥前国の政情	103
b	農民の困窮	103
c	武家社会への胎動	103
(3)	神社と仏教文化	106
a	神社	106
b	仏教文化	107
V 中世		
1	鎌倉幕府の成立	107
(1)	鳥栖地方の地頭御家人	107
a	曾祢崎氏	107
b	綾部氏	107
(2)	地頭御家人の生活——藤木氏の娘とその継母	109
2	荘園制の展開	109
3	鳥栖地方御家人の動向	110
(1)	元寇	110
a	鳥栖地方御家人の出陣	110
b	元寇の恩賞	111
c	岩門合戦と鳥栖地方の御家人	111
(2)	神領興行法の施行	111
a	神領興行法	111
b	千栗八幡宮と御家人国分季高	117

4	鳥栖地方の南北朝合戦	113
(1)	南北朝争乱の幕あけ	113
(2)	合戦と恩賞	117
(3)	小領主の闘争	120
5	南北朝の進展と幕府統治	122
(1)	鳥栖地方の政治的地位	122
a	南朝と鳥栖地方	122
b	鎮西管領の施政	123
(2)	観心政変と鳥栖地方	124
(3)	荘園制の動揺	124
(4)	征西府の全盛と九州探題今川了俊	125
6	戦乱の時代	129
(1)	戦乱を追って	129
(2)	鳥栖地方と筑紫氏	131
(3)	龍造寺氏の台頭	133
(4)	荘園制の崩壊	134
(5)	豊臣秀吉の全国統一	136

VI 田代領の政治と経済(前期) 135

1	戦国期の田代地域	135
2	田代地域の太閤検地	137
3	対馬藩田代領の成立	139

4	田代領の慶長検地	三三
5	柳川事件と園部村所属の変遷	三九
6	田代代官制の改革と所領構造	三六
	(1) 田代代官制の整備	三六
	(2) 田代領の支配機構	三四〇
	(3) 地方三役・町役人の様相	三四
7	対馬藩の寛文改革と田代領	三四八
	(1) 対馬藩の寛文改革	三四八
	(2) 肥前田代領の改革	三四八
	a 寛文延宝期における貢租量	三五二
	b 田代領の延宝改革	三四四
8	延宝、天和期の貢租制度	二九八
	(1) 郷村の貢租	二九八
	(2) 田代町・瓜生野町の状況と町方の貢租	二九六
9	定免制の実施	二八一
	(1) 定免制の確立過程	二八一
	(2) 定免制の内容	二九〇
10	元禄期田代領と本藩との財政上の関係	二九四
11	園部村、再び対馬藩領となる	二九八
12	享保初期における田代領	三〇一
	(1) 法令、年貢、人口など	三〇一
	a 公儀法度の取扱い	三〇二
	b 宗門改のこと	三〇二
	c 領内法度の取扱い	三〇三
	d 所領規模	三〇三

e	田畠屋敷の石盛	三〇四
g	商売免札と諸営業	三〇六
i	町方の機能	三〇九
k	田畠質入れの進行	三二二
	(2) 郷村の状況	三二五
13	田代領における享保期の改革	三一九
	(1) 借銀借米の進行	三一九
	(2) 改革の実施	三二七
	(3) 大庄屋・庄屋の入札	三二六
	(4) 用銀に関する改革	三二六
	(5) 借銀借米の相対化	三三九
	(6) 改正に対する農民の要求	三四三

VII 田代領の政治と経済(後期)

1	畠田、隠田畠の取締り	三四九
	(1) 畠田の取締り	三四九
	(2) 隠田畠の摘発	三四四
2	延享・宝暦期における領民の困窮化	三五九
	(1) 延享一揆	三五九
	(2) 郷村衰微の進行	三六六
	(3) 町方衰微の状態	三六八
	(4) 人口変動	三七二
	(5) 奉公人の増加	三七六
3	宝暦期における領政改革	三八〇
	(1) 大庄屋、庄屋の総辞職願い	三八〇
	(2) 改革の開始	三八二
	(3) 奉公人の統制	三八五
	(4) 郷村改革	三八八

(5) 庄屋給改正	三九三	(6) 徴税法の改革	三九三
4 宝暦末・天明期の郷村の状況と諸改革	三九八	(2) 安永期における改革	四一六
(1) 郷村の状況	三九八	(3) 天明期の改革	四二二
(3) 天明期の改革	四二二	a 改革の基調	四三三
a 改革の基調	四三三	b 郷村町方に関する改革	四三五
(4) 奉公人の賃金統制	四三三	(5) 天明期の皿山仕法計画	四三三
5 寛政期の貢租制度と郷村	四三九	(1) 徴租法の改正	四四〇
(1) 徴租法の改正	四四〇	(2) 郷村、町方の状況	四四四
(3) 借銀借米の統制	四四〇	(4) 未納差延米の強制徴収	四五一
6 藩札の発行と田代用達商人	四七七	(1) 田代領の用達商人	四六一
(1) 田代領の用達商人	四六一	(2) 藩札の発行	四六一
7 皿山仕法と日田商人	四六九	(1) 文政騒動	四七二
(1) 文政騒動	四七二	(2) 田代銀会所・生蠟会所と日田商人	四七九
(3) 産物主法方の設置と反対一揆	四七七	(4) 幕末期における田代領の地主制	四九一
(5) ロシヤの対馬侵略への対応	四九六		

VIII 田代領の文化と売葉

1 田代領の文化	五〇三
(1) 田代の俳壇	五〇四

2 藩校東明館	五一一
3 田代の藩学と広瀬淡窓	五一四
4 田代領における売葉業	五一八
(1) 売葉渡世の発覚	五二八
(2) 売葉業の成立・定着	五三二

IX 佐賀藩領の通史

1 佐賀藩の成立と轟木御番所	五三五
2 開発の進展と農村支配体制	五四九
3 農民生活の窮乏と享保飢饉	五五四
4 中期における藩制の展開	五七四
5 天保改革と鳥栖地方	五八七

X 鳥栖地方の明治維新

1 新しい地方行政の実施	六〇五
(1) 廃藩置県と戸籍編成	六〇五
(2) 過渡期の大区・小区制	六一〇
(3) 佐賀の乱と鳥栖地方	六一四
2 地租改正と三新法	六一九
(1) 佐賀県における地租改正	六一九
(2) 三新法の地方自治	六二三

3 国民教育の発足……………三三

(1) 学校教育の成立……………三三

(2) 初等教育普及の実態……………三六

XI 明治前期の農村と農業……………四七

1 明治初年の農業の状態……………四七

(1) 上ノ村と下ノ村……………四七

(2) 農家と耕地……………五三

(3) 役畜と農具……………五三

(4) 農業生産の概況……………五七

2 勸業談話会（農談会）と農事試験……………六一

3 明治前期の農業の発展……………六九

(1) 作物表と収穫量の増加……………六九

(2) 小松農談会……………七三

勸業に関する俗語・天気予知の俗諺……………七九

XII 明治前期の製蠟業と売薬業……………六三

1 蠟栽培と製蠟事業……………六三

(1) 明治前期の製蠟業……………六三

(2) 蠟栽培と蠟実の生産……………六九

2 明治維新と売薬業の急展開……………六九

3 売薬業の試練と停滞……………七四

XIII 鉄道開通と鳥栖町の成立……………七五

1 鳥栖・田代駅の開設過程……………七五

2 鉄道開通による産業上の影響……………七五

3 水田農業の発展……………七四

(1) 明治後期—大正期の農業……………七四

(2) 水田造成と水害防止……………七九

(3) 産米改良と寄生地主……………七五

(4) 農具・肥料の発達……………七九

XIV 明治国家の確立と鳥栖地域……………七三

1 明治国家と「市制町村制」……………七三

2 寄生地主制の確立……………七一

3 鳥栖地方五カ村の発足……………七六

4 明治中期の村財政……………七八

5 国民教育の展開……………九一

6 明治後期の村財政……………九二

XV 地場産業と巨大資本の進出……………八〇

1	製蠟事業および榼栽培の推移	八〇九
	(1) 製蠟事業の推移	八〇七
	(3) 製蠟事業の衰退	八二八
2	売薬業の再編	八三三
3	片倉製糸の進出	八三二
4	日清製粉の進出	八三九

XVI

大正期における発展の諸相	八四七
--------------	-------	-----

1	大正デモクラシーの息吹き	八四七
2	農業団体の発足と拡充	八五五
3	中等教育・公民教育の発達	八六一
4	鳥栖町の発展と郡制廃止	八七〇

XVII

寄生地主制の動揺	——基山小作争議の顛末——	八七九
----------	---------------	-------	-----

1	背景・小作農家の農業と生活	八七九
2	発端・農民組合の結成	八八六

3	展開・小作争議の経過	八八九
4	結果・調停成立と一部の脱落	九一〇

XVIII

恐慌・戦時下の鳥栖地方	九一九
-------------	-------	-----

1	農業恐慌と自力更生運動	九一九
2	戦争の暗雲とインフレ景気	九二六
3	戦時下の産業と生活	九三三
	(1) 深刻化する戦時統制	九三三
	(3) 農業における統制	九四二
	(2) 売薬業における統制	九三九
	(4) 国民生活の荒廃	九四八

XIX

鳥栖市の成立と発展	九五九
-----------	-------	-----

1	鳥栖市の誕生	九五九
	(1) 戦後の民主主義的諸改革	九五九
	(2) 鳥栖市の成立過程	九七三
	a 五カ町村合併の経過	九七三
	b 各町村の動向	九七六
2	鳥栖市政の発展	九八四
	(1) 新市発展の基礎づくり——第一期市政——	九八四

(2) 工業化への前進―第二期・第三期海口市政―	九二
a 鳥栖市建設十カ年計画	九二
c 工場誘致のブーム	九九
d 海口市政の終焉	一〇四
(3) 調整期を迎えた工業化政策	一〇八
a 長期財政計画の設定	一〇八
b 民生福祉面の強化	一〇三
c 都市計画事業の推進	一〇三
d 安原市長の退陣	一〇五
(4) 総合計画への道	一〇八

XX 鳥栖市発展の現状と課題

1 農業発展の諸問題	一〇九
(1) 農地改革と農業展開の諸条件	一〇九
(3) 農機具の発展	一〇四
(5) 農家の変貌	一〇一
2 商工業の発展と課題	一〇八
(1) 部門別工業発展の様相	一〇八
(3) 商業発展の特徴	一〇四
(4) 在来企業と誘致企業	一〇三
(4) 商工業発展の課題	一〇八
3 結び・「みどりの産業都市」	一〇六
あとがき	一〇七
鳥栖市史年表(慶応二年まで)	一〇九
” ” (明治以降)	一一三

序に代えて

鳥栖市史の刊行は、昭和二十九年市制施行以来の懸案でしたが、同四十二年十月編さんに着手され、市民の皆さんをはじめ内外関係者の熱心なご尽力によってここによく本編の上梓に至りました。誠にご同慶にたえません。

その内容も、資料編四巻・研究編四巻と、今回完結をみた本編通史一巻におよび、全編を通じてご執筆いただいた諸先生は、いずれも斯界の権威十四氏にのぼり、その成果の豊かさと共に、聊か私共の自負するところでもあります。

関係各位のなみなみならぬご努力と、市民皆さんのご協力に厚くお礼を申し上げます。これらの歴史をひもとくとき、今日を築きあげた先人たちの知恵と労苦に啓示されることが多く、歴史は常に己の足下につながっていることに思いを新たにさせられます。

かけがえのない郷土の文化遺産を守りはぐくむことはもちろん、よりよい町づくりのための座右の書として本書を活かし、さらに精進したいと念ずるものであります。

昭和四十八年六月

- (11) 主として小野武夫『旧佐賀藩の均田制度』『県史』による。
- (12) 『佐賀県農地改革史』上巻 二八九頁。芝原拓自『明治維新の権力基盤』六七頁。
- (13) 『佐賀県史』下巻によれば、安政元年には『代品方』が設置され、蒸気船その他の購入資金にあてる国産品を扱うことになったという(同書 三四二頁)。
- (14) 主として前掲『直正公伝』第四、五編による。
- (15) 北野孝治『長崎県郷土誌』二七頁。
- (16) 鳥栖市史編纂委員会『人物録』

X 鳥栖地方の明治維新

1 新しい地方行政の実施

(1) 廃藩置県と戸籍編成

慶応四年（一八六八）三月十三日、討幕軍参謀西郷隆盛と幕府陸軍総裁勝海舟の会談によって江戸城の無血開城が協定されて以来、上野彰義隊、奥羽越列藩同盟、榎本武揚らの函館政府樹立等々の反乱はありながらも、雄藩連合の維新政府は国内には五条の誓文を発するとともに、着々と中央の政治体制を整備し九月八日には明治と改元し、十月には江戸城を皇居とすることに定めた（実際の東京遷都は翌年二月）。さらにその政権の基礎を決定的にするため、全国に版籍奉還を行なわせて封建制を解体し、また人民に対する長い間の封建的諸制限を次々に撤廃し、ついに四年七月に廃藩置県となる。

廃藩置県においては当時の藩をそのまま県の境域とした（全国で三府三〇一県となる）。ただし前の版籍奉還においては旧藩主が領土、人民を奉還したというものの、依然として「知藩事」の名で行政に与^{あずか}っている建前であったが、今回の改革では知藩事はすべて免官、東京に居住することとなった。そして、代りには維新政府の新官僚が県知事（十一月には県令と改称）として着任し、権知事（権令）、大参事などがその補佐として新任された。これによって、旧藩政の一扫がはかられたのである。



写真X-2
明治初年の庄屋
(天本保信氏蔵)

の姿に復帰することになる。その間の県域変遷は複雑であるから一括して図示することにする(表X-1)。
ところで、政府は明治四年四月「戸籍法」を定めて翌五年二月からその編成に着手することにした。これは廃藩置県の断行を射程において維新政府が、人民の一人一人を正確に把握する手段として行なった画期的な事業である。すでに前章に述べたように、藩政時代から宗門改帳、五人組帳、かまど帳などが幕府所定の様式に準じて作成されていたが、多くの場合、農民や町人など被支配階級にかぎられ、また様式も必ずしも一定していたわけではなく、したがって国民全体としてみるとき不正確の域を出るものではなかった。

表X-1 佐賀県域変遷表

明治4年7月	同年9月	5年5月	9年4月	9年8月	16年5月
柳河地方					
田代地方 ¹⁾ (巖原県)			三潞県 ⁵⁾		
佐賀県		伊万里県 ³⁾ …佐賀県 ⁴⁾ と改称			
蓮池県					
小城県					
鹿島県					
唐津県					
巖木地方 ²⁾ (長崎県)				長崎県… (肥前一国)	佐賀県
長崎・大村地方					

(注) 佐賀県史下巻により作成 1)この外に東松浦郡浜崎地方も巖原県に属す
2)この外に西松浦郡大川野地方も長崎県に属す。 3)巖原県全域(対馬、壱岐)を含む。 4)5年8月対馬、壱岐は長崎県となる。 5)9年5月杵島、松浦、同年6月藤津郡は長崎県に入る。



写真X-1
幕末ごろの武士
(寺崎鉄九郎氏蔵)

この時期に県庁は再び佐賀に移り、県名も佐賀県に復した。その理由は、伊万里が地域的に偏在し交通も陶器積出しの外は客船の便もない。これに対し、佐賀は筑前筑後に近接し筑後川による舟運にも恵まれている。風土的に伊万里の住民は、士族に不慣れで官員を恐れ民心がおちつかない。物価も伊万里が佐賀よりも高い上に、官員の多くは佐賀に居住している。これによって現在の佐賀県と一致した境域が定まり、佐賀を県庁所在地とすることにおちついたわけであるが、実際にはその後佐賀県は三潞県に合併され(九年四月)、のちに長崎県に合併されることになり、結局明治十六年五月に至りようやく今日

この改革は藩領域をそのまま県としたから、現在の佐賀県管内には佐賀県の外に、蓮池、小城、鹿島、唐津の諸県が分立し、田代地方は旧藩制に基づき巖原県管轄、また旧天領(巖木、大川野地方)は長崎県所属となった。佐賀県庁は九月伊万里に移され、伊万里県と改称された。さらに十一月以降には田代地方をはじめ蓮池以降の諸県も伊万里県に合併された(田代地方は巖原県全体とともに伊万里県に合併されたが、五年八月には対馬・壱岐地方は長崎県に合併となった)。県庁を伊万里に移し同時に、伊万里県と改称したのは『佐賀県史』(下巻)によれば「因循旧ヲ慕フ隠習」を脱するとともに「士族土着」(武士の帰農)促進も意図されていた。県令は伊万里県となってから五年一月二十五日付をもって初代権令として山岡鉄太郎、すなわち江戸開城協定に先立ち勝海舟の代りに西郷隆盛と予備折衝を行なった旧旗本の硬骨漢山岡鉄舟が発令されたが、二月二十四日付で免官となっている。次いで二代権令としては、旧多久邑主多久茂族が任ぜられた。

よって、「戸籍旧習ノ錯雜アルハ族属ヲ分ツテ之ヲ編成シ地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ、遺漏ノ事アリト雖モ之ヲ検査スルノ便ヲ得サルニ依レリ、故ニ此度編製ノ法、臣民一般（華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民迄ヲ云フ以下准之）其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ遺ナキヲ旨トス（戸籍法・第一則）」という方針であった。すなわち、旧習によれば武士や農民その他別々に作製されていた戸籍を統一的に、その居住する土地について逐次、何番戸、何十番戸というように編成しようとするものであった。

このため佐賀県においても同年七月十五日「戸籍編成区劃建設ノ方法」および「戸長撰任ノ方法」が定められた。これは戸籍編成の目的を「人民ヲ保護、安堵セシメン為メ」に県内に大区（二千戸内外）、小区（八百戸ないし千戸）、組（五十戸ないし百戸）をおき、「三年ノ儲蓄ヲ知ラシメ鰥寡孤獨モ其所ヲ得サルナク専ラ治糞錯雜等ノ弊ヲ除キ普ク上下ノ情実通達スルヲ旨トス」というように、社会福祉を図り、政府と国民との意思疎通のためと説明されている。⁽¹⁾ 八月中に大区三四、小区七八の区画が定められ、それぞれに戸長、副戸長、組長が任命された。その「選任」の方法は、組長は藩政以来の庄屋が兼務となり、戸長、副戸長は原則として士族から選任され、少参事から上申されて県令が任命した。⁽²⁾

三四大区、七八小区をもつてスタートした佐賀県の大区・小区制は、前述の県の統廃合によって四一大区、九三小区となり、村の数は四二一となった（五年三月）。そして基肆、養父、三根の三郡はそれぞれ第一、第二、第三大区となったが、実際はこの三大区を一括して一大区のように取扱われ、第一、



写真X-3
緒方一郎の彰徳碑（安生寺境内）

二、三大区戸長として緒方一郎、副戸長に佐々木行蔵、岡又蔵、大区扱所筆生に松隈九十九、田中信平、緒方二郎が任命された。⁽³⁾

このような組織は戸籍編成事務のためのもので、決して地方行政一般を扱うものではなかった（『県史』下巻七二頁）。すなわち、この明治四、五年には廃藩置県に伴うあわただしい県境域の改定を始めとして、後に述べる兵制の統一、学制公布、土地売買を認めての地券交付等新しい制度が踵を接して出発していたが、その中でも戸籍編成は、政府がそのための専門の機構として大・小区制を設けたほど、最も力を入れた事業であった。この時に作製された戸籍を明治五年の干支にちなんで「壬申戸籍」とよび、わが国民の戸籍の台帳となって今日におよんでいるのである。

ところで、この壬申戸籍の歴史の意味はどうか。維新政府はすでに早くから四民平等を謳い、事実、平民に苗字を許し、士族の帯刀を禁止し、職業・居住・通婚の自由を認めていた。にもかかわらず戸籍編成に先立って、皇族・華族・士族・平民の身分制を定めた（五年一月）。したがって壬申戸籍は少くとも結果的にはこの身分制を明確にし、且つ固定化するに大きな役割を果たした。また後年にいたって民法が制定せられるにおよび、いわゆる「家」制度の基礎ともなった。さらに実際には徴兵、学事（義務教育）、納税あるいは刑罰等にあたって、国家権力が発動する根本資料となった。そして鰥寡孤独の福祉増進とか「上下ノ情実通達」とかという当初の目的から次第に離れていくようになった。この当時は、後年の天皇制国家はまだ幼弱で、常に反乱の危険をかかえていたが、その時期において国民一人一人を直接に掌握すべき手段が正確に整えられていたことの歴史的意義はきわめて大きい。と同時に、維新政府が、この事業に最も力をそそいだこともその理由があるわけである。

表X-2 大区、小区区画表
明治8年3月10日改正

第1大区	佐賀郡	9小区
第2大区	神埼郡	5小区
第3大区	基肄・養父・三根郡	4小区
第4大区	小城郡	5小区
第5大区	小松浦郡	12小区
第6大区	杵島郡	6小区
第7大区	藤津郡	5小区

(『佐賀県史料』(十二)より作成)

小区制の区画の大改正が行なわれ、県下は表X-2のように七大区、四六小区に再編成された。鳥栖地方は第三大区にまとめられ、その下に四小区がおかれることとなった。そこでの小区別にみた戸口、土地、貢米は

表X-3 第三大区の概況

	計	第1小区 (三根郡)	第2小区 (養父郡)	第3小区 (養父郡)	第4小区 (基肄郡)
区		○市・武村 西島村 天建寺村 坂口迎津村 江東寄前江口村	○中原駅 原村 島壁村 江白古賀村 原東津隈村 中坊(三根郡) 堤(三根郡)	○轟木駅 轟木村 瓜立藤宿村 生野石木原木野徳	○田代町 村代倉浦比部野吉方田井東西村 小宮袖園長永姫飯酒井神萱
戸数(戸)	7,809	1,811	1,857	1,717	2,424
人口(人)	40,808	10,161	9,503	8,683	12,461
反別(町)	6,220.7	1,698.2	1,811.2	1,511.3	1,200.2
貢米(石)	24,436.5	8,795.6	5,906.7	4,726.7	5,007.5
貢大豆(石)	687.1			250.4	436.7

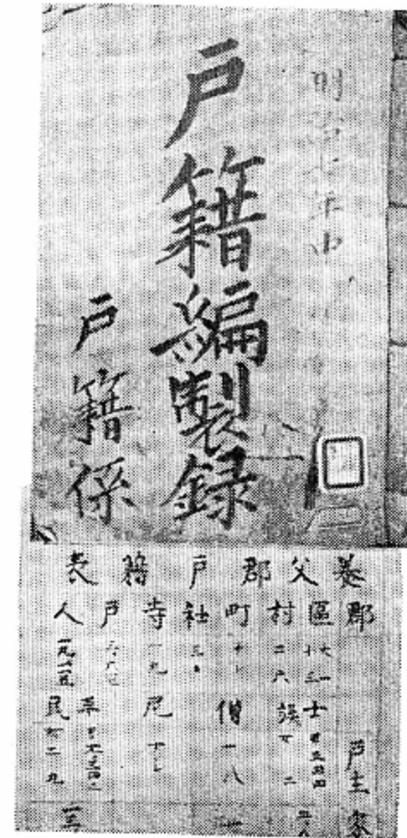
注(1) 「各大区小区村名反別貢米・戸数・人員明細簿」(佐賀県立図書館蔵)より作成。

(2) 県廃合のため明治9年4月1日佐賀県第3大区は三潞県第15大区となり、同年8月には、長崎県第42大区に改められた。

(3) 構成町村のうち○印を付したものは扱所設置の場所である。

(2) 過渡期の大区・小区制

全県下の戸籍が編成された翌六年二月には、「各区御用取扱規則」「戸副長勤方心得条件」が新しく定められ、大・小区制や戸長の性格が変わってきた。それは戸籍編成という重要な事業を果した後をうけて、戸長、副戸長の任務を従来の戸籍編成専務からさらに進めて、行政機構の末端にくみ入れることであった。さらに同十一月には、布告・達の下達、願伺の上達を円滑にするために、三大区を一組として、各組から一名を県庁に詰めさせることとした。また従来戸長が毎月八の日ごとに県庁に出勤していたのを廃止し、毎月十四日に戸長会議を開くことが定められた。この戸長会議は単に県(令)との連絡機関としてではなく、県政に戸長の意見を反映させる議決機関として発足することとして「戸長会議仮章程」が定められた。第一回の戸長会議は翌七年一月、旧藩校弘道館を議場として召集されることになっていたが、弘道館が征韓党に占拠されるに至り中止のやむなきにいたった。同八月には戸長・副戸長の称は区長・副区長に改められた。



写真X-4
明治初年の戸籍簿と
内容の一部(集計部分)
(県立図書館蔵)

ついでに佐賀の乱に關していえば、この戦火のために壬申戸籍が焼失したところも多く、また人口の異動や身分の変化もはなはだしかったところから、七年三月から五月にかけて関係地方では戸籍の再調査が行なわれた。また翌八年三月には再び大区・

表X-4(1) 明治6年度第1, 2, 3大区における
民費(分課および支出)明細書(a)

(1) 歳入

分課高	米	金	備考
	1,914.9石	(9,076.06)円	(1石4.75円換)
		869.49	升、厘以下キリステ
計		(9,965.55)	

(賦課割)

高	米掛	(石高 45,214.8石に対し 2,531.25円)	賦課率	0.254
貢	米掛	(貢米 27,014.6石 "	"	0.546
戸	数掛	(戸数 7,830戸 "	"	0.2
計		(9,965.55)		

(3) 決算

	米	金
歳入	1,914.9	867.49
歳出	1,870.3	811.03
残	44.6	58.40

(注) 佐賀県行政資料「明治七八年民費支払明細書」による。
歳出明細については費目別に分類・集計した。ただし合計に不一致がい
ちじるしいが、いちおうそのままとした。

四、最も重要なことは大区と村の関係がある程度はつきりすることである。大区の外に村があり、そこには村長、惣代・小使・筆生がおり、その筆墨料をともに大区が賄っている。村社の祭典費は、大区が出している。このように村は役人の給料や筆墨料の支出をうけるため、大区の下部組織であるようにみえるが、村の事業に対しては祭典以外では大区は関知しないようである。したがって大区が行政事務にかかわりをもつようになったとしても、実質は通達・連絡が主であって、その他の実務としては以上にみた程度であるとと思われる。

表-3にせしめすとおりである。こうして地方制度は、明治十一年のいわゆる三新法へとひきつがれるのである。この時期においては大・小区制は前記のように戸籍事務専門から行政機関へと次第に変質する過程であるが、しかし古くからの村落共同体(村)は、依然としてその機能と実体とをそなえているのである。すなわち、大区・小区といえども古くからの村を否定するような形で存在したわけではなく、六年の改正にあたっては戸籍編成時の戸長手代(「村」の庄屋)を村長とし、その下に惣代一名、小使などをおくこととしている。そこで大区の実態と活動をみるために第一、二、三大区の明治六年(自六年十月至七年九月)度の民費収支明細書を検討してみよう。

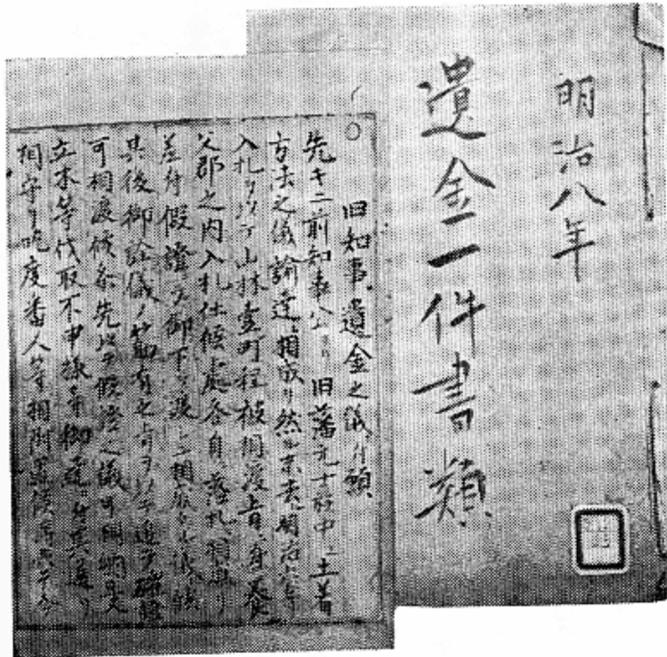
この明細書によって知り得ることは、第一に収入は石高に対して課せられる高米掛(税率0・二五四)、物成に対して課せられる貢米掛(税率0・五四六)および戸数掛(税率0・二)で合計一、九一四石(金にして九千余円)、この外に金納として八六七円である。金納は何を基準にして納められているか不明であるが、要するに収入の九〇%以上は米納となっている。これに対して支出も同じように米で支出されているものが圧倒的に多い。

第二にこの大区の会計は次に述べるように、共同体としての村の会計と別になっているから、一般農民としてはこの外に村費用としての民費もある筈であるが、それが従来の郷貫物(村費にあたる)が大区と村に分けられているのか、または郷貫物に大区の費用が加算(農民の負担増)されているのか、この表だけでは不明である。このように収入では不明なところが多いが、支出に関しては参考になることがかなりみうけられる。

一、役人・小使の給料部分が多額で、郷村神祠官給まで含めると、大区支出額の八〇%以上は給料である。

二、事務費の中でも旅費、郵便脚夫賃の部分が大きく、純然たる事務費部分はきわめて僅かである。

三、文字どおりの事業費としては戸籍事務、地租目安および洪水費等にすぎない。天皇制の前提としての県社、郷社、村社のための費用が重視されていることに注意しなければならない。



写真X-5 明治初年の遺金関係書類
(県立図書館蔵)

グループは封建的家臣団の解体に基づく不満への慰撫的な事業の書類である。後者は、周知のように一般的には金録公債の下付が行なわれた。俸禄から離れて俄に失職した一般士族に対し、その俸禄の一定年限分を債券の形で前渡しするものである。また明治十三、十四年ごろになると、士族授産の形でも救済が行なわれた。

佐賀藩の場合は、前にかかげたように士族人口の割合がきわめて高かったのであるから、それらの不満がもし鬱積するようであれば大事になりかねない条件があった。そこで佐賀藩最後の藩主直大は、廃藩に際して自ら官禄の三分の二にあたる二六万六千余円を政府に献納し、そのうち一〇万円余を以って土着(士族帰農)の資にあてることを乞うた。この資金のことを士族遺金といっているが、結果的に旧

佐賀藩士の救済にあてられたので、これは金禄公債や士族授産に上積みされた佐賀藩独得の救済事業であり、旧佐賀藩士はその意味で多少とも恵まれていたわけである。⁽⁴⁾しかし、これにしても、これは維新政府にとってはいわば後向きの事業であった。ところが右の行政書類の中では、この遺金関係と後に述べる地租改正に際して、これも佐賀藩独得の加地子関係とが圧倒的に多い。

これらの書類の圧倒的な比重に接するとき、当時の佐賀県(長崎県佐賀支庁)にとって封建的家臣団の解体が、いかに困難でデリケートな問題であったかが理解できるであろう。事実当時佐賀旧城下では士族は三派に分れてそれぞれ時勢を論じ

表X-4(2) 同 (b)
(2) 歳 出

	米	金
	石	円
[給料]		
正副戸長給	115.8	
村長筆生小使給	669.3	
村小使給	348.0	
当分扱所小使給	10.0	
当分扱所筆生給	41.2	
惣代給	226.8	
郷村社祠官社掌給		466.00
堤防小使給	18.0	
貢米取立帳筆生給	42.0	
[事務費]		
大区扱所費	33.9	
扱所当直費	5.1	
村長39名筆墨料	12.6	
郵便脚夫賃	8.4	
区(戸カ)長以下旅費	50.4	
村取締費	15.7	
郷村社祭典費		241.30
布達活版費		54.63
戸籍調査費	12.5	
地租目安費	17.8	
洪水費	6.8	
轟木仮役所費	12.8	
掲示場建設費	16.0	
扱所管繕費	15.5	
扱所借賃		9.00
[負担]		
各大区加勢	116.5	
各社祭典費		1.33
祠官祠掌給		8.76
[その他]		
調達金利子	5.8	
暴動ノ砌紛失	30.0	
合計	1,870.3	811.03
	石	円

(3) 佐賀の乱と鳥栖地方

佐賀県立図書館には、明治十六年佐賀県が長崎県から分離独立した時に移管された、ぼう大な当時の行政関係書類が保蔵されている。これらの書類の重要な部分を占めるものは、大別して二グループに分けられる。その一は、前述した戸籍編成や地租改正一般に関するもので、これは維新政府にとっていわば前向きの書類である。これに対し他の

また六月には、兵火にあった農民に農具料として六、一〇〇円を五〇年賦で貸し与えた。⁽⁸⁾

さらにこの地方では戦乱の当時、官軍から夫役に徴募せられた農民も多く、徴発された物資も多かったため、乱後政府は第一大区基肄郡一三か村、養父郡六か村に対して、夫役賃その他の費用として金一、七〇〇円余を支払った。これら一九か村はこの金額を新しく創設される小学校の建設にあてたのである。このことは、また政府の賞するところとなった。⁽⁹⁾ こうして政府は巧みにこの地方の人心をひきつけ、政策の実施を容易にしたのである。

一方、当時第一、二、三大区の戸長であった緒方一郎は米三〇俵、有数の地主である八坂甚八は米五〇俵を救助料として寄付した。⁽¹⁰⁾ 他の地方では戸長、豪農が反政府の側に立つことが多いが、ここではむしろ政府に忠誠を表明したのである。

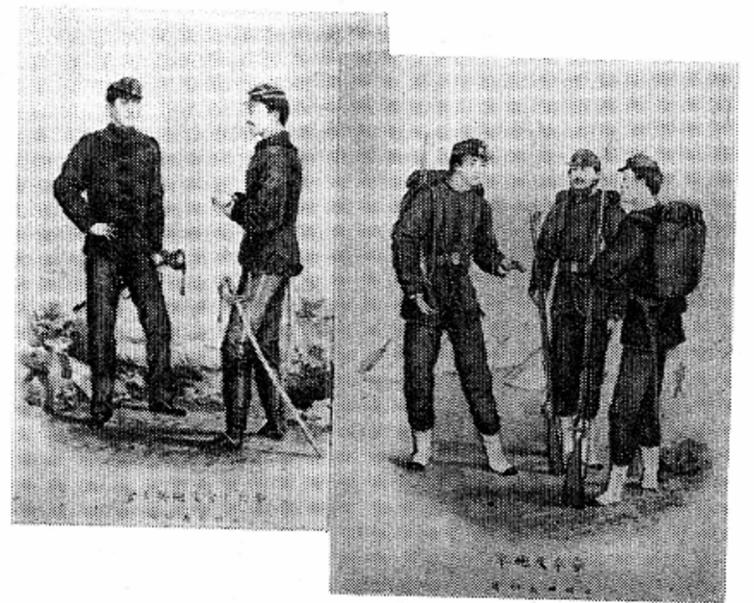
仍て其罪を許し相当の使役に応じ且つ分散の村民共を呼び集め懇に説諭を加へ翌廿二日田代駅を出発、轟木駅を通行候処人家挙つて人無し……⁽⁶⁾

という状態であったが、朝日山の要害をめぐってはじめて戦闘となった。これを緒戦として佐賀の山野に砲火が交えられたのであるが、佐賀軍は退却に対して村々に火を放ち、村田八幡宮もこの時鳥有に帰したといわれる。こえて二十七日夜におよんで佐賀軍はついに佐賀城を放棄するに至り、敗北は決定的となった。

佐賀の乱はこうして終結をとげたのであるが、この間二十三日以降、佐賀県庁は轟木に移り戦乱の治まるまで県政の中心となった。⁽⁷⁾ しかもこの地方、とくに養父郡は右に明らかなように戦災地となった。政府は七年三月二十日、兵火による罹災者のために金二二、一一五円、米二〇九石余を救恤した。これをうけた者は金が一、五一八人、米は五、九九〇人にのぼった。これは家屋全焼に一〇円、家財道具に七円を十年賦で借用するという県の要求を上廻る内容であったが、当時民衆を政府にひきつけようとする方針のあらわれであった。また六月には、兵火にあった農民に農具料として六、一〇〇円を五〇年賦で貸し与えた。⁽⁸⁾

一方、佐賀の不穏な空気を察知した大久保利通とその部下は、かえってこれを挑発した観もある。というのはこれらの過激派が沸騰している最中の、二月十五日の夜、新任された権令岩村高俊は熊本鎮台兵第十一大隊に護衛されて県庁が所在した佐賀城に入ったのである。このことが征韓、憂国両党を刺戟して、十六日の夜半から戦闘状態となった。

そして佐賀城が焼かれ、鎮台兵は十七、十八日激戦のち久留米方面に後退し、十九日には開戦を待っていたかのごとく大阪鎮台の第四、第十大隊および東京鎮台砲兵隊が博多に到着した。その参謀渡辺少佐の報告によれば、二月廿日午後六時博多出発、同夜二日市泊、翌廿一日二日市進発、田代駅に至る処人心飄々。⁽⁵⁾ 同所に於て佐賀県貫属共（田代は対州藩、元同藩貫属士族土着し罷在候）賊威に恐怖し一時賊徒に令一味候輩、軍門に來り降伏謝罪す。



写真X-6 明治初年の士官（左）と兵卒
「佐賀征討戦記」（県立図書館蔵）

- 注 (1) 『佐賀県史料』(一)「区画改正之沿革略」
 (2) 『佐賀県史』下巻七三頁。
 (3) 佐賀県行政資料、『七年八月已後区戸長已下船改等黜陟録』(県7-12)
 (4) 『佐賀県農業史』一四五頁。
 (5) 『佐賀市史』上巻
 (6) 松尾禎作『田代を語る』
 (7) 佐賀県行政資料『明治七年二月ヨリ六月ニ止ル 管下布達写』(県3-22)
 (8) 『佐賀県史料』(二)「政治之部救助授産」
 (9) 『佐賀県史料』(三)「政治之部褒賞」
 (10) 右に同じ

2 地租改正と三新法

(1) 佐賀県における地租改正

土地制度のあり方は、社会の進歩と相互に規定しあう関係にある。したがって徳川三百年の封建社会の基底に横たわっていた封建的土地所有は、近代国家を目ざす維新政府によって当然に大きな変革をなされねばならない。これが明治六年七月地租改正条例によって着手され、同十四年八月によく完了した地租改正事業である。

その経過を簡単に述べて鳥栖地方への影響を考察することにする。維新の政変の見通しがつくと政府(太政官)は早くも明治元年八月、諸国の租法はしばらく旧慣の通りとする旨の布告を発したが、四年九月には従来禁止されていた「田畑勝手作」を許した。これは前章で、「天建寺砂糖」栽培が「天下の大道」にもとるといふ理由で禁止されたことを述べたが、そのように封建時代の農民はひたすら米年貢の生産に駆りたてられていたのである。この束縛を解いたので、農業経営の自由がいちおう認められることになった。

次に地券制度が起され、最初は市街地の宅地売買にのみ地券を発行してこの所有権を確認したが、五年二月には土地の永代売買の禁を解いた。これは幕末にはすでに実質上農村でも土地の売買が行なわれていたが、それを法的に確認したのである。寛永二十年(一六四三)、幕府によって永代売買禁止が令せられて以来の解放であった。同時に売

買された土地に限り戸長の裏書によって地券が発行された。

他方では政府は、土地に関する雑税が、旧藩制により区々であったのを整理していった。旧田代領では、「御用作大麦」「伯楽米」「口米」等の名称で行なわれた雑税が整理の対象となった。「御用作大麦」とは、昔代官所の費用にあてるため特定の土地に麦をまかせて収納していたという経緯によって、当時裏作表にも課税せられていたもの、「伯楽米」とは隣国より伯楽(牛馬飼養指導者の意味)を雇入れてきた給料を農民にわりあてて賦課させていたもので、いずれも当時は「御用作」の土地もなく、給与を与えられていた伯楽もいなかったもので「空租」と見なされたのである。「口米」は、他の藩でもみられる正式の年貢に付加されたものである。

そのような整理をした後、明治六年七月より実施された地租改正は、従来、一般では田畑の収量を基準として米納させていた貢租を、それぞれの土地の条件を勘案して標準的地価を査定し、その地価の百分の三を以って地租として金納させることにした。それに伴って、封建時代には領有、所有、所持、本物返(買戻期限付買入)あるいは共有、総有(入会)というようにきわめて複雑であった土地の権利関係に、一物一主の近代的所有権を強行的に確定した。したがって、その過程では、地方により相当大規模な紛争を起した例も少くない。旧佐賀藩では前章に述べた「加地子問題」、すなわち弘化三年以降は小作料の支払いを停止し、且つ商人に田畠の所有を禁じ、さらに農村においても六町以上の所有を禁じた事件の跡始末が困難であった。これは結局、明治十六年頃に至り、原則として旧地主は旧所有地の半分を献納、政府はこれに賞金を与え、その献納地は旧小作人に与えるというきわめて妥協的な方法で解決された。しかし前述のとおり、養父郡下ではこれに該当する事例はなかった。

こうして定められた土地所有権と地租のなりゆきが、その後の農村経済を大きく決定し、ひいては日本資本主義の成長にも影響するわけである。新しく土地所有権を確認された者は、その土地を自由に経営し、自由に処分するこ

とができる。成長することも自由であれば、没落することも自由である。租税の形態が米納から金納に変わったことは、耕作者が自らその生産物を納税期までに換金しなければならぬわけで、それだけ貨幣経済の変動の影響をうけ、没落の危険にもさらされることになる。

表X-5は、明治二十二年の佐賀県農事調査と、それと同時に進められたと考えられる基肄郡農事調査における田畑所有・耕作の状態を比較したものである。他郡でも、同時に調査が行なわれた筈であるが、この項目については基肄郡の外は今日まで見出されない。したがって養父郡資料はないことになるが、これは、佐賀県全体の数字で推して大過はあるまいと思われる(養父郡には旧田代領を含んでいるが、佐賀県も全体としてみれば、佐賀郡市・伊万里・有田・唐津・それに旧田代領をも含んでいるので、平均の数値は旧佐賀領の養父郡にほぼ近いであろう)。

まず田畑所有状況をみれば、基肄郡では一〇町以上

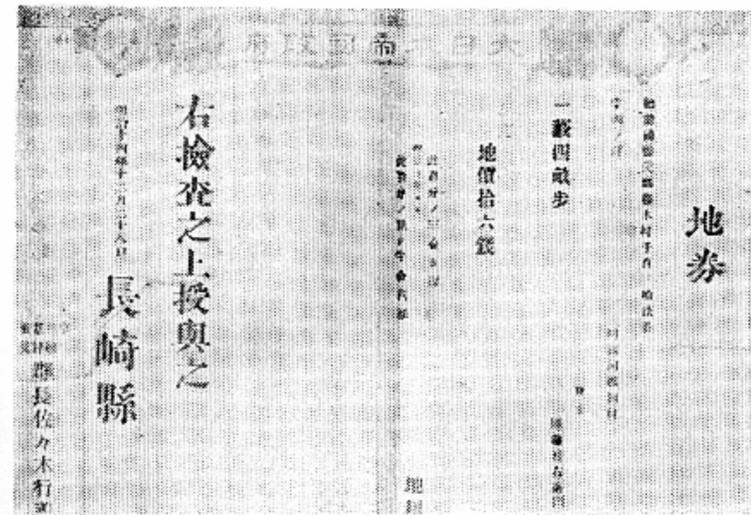
表X-5 土地所有と農家の構成

		基 肄 郡		佐 賀 県
		戸 数	%	%
田畑所有面積別数	所有田畑反別			
	10町以上	18戸	1.3	0.3
	10町以下 2町以上	130	9.4	8.6
	2町以下 合計	1,237	89.3	91.1
		1,385	100.0	100.0
自農小作戸別数	自 小 作 別	戸 数	%	%
	自 作 農	280戸	14.7	31.3
	自作兼小作農	807	42.2	53.5
	小 作 農	823	43.1	15.2
	合計	1,910	100.0	100.0
農家戸面積別数	1町5反以上	248	13.0	15.8
	1町5反以下 8反以上	535	28.0	38.8
	8反以下 合計	1,127	59.0	50.4
		1,910	100.0	100.0

(注) 基肄郡農事調査、佐賀県農事調査(明治22年)による。

の大地主が全体の一・三割であるのに対し、県は〇・三割にすぎない。すなわち、大地主が、基肄郡ではかなり多いし、中所有もやや多い。これに対し二町以下の小所有または零細所有の割合は、県全体がわずかに多い。

自小作別の農家割合をみると、基肄郡は小作農が四三割、自作兼小作農が四二割、あわせて八五割が小作または半小作であるのに対し、県全体では自作農三一割、自作兼小作農五四割、あわせて八五割が自作または半自作であり、事態は逆転する。したがって、県全体では、純小作農は一五割にすぎないのである。



写真X-7 明治14年の地券
(高尾正人氏蔵)

一戸当り耕作面積別にみると、一町五反以上の中または大経営は県全体の一六割に対し、基肄郡は一三割、八反以下の零細経営は県五〇割に対し、基肄郡は五九割と六割に近い。その結果、佐賀県全体としてはほぼ四割の農家が中経営であるのに基肄郡では三割に達しない。

したがって以上を要約して佐賀県における基肄郡の特徴は、大地主の割合が高く、小作、半小作農の割合がきわめて高い。また零細農の割合が高く、中農の割合がきわめて低いと指摘されよう。この数字は地租改正後八年を経過し、その間の経済変動もはげしかったのであるが、田代地方の土地所有、農家構成の特徴をよく伝えているのである。この地方は前にも詳述されたように製蠟や売薬その他により、幕末すでに博多、日田方面と商業資本の交流がさかんであり、それがそのまま地租改正後の土地関係に投影されている。旧佐賀領でも、養父郡では製蠟業はさかんであったが、それは藩専売の下にあり、且つ直正

の農民保護政策により土地の兼併は困難であった。もとよりその間にも若干の地主が伸びていたことは事実であったが、田代地方に比すれば問題とならないのである。

土地所有権が確定すると、土地台帳に地番を付して記載され、同時に売買の有無にかかわらずその所有者に一筆ごとに地券を交付した。明治五年の戸籍編成につづいて、十四年には土地の戸籍もこうして完了したわけである。

なお、地租は当初地価の百分の三と定められていたが、明治十年西南戦争の時期に頻発する農民暴動の対策として百分の二歩半に下げられた。巷間に、「竹槍でどんと突き出す二分五厘」と謳われたものである。写真X-7にかかげた地券証は明治十四年の発行であり、地租率百分の二歩半とみえるのはこの結果をしめしている。

(2) 三新法の地方自治

明治十一年(一八七八)七月、一般に「三新法」と称されている「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」の三法が公布、施行された。これによって、わが国の地方自治の制度がようやく歩み始めることとなる。

まず町村の側から説明してゆけば、それまで戸籍編成のための大区・小区制を漸次地方行政に関与させてきたが、それは古くからの村を否定することはできず、むしろそれに依存するようなものであったことはすでに表X-3によって具体的にみたとおりである。この「編成法」は旧郡・町村の区域・名称をそのまま復活して行政上の単位としたものである(郡区町村の区とは大区、小区の区ではなく、東京など府の下における区である)。郡には郡長、町村には戸長を、一人ずつおいて首長とした。郡、町村の区域が狭小な場合は、数個をあわせて単位とした。こうして地方組織は県令——郡長——町村戸長という縦の系列を制度化したのである。



写真X-8 明治12年連合村会当時の書類

ができたのである。しかしながら、非常な制限をうけながらも、つぎつぎに、町村会規則を制定し、県令へ裁可の上申を行なった。たとえその一例を紹介すると、養父郡立石、牛原、宿三か村の戸長宇野健次は、十四年一月「村会規則」を編成して、県令の裁可を得ている。⁽³⁾その内容は、総則第一条に「当村会ハ当戸長管轄部内 立石村、牛原村、宿三か村 公共ノ協議施行ニ係ル事業

鳥栖地方においては、基肄、養父、三根の三郡をあわせて一人の郡長がつかれ、轟木駅に郡役所をおき、十一年十月三十一日をもって初代郡長に朝長東九郎が任命された。⁽¹⁾
 戸長は、その性格を行政事務従事者と町村の代表者（理事者）の両面を有するものと定められ、郡区長の指揮下におかれた。戸長の選任は、町村民の選挙（選挙資格は当該町村に本籍を有する男子の戸主、年令廿才以上）によって選出され、原則として県令の任命による。こうした基準にしたがって戸長管轄の区域が設定され、鳥栖地方は表X-6のように戸長管轄区域が定められた。
 一方、村民の意思を反映させる村会の方はどうか。鳥栖地方においては、明治十二年五月十九日、基肄郡酒井西・酒井東村、飯田村の三か村は三か村連合村会を設置した。⁽²⁾この三か村連合村会の構成は、酒井西村六名、酒井東村五名、飯田村七名の計一八名である。戸長堀江大四郎は一八名の氏名を「今般選挙投票（の）上決定」したことを郡長朝長東九郎に届出ている。そして、同年六月五、六、七日の三日間にわたって、第一回の村会が開催された。村会にかけられた議事の内容は残念ながらわからない。ともあれ、鳥栖地方において記念すべき村議会の発足であった。とはいえ、これらの連合村会は、「三新法」の中に、これを規定する法律の条項はなかった。したがって各地の連合村会は法律によって保証された村会ではなく、各地の事情に

表X-6 戸長および戸長管轄区域

	村	明治14年戸長 (1)	明治17年戸長 (2)
基肄郡	宮浦・園部・小倉・長野 田代・永吉・柚比・神辺・萱方 酒井西・酒井東・姫方・飯田	飛松忠四郎 原精一郎 古賀久五郎	八坂友来 原精一郎 島俊平
養父郡	轟木・真木・鳥栖・藤木 江島・儀徳・下野 宿・立石・山浦・牛原 東尾・中津隈・江口・多野 養原・原古賀	井上藤太次 宇野健次	宇野健次 西牟田光 村山友泉 藤永市助 西村聞国

(注) 戸長全員の氏名は残念ながら不明である。
 (1)筆者調査 (2)「鳥栖史談」(2)による。

まかされていた。そこで政府は明治十三年四月、「区町村会法」を制定し、全国に区町村会の設置を公許した。「区町村会法」はわずかに十カ条からなり、そこに定められた区町村会の権限は、非常に弱いものであった。区町村会の機能は、その区町村の公共に関する事柄を議し、それにもなう経費の支出と徴収方法を議決することであった。
 区町村会は、また数か町村連合した連合町村会を受けることができた。設置された町村会は郡長、県令の強力な指導、監督下にあり、まず町村会規則の制定は県令の認可を必要とし、町村会の議決事項は各戸長が執行することになっていたが、議決事項の内容について戸長が不適当と判断した場合は、県令の指導を仰ぐことになっていた。また、郡長、県令は町村会、連合町村会の内部に違法の事実を認められた時は、これを中止し、ついで解散して改選させる権限をもっていた。町村会は戸長、郡長、県令さらに政府の許容範囲内においてのみその自治を存続すること

ノ伸縮興廃及ヒ其経費ノ支出徴収ノ方法ヲ議定ス但一村ニ係ル事件ハ一村ヲ限り集合ヲ要スルモノトス」と定め、また第二条は「水利土功ノ事業本会ノ全部ニ関セス別ニ集合ノ区域ヲ議ス」とされ、連合村会の目的と範囲について、自身が権限を逸脱しないように慎重に配慮している。連合村議会議員の定数は大体戸数三〇戸に一人の比率で決められた（端数は十五入、十四捨）。村議会の選挙人は当該村内に本籍をもつ年齢満二十才以上の男性の戸主に限られた。一方、被選挙人、すなわち村会議員になりうる者の資格は、年齢満二十五才以上の男子で、当該村内に本籍をもつものと、他村に本籍をもつものでも地租を五円以上当該村に納めている者は、選挙人の資格をもつものとされた。この規定は他村に居住する地主へ村政参加を認めたものとして注目され、村議会の地主的性格のあらわれである。

ところが、村会議員の選挙は議員候補者の立候補制ではなく、村会議員になる有資格者の中から、選挙人が任意に定足数の議員を選出するのである。こうした選挙の方法は村政にもっとも有能適材が選ばれる仕組になっていた。だから、いったん選ばれた人は村民の多数の意向をうけて、村政にかかわることを義務化された。各連合村の「村会規則」には、必ず次のような規定がある。「議員ノ内招集ニ応セサル者又ハ事故ヲ告ケス参会セサル者ヲ審査シ退職者タルヲ決ス」（養父郡立石・牛原・宿村「村会規則」第七条）。さらに「退職者」扱いされた者は三ないし四年は村会議員の資格を剝奪された。村民の義務の不履行には不名誉な処罰が課せられたのである。村会議員のこうした名誉職としての義務感は、一般の議員にはもとより、役職の議長、副議長にも報酬を与えなかった。ただ今期中には「飯料」として食事が供された。村会議員の名誉職は村民の間に経済的、知的水準がかなり高く、ほぼ均等していれば、非常に理想的村議会が構成されるが、村民が経済的、知的に不均等な状態では、村政担当者は経済的に余裕があり、しかもある程度の知的能力を有するものに局限されるおそれがあった。

次に、戸長管轄村々の内、一村別に組織された村会をみよう。前に述べた養父郡立石、牛原、宿三か村「村会規則」

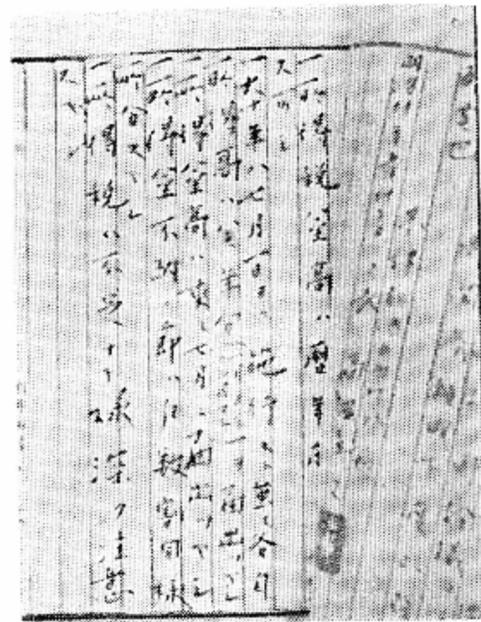
第一条但書にみたように、一村限りで完結する事項については一村のみの村会が作られたのである。右の三か村戸長宇野健次は、十四年四月、「当管轄部内各村ノ内ニ於テハ区域ノ広狭及ヒ事業ノ大小経費ノ多寡等彼是不同アリテ一般公共ノ施行ニ関シ難キモノアリテ独り其一村ヲ限り集合ヲ要スル廉有之」ので、そのため別に「集會規則」を作成した。⁽⁴⁾一村ごとの村会を、「集會」と命名したのである。集會の議員は一般に各村出身の村会議員をあてることにし、この場合集會議員定数は各村出身の村会議員数によって決められた。

さらに各戸長管轄の村会を連合した「連合村会」が設けられた。たとえば、基肄郡姫方村外三村（戸長古賀久五郎）、園部村外二村（戸長坂口治助）、永吉村外五村（戸長古賀寛三）の三戸長管轄村々の連合村会や、養父郡轟木村外三村（戸長村山左衛太）、立石村外三村（戸長宇野健次）の二戸長管轄村々の連合村会などがこれである。⁽⁸⁾この連合村会は、戸長の管轄をこえてより広域にわたり公共性のある事柄について、その施行および経費の支出・徴収についての協議を行なうものである。会議の主導権は村会と同じく連合各戸長の共同のもとにあり、学事に関する議案の提案が学務委員よりなされる以外は、すべての議案の提案権などをもっていた。また定員は、姫方村等の連合村会が戸数九〇につき一人の割合で決められ、議員の選出は各村会議員のうちから毎回選出された。轟木村等の連合村会は、戸数六〇について一人の定員で構成され、各村会議員が輪番制をもって選出された。

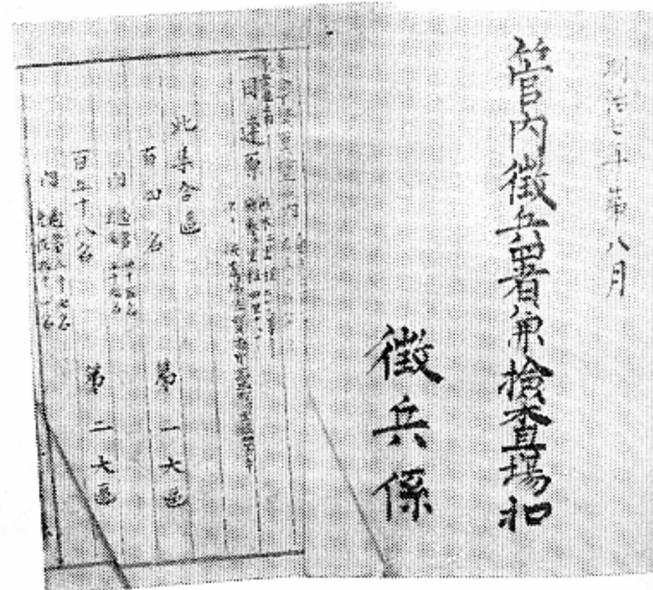
右のような連合村会より、さらに広い区域にわたる連合村会の設置もみられた。一例を示せば、養父郡の轟木村外三村、江島村外二村、江口村外一村（戸長藤永市助）、養原村外一村（戸長久納哲吉）の合計一六村にまたがる大連合村会である。定員は戸数一〇〇戸につき一人の割合で、毎回各村会議員中より派出された。

こうして十二年から、「郡区町村編成法」によって戸長と戸長管轄村域が定まり、十四年以降は「区町村会法」によって戸長管轄下に村会が、村会の下には村単位の集會が、さらに村会を連合した連合村会、またより広域を包轄し

まず格差賦課を行なうにあたって、「村内富者ノ徳義ヲ公正ニ普及セシメテ貧窮無費ノ者ヲシテ平等賦課ノ負担ヲ免レ生ヲ有テ業ヲ勉ル事ヲ得セシメント」したいとするのである。もはや貧困者にあつては生命を保持し、職業を続けることがギリギリの線であった。国税を除いて、地方税、村費を均等に賦課すれば一円二五銭三厘となつてとうてい一般の負担に耐えうるものではなかった。「今日民間ノ状況十中ノ二ハ飢寒且ツ免レサル者ニシテ其ノ又二ハ口腹僅カニ忍フノミ此ノ如キニ至リ固ニ其ノ負担ニ堪ルノ理有ンカ（中略）之ヲ施行シ貧者ハ即チ其ノ飢餓案寧ヲ保全セント欲ス之レ本案ノ精心也」と、表現にはある程度の誇張があるとはいへ、その貧窮ぶりが推察されるに十分である。



写真X-9
所得税についての規則
(明治20年 酒井西村)



写真X-10
徴兵関係の書類 (県立図書館蔵)

表X-7 佐賀県養父郡轟木村外三村明治20年度地方税賦課

区分	戸数	小計 (%)	1戸当り賦課金額	区分別徴収金額	小計 (%)
優等	1	44	15.00	15.00	227.60
1等	3	(5.6%)	7.00	21.00	(39.1%)
2等	40		4.79	191.60	
3等	40	340	3.00	120.00	298.00
4等	200	(43.1%)	0.74	148.00	(51.2%)
5等	100		0.30	30.00	
6等	120	404	0.24	728.44	56.84
7等	284	(51.3%)	0.10	28.44	(9.7%)
合計	788			582.44	

注 自明治17年至明治22年村会書類による

た大連合村会が組織されていった。この連合村会は農事改良に積極的にとりくむのであるが、それは次章以下に詳述されることになる。ところで、前に村会議員が名誉職であり、村民(選挙権者)が財産的にも学識上でもかなり平等であれば、適任者を公平に選出できるであろうが、それが偏っている場合は一部有力者に委ねられるであろうと述べた。しからば実情はどうであったか。

そこで、一例として旧養父郡轟木村外三村(鳥栖・藤木・真木)における明治二十年度地方税(県税)および十九年度地方税追加徴収の賦課方法より、十九年における右四村の村民の階層状態をみよう。すなわち、表X-7にみるように、二十年度地方税賦課金は五八二円四四銭、賦課戸数七八八戸、これを優等から七等までの八階級に分け、一戸当り賦課金を一五円から、最低一〇銭とした。この格差は実に一五〇倍で、戸数比は逆に一对二八四である。そして、六等、七等を合せた戸数四〇四戸、五一・三割は、賦課金総額の僅か九・七割の五六・八四円を負担し、一方の優等、一等、二等の四四戸、五・六割が二二七・六〇円、比率にして三九・一割をも負担しているのである。

今ここに、こうした賦課方法を採用した戸長古賀勤太郎の村会における提案説明をみよう。

- (1) 長崎県布達明治十一年甲第百二拾一号・第百二拾八号
- (2) 鳥栖市役所蔵『村会ニ関スル書類 基里村役場』
- (3) 佐賀県行政資料『明治十四年町村会決議』(県8-6)
- (4) 右に同じ
- (5) 右に同じ
- (6) 右に同じ
- (7) 鳥栖市役所蔵『自明治十七年至明治廿二年村会書類 鳥栖町役場』

3 国民教育の発足

(1) 学校教育の成立

壬申戸籍をととのえた明治五年には維新政府は学制を制定し、兵制の基礎を固めた(十一月全国徴兵の詔、翌年一月徴兵令公布)。この学制がわが国教育政策の基本となるものであった。

明治維新後の教育政策は、国民皆兵の施行など近代国家の諸制度を完成させていくうえにもっとも必要とされる課題を負っていた。それは全国民から文盲をなくし、近代国家の国民としてのより高度の素養を教授するにあった。そしてその方向は天皇に対する臣民としての教育、富国強兵・殖産興業という政策を支えていく国民の養成にあり、こうした教育の方向は、教育を国家目的に従属させていき、国の経済発展の段階に漸次対応していった。

しかしながら、明治維新後しばらくの教育は、藩政時代以来、大きな変化はなく、従来の状態を踏襲していた。明治初年の鳥栖地方における初等教育は藩校東明館は廃せられたが、旧来の寺子屋、私塾がそのまま続いていた。基肄郡の万才寺、戒円寺、徳永寺、遍照寺、正行寺などにおいて住持を師として、寺子屋が開かれ、「よみ、かき、そろばん」が教育された。また養父郡村田村の高尾泰安塾、宇野健次塾、幸津村の三浦修助塾、早田敬助塾などの私塾があった。⁽¹⁾これら私塾は漢籍と習字さらにそろばんを教えた。このうち、宇野健次塾は明治七年佐賀の乱の戦火で焼失

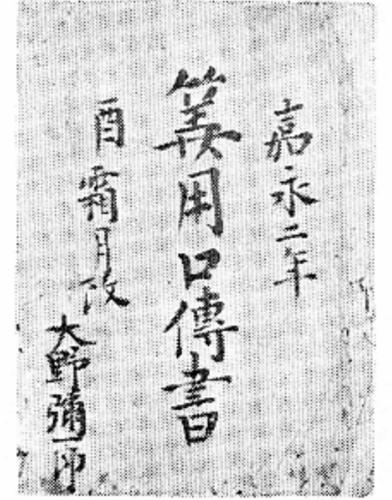
九州地方は、すべて第五大学区とされ、そのうち、佐賀県は第六中学区から第八中学区の三中学区に編成され、小学校は各中学区のもとに設立されていた。こうして明治六年には、学令人口八二、三七六六(男四万二、四〇一 女三九、九七五)のうち一六、九三一人(男一三、〇九二 女三、八三九)が就学した。教員は四二三人(うち女九)となっている。(3)

全国の「学制」を監督、指導する文部省をおき、その下に全国を区画して八大学区に分け、一大学区を三二中学区に、さらに一中学区を分けて二一〇小学区に定め、全国に八大学、二五六中学、五三、七六〇の小学を設置するというものであった。このピラミッド型の計画は壮大ではあったが、当面はまず小学校に重点があった。小学校としては、尋常小学校の外に女児小学・村落小学・貧人小学・小学私塾・幼稚小学などがあったが、尋常小学校を正規の小学校とし、これを上等、下等小学校に分けた。就学年齢は六才より九才までを下等に、十才より十三才までを上等小学校において修学させた。上等、下等小学校ともに半年の修学期間をもって一級とし、それぞれ八級から始まり、一級をもって最上級生とした。したがって一級修了が卒業であった。

表X-8 明治7年・鳥栖市域小学校

校名	中学区	小学区	村名	生徒男	同女	計	教員
共立小学	6	16	姫方村	16	7	23	1
共由小学	"	"	村田村	71	3	74	2
時習小学	"	"	山浦村	30	13	43	1
発蒙小学	"	17	立石村	23	11	34	1
迪蒙小学	"	"	下野村	77	13	90	2
日新小学	"	"	瓜生野村	43	—	43	1
養明小学	"	"	牛原村	23	18	41	1
藤樹小学	"	"	藤木村	15	3	18	1
習成小学	"	18	田代村	98	67	165	4
酒井小学	"	"	酒井東村	31	5	36	1
神辺小学	"	"	神辺村	27	18	45	1

注『文部省第二年報』、『佐賀県史料・四』(国立公文書館蔵)



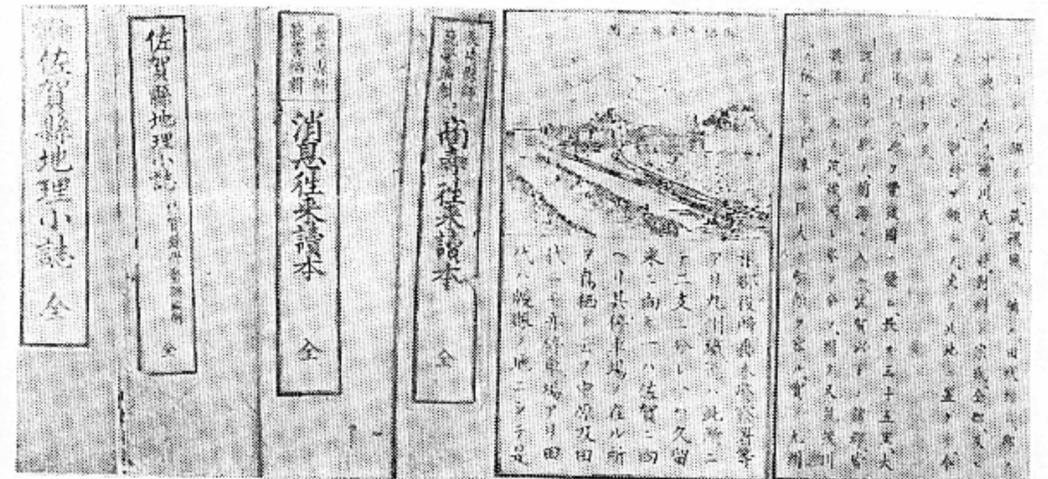
写真X-11 幕末の教科書(算数) (大野齊市氏蔵)

し廃校になった。(2) 他の寺子屋、私塾も新しく「学制」の施行後、漸次廃止されていき、村立の小学校にとってかわっていった。

村々に小学校を設置していくことを第一の目標にかかげ、その精神は「事奨励に関する被仰出書」という前文によって、個人主義、功利主義を教育理念の基礎にすえて、個人一身の独立、個人の財産の増殖、家業の発展のために教育の必要なことを説いた。こうした「治産昌業」||実学奨励は国民一般に大きく訴えるところがあったが、政府にとっては、それは富国強兵・殖産興業の国策とこれを下から支える基盤を早急につくることであった。このような精神に基づいて制定された「学制」は、その目的として、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と、村から家からの文盲の掃にあり、そのための機関として全国の村々に小学校を設置することであった。今日の小学校が、これに発していることはいうまでもない。「学制」に定める学校体系は、その範をフランスにとり、頂点に

(明治五年八月)は全国の

ところで、この「学制」



写真X-12 明治12年の教科書(市立図書館蔵)

基肄、養父両郡地方は第六中学区第一六、一七、一八小学区に含まれ、明治七年に設置されていた両郡地方の小学校は表X—8のとおりである。これら小学校名は「文明開化」にふさわしく、いずれも華麗な名称をもっているが、翌八年小学校名は地名をつけるように県の達があり、すべて改められた。この表にみられる田代村に設置された「習成小学」は明治七年五月第一大区々長緒方一郎が、村山舒明、古賀寛二、緒方弥六に基肄小学校創設事務を依頼し、同年八月十八日、田代の昌元寺を仮校舎として、校名を習成と命名し、開校したものである。⁽⁴⁾ 習成小学は、こうして生徒一六五、教師四人で発足したが、表にみられるようにこの地方においてはもっとも規模の大きい小学校であった。四人の教師は村山舒賀三三才、三等、月給四円五〇銭、緒方弥六三六才、四等、月給四円、磯野佐一郎二七才、五等、月給三円であった(他の一名は不詳)。

習成小学は、開校と同時に校則を定めて、生徒の守るべき事項を明記した。その内容は明治以降の初等教育の枠組をつくったものであって、その強い影響は今日においても十分に考慮しなければならない。次に長文にわたるが全文をかかげておく。

校 則

- 一、国憲ヲ守リ礼儀ヲ正シ學術ノ造詣ヲ旨トシ教員ノ指揮ニ従ヒ勉勵スヘキコト
- 一、男女席ヲ同クシ猥ニ笑戯スヘカラサルコト
- 一、午前第九時ヨリ午後三時マテヲ限リ正課ト定メ其間正午喫飯ヲ済シテ午後一時迄ヲ休時トス
但炎暑中ハ七時ヨリ十二時迄ヲ正課ト定メ其間九時ヲ休時トス
- 一、正課中猥ニ席ヲ離レ雜談スヘカラサルコト
- 一、入校中門外ニ出ルヲ許サス若シ不得止ノ事故アリテ出サルヲ得サルトキハ其子細ヲ具シ教師ノ許可ヲ得テ出門ス

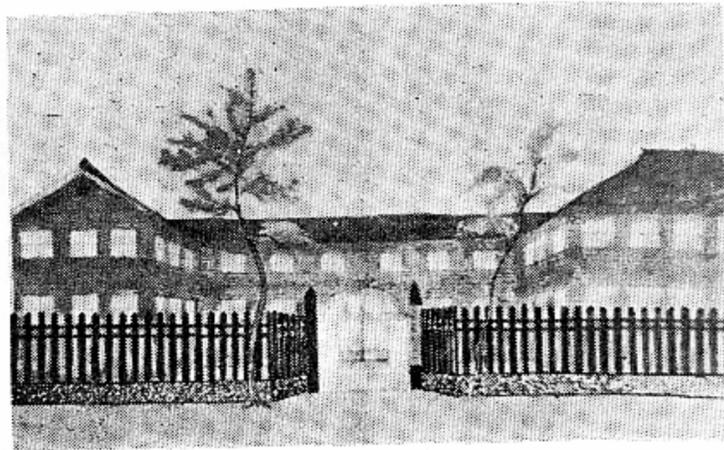
ヘキコト

- 一、正課ハ鐘聲三ヲ聞テ席ニ就キ五聲ヲ聞テ止ムヘシ
- 一、生徒上校下校共教員ヘ一礼致スヘキコト
- 一、生徒上校ノ節銘々己レノ名牌ヲ起シ下校ノ時之ヲ偃スヘキコト
- 一、午飯ノ外飲食ヲ禁ス
但菓物並湯茶ハ此限ニアラス
- 一、生徒下校ノ途中喧嘩口論又ハ行人ヲ妨ルノ類^{すべ}テ嚴禁ノコト
- 一、校ノ内外ヲ論セス楽書並田畑作物ヲ荒シ器物ヲ毀損スルヲ禁ス
- 一、七日以上不参ノ人ハ其事故ヲ届出ツヘシ若シ無謂不参三十日ニ及フ者ハ除名タルヘキコト
- 一、休日如左

一月 一日	元 始 祭
一月 五日	新年宴会
一月 三十日	孝明天皇祭
二月 十一日	紀 元 節
二月 二十日	仁孝天皇祭
四月 三日	神武天皇祭
十一月 三日	天 長 節
十二月 十二日	光格天皇祭

と、目をみはらせるものであった。規模は二階建、床面積七二坪にして、教員室、事務室および生徒控室に二四坪、残りが教場であった。学校運営については、巡回訓導が廃止されて学務委員がおかれ、教師の任免権をもち、教育費の管理、出納にあたった。

一方、生徒の状況はどうであったであろうか。たとえば、明治十年、田代地方の上等小学は第六級（上等小学三年の後期）に僅かに三名、また十二年は、田代地方に上等小学一年後期生二名、轟木地方三名という状態であった。



写真X-13 明治30年ごろの轟木小学校
「轟木尋常小学校沿革史」から

の巡回訓導は三宅有石であった。各小学校の校舎はほとんどが、空屋・借屋を用いて教室としていた。生徒の進級は年に二回進級試験が行なわれ、八級から順次一級まで進級していった。

明治十一年六月、轟木に上等小学校として公立上等観光小学校が開設された。従来下等小学（四年制・八級）は各村に設置されていたが、さらに上等小学を各村に設置することは、村の経済的負担のとうてい耐えうるものではなかった。そこで立石村、山浦村のうち原古賀、大楠の二地区、鳥栖村、宿村、牛原村、藤木村、轟木村が合同して、轟木に上等小学として上等観光小学校を建設したのである。これは同時に轟木、鳥栖と立石村内の原古賀、大楠地区の下等小学の生徒をも収容して本校とし、他地区の下等小学は分校とされ、養父、立石、高田に三つの分校が設けられた。

上等観光小学校は、校名もそうであるが、その校舎の建物は当時において、「頗ル華麗ヲ極メ田代校ヲ除クノ外、郡内其比ヲ見ズ」（『沿革史』）

一月一日ヨリ三日マテ
一、六ノ日、但月ノ三十一日ハ休日ニアラス

一、生徒父兄教場ニ出テ学事ニ属スル物議ヲ起スヘカラス若シ不得止ノ事故アラハ休時教員ニ懇々面述スヘキコト
右ノ条件堅ク可相守若シ之レニ違犯スルノ徒ハ審按シテ相当ノ譴責ヲ行フヘキコト

明治七年

習成小学校

「学制」の方式にならって設置された各小学校は、右に掲げた習成小学とほとんど同じ内容をもつ校則をもつて、それぞれ開校されていった。しかし、従来全く基礎のなかったところに、政府の要請によって半ば強制されて設置されていく小学校は統計表にみられるような表面上のはなやかさに対し、実情ははなはだ貧弱なものであった。佐賀県には今までのところ報告されていないが、隣の三藩県では「学制」反対の農民一揆が起り、設置された小学校の建物が打壊されている。当時の村民にとって小学校は、あまり歓迎されたものではなかったのである。

現在の鳥栖小学校に『轟木尋常小学校沿革史』（以下『沿革史』という）という和紙に墨書された冊子が保管されている。『沿革史』の成立については後に述べるが、この『沿革史』によって我々は当時の小学校について次のように豊富な内容を知ることができる。

明治九年一月、養父郡に村組合立として設置されていた下等小学校は表X-9のとおりである。これは前表とは違って校名に地名をあてている。教師は一校に二、三名配置され、組合中に巡回訓導一人を置いて常時各小学校を巡回して、授業、学校運営について監督、指導し、また直接に模範授業を行なった。当時

表X-9

明治9年・小学校名

轟木小学校	轟木・真木
藤木分教場	藤木・今泉
鳥栖小学校	鳥栖・瓜生野
儀徳小学校	儀徳・安良
養父小学校	麓村ノ東部
山浦小学校	麓村ノ西部
立石小学校	麓村ノ西部

『沿革史』より作成

(2) 初等教育普及の実態

政府は、「学制」下の初等教育の実情に対応して、教育に対する上からの指導、育成の方針を改め、明治十二年九月、「学制」を廃止し、あらたに「教育令」を公布、施行した。これは、教育の基本を国民の教育に対する内発性、自主性にまつところに特徴をもち、一般に「自由教育令」と呼ばれた。この新しい試みは、時代の風潮であった自由民権運動と呼応し、教育権が国民にあることを強調し国民の間に教育論が盛んにたたかわされた。しかし、当時の国民の即時的要求は、教育費負担の軽減と農村労働力である児童の就学忌避の風潮が強くなり、真の国民教育論の深まりにはるかに先行して、教育費の減少、就学率の停滞となってあらわれた。

明治十四年の統計によれば、基肄、養父、三根三郡の小学校在籍生徒数は、表X—10に掲げるとおりである。全校生徒二千七百人の半数は一年生であり、学級が上るにしたがって等比級数的に減少する。六年生になると一年生生徒数の一割程度になっている。この傾向は女子生徒において、とくに甚しい。女子生徒は一年生においてすでに男子生徒数の三分の一以下であるが、六年生になるとゼロになっている。

こうした傾向を示す初等教育の方針は、翌十三年十二月、「改正教育令」によって逆転されて、政府、県の上からの強力な「干渉」を軸として変化していく。その結果は

表X—10 明治14年・三郡小学生徒数

学年	6	5	4	3	2	1	計	卒業生
男	17	57	117	300	563	1,134	2,188	21
女	0	2	13	38	99	364	516	1
計	17	59	130	338	662	1,498	2,704	22

『文部省第九年報』明治14年より作成

明治十六年、基肄、養父、三根三郡の小学校卒業生徒は二一七人(うち女子二一人)、十七年には二一四人(うち女一八人)⁽⁶⁾ というような激増となった。前表によれば十四年の卒業者は二二人にすぎなかった。「教育令」が国民の内発性に、国家からの放任にまかされていたのに対し、「改正教育令」は政府みずから教育行政に大きく関与し、学校設置の促進、就学率の上昇に力点をおいていた。

佐賀県においては、十六年に入り、長崎県からの分県・独立とともに、行政が末端町村にまで行届くようになり、「干渉教育」の効果はめざましかった。県当局は、「改正教育令」による結果と「教育令」施行時の状況を比較してつぎのように述べている。⁽⁷⁾

改正教育令頒布以来本邦教育ノ針路已ニ定マリ、大ニ干渉ノ法度ニ復スルヲ以テ県下ノ人心漸ク学事ニ慕向シ爰ニ始メテ普通教育ノ必須ナルヲ覚知シ今日ニ在テハ徒ラニ子弟ノ就学ヲ嫌忌スルカ如キノ徒ハ殆ント其蹟ヲ遺ササルニ至レリ

また

概論スルバ、明治十二年九月教育令ノ發布アルヤ民間其真旨ヲ誤認シ、偏見利己ノ私論甲地唱へ、乙地和シ、一時大ニ教育ノ進路ニ障碍ヲ与ヘタルモ、明治十二年該令(改正教育令)ノ改正アルヤ稍旧時ノ面目ヲ改メ、民心頗ル向学ノ心志ヲ惹起シ、児童ノ入学スル者日一日ヨリ多ク、教育ヲ招聘スルモノ亦多キヲ加フルニ至ル

右にみられるような県当局の意向は、前の自由「教育令」において示された。国民の内発性に教育の発展を求めていこうとする方針が、教育界の混乱という就学率の低下をもたらしたことに對して、教育の目的を国家の政策に合致させることにおき、教育の普及発展を就学率の上昇に求めていこうとする態度に外ならなかった。したがって政府、県当局の自負する「改正教育令」の効果は、実際には教育の現場に「競争」を導入し、褒賞制度を採用して、生徒、



写真X-15 森木尋常小学校沿革史の表紙と本文の一部 (鳥栖小学校蔵)

同時にこの六項目は特殊な例外的生徒だけではなく、生徒一般を対象とする実践徳目でもあった。

褒賞と競争によって生徒の学業成績を向上させる考え方は、その根底に知的能力に重点をおいていた。教育現場における知的能力の重要視は、次のような教師たちの反省を産まざるを得なかった。

此頃(十七年)各教員ノ意向ハ教授法ノ研究ヲ顧ミズ専ラ試験ノ結果ニ於テ落第生ノ少キト受賞者ノ多キトヲ無上ノ名誉トセリ、是當時ニ在テハ注入的教授コソ却テ好結果ヲ得(ル)ヲ以テ教授法ノ得失ハ試験ニ依テ証明セラレザリシナク、此習慣ハ創立ノ際ヨリ馴致セシガ十九年ニ至テ強ク競争ヲナシタリ、今其一班ヲ述ベンニ試験ヲ各自(教員)ニ放任スルトキハ大ニ不公平ヲ免レズト本校ヨリ分校ニ派出員ヲ出張セシメ試験者ハ互ニ交替シテ自己担任ノ級ハ行フベカラザルノミナラズ採点モ亦首座訓導ト立会ノ上ナラデハナスコトヲ得ザリキ、撰題ハ首席訓導四人本校ニ於テ之ヲナシ且ツ撰題者ヨリ解答案ヲ副ヘテ配附セリ……

すなわち、生徒間の競争によって学業向上をはかる意図が、教員同志の競争にまで発展した。その揚句には出題と採点の公平(教員にとつての)を期するため、出題も採点も教員は独立して行なうことができ

児童の競争心をあおることによってはじめてみるこ
とができた。学校は教育を手段とする生徒・児童の
格差の設定場にもなりうるものであった。

森木学区と田代学区は、明治十五年十月「小学校
生徒褒賞規則」を連合町村会の議決を経て定めた。⁽⁸⁾
規則の内容は両区ともほぼ同じ趣旨である。規則に
よると、生徒の褒賞は年に三度行なわれ、そのうち
二度は、学業成績の優劣によって、上・中・下三等
級に分れて表彰され、表彰には賞品として、森木学
区では一五銭・一二銭・九銭、田代学区では、二五銭・二〇銭・一五銭の格差をもって、各金額相当の書籍・筆・紙
墨などが与えられた。学業成績の表彰とともに、品行について次にかかげる項目に該当する生徒を表彰した。



写真X-14 明治時代のこどもの盛装

- 一、品行優良ナル者
 - 一、他ニ卓越シテ勉勵刻苦スル者
 - 一、事情慫ムヘキ不幸又ハ至貧ノ子女ニシテ衆ト同シク入学勉勵スル者
 - 一、天性愚魯ニシテ知覚乏シク因リテ進級スル能ハサルモ其勉勵他ニ劣ラサル者
 - 一、親戚鄰保ノ作興スル者ナキモ自奮シテ入学勉勵スル者
 - 一、総テ学事ニ関シ人ノ龜鑑トナルヘキ奇特ノ所業アル者
- 右にかかげた六項目は、いずれも劣悪な環境のもとで刻苦勉勵し、見事に学業を修了することの励ましであった。

ないように自らを束縛し、試験の監督も自分の担任クラスからは排除されたのである。とくに修身科では採点の基準が明確でないので、全職員が本校に集り「数週間之ガ講読会ヲ開」くなどの悲喜劇的努力がなされた。

この当時には右に述べられているように落第がとくに多かった。「教科書ノ不適当ハ無論ナレドモ一年級へ珠算加法ヲ用ヒタルハ尤モ無理」で、とくに一年級の落第が多かったのは「入学時期大ニ不揃ニシテ学年ノ終期ニ至リ翌年ノ予備トシテ入学スル」者が少くないためである。これによれば「改正教育令」のもとで就学熱はかなり上っているようである。二十年ごろからやや落第は減少したが、二十一年、二十二年の実績は表のとおりである。

表X-11 受験生と落第生

		明治 21 年		明治 22 年	
		受験生	落第生	受験生	落第生
1	年	178	70	159	41
2	年	78	30	126	32
3	年	79	32	75	17
4	年	47	8	42	2

(注) 『轟木尋常小学校沿革史』による。ただしこの外に受験を禁止されたもの「数十人アリ」「落第ハ重ニ算術ニシテ其次ハ作文ナリ」。

轟木尋常小学校の『沿革史』は、わが国近代教育史の貴重な資料である。そこでこれに抛りながら児童の状態をも簡単にうかがってみよう。第一学年読書科の教科内容(明治九年)は、前期に平がな、片カナおよび絲犬錨いのこ等の漢字三〇二、後期は神人天地萬物主宰などの熟語を中心として、「神ハ天地の主宰にして人ハ萬物の靈たまなり」というような短文を習う。次に全職員が集って数週間にわたって採点の基準を討議した修身科の読本は、二年生(同十六年)の場合二五枚の用紙から成り、その一枚を示せば「朝ハ早く起きて顔と手を洗ひ口を漱ぐべし。顔を洗へば父母の前に行き手をつきて挨拶すべし。夜寐るにハ談話すべからず静に寝に就くべし。寝ぬるときにも父母の前にゆき手をつきて挨拶すべし」というのであった。

運動会や遠足もあった。明治十四年夏は四阿屋に行ったが「米一合金若干ヲ生徒ヨリ取立テ三橋千頼氏ノ宅ニ於テ握飯豆腐にやくコン蕪にやくヲ調ヘリ、道中ハ隊

ヲ組ムコトナク傘ヲ用ヒナガラ氣随ニ進行セリ、該場ニ至リテ清キ前流ニ遊泳ヲナシ愉快ヲ尽シタリ」と記されている。

明治二十五年の項になるが、児童の生活が記されている。

就学生徒中農ニ対スル商工庶ソ比ハ大凡七ト三トノ如シ故ニ農事繁忙ノ際ハ欠席生徒ノ夥シキコト殆ド全生徒ノ半数以上ニ達シ、年齢ノ長幼ニ関セズ或ハ農具ヲ執リ或ハ稚児ヲ負ヒテ父兄ノ業務ヲ補助スルヲ以テ事トシ、更ニ学藝ヲ温習スルノ暇ナキモノノ如シ、其稍間隙ノ事ト雖モ満八九才以上ノ生徒ハ退散後、時々農務ニ従事スルヲ見ル……

このように満八、九才になれば農村の児童は一個の労働力として重要な任務を果していた。二年生以後の就学者数が激減する事情は右によって充分説明されている。したがって真の就学率が向上するためには、明治後半、後章に述べられる農事改良の実があがるまで待たねばならないのであった。

注 (1) 『佐賀県教育五十年史』

(2) 村田の宇野健次塾については、宇野健次自筆と思われる履歴書が宇野家にあり、その明治七年の項に明示

(3) 『文部省第二年报』

(4) 『佐賀県教育五十年史』

(5) 『文部省第五年报』、『文部省第七年报』

(6) 『文部省第十一年報』、『文部省第十二年报』

(7) 『文部省第十一年報』

(8) 佐賀県行政資料『明治十五年区町村会議決伺』(県8-12)

XI

明治前期の農村と農業

1 明治初年の農業の状態

(1) 上ノ村と下ノ村

明治初年の鳥栖地方は、農業の視点から、二重の要因によって、四つの地域が認められた。要因の一つは、二つの異なる藩政によって支配されていたことである。そのことは前の近世編に詳述したところであるが、その支配による規制の一部は、藩政解体後も後述するように、農民の生活や農作業における慣行として長く残るのである。そして、要因の他の一つは、藩政時代、ことに田代領で、行政上の区域をこえて、農業上の地域区分として一般に使用された上ノ村・下ノ村の区分である。上ノ村は山麓山間地帯、下ノ村は筑後川(旧千歳川)流域の平坦常習水害地帯をいう。この二つに区分される地域は、各々農業の成立条件を異にしていたとみることができる。

上ノ村は広大な草場を持つ「かりしき」農業地帯である。ここには初期の県統計書が記録にとどめたほどの著名な原野が、この地域に一〇を数えている。立石の山田原(七二畝)、鬼迫原(一六畝)、若山原(二三畝)、山浦の牛石原(六五畝)・西田原(四一畝)、牛原の鹿見原(二五畝)、群石原(二四畝)、若林原(二四畝)、柚比の芳谷原(三〇畝)、象石原(一五畝)がそれである。これらの原野は水利の便なく開墾不可能の土地とされていた。このなかで、山田原・鬼迫原・若山原・鹿見原・象石原・芳谷原などは国有林野に編入されたが、その他の山浦、牛原などの原野は、主と

してそれぞれの部落(当時村)の共有原野として残される。これらの原野のほか、その周辺や部落の周辺には薪炭林のあい間などに、なお広い原野があり、それらの原野の多くは部落の農家の草刈場となっていた。それらの草刈場の多くは、特定の部落の入会地で、他部落からの入会権を認めたものは、轟木部落が山浦分に入会権をもっていた以外ほとんどみられなかったようである。だが旧田代領では、藩政時代、野草や薪炭の採取の代償として秋山口と称する麦による貢租を徴していたが、その秋山口は、上ノ村に限らず永吉・姫方・飯田・酒井東・酒井西・鳥栖などの村々にも課しているもので、これらの村々も採草地、または薪炭林に対する入会権をもっていたものと思われる。旧田代領の村々では、下ノ村の一部を除き草刈場をもたぬ部落はなかったが、佐賀領では、江島などは共有地(村中山)は、専ら薪炭林として利用されていたようである。なお官有林に編入された原野のなかでも、植林計画のない原野は、秣場として開放されていた。佐賀県農業調査によると、基肄郡の秣場八〇畝は総て民有(部落有)であるが、養父郡の秣場は、前述するように関係部落は比較的少なかったにかかわらず、五一四・九畝という広大な面積を占めていた。そのなかの一八五・九畝のみが民有(部落有)で残りの三二九畝は官有地に編入された。官有の秣場は入会権料を徴収していたようであるが、秣場の狭い基肄郡の上ノ村の農民は、遠く養父郡の九千部山にまで、入会権料を払って、草刈りに出掛けたといわれる。

田植が済むと、一番草・二番草・三番草・あげ草とつづく水田除草(除草・中耕)のあい間に、この地域の農民は先を争って原野に採草に出かけた。その一部は二番草の後に、厩肥の堆肥・油粕などとおなじく、はきみ肥(追肥)として生草のまま水田に施され、一部は生草のまま、また他の一部は乾草として牛馬の飼料に供せられ、または冬の飼料に保存された。野草はこのように、直接草肥としても、また牛馬の腹を通して厩肥としても、人糞尿とともに最も重要な肥料であった。

旧藩時代、藩政府は野草(かりしき)とともに下肥(人糞尿)の利用を奨励するため農家の門口に肥壺の設置を義務づけたといわれている。その慣習は廃藩後も残る。秣場は、春新草の萌え出る前に野焼きを行なった。野焼きは草場の藪や荊苒を焼きはらってその灰を新草生育の肥料となすとともに秣場を清掃するためである。年々野焼きが行なわれた秣場は素足で歩けたといわれている。この野焼きはしばしば山火事の原因となり、国有林野や周辺の薪炭林に燃え移って大事を惹き起こすことがあった。これの防止のため、県は明治十一年と十三年に野焼きの制限取締りに関する通達を発し、さらに十五年三月には野焼きに巡邏(警官)の立会いを必要とする規則を定めたが、その年の十月には、さらに「山野火入取締規則」を公布して取締りの強化を図っている。だがその後も野焼きはしばしばその取締規則を無視して行なわれたものようである。

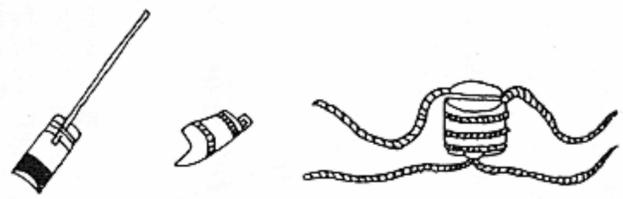
肥料としては野草のほか油粕・干鰯・石灰などの金肥が施用されていた。明治十三年に長崎県佐賀支庁の役人が、現地に出張して取調べた処によると、牛原・儀徳・下野・田代・柚比・酒井西などでは油粕が使用され、また下野では干鰯、儀徳・下野・田代・酒井西などでは、石灰などの金肥が使用されていたという。干鰯はもとより油粕の使用も、当時菜種の栽培はまだ少ないので、一部富農ことに手作地主などに限られていたと思われるが、石灰の使用は後に述べるように、県下でも最も早く、しかも急速に普及していったものようである。それは価格が他の肥料に比し安かったせいもあるろう。だが、生草、人糞尿など酸性有機質肥料の多投によって酸性化した土壌を中和し、有機質肥料の分解を促進して、後述する試験結果が示すように、下ノ村はともかく、上ノ村の野草地帯では水田の増収に著しい肥効を現わしたためであろうと思われる。

この上ノ村一帯の水利は、主として河川の井堰による灌漑であった。田代領域は山下川・秋光川・大木川・牛原川(下流は安良川)によって灌漑される。牛原川は佐賀領の一部も灌漑する。これを補給する中小幾つかの溜池がある。

//

地域の当時の住民にとって、天恵を与える守護神でなく、むしろ禍をもたらす邪神であったようである。雨期には増水して、宝満・轟木・安良などの各河川に逆流してその水位を高め、下ノ村一帯の堤外耕地に滞水による洪水をおこし、滞水はしばしば旬日におよぶことさえあった。とくに、明治十三年の出張記録によると、酒井西村・酒井東村・下野村・真木村の四カ村は、筑後川沿岸でも最も「非常ノ水害地」で「軒ヲ浸スノ水毎年ニ及ブ故ニ家屋ハ概ネ二階ヲ構造シテ居住ス又水ヲ避シメ或ハ船ヲツナグアリ、四五年ニ一度ハ耕地ノ七分ヲ水腐ス」るほどであった。ことに明治七年の風雨では基肄・養父両郡で納屋を含めて家屋一、三九六戸の全半壊という被害を受け、県では八〇石ほどの救助米を出したほどである。⁽⁴⁾だが、このような災害は区章で述べたとおり、従来はほとんど滞水によるか風害によるもので、堤防決壊ことに筑後川堤防の決壊は明治二十二年のそれまではみられなかったようである。

下ノ村の土壌は上ノ村に比して肥沃で、野草の施肥がなくとも、洪水（滞水）の被害がなければ、水稻の収穫は遙かに上ノ村を凌いだようである。洪水による泥土の堆積が土地を肥やすと下ノ村の農家は信じていた。この地域は秣場をもたぬ。家畜の飼料の一部は畦畔や河堤などの草で間にあうが、直接肥料とするほどのものではない。野草に代わる自給肥料として、下ノ村のクリーク地帯では、佐賀平野のそれと同様、クリークの底に溜った泥土が大きい役割を果たす。そのために年々泥土揚げが行なわれる。その泥土揚げの時期は旧佐賀藩と田代領で違う。納屋を持たなかった佐賀藩では二・三月頃揚げた泥土を直接麦の畔間に拡げた。これは佐賀平野のクリーク地帯と同じである。だが旧田代領の場合は、秋の彼岸を境に水田の水を落とし、水が落ちると直ちに堀（クリーク）干



図XI-1 堀のゴミをくみあげる道具
左から かんびょうえ・ゴミかき・ゴミ揚げ桶
「明治十三年調査農具誌」から転写

なかでも、神辺の垣副堤・牛原の後谷堤・藤木の礫石堤などは藩政中期前、賀島兵介によって築かれたとされている。また佐賀領域では、御手洗川・村田川（下流沼川）によって主として灌漑されていた。沼川の水を調整補給する五反三步池は成富兵庫の構築にかかるものとされている。前述する明治十三年の調査によると、上ノ村の中では、牛原四分・立石五分・宿五―六分・鳥栖七―八分・藤木六分・萱方六分・田代七―八分・姫方七―八分・飯田八―九分がそれぞれ水不便で、水利の便なのは山浦・神辺・柚比および基山町の宮浦・園部・小倉などとなっている。従ってこの地域では殆んどどの村が旱害を受ける。その反面、水害を受けることは殆んどない。

この上ノ村を灌漑する河川はその下流で下ノ村の水田を灌漑する。田代領域は主として前記の諸川のほか、県境の宝満川で灌漑され、佐賀領域は主として沼川および安良川によっている。上流での水不足にかかわらず、下ノ村は後に述べるように永害に悩まされる。

これらの河川の水は、原・東西酒井・水屋・赤川・真木・高田・安楽寺・下野・不動島・田手島などの村々ではクリークに貯えられて、足踏車で揚水灌漑された。この夏季の揚水労働は時期的には上ノ村の草刈労働と対応するものであるが、当時の農作業のなかでも、最も苦しい重労働の一つであった。クリークの水は佐賀領では樋管を通じて田出島から筑後川の堤内へ排出された。当時筑後川の本流は今の宝満川で、その水量は豊富であったが、その水は灌漑には利用されなかった。筑後川はこの



写真XI-1 かんがい用の足踏水車
(県立図書館蔵)

一三、八二三人で、この中一一、四七〇人が農業に従事している。この統計からは農家戸数は割り出せないが、明治十五年の基肄郡誌および養父郡誌⁽¹⁰⁾では(今の田代町域の戸数に多少疑問の点はあるが)戸数四、一一九戸の中三、八一七戸、基山村域の分を除けば三、〇七八戸の中二、八五〇戸が農家である。すなわち、就業人口からすれば八三割が農業従事者であるが、戸数からすれば基山村域を含むと否とを問わず九二割までが農家ということである。ことに地域別(当時の町村別)にみれば柚比・田代村・永吉・姫方・真木・牛原・江島などは殆んど全戸が農家で、田代町・鳥栖・轟木などに商・工その他の業者が集中していた。すなわち、旧藩が宿場または商業地として認めていた田代・瓜生野・轟木の三町を除くほかは純農村であったとみることができよう。

さて、当時の農家は一戸当たり何程の耕地を耕作していたかを知るためには、当時の田畑面積についての統計が必要であるが、明治十年以前のそれは、ほとんどが石高によって地積が表わされているので正確に知ることが出来ない。明治十五年の前掲郡誌から筆者が計算した田畑反別は、正確とはいえないが、水田約一、六六〇町歩、畑地約八五五町歩という数字を示している。このなかで、基山村地域を含む基肄郡の耕地は田畑合わせて一、六二二町歩余、これは佐賀県学務課が明治十七年に編さんした「佐賀県地理小誌」⁽¹¹⁾の基肄郡反別一、八五九町歩(これには宅地なども含まれている)と比較して大きな相違はみられないし、また、その水田のみの面積一、二二三町歩は後に述べる明治十四年農産物調の基肄郡米および糯播種地反別(この中には多少の陸稲も含む)の一、二八五町歩と大差ない。そこで、この反別を以ておおよそ当時の耕地状況を現わすものとみれば、農家一戸当たりの耕地は八八町強、このうち水田五八町、畑三〇町ということになる。地域的には今の旭・基里の地区が全般的に一戸当たり耕地が広く、麓・田代地区が狭い。これらの耕地は前に述べた上ノ村・下ノ村におけるそれぞれの農業上の諸条件とからみあって、この地域の農業の基盤をなしていたのである。

(3) 役畜と農具

北九州地方は全国的にあって、最も早期に牛馬耕の普及発達した地方である。この地域もその一環として牛馬耕の発達が早く、従って牛馬の飼育も藩政時代から行なわれていた。明治初年の飼育状況については、明治十一年から十五年までの「各郡家畜調」⁽¹²⁾がある。基肄・養父両郡の牛・馬の頭数およびその五カ年間における増減は表XI-1のとおりである。

この牛馬の大部分はいままでもなく農用の役畜で、乳牛は一頭もないが、力用(運搬用その他)の牛馬が、五〇頭ないし一〇〇頭はいたものようである。明治十四年の家畜調は両郡とも馬頭数の減少は主として、力用馬の減少によるものとしている。この表によって知り得ることは、養父郡では馬が圧倒的に多く、基肄郡では牛馬の数が相半していることである。だが両郡とも牛の頭数はやや減少の傾向をみている。農家への普及率は、両郡とも全戸に対する農家数を九二割として計算すれば、明治十一年頃で、基肄郡で二・五戸に一頭、養父郡では二・一戸に一頭ほどの飼育である。⁽¹³⁾「佐賀県農業史」が麓の立石村(養父郡)の文久二年「諸業並カマド帳」で示したような、やい馬の慣行もなお行なわれていたものであろう。

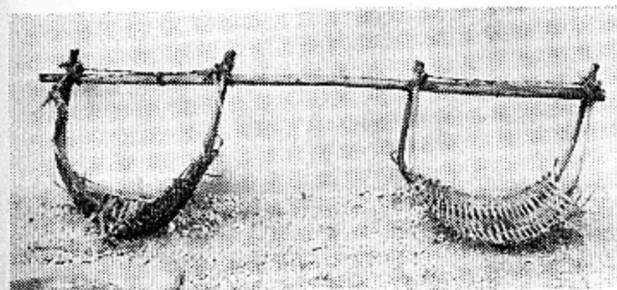
表XI-1 明治初年の家畜調

		牛			馬		
		牡	牝	計	牡	牝	計
基 肄 郡	明治11年	94	415	509	509	59	568
	" 13年	69	403	499	607	0	607
	" 15年	80	358	438	552	0	552
養 父 郡	" 11年	6	45	51	1,440	106	1,546
	" 13年	4	36	40	1,359	184	1,543
	" 15年	5	38	43	1,308	182	1,490

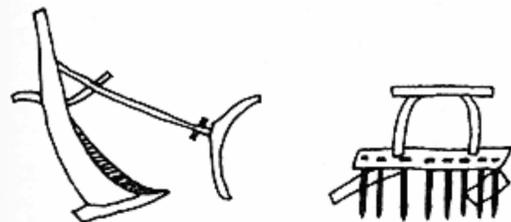
(注) 明治11年ないし14年各郡家畜調(県庁文書)および明治15年家畜調(同上)による。

牛の飼育がとくに多いのは、園部村(現基山町の中)の一九六頭で、この外、袖比村・牛原村などの山麓部は馬に比し牛の頭数が多く、立石村でも四〇頭の牛が飼育されている。だが、基肄郡では永吉・姫方・飯田・酒井東・酒井西の村々、養父郡では鳥栖・藤木・真木・轟木・儀徳・江島・下野など平坦部の村々では馬のみで牛はほとんど姿をみせていない。

このような役畜(農用の牛馬)は、耕耘のために使用されたことは勿論だが、運搬用にも広く使用されていた。当時の運搬は農道のみならず荷車をも通さぬような里道の不備もあって、専ら牛馬の背または人の肩によって行なわれたものようである。「基肄郡誌」および「養父郡誌」によってみると、荷車は大七または大八車が、立石・鳥栖・真木・轟木などに各二、三台宛あったのみで、このほか鳥栖に九台の小車が記録されているのみで、一般の村々にはその姿をみない。この記録にある荷車も、それが農用に使用されたかどうかは疑問である。明治二十二年になると、三養基郡内で六三一台という多数の荷車が貨物運搬用として報告される⁽¹⁴⁾。だが、これとても農業用に使用されたものではない。農業用の運搬具は、主として、牛馬に牽かせる「しら」と称する丸太を蔓で連繋した一種の櫛^{そり}および鞍・おだなどの牛馬具、背負いふご・担いふご・担いじょうけ・ぶりなど藁製または竹製の運搬用具が使用され、主として牛馬の背や人の肩で運ばれた。したがって秤量も、一荷^か(約五十^キ)、一駄^だ(約一五〇^キ)



写真XI-3 運搬用農具のふり



図XI-2 鋤と馬が

「明治十三年調査農具誌」から

一二〇^キ)が一般に重量単位として通用していた。

一方下ノ村の、ことに、常習水害地では舟が耕作用にも使用されていたようである。同じ基肄郡誌および養父郡誌によると、酒井東村には荷舟五隻・渡し舟二隻のほか耕作用舟十七隻および洪水予備舟一隻があり、下野村には漁舟十一隻・渡し舟二隻のほか荷舟四隻があった。

犁^{すき}は、田代領では古くから持立犁^{もったてすき}(抱持立犁)が使用されていたようである。その使用が何時から始まったか、それ以前どのような犁が使用されていたかは明らかでないが、漏水田の中鋤きにもこれを用いたといわれる。中鋤用の長床犁が使用されたという記憶をもつ人は見当たらなかった。田代領への持立犁の普及は、筑前藩の影響によるものと思われる。俗に抱持立犁と呼ばれる犁で、抱えながらすくために、反転は両側に自由に行なわれ深耕にすぐれた特徴をもつが、操作に力を要し、耕耘労働が甚だ苛酷である。田代領では下ノ村へも普及しているが、佐賀藩域では、主として上ノ村(ことに山浦・立石)などへは普及してゆくが、下ノ村(ことに下野・三島など)では使用されない。ここでは神埼郡から三養基郡西部へかけて普及した短床犁(四、五枚の鉄板をはり合わせてわん曲をつけ反転をよくした七寸一尺の犁床をもつ)が普及していた。

なお鋤^{くわ}については、開墾用の曳鋤(俗に唐鋤^{とうち}という)、風呂鋤(ひろ鋤)、平鋤、明治二十年代以後は備中鋤(三つ又)などがすでに使用されていたようである。

(4) 農業生産の概況

では、どのような農産物がどの程度生産されていたかを知るために表XI-2を検討してみよう。

第一に気付くことは、米麦以外の、粟・大豆・蕎麦そばなどの夏畑作としての雑穀の作付けが目立って増加しつつあることである。基肄郡では十年の七五〇から十四年の二九九〇へ、すなわち約四倍に達し、養父郡でも十年の約四二五〇から七八九〇へ、すなわち一・八倍の増加をみている。この頃では雑穀が貧農の食糧として重要な役割を果たしており、また、大豆は旧藩時代、ことに田代領では貢納品として、廃藩後も後述するように地租改正までは物納租税に大豆が認められていたのである。

第二に、水田裏作その他の冬作物としては麦類が圧倒的で、

表XI-2 明治10年および14年における基肄・養父両郡の農作物作付面積と生産額

	基 肄 郡				養 父 郡			
	作 付 面 積		生 産 額		作 付 面 積		生 産 額	
	10 年	14 年	10 年	14 年	10 年	14 年	10 年	14 年
米	町 1,174.4	町 1,131.8	石 9,355	石 9,850	町 2,202.9	町 2,074.6	石 16,120	石 24,290
糯	130.0	153.5	975	1,285	91.7	343.7	757	3,368
大 麦	150.0	228.0	750	632	153.9	249.7	530	1,120
小 麦	530.0	577.2	1,696	1,524	823.2	1,489.6	2,992	5,228
裸 麦	170.0	236.5	765	629	246.6	436.4	769	1,781
粟	30.2	163.7	305	1,152	165.7	338.2	865	2,435
大 豆	25.0	87.0	138	293	200.7	261.1	971	1,201
蕎 麦	20.1	48.7	101	209	58.3	189.6	233	1,024
甘 藷	—	—	斤 33,250	斤 38,738	—	—	斤 54,000	斤 39,440
芋	—	—	—	13,800	—	—	56	222,800
藍 葉	—	—	900	20,162	—	—	645	24,400
楮 皮	—	—	8,100	7,850	—	—	3,300	750
葉煙草	—	—	8,500	2,300	—	—	—	100
菜 種	—	—	石 1,050	石 316	—	—	石 2,884	石 1,271
紙	—	—	東 6,850	斤 2,270	—	—	—	斤 1,045

(注) (1) 作付面積は原資料では播種面積となっている。
 (2) 米は粳のことと解される。
 (3) 明治10年および14年の農産物調(15)を整理して作成したものである。

なかでも小麦の作付けが多い。十年と十四年の比較では、基肄郡はむしろ大麦・裸麦の伸びが大きい、養父郡では小麦が大幅に伸び、稲作付の六割以上に達する。だが、その収量は驚くほど少なく、小麦で、養父郡の十四年度一〇町当たり三斗五升(約五二キ)、基肄郡は四〇キに過ぎない。これは前に述べた郡役所の臨時報告に見るように、六月の豪雨によって刈入れ直前の麦が下ノ村一帯にわたって甚だしい被害を受けたためであることは勿論だが、翌十五年度でも、養父郡八七キ、基肄郡八二キの反収に過ぎない⁽¹⁵⁾。

つぎに米の作付および生産についてみよう。作付は両郡とも米(粳)が幾分減じ、それだけ糯の作付が増している。翌年度はいずれも両者とも幾分の作付減少をみている。問題は米の反収である。表XI-2から計算すれば、明治十年の反収(一〇町当りた収量)は、養父郡で七斗三升(一一〇キ)、基肄郡で一二〇キである。十四年は養父郡で一石一斗二升(一七八キ)と大幅に増すが、基肄郡では一三〇キにとどまる。さきに述べた農事報告(明治十四年間農事報告)によると、同年の一〇町当り収量は養父郡で早稲九斗七升(一四五・五キ)、中稲で一石二斗(一八〇キ)、晩稲で一石一斗七升(一七五・五キ)、基肄郡で早稲一石八升三合(一七二・五キ)、中稲で八斗九升八合(一三四・七キ)、晩稲七斗三升一合(一〇九・七キ)となっているので、平均ではほぼ合致することとなる。また明治十五年の長崎県統計書の普通物産表より計算すれば十五年の米の反収は養父郡一石二斗二升(一八三キ)、基肄郡八斗七升(一三〇・五キ)である。なお後述する農談会の肥料試験成績に表われた収量よりはむしろ高いのであるから、この余りにも低い一〇町当り収量は必ずしも過少に報告されたものとはいえない。従って、当時におけるこの地方の収量水準が如何に低いものであったかを認知できるだろう。

なお、米の品質については、次の事から判断できよう。明治十五年二月東京上野で開設された「米麦大豆烟草菜種共進会」に基肄郡から二九人、養父郡から四四人が米を出品する。そのうち、養父郡牛原・真木・宿・立石の四カ村

から五人が七等に入選する。この中二点は真木村の大地主八坂一家の出品にかかるものである。基肄郡からは一人の入選者をも出していない。念のため、佐賀県管内からの入選者は四等・六等各一名、七等三〇名であった。⁽¹⁷⁾

この表に掲げたものの他の作物や特産物にはみるべきものはない。ただ藍葉は養父郡は下野村、基肄郡は真木村・酒井西村などを中心に生産があり、久留米緋の藍染用および地域内の紺屋の使用に向けられたようである。またこの表からははぶいてあるが、このほか基肄郡では生糸(一五斤)・麻(四二〇斤)、養父郡では小豆(二九石)・蚕豆(三四石)・実綿(二三〇斤)・麻(三、四〇〇斤)などが記載されている。さらに生蠟および楡^{はぜ}はこの地方の特産として著名であるから、特に節を設けて詳述することとしたい。

- (1) (2) 佐賀県農業史一一二頁付表第一参照
- (3) 明治七年官省進達第二八九号(佐賀県庁文書)
- (4) (5) (15) 明治十四年及明治十五年農事報告(佐賀県庁文書)
- (6) 久留米市史(昭和六年編)
- (7) 佐賀新聞(明治二十二年七月十六―十八日、二十日、二十三日記事)
- (8) 佐賀県農業史(前掲)付録年表一五頁
- (9) 三潯県戸籍係調(佐賀県庁文書)
- (10) 基肄郡誌・養父郡誌(明治十五年編)長崎県図書館蔵
- (11) 佐賀女子短大蔵『佐賀県地理小誌』
- (12) (15) 佐賀県庁文書(県立図書館蔵)
- (13) 佐賀県農業史一一九頁
- (14) 佐賀新聞(明治二十二年六月二十三日)
- (16) 長崎県明治十五年統計書(長崎県立図書館蔵)より計算
- (17) 明治十五年第一回長崎県勸業年報

2 勸業談話会(農談会)と農事試験

前述するように、政府は田畑勝手^{さしゆるし}差許などの通達を発して、農業の封建制からの脱皮と、それにともなう新しい農業の発展を期待し、地租改正によって、農業の商品生産化・商業的農業発展の基盤を与えたが、ことに市場の未成熟と農家の保守性によって、農家は依然として―特殊の例外はみられるにしても―全般的には藩政時代の農法と農作物を固守しながら、著しい展開の動きを見せない。そこで政府は、明治十三年九月、各県庁に指令して、「勸業委員総則及勸業委員心得」を制定させ、この総則にもとづいて各郡に勸業委員を設置し、この勸業委員を中心に、各地域における農業および一般産業を開発する意図を以て、勸業談話会の開催を奨励させる。⁽¹⁾ 当時の長崎県では、一戸長管轄部内(明治二十二年町村制施行当時の町村に当たる)より一名の会員を選出し、郡単位に開催する。基肄・養父・三根三郡は、とくに三郡一体となって談話会を開くことになった。この談話会は、十四年二月、十月および十五年五月の三回にわたって開催される。勸業委員は十四年は岡実譜、十五年は白壁村(現北茂安町の中)の士族中島利春で、第一回談話会に岡委員は八つの議題を提案する。⁽²⁾

議題の第一は、水稻肥料としての石灰の適否に関する問題である。説明によると「近年水田ニ石灰ノ培養(施肥―筆者)流行スルニ至リ世論紛々未ダ其得失確定ノ報ヲ得スト雖モ概ネ石灰ノ為メ土地ヲ疲瘠シ且ツ米質ヲ悪シクスルノ論十中の七分ニ居レリ而シテ農家ノ情態ヲ察スレハ石灰ノ他ノ培養物ニ比スレハ最モ廉ナルヲ以テ目下ノ小利ニ

泥ミ永遠ヲ顧ルニ由ナキカ如シ……」。そこで委員は、各会員の制限村すなわち一戸長管轄部内に一カ所宛の試験田を設けて培養試験（施肥試験―筆者）を行なうことを提案する。これは各会員の賛同を得て、その年、すなわち十四年の稲作で実施することになる。この佐賀県管内の各郡で催された農談会で、産米改良の問題は殆んど各郡がこれを取上げていたが、石灰の問題を取上げたのはこの郡に限られているようである。明治に入る早々に石灰施肥がこの郡で広範に普及した事実をこのことは物語っているが、それは他郡にさきがけてのことのようである。

この培養試験は油粕および干鰯との比較試験として行なわれる。その施肥量、施肥の時期など一切不問である。従って施肥量などまちまちで、極めて素朴な試験方法には違いない。ただ、施肥の時期は慣習によって二番草の後ということと一致している。すなわち追肥―野草・厩肥などのハサミゴエーの時期に行なわれている。試験の結果報告には、試験地反別、肥料名、同量目、同代価、施肥時期、同雇夫賃、費金の総計、米の収量、米品質等級などが記載される。この試験には一〇名の会員が参加しているが、この地域からは儀徳の松隈九十九、山浦の松尾浅次郎、基肄郡（村名不詳）の船津喜三八の三名のみが参加している。当時、肥料の三要素（窒素・燐酸・加里）のことはもとより、土壌の酸性・アルカリ性についての知識は未だ無かった。「馬牛豚ノ糞ハ何等ノ気ヲ含ミ肥養（肥料―筆者）トナルカ」という会員の質問に対し当時の杵島郡の委員が「未ダ化

学ニ涉ラザレハ何等ノ気ヲ含ムヤ否ヤヲ吟味セスト雖モ塩素ヲ含ミ最第一ノ肥養トナル事実施ニ就テ試験上ヨリ殆シタリ」と答えているほどである。永年野草・人糞尿・牛馬糞などの有機質肥料でつちかわれた土壌が酸性化し、そこに石灰の施用が収量をあげる上で有効であったことは推察に難くない。三人の試験結果では、品質はいずれの場合も油粕が上等、干鰯が中等、石灰が下等となっているが、収量は基肄郡を除き左表のように石灰の場合油粕、干鰯に比して著しい増収をみている。

最後に石灰施用の可否については、堤（現上峰村の中）の村岡市兵衛は「石灰ヲ水田ニ培養スルハ地質ニ宜シカラス」とし、東津（現三根町の中）の諸田節蔵は「我村内ハ石灰培養ノ水田ニ不良ナル事ヲ覚知シ近年該品ノ施用ヲナスモノナシト云フテ可ナリ」と答えているが、山浦の松隈は「本年ハ初度ノ試験上ニテ確実培養ノ良否如何ヲ覚知スルナシ故ニ来年稲作ニ至リ今一応経験シ適否ヲ試ミン事ヲ希望ス」と述べている。もとより、野草が多く、かりしき肥料に恵まれた山間山麓と平坦地とでは石灰施用の効果は異なるものがある。だが、この石灰施用の問題は明治年間を通じて未解決のまま残され、後述するように、遂には県令による石灰施用禁止の問題にまで発展するのである。

第二は、桑・楮・茶などの試植を行なうことである。これは第六の議題である植物試験場の設置とも関連する問題であるが、荒蕪地を利用して「私用地ニ於テ目下有益ノ植物ヲ栽培シ漸次公衆ニ勧奨シ洪ク植産ノ蕃殖ヲ計ラン」とするのであった。この問題は予期の反応をみなかったようだが、第六議題の植物試験場は、轟木植物場の名で設置され、葡萄・有加利（ゆうかり）



写真XI-4 明治14・15年、農談会日誌と種子交換をすすめたその本文
(県立図書館蔵)

表XI-3 肥料別の収量比較

	儀 徳	山 浦	基 肄 郡
油	8斗6升	6斗8升	7斗(不明)5合
干	9斗3升8合	7斗8升6合	7斗4升8合
石	1石9升5合	9斗5升2合	7斗4升8合

樹などの苗木が栽培される。明治十五年十一月、勸業委員が県に提出した定期報告⁽³⁾によると、植物場で播種した苗木の状況は、

- 一、有加利樹種子量十匁ヲ播種シ其発生ヲ得タルモノ二七〇本余ナルモ生長ニ随ヒ漸次消滅シ殆ンド一七〇本ニ充タサルノ苗木ヲ得是ハ余程土地ニ適シタルモノト見ヘ生木最モ盛色ナリ
- 一、扁柏種子五匁花柏種子五匁イツレモ五月上旬頃下種シ数匁ニシテ共ニ数百ノ発芽ヲ現シタルモ生長鈍ク現今漸ク五分乃至一寸位ナリ

一、金松種子四匁五月上旬下種シ現今漸ク数十ノ発芽ヲ見ル
 などとなっている。なお、十五年四月に、農事通信員（勸業委員の兼任）が報告した明治十四年間農事報告（年報⁽⁴⁾）によると、他県産の陸稻・小豆・藍・黍・大豆などの栽培試験が養父郡真木村（多分豪農八坂甚八氏の圃場と思われるが明らかでない―筆者）で行なわれている。種子は県より「御下付」のものである。

○早稻陸稻（東京府下産）

反別四坪ノ地ニ四月五日種子ヲ蒔付肥料ハ水糞ヲ一度灌キ七月一日頃出穂八月二十日刈収ム、其結実ノ景況ニヨレハ尤モ地質ニ適セリ

○白小豆（岡山県下産）

反別三坪ノ地ニ五月二五日播種シ八月二十日収納ス其結実ノ景況タル地質不適ナル故カ收穫殊ニ少シ

○チリメン藍

一坪ノ地ニ二月二六日播種シ十月十五日刈取ル右ハ尤モ土地相応ノ作種ナラン

○黍 各種（東京府下産・山梨県下産）

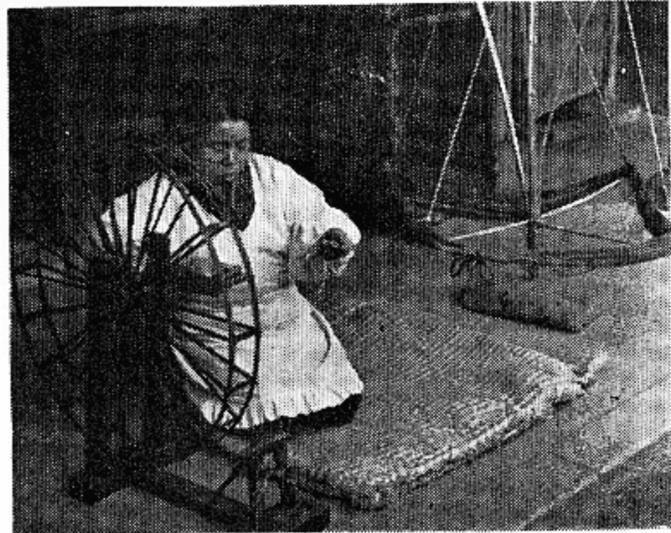
二十坪ノ地ニ三月五日播種シ同十二日出芽九月十日取入レスコレ又土地適當ノ作物ナラン

○白秋大豆（大分県下産）

反別一坪半ノ地ニ六月七日播種シ同十一日発芽九月二十三日収納ス其結実ハ白小豆ノ景況ニ同シ

○中稻・赤白色糯麦・青大豆・八里半大豆ノ各種ハ土地ニ適セス廃耗セリ

勸業談話会の第三の議題は養蚕の問題であった。委員の説明によると、「近年養蚕家ノ洪隆スル養父郡ノ如キハ戸トシテ養蚕家ナラサルハナシ」という状態であったが、儀徳の松隈九十九（談話会員）によると、「其養育方法ノ如キ未タ慣習ヲ墨守シテ改良ノ事ニ注目スルモノアラ」ざるの状態であった。さらに、委員の説明では「自ラ桑園ノ設アル事ナク飼桑ハ皆之ヲ久留米其他ニ仰ク」有様である。従って、石川県から金子桑苗木六十本ヲ取寄せ植物試験場へ植えて栽植試験をなし、優良桑樹の蕃殖を図るとともに、「養蚕授業ノ生徒ヲ選ミ佐賀地方養蚕所ニ出シ該業ヲ学バシメ」るなどの方法を講ずることとなる。なお、当時のこの地方の養蚕業は、既に製糸企業が早期に芽生え繭が商品化されていた長野・群馬などの養蚕地と異なり、事実、蚕糸業といふべきものであった。すなわち、繭は商品とならず、絹糸または織物となつてはじめて商品化されたのであるから製糸（座繰）もまた問題となつた。その製糸も「単ニ老漢野姥ノ衣服ニ充ツルノミニテ他郡へ販売スヘキ上品ノ製糸ヲ得」なかつたのであるから「座繰器機其他ノ用具ヲ購求シ漸次改良



写真XI-5 ぎぐり製糸

ノ業ヲ求メ遂ニ郡内一般真ノ養蚕ヲ布教スル」ということに意見の一致をみている。

以上の外、郡内を四分して各部に一種の新産業を起すこと（第四議題）、螟虫駆除のため、「苗床ニ種油ヲ灌キ挿秧後変蛾ノ季節ニ至リ郡内一般田地ノ畦畔ニ凡ソ二週間ノ焚火ヲ点シ飛蛾ヲ焼亡シ抽穂ノ際ニ臨ミ枯穂出来ノ分ハ悉ク各作主ニ於テ該穂ヲ拔取り以テ螟虫ヲ撲滅」するという委員の提案（第五議題）を試験することなどが議せられている。さらに第七議題では、当時宮浦村の糖業者が栽培していた洋種の糖実を各会員の部内で、従来ノ糖種と栽培・製糖についての比較試験を行なっているが、「三郡内地質到底蘆粟（洋種の糖黍か？—筆者）ノ植生ニ適セス然レトモ製糖奨励ノ今日ニ於テ徒ニ看過スヘキニ非サレハ該業有志ノ輩ハ従来ノ甘蔗栽培ヲ勉メ可成製糖事業ノ洪張ヲ謀ルヘシ」という結論に達している。

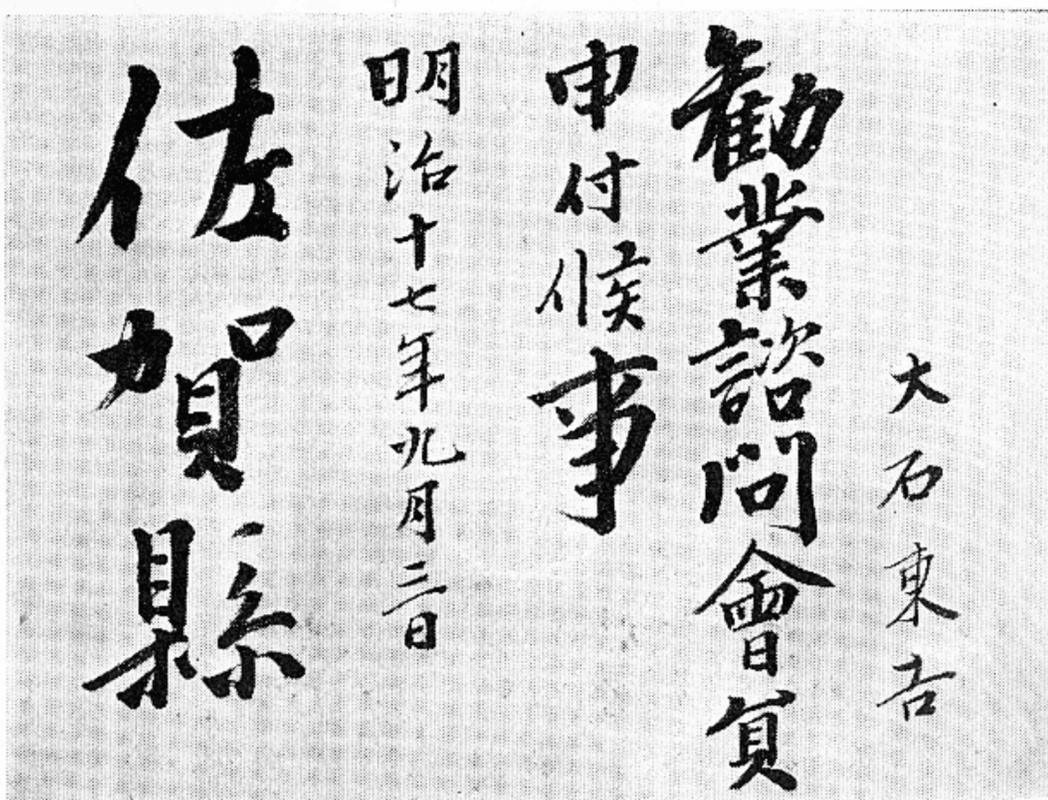
第二回勸業談話会では、さらに新しい提案がなされる。その一つは洋種の種牛を拝借（県より）して牛種の改良を図ること、「米穀仕出（出荷—筆者）ヲ改良スル事ヲ誘導ス」すること、麦の品種改良（赤小麦と白小麦の比較試験）その他の実施試験、櫛蠟の改良、前に述べた桑園・養蚕の改良などである。ことに、米の仕出しでは白米輸出を奨励することなどが討議され、麦種改良では、麦種の交換、麦種の水選法（塩水選に非ず—筆者）ラスト病予防法などが問題となっている。他の問題は農談会設置のことである。「自今一小村毎ニ勸業篤志者ヲ選抜シ実施実業ニ適切ナル老農ノ経験事物ノ利害得失等ヲ懇談親話シ以テ互ニ智識ヲ交換シ一層物産ノ蕃殖ヲ拡張ナラシメン為メ三郡内ヲ四部（基肄・三根各一部、養父二部）ニ区分シ一部内ニ於テ年二四回ノ農談会ヲ開場シ勸業主義ノ洪張ヲ速カニセントス」るものであった。

翌十五年五月の第三回勸業談話会では、前年度議決諸事項の検討が行なわれているが、いずれもすつきりして結果が報告されていない。右の小村ごとの農談会も各村とも未着手なので、今後十日以内にとくと協議をとげようという結

論になっているが、その実態はさだかでない。

十七年になると、佐賀県では指導機関的性格の勸業委員及勸業会の制度を定めるとともに、諮問機関としての勸業諮問会を設置する。会員は各郡より三名、総数を二四名としている。

このように長崎県時代に始まった勸業談話会は、佐賀県となったからは次々とその組織を変えて行き、後には連合村会の事業として継続されるが、その会員は連合村会による選出任命から有志者になる。従って、その地区地区によって、有志者の有無により、或る地区では栄え、或る地区では有名無実となっていく。官設の勸業会および勸業会の議決にもとづく農業試験のほか、県の勸業政策としては、粳・麦・大豆・小豆・蚕豆・豌豆・綿実・菜種・蕎麦・雑種などの種子交換会、米・綿・紙・織物・陶磁器・繭・生糸などの共進会・品評会・展覧会などがあった。なかでも種子交換会は県が最も力を致したものである。基肄・養父・三根三郡でも明治十八年の第一回の県管内種子交換会以来、毎年春秋のそれ



写真XI-6 勸業諮問委員会の辞令（大石司郎氏蔵）

に参加するとともに、郡では、郡内の種子交換会を行なったと伝えている。また二十三年春には轟木村で県管内種子交換会（粳・粟・蕎麥・大豆・小豆・綿実）が行なわれる。基肄郡農事調査（明治二十二年）は、この種子交換会がとくに郡内の米の品質改良に貢献したことを認めている。なお同調査によると、明治二十年四月、基肄・養父・三根郡連合村費を以て農事講習所を轟木村に設置し、農事試験場をこれに付属させる。同年五月福岡県より農業教師を、小城郡より助教師を雇用して生徒を募集し、「学理実業共ニ教授」するが翌年の連合村会で廃止することとなり、付属農事試験場のみが存続される。農事試験場は「米麦ソノ他諸種ノ植物オヨビ桑園養蚕製糸等ノ試験ニ従事」しその試験の結果は農産物陳列場を設けて陳列し「公衆ノ縦覧ニ供ス」ることとしている。農事講習所廃止後は講習所の助教師をその技師に充てたが、その八月辞任したため勸業委員を担当委員とする。

(1) 明治十五年長崎県第一回勸業年報（長崎県立図書館蔵）

(2) (5) 明治十四・十五年佐賀県各郡農談会日誌（九州近代史料叢書第一輯）

(3) (4) 明治十五年佐賀県各郡農事報告留（佐賀県立図書館蔵）

(5) 明治十八年度通常基肄養父三根聯合村会議決控（津田正夫氏蔵）

3 明治前期の農業の発展

(1) 作物表と収穫量の増加

まず、われわれは、次に掲げる表XI-4によって、明治十年代の後半期における農作物の生産が如何に急速な伸びを示したかを見ることが出来る。この表によると、米の収量は、もとより年によって豊凶の差はあるにしても、^{うるち}粳・^{もち}糯合わせて、基肄郡では約二倍、養父郡でも五〇割近い増加である。県の農事調査では作付面積は明らかではないが、基肄郡の場合、基肄郡農事調査によると作付面積は粳一、二〇五畝、糯一〇二畝計一、三〇七畝である。これは明治十四年の作付一、二八五畝に比し僅かの増加に過ぎない。従って、この生産の増加は専ら反収の増加ということになる。明治十四年当時の反収の低さは、前に^{せんさく}詮索を加えたことで知られるように、少なくとも統計の上では一致した記録である。この僅かな期間における反収の飛躍は信じ難いほどのものであるが、さりとて、明治二十一年当時における一〇畝当たり一石五斗一升（二二六・五^キ）という反収は意外に高いと思われる収量ではない。では、このような反収の増加はどのような要因によるものであろうか？基肄郡農事調査は「種子交換会ヲ設置以来多ク良種ヲ採択シ且ツ栽培法ニ注意ヲ加ユルノ傾アリテ品質稍々上進ス」と述べ、品質の改良については指摘しているが、収量の増加については留意していない。ということは、このような異常な収量の増加を認めていないと解釈されよう。だが、そのこと

が、反収の増加を全面的に否定するものではない。この急激な反収増加の要因として考えられるものには、県の前述するような勸農政策による、封建的農法のなかに育った篤農技術の集大成——本節付録の勸農俚謡集および勸農の歌の一部みられるような——とその普及、地租改正による生産関係の改善など、さらには筑前の林遠里の篤農技術に指導啓発された新しい篤農技術の普及——後述する小松農談会などにみるような——があげられよう。この地域を含む、基肄・養父・三根三郡は、明治二十三年、着任とともに管内を巡視した佐賀県の初代農業巡回教師の楠原農学士が、「農業進歩の程度県内第一等⁽²⁾」と折紙をつけたほどである。けれども、この反収増加の決定的な要因は、むしろ施肥によるものではないか？

既に述べたように、この地域の石灰施肥の普及は、明治十年前後、県内他地方にさきがけて急速にのびたもので、施肥試験の結果も、石灰施肥による反収の増加を表わしている。前にも述べたように、それは有機質酸性肥料の連施による土壌の酸性化を中和することで収量の増加に貢献したものである。農家は、この石灰の間接効果を直接的肥効と誤認し、かつ他の肥料、たとえば

表XI-4 明治14年・21年の生産額（作物表の推移）

	基 肄 郡		養 父 郡	
	明治14年	明治21年	明治14年	明治21年
粳 糯	9,851石	19,742石	24,290石	34,649石
大小裸	1,285	1,624	3,368	4,358
蕎 大 菜	632	1,404	1,120	3,447
蕎 大 菜	1,524	8,451	5,228	14,254
蕎 大 菜	629	1,862	1,780	4,068
蕎 大 菜	1,152	1,336	2,435	1,793
蕎 大 菜	209	215	1,024	535
蕎 大 菜	293	315	1,201	613
蕎 大 菜	316	798	1,270	1,977
藍	3,226貫	17,535貫	3,904貫	14,850貫

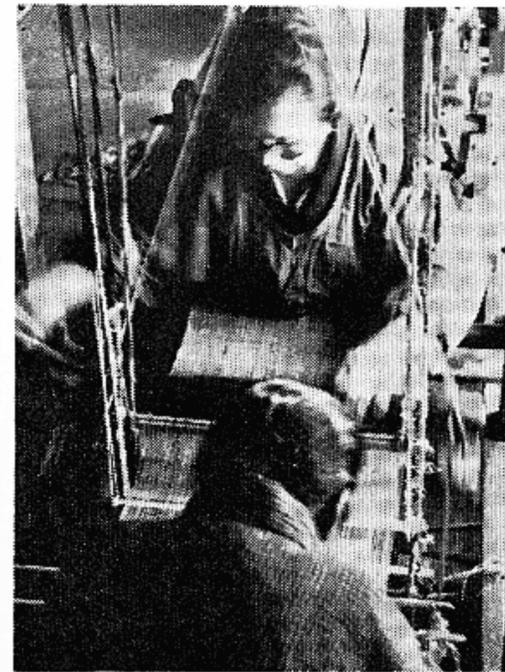
(注) 明治14年は(表XI-2)に類似。明治21年は佐賀県農事調査による。

油粕に比しての価格の低廉(油粕の一〇・三五銭に対し、石灰は約三銭五厘すなわち十分の一)であったことが魅力となつて、石灰の多用に傾いたのであろう。佐賀県農事調査によると、当時(明治二十二年ごろ)の水稻の施肥量は、基肄郡で普通(かりしき)で厩草の二〇把(自給肥)と石灰四五貫(約一七〇キ)、それに油粕三〇斤(二八キ)となつている。最も多い場合は、厩草は二四把、石灰は五六貫である。また養父郡でも蚕豆(釋一筆者)一〇把、石灰八俵(一五〇キ)、油粕五〇斤(三三〇キ)である。すでに、石灰施肥の弊害が説かれていたにもかかわらず、石灰の施肥量が多く、明治三十五年にはついに後述するように県令を以てこれを禁止せざるを得なかつたほどつづいたのは、石灰施肥が現実には米の増収の原因となつていふことを農家が事実をもって把握していたからにはかならない。

増収は、粟・蕎麦・大豆などの雑穀を除く、麦類・菜種・藍についてもいえる。ことに小麦の収量は基肄郡で五・五倍、養父郡でも二・七倍という伸びである。しかも、小麦以外の裸麦・大麦・菜種とも生産が著しく増して、作付けが小麦への傾斜を示したためではないことがわかる。基肄郡の小麦についてみれば、作付面積は十四年の五七七畝に対し二十一年は八二一畝と四〇畝以上の増加をみているが、裸麦は二二八畝から一三八畝へと作付減少を示しているとはいえず、それは小麦増収の要因を説明するものとはいえない。そこで反収(一〇ア当たり収量)についてみれば、小麦では、基肄郡は四〇キから一石三升(約一五〇キ)、養父郡では五二キから一石一斗(約一六〇キ)への著しい伸びである。これは他の麦類についても同様である。もとより前に指摘したように十四年は豪雨による著しい減収の年であるが、十五年の反収でも、八〇キの収量であるから、収量の増加は二倍に近いのであるが、米の収量の増加からみればそれは当然のことであろう。増収の要因は米と同じとみてよいだろう。麦肥は、基肄郡では油粕と厩肥、養父郡では油粕と厩草で石灰は施していない。だが水田裏作には稲作への石灰施肥があれば酸性土壌の中和はできるはずである。しかも、酸性の被害は水田の稲作の場合よりも裏作の方に著しく現われていたと思われる。

藍の栽培は、基肄・養父両郡とも筑後川沿岸の水害地に限られていたようである。その生産の増加は、一つには久留米耕の隆盛による藍需要の増加に刺戟されたものである。全体としてみれば、県や郡当局の栽培試験などによる新しい作物導入などの試みにかかわらず、雑穀の生産の減退以外には大きな作物表の変化はみられない。

さて、以上の作物のなかで、商品として郡外に販売されたものは、両郡とも米・小麦・菜種および後述する榎実が「需用ニ余アル品」としてあげられている。⁽³⁾ その他のものは、ほとんど農家の自家消費に向けられるものか、両郡内の消費に充てられるものである。なお農産物中不足するもので他郡または他県から搬入されるものには、これも両郡とも同様に、大豆・綿・茶および煙草があげられている。⁽⁴⁾ 煙草は当時専売とはなっていないで自家製も認められていたのである。



写真XI-7 機織り風景
(昭和34年、蔵上町で)

なお農家の余業（副業または兼業）として基肄郡では⁽⁵⁾ 苧製造・縄製造・草鞋（わらじ）製造・養蚕などがあげられ、養父郡ではこのほか裏木綿織があげられている。⁽⁵⁾ これらの余業は、農閑期、雨天の節および冬期は主として「夜業」として行なわれている。

次に、一〇ヶ当たり所要労働は、稲作の場合、基肄郡で普通二九人（男二一人、女八人）、多きは三五人、少ないもので二二人、養父郡で普通二九人、最多三六人、最少二〇人を要する。賃金は稲作の場合一日当たり基肄郡では男一七銭女一三銭、養父郡で男一九銭、女一三銭が普通であった。また小麦作の所要労働は基肄郡で普通一四人、養父郡では

一三人、労賃は稲作の場合とほとんど変わらない。すなわち労働力は小麦の場合、稲作の二分の一以下で足りる。裸麦の場合も小麦と全く同様である。「麦は手のひらの上に作れ」といわれたほど労働集約化を要求された作物であるにもかかわらず、労働の比重がいかに稲作に傾斜していたかが伺われる。

(2) 小松農談会

前に述べた連合村会の議決による農談会の組織が事実どのようなもので、また明治二十年に果たして組織されたかどうかについても、さらに二十一年にもそれがつづけられたのか、あるいは別の規程が設けられたかどうかは知ることができない。だが、それはともかくとして、二十一年七月には、養父郡宿村には会員五〇名よりなる農



写真XI-8 縄ない夜業
(昭和30年、蔵上町で)

談会の開設が記録され、同じ年の十一月には、基山町園部の小松部落を中心とする小松農談会が発展して二十三年の頃は福岡県か宿村の農談会は臨時的のものか常設的のものかさえ明らかでないが、小松農談会が発展して二十三年の頃は福岡県からも会員の加盟があつて、会員数は三六一名にもおよんでいる。会は県の代表的篤農家の一人として著名となった飛松忠四郎が主唱して設立したもので、毎月農業に関する研究会を開き、かつ、年四期に共進会を開いている。⁽⁶⁾ この農談会が県にその業績を知られたのは明治二十三年の初め頃からで、この会の当初の業績は、大根・蕪^{かぶ}および

麻の採種法の研究である。⁽⁷⁾ ついでその年の十月初旬、農談会は稲作共進会を開き、七九カ所で稲作試験を行なっている。その試験の結果は、最高一〇町当たり(?)六石四斗六升、最低三石四斗六升の成績を得たと称している。⁽⁸⁾ 次に述べる発言でも「六石八斗を収めたり是郡役所吏員の出張して実験せし所なり」と称しているが、その審査の正確度については知る由もない。それにしても当時としては、驚異的収穫をあげたことは事実であろう。また二十四年十月の佐賀県管内米・小麦・繭・生糸・織物品評会には、会の名を以て、改良耕・簡便稲刈鎌・洗米具などの農具・器具および馬鈴薯澱粉・楊梅酒などの農産製造品、金冬瓜・葉煙草などの試作物を出品する。このなかで、改良耙まぐわ・楊梅酒は楠原巡回教師の指導によって作製したもので、また簡便稲刈鎌は、現在使用されている鋸齒の稲刈鎌の原形かと思われる。越中旧藩士の発明にかかるものと称している。馬鈴薯澱粉は農談会員が増殖をはかりつつある馬鈴薯より試作したもので、金冬瓜および葉煙草はいずれも会員の試作品である。

この農談会について、県の楠原農事巡回教師・農学士楠原正三は次のように述べている。⁽⁹⁾



写真XI-9
農業巡回教師 楠原正三

基肄郡は本県管下中最も農事に励精なる地方の一にして特に諸事整備せる小松農談会あり其他田代にも一小農談会の設置あるを以て屢々巡回して教示せし所あり但小松農談会に於ては会の試作物あり会員各個の試作物ありて各種の改良法を試み且つ会員貯蓄の法を設けて之を実施すること久しく総て他の模範とするに足るべきを以て勉めて巡回を多くし益々完整たらしむるを期せり同会に於て耙並簡便搾油器の改良を遂げ新器を發明製作せしめたるは殊に顕著なる事柄とす其他米穀の如き有益なる種類を撰出せしむるもの少なからず。

さて、この会の主唱者であり指導者であった飛松忠四郎は、明治二十

三年の第二回全国農談会に佐賀県の二名の出席者の一人として県を代表して出席する。その発言は既に「佐賀県農業史」もこれを引用しているが、この発言の内容は小松農談会の性格などを現わすものを含んでいるので、これを再録することにする。(傍点筆者)

予か県は山海共に利あれとも先づ耕地に就きて述へんに、予か地方の農家は通例田一町歩、圃五反歩を以て一家の耕地と定め、牛馬を使用し、常に男子二人、女子二人を雇用す。歳の豊凶によりて異同すれども牛馬を使用するものと婦人を除き其他に人夫百五十人を要する。而して収納する所米十七石、粟四石五斗、そば二石、青芋二千斤、麦五石六斗、菜種三石その他蚕豆等にして四五年を平均すれば二百四十余円の収益あり額内費用を控減すれば一家の利益は毎歳六十円内外にして一家十口許の生計を営むべし以上は前年の例を挙げしものにして本年は県庁より楮・檀・茶・桑等の栽植を勧奨せられ、各村これを作るもの多し而して之を栽うるの地は谿間、山間もしくは畦畔等とす小作人は米を地主に納むれば余半なく唯冬作を以て生計を立て稀には畦畔に特用作物をうえその収益を以て地主に納むる米を購入するものあり今上進の手段を述べんに予は明治十二年より心を農事に用いしばしば各地の老農につき其説を聞いて之を实地に施行し一の方法を設け已に之を県庁に報告せり。昨年も霖雨ありて米の収入は六七分なれば通常多額の収入と雖も二石内外なるに予は六石八斗を収めたり是郡役所吏員の出張して実験せし所なり因りて其稻株米粒等を佐賀農談会の参考室に陳列せしに其種を請求せしもの頗る多く各これに一升を分与せり予か此法を施行するに方りて其初、衆人の嘲罵ちやうはを免れざりしが今年は稍信用を得るに至れり我国は人口増多くしてまた耕地を開拓するところなきが如し、故に従来の耕地より多量の収穫を得せしむるにありすなわちその方法を左に具陳す。

第一 稻種の播種量を減せしむること、裸麦種子の播量を減せしむること、その他諸種の播量を減せしむること。



写真XI-10
飛松忠四郎 肖像

以上の減額は些少なれども全国を統計すれば其額許多なるものとす。各府県下に模範田を設置し時々学士ならびに実業家を巡回せしめ従来の收穫に比し増額を見ること必然なり。然るときは勸奨を要せずして農民の之に従う期して待つべきなり。

第二 現今米麦作の外諸物を栽培し頗る勉勵するものあるも皆資本に乏しきより半途にして廃し其目的を達せざるもの多し我国は先づ穀類の増殖を計り然る後諸種の繁殖方法に着手するは上進の一端なり

以上の発言のなかで第一に問題となるのは「予が地方の農家は通例、田一町歩、圃(畑)五反歩を以て一家の耕地と定め、牛馬を使用し、常に男子二人、女子二人を雇用す」としていることである。予が地方というのは、おおよそ基肄郡を指すものとみてよいだろう。その当時の基肄郡の耕地は田一、三七〇町三反歩、畑四三八町三反、農家戸数は一、九一〇戸であるから、農家一戸平均田約七反二畝、畑約二反三畝である。彼のいう農家は、基肄郡の農家の平均耕地の約二倍の耕作をなすことになる。なお基肄郡農事調査によると経営階層別農家は、一町五反以上一三畝(二四八戸)、一町五反―八反二八畝(五三五戸)、八反未満五三・五畝(一、一二七戸)となっている。従って、彼のいう通例農家は、全農家の一三畝を占める上層農家についての所見であるともみなければならぬ。それは、彼の指導する小松農談会の少なくとも会を主導する主要な会員の一般的状态であったとみて差しつかえないだろう。しかも彼のいう通例農家は牛馬を使用し、二人の男子と二人の女子を常備し、なお年間一五〇人の臨時雇を入れるというのであるから、まさしく手作り地主(豪農ないし自作上層)とみられる階層である。

そして、田一畝、畑五〇町の経営に対して、これだけの労働力が必要だというのは、稲作反当二二人から三五人の労力が必要であった当時にしても、いかに労働集約的経営を志向したかが伺える。それはもとより「我国は人口増多くしてまた耕地を開拓するところなきが如し故に従来の耕地より多量の收穫を得せしむるにあり」という彼の農業指導の基本理念によるものであろう。

小松農談会は、東京駒場農学校出身の新進農学士楠原巡回技師によって特別の指導を受けたことは前述するとおりである。しかし、その指導は著名な篤農家飛松忠四郎の手作地主的労働集約農法を基本的には動かすことができなかつたようである。彼のいう六石八斗の收穫は、反別の縄延びがあり審査の粗漏があつたにしても驚異的収量があつたことは認められるが、その方法として、彼は唯、種の蒔播のことにしか触れていない。なお農産物改良についての発言で彼は次のように述べる。

我佐賀県内重要農産物改良の要点を挙げれば第一稲の種類を弁明すること。第二稲種精選を重ずること、第三肥料を改正し粗收穫の季節を定むること。第四粗乾燥の度を定むること。第五粗摺臼を改良すること。第六精選のこと。第七麦種精選を旨とすること。第八收穫の季を誤らざること。第九乾燥並に蓄蔵法改正のこと。第十樅実採取の季節を定むること。第十一樅樹の繁殖を謀ること。第十二樅樹の繁殖を謀ること。第十三樅園の培養を謀ること。第十四桑樹の繁殖を謀ること。第十五桑園の培養法を図ること。第十六養蚕製糸の法を謀ること。第十七菜種の採取季節を定むること並びに之が採取法を改むる最なり

このなかで、米の増収に直接関係あるのは、稲の種類と種子の精選および肥料の改正である。稲の品種については、前の楠原技師の談話にもあるように、小松農談会は「有益なる種類を撰出」している。そのなかの一つは神徳と名づけ背振村で栽培されたと伝えられる。だが、どのようにしてこのような驚異的収量をあげたかについては述べられていないし、楠原技師によっても伝えられていない。恐らく堆肥・油粕などの多施による極度に労働集約的な



写真XI-11
中島善三肖像

農法によったものである。

小松農談会とその農法は、手作地主の完全寄生化が進むに従って次第に衰微して行く。飛松忠四郎は、明治二十九年には神戸市における全国花蒔大会および熊本市における九州農蚕茶三業大会へ佐賀県、または三養基郡を代表して出席、また三十一年十一月には佐賀県農会で「麦の貯蔵に就いて」という演題で講演する。その後、彼は楠原前農業巡回教師（後に勸業試験場長）の

招聘に応じ、五十歳に近い身を挺して、茨城県の牛馬耕指導員に就任、郷里とその農談会を捨てる。明治四十一年の佐賀新聞は、飛松忠四郎を既に世にないものとして伝えているが、彼はその後帰郷して小松の自宅にあり、昭和十年八十三歳の高齢を以て世を去るのである。

この頃の篤農家では、ほかに中島善三が知られている。彼は田代村に研農園を經營、茄子の立枯病の予防法などの研究を行なっている。前述する楠原技師の田代の小農談会というのは恐らく中島善三を中心とするものである。

明治二十六年の三月には基肄・養父・三根三郡の各町村で農談会が開かれる。だがこの農談会は、従前の研究会と異なり、農業巡回教師をして「学理的ノ講話ヲナサシ」むるための農談会であった。⁽¹⁰⁾かくて農談会による手作地主的農法の時代は去り、新しい「学理的」農法の時代がおとずれる。

最後にこの頃の篤農の経験にもとづく農業技術を端的に表わすものとしての勸農に関する俗謡ならびに天気予知法のなかから幾つかを選んで別項に付記することとする。いずれも佐賀新聞の記事（明治十九年—二十年）によるものである。

注 (1) 前掲、九州大学経済学部所蔵草稿

(2) 佐賀新聞（明治二十四年一月二十一日—二月八日、楠原農事巡回教師管内農事巡視復命書）

(3) (4) (5) 佐賀県農事調査（前掲）一五四頁—一六二頁

(6) 佐賀新聞（明治二十三年十月二十三日）

(7) 同右（明治二十三年一月十六日）

(8) 同右（明治二十五年四月五日）

(9) 佐賀県各郡農談会日誌（前掲）解題一〇頁

勸農に関する俗謡（明治十九、二十年）

- お茶を煎じて冷して掛けりやこれも大根の虫薬
- 苗がころばば夜干をなされ夜干さいすりや起て来る
- ねぎの油虫米とき水をかけりやたちまち虫が死ぬ
- 鬼が笑うとそりやママまよ来年の種今年選れ
- 煙草畑に疝氣と見たら直におさしよ根に蓬よもぎ
- 麦のねむるにや塩を種に混ぜてお蒔よ眠りやせぬ
- 竹の子の出る四、五十日のまえはきるまい藪の竹
- 麦のはしかも捨るはやめて入ておねかし土肥に
- 土手や田ぐろへ榛の木植て幹ははず杭葉は肥
- 茄子の種をば早蒔ならば油障子に日をたのめ
- 元を思へばせにやつかはれぬ百目四厘の茶摘み賃
- 麦は七月土用の水でうかみ沈みし種多らむ

- 畑の堺にうつぎはやめて桑を互にゆづり植え
- 杉の実とるには旧曆九月節の三日を後前に
- 煙に塩風日光雨湿害になります蚕だね
- 我身寒けりや蚕も寒い減し与へよ桑の量
- 蟻が付いたら甘茶を煎だし掛けりやよけます綿の害
- さつまさすには雨げにやおよしつきがよくても子がちさい
- 手並そろへて植たる稲は秋の出穂までよくそろへ
- つづく日でりに黍まくときはまいたその後かたく踏め
- 焙土をば年々かへて土用中ばに田のなかへ
- 畔を塗るなら手固くしゃんと上手な手からも水がもる
- かいここしりはよき肥なれど蕎麦と大根にや害となる
- 手耕なほいや牛耕も鈍い乗てやりたや馬耕具に
- 茶の木やかるほど芽が出ますお金かりたら芽が出ない

- 米に燐酸大豆に木灰麦と菜種にうまや肥
- 稲の生立悪いと見たら煤に小便ませてふれ
- 春は養蚕夏田の草で秋は麦まき冬は楮
- 蚕飼うなら初めはもやい二眠起たらてんでんに
- 明日の仕事は知れてはおれどもしも雨なら何仕事
- 人の食事と田畑の肥(こやし)たんと一度は害になる
- 早く学理と経験積んで四方に聞せん老農家
- 藍を作らば据風呂水をためて度々かけりゃよい
- 竹竿に蛇の脱皮ぬけがら巻付けおけば小鳥威しに至極妙
- 心尽しに農勉むれば国を益して己が為め
- ふるい清涼の養蚕やめて七四、五の温度飼ひ
- 陸稲作らば遅肥お止し糞が出来過ぎ実がのらぬ
- さつま苗場へ砂土置けばぬくみふくみで芽が早い
- 畑の土留茶の木をお植作のさわりは知れたもの
- あさやそら豆なんばんきびは所換なし益がある
- 牛房抜くには葉振でお撰り葉ぶりよいのは枝牛房
- 陸苗作るにゃ焼土敷けばけらやもぐらの害がない
- 苗の二度植手はかかれども稲の育ちの他にまさる
- 竹を植るにゃ旧曆五月去年土用に出たはい根
- ふろの水でも七度かけりゃ麦も菜種も粒がよい
- 根より枝葉のふときは悪い茄子の折れるを見るにつけ
- うゆる茶の実は若木は止めて取れよ古木にむすぶ実を

- 綿実まくにはひとよき水に浸し赤みのこぬ種を
 - 梅のひこばへとめさいすれば実がとまる
 - 早稲は大手に中稲は山手に晩稲むらなく深植へに
 - 春の農間に川砂上げて入れて益ある稲の出来
 - 雪の上より肥しをすれば麦や菜種が皆枯れる
 - 桑の苗とりゃ木蒔にしゃんせ木蒔ゃ手軽で根が多い
 - 茄子の立枯ふせがんだめにゃ豆の煮たのを根の肥し
- 天気予知の俗諺
- 蛙が無暗に喬木に登り呻き噪ぐは雨と知れ
 - 雨のふる前は蚊蚊が飛んで野辺の仕事の邪魔をする
 - 燕の翼を水辺に垂れて低く飛ぶのも雨と知れ
 - 雨や大雪の降り来る前にゃ雀あわてて食求む
 - 鳩や烏が沼池に入りて水を沐(あら)ふと雨である
 - 雨の降る前は巢にある雉が時知らずに鳴き噪ぐ
 - 豚が体に飼草巻いて昼寝するのは雨と知れ
 - 猫が舐に背中を乾して頭を摩すると雨近し
 - 犬が舐を去ること忌みて昼寝するのも雨と知れ
 - 驢馬が嘶きたてがみ振るは矢張り雨天の先おふれ

(佐賀新聞社所収)

XII 明治前期の製蠟業と売薬業

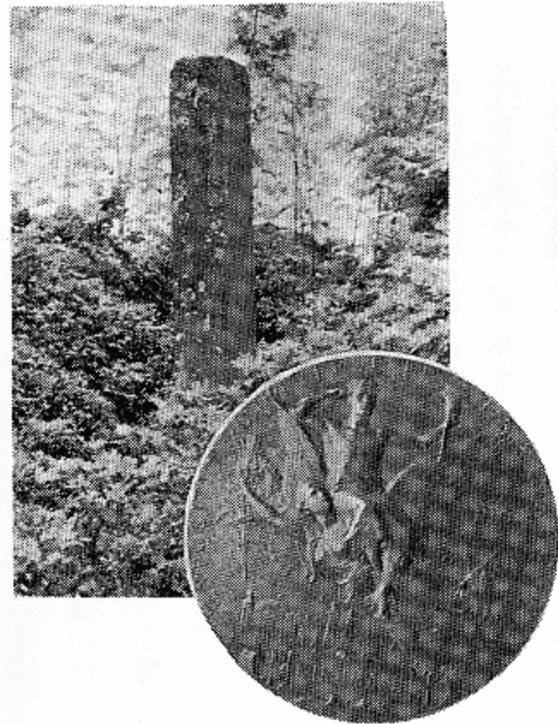
1 櫛栽培と製蠟事業

(1) 明治前期の製蠟業

現在の鳥栖市域を中心とする基肄・養父両郡の製蠟事業およびその原料作物としての櫛栽培は、前篇に述べたように、対州・佐賀両藩の櫛蠟専売制度に支えられ、あるいは規制されながら発展をみたのであるが、近代に入ってから、それはこの地域の主要な特産物の一つとして定着し、生産がつづく。

明治初年における櫛蠟生産の一般的事情については、明治十四年五月、当時佐賀県全域をその管内に包轄していた長崎県が郡区役所戸長役所宛に出した左の通達⁽¹⁾が明らかにしている。

櫛蠟^{はせろう}ノ儀ハ海外貿易品ノ一部分ヲ占メ今ヲ距ル十余年前当港貿易上頗ル其声価ヲ得タルモ当時一・二ノ奸商白絞油等ヲ混合シ悪造品ヲ輸出シタルヲ以、欧商ハ為メニ巨額ノ損耗ヲ生シ復ヒ該品ヲ望マサルヨリ爾来全ク輸出ノ跡相絶ヘ候場合ニ至リ、加之内国ノ需用年々減少スルノ景況アリテ終ニ各地ニ栽植セル櫛樹ヲ斬伐スルノ勢ニ至ルモ欧州各国ニ於テ欠ク可ラサル要品タルヲ以テ大阪府下該製造人等専ラ精純ノ良品ヲ製シ、百万苦心類勢ノ挽回^{ばんかい}ヲ試ミシニ幸ニ明治十一・十二年間ニ漸ク目的ヲ達シ英国倫敦^{ロンドン}ノ一府ニシテ一ヶ年概ネ百万斤ノ多量ヲ消費シ、仏国巴里^{パリ}ノ如キモ逐次其需要ヲ増サントスルノ状勢ニシテ価格モ亦二十弗ノ上ニ騰レリ、是レ全ク該府下精製ノ白蠟其信ヲ



写真Ⅺ—1 犬丸家記念碑とパリ博覧会出品の記念メダル

のと思われる。あたかも、この県の通達が出された頃、東京で開催された第二回内国勸業博覧会には、六人の蠟屋によってそれぞれ蠟燭が出品され、いずれも「品位ノ佳良ナルヲ以テ製方ノ宜キヲ徴ス而シテ価格亦低廉ナリ頗ル嘉スヘシ」ということで褒状を受与される。(3) 蠟屋のうち五人は田代宿のもので、旧藩の蠟役人またはその系累者であったものようである。他の一人は養父郡江島村の旧佐藩蠟燭取締であった犬丸家である。製法はいずれも木船紋りである。田代の蠟屋はいずれも生蠟のみを出品しているが、犬丸家のみは生蠟のほか晒(白)蠟をも出品している。この博覧会への出品は、製蠟事業についての蠟屋の意欲を示すものといえるだろう。

当時の製蠟(蠟紋り・生蠟製造)の技術は、藩政時代のそれを受けつく甚だ素朴なもので、この地方で一般に使用されていた「木船紋り」によるものであった。木船紋りとは、「蠟実ヲ粉ニシテ篩ニ掛ケ、湯ニテ蒸シ」(4) 然る後紋り器(俗に木船と称する紋り器)にかける。その木船と称する紋り器は、主として楠の大木を長さ二尺、幅および高さ各一尺ほどに切り、その中に長さ一尺、幅および深さ各五寸ほどの溝穴を削りあげたものである。蒸した蠟実をこの溝穴に入れ、溝穴の一方に間板(あいた)をはめ、間板の外側に檜で作った矢を、杵で、つきつきに打込み、「其脂油ヲ搾リ、液体ノモノヲ冷却セシメテ固体トス」(5) 紋り液は溝穴から外部に通ずる小孔を伝って下に置かれた銅製の皿に流入し、その皿のなかで冷却固体化する。その皿の大きさは後述する蠟燭業組合規約の

得ルノ結果ニ有之然ルニ近來動モスレハ混合悪品ヲ以テ該府下精製ノ晒形ニ偽造スル者アリ、是カ為メ該府下ニ於テ曩ニ挽回セシ声価モ亦落テ拾壹弗内外ニ至リ此景況ニテハ永ク海外輸出ノ跡相絶ヘ候場合ニ至ルモ知ル可カラス、果シテ然ルトキハ其影響ヲ産地ニ及ホシ竟ニ我国産ノ一部分ヲ滅殺スルニ至リ実ニ痛嘆ニ堪ヘサル次第ニ付此際一層精純ノ良品ヲ製造候様該営業ノ向々ヘ厚ク諭達可致此段相達候事

県はこの通達によって、明治維新とともに蠟燭の海外輸出の途が開けたことおよび混合物の介入による粗悪品の出回りが、その海外市場開拓の重大な支障となつてゐることを強調している。明治維新による藩政の解除は、急激に国内市場の形成を促し、さらに特産物に海外市場進出の途を拓いた。この急激な市場の拡大は、それに対応する商業機構・技術ならびに商業倫理の成長・確立を著しく立遅れさせたために市場の拡大・維持に支障を来すこととなる。だが、これは蠟燭の場合に限ったことでなく、前述する産業市場についてもみられたところであり、ことに海外市場に異常な進出をみた日本緑茶は、しばしば危機につながるほどの問題となつてゐる。なお国内市場での需要の減少は、その重要な用途の一つである整髪用のびんつけが男子の断髪によって半減したためであろう。

この通達は、内需の減少を見越し、専ら市場の拡大を海外市場の開発に求めているようである。だが、内需としては、養蚕業の発達につれて、養蚕地帯への、燈用としての蠟燭の市場が開けてゆく。従つて、この通達が出される以前から、この地域での製蠟事業の拡大・発展は既に発足している。すなわち、明治十年および十四年の農産物調によると、この四年間に基肄・養父両郡の生蠟生産は表Ⅺ—1のようになる。(2)

このような製蠟事業の急速な発展は、製蠟事業の将来に対する明るい見通しに支えられたも

表Ⅺ—1 生蠟生産量 (単位: 斤)

生蠟生産高	基肄郡	養父郡	計
明治10年	63,000	31,851	94,851
明治14年	141,000	88,450	229,450

規定にかかわらず、固った蠟が一斤ほど入る大きさとなっていたという。

一回に絞る蠟実の量は約二五斤、これから四斤ないし五斤の生蠟が搾出される。この方法では、木船一台で一日約一五〇斤の蠟実が処理されるのであるから生蠟の搾出量は二五斤ないし三〇斤ほどということになる。これ进行操作するに必要な労働力は、木船の矢打込みその他に一人と、蠟実の粉碎とそれを蒸すために一人の労働力が必要となる。組み合わせの上からは、蒸し手一人に対して二台の木船が適当と見られていたために、蠟屋の経営規模の単位としては、三人の労働力と二台の木船が必要とされていたようである。だが蠟屋のなかには一台の木船しかもたぬ小規模のものもあつたといわれる。蠟屋の多くは同時に油絞りを兼ねたものが多く、また新しい蠟実の原料としては粗悪で、年を経た古い蠟実ほど良質の蠟が絞れるので、相当大規模の蠟蔵を必要としたのであろう。ことに田代宿の場合、前述するように筑後地方はもとより藤津郡などからも蠟実を購入している、倉庫の必要はとくに大きいものであつたと思われる。それにしても、その一部を旅荷に求めるほどに蠟実の不足をみた田代宿の蠟屋の多くが、古い蠟実にのみ拠ることができず、新しい蠟実の使用を余儀なくされたために、前述の通達が指摘する晒蠟の粗悪化以前の問題として、生蠟そのものの品質の低下が避けられなかったものであろう。明治二十年の九州沖繩八県連合共進会（博多において開催）では、本県の木蠟は、七名の五等賞受賞者を出したのみで、しかも、そのなかには、主産である基肄・養父および神埼郡の業者は入っていない。⁽⁷⁾

旧田代領の蠟屋の多くは、晒場の関係もあつて、生蠟のまま大阪・博多・久留米などの問屋に売り払ったものによつて、前述する博覧会にも、生蠟のみを出品しているが、旧佐賀領の蠟屋では、少なくとも二十年代頃までは、その一部を自家または他に委託して晒蠟としたといわれている。晒蠟の製法すなわち蠟の晒法については、基本的には、生蠟を細片にしてアンペラ・蓆・木箱などに並べて日光に晒すという極めて素朴な技術が最近もなお全国的に行なわ

れているという。その方法としては、蠟灰使用

晒白法（蠟花製法—伊予式・鉋削製法—九州式）・

苛性曹達使用晒白法および菜種油混入晒法など

がある。⁽⁹⁾ 佐賀県および福岡県地方では、主として

菜種油混入晒法が行なわれたようである。

橋本忠司によると、油混入晒法というのは、

「菜種油（又は檳核油）を生蠟に混じ、粘性を増

す時は晒中融解して蓆の目より漏出する事を防

ぐ。又晒日数を多少短縮する便あるのみならず、

安価な油を以て木蠟の量を増すの利あり、混入

の量は百斤に対して一升ないし五升なり。混入

油は日光直射中著しく質を交じ、白化して木蠟と完全に融合するを以て後日正確に検出する事不可能なり。然れども

油入白蠟は日を経るにしたがって黄色を帯び易きを以て（色戻り）、油の混入を察知することを得べし」⁽¹⁰⁾（傍点引用者）

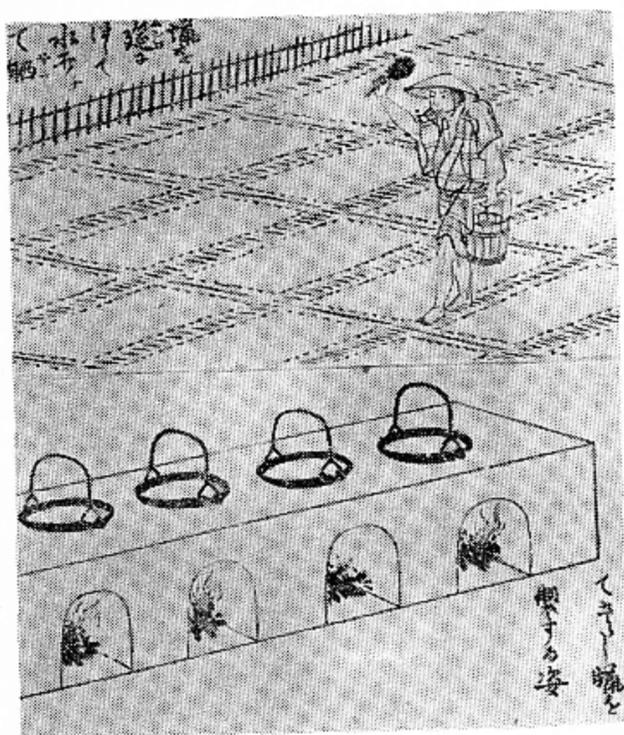
ということである。油混入によらずして晒す場合は、夏期は二〇日ないし三〇日間、冬期は二カ月を要するという。

日照のいかんでその日数は甚だ不定である。油混入によつて節約できる日数は、夏期で四〜五日、冬期で十日ほどである。

干場は広い面積が必要で、副業として行なう場合でも、一〇町から、多い時は三〇町もの土地を必要としている。

通達はこの油混入の方法をとくにいましめていたようである。事実、当時海外最大の顧客であつた英国では純正白蠟

を求めていたので、それが輸出品としての晒蠟にとって決定的な欠陥となつたのである。



図XII-2 さらしろうの図

（ろうをむしろに干し水を打ってさらしたのち、灰汁鍋で炊きさらしろうをつくる）

「栽培経済問答新誌」から

県は、この晒蠟製法を矯正して、県産出の晒蠟を輸出貿易品としての商品に組入れるために、明治二十年（一八八七）四月には、県下各郡から、蠟屋・蠟または蠟の仲買人などの代表者一六名を招いて、二日間にわたり蠟燭相談会を開いて、蠟燭業組合の規約を協定している。三養基郡からは三名の代表者が出席しているが、五月には神埼郡で、この協定にもとづく郡の蠟燭組合規約が制定され組合が結成されたものようである。三養基郡をはじめ他の郡では、組合結成の動きはあきらかでない。神埼郡蠟燭業組合規約は全文八章三十六条よりなる詳細な規定を含むものであるが、その目的は、「粗製ヲ禁シ製法ヲ一定スル」ためである。この目的を規定する第二章（第八条）は「製蠟へ他物（油及藍蠟灰汁等ノ類）ヲ混淆スルヲ禁ス」「生蠟ハ皿ヲ八十匁盛ト定メ該皿ニ（佐改）ノ二字ノ下ニ各自ノ商標ヲ浮起セシメ蠟塊ニ改良製ノ記標トナスヘシ」など九項よりなる商品としての詳細な規格を定めている。

県は、この規約によって、蠟（ことに晒蠟）製法の改良を期待していたようであるが、組合の結成ならびにその運営は必ずしも県の期待にこたえ得なかつたようである。明治二十二年の県論達第三号は次のように述べる。

本管ノ蠟燭タル一大佳産ニシテ益樹種ヲ撰養製法ヲ改良販路ノ拡張ヲ計ラサルヘカラサルハ勿論ニシテ已ニ相互奨励組合ヲ締結スルモ尚十分整頓ノ運ニ至ラサル向モ有之哉ニ相聞今般宮崎県共進会場ニ於テモ頗ル可良ノ世評モ有之旁尚此際ヲ以テ一層規約ヲ遵守シ樹種ヲ撰養製法ヲ改良スル等篤ク注意シ益声価ヲ内外ニ博スル事ヲ怠ルヘカラス

県の努力にもかかわらず、その後も油混入による晒蠟の製造は跡をたためのみか、一般的慣行であることをやめなかつたようである。だが生蠟の生産は、すくなくとも明治二十年代までは順調なのびを示したものと想像される。二十年代の末頃になると、ことに日清戦争による船腹欠乏のための輸出の杜絶は蠟燭の滞貨を累積させ、一時製蠟事業に重大な打撃を与えるのであるが、戦後船腹の復活とともに蠟燭の販路は再び開かれる。その間、生産の実情を知るための統計を欠ぐので確証を得難いが、明治二十四年頃の三郡（基肄・養父・三根）の生蠟生産高は金額にして五万円

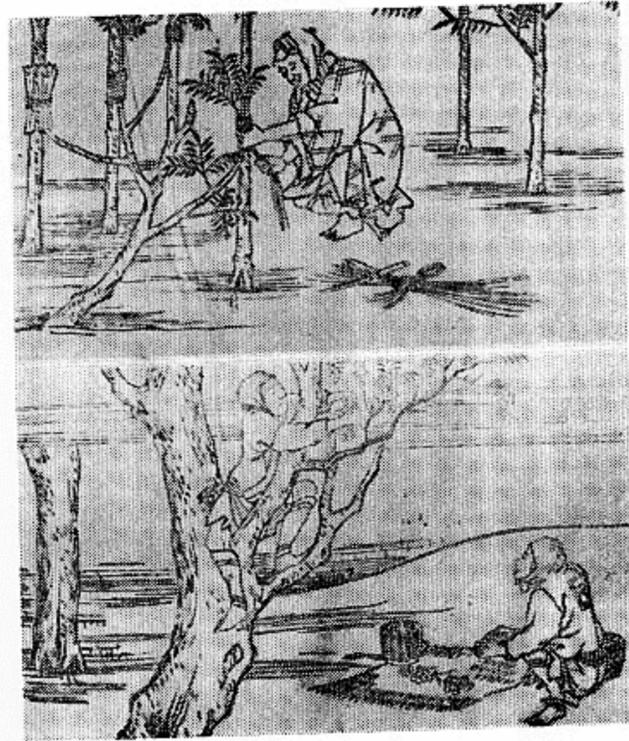
を超すものとされていた。⁽¹²⁾ その頃の生蠟の相場から類算して、その産額は三〇万斤を越すとみることができよう。

三根郡の生産が加わるとはいえ、明治十四年の基肄・養父両郡の産額約二三万斤に比して増加を示している。なお明治二十九年（一八九六）には、田代村のみで二七人の従業員をもつ七戸の蠟屋がみられた。⁽¹³⁾

(2) 蠟燭栽培と蠟燭実の生産

明治四年の田畑勝手作り差許しの布達につづいて、明治十年頃までには、地租改正など農業上の重要な諸改革が実施されたことは前に述べた通りである。ことに蠟の専売が解かれ蠟の販売が自由となった事情のもとで、製蠟事業の海外輸出品としての前途を見越した蠟屋はもとより、地主の間でも蠟の増産に乗り出すものも少なくなかつたことと推察される。田代領へ最初に蠟を導入したといわれている松田勘四郎の後継者である松田家では、明治十年代の末から二十年代にかけて、当時の園部下村に隣接する柚比村の丘陵を開墾して山畑となし、十数畝の蠟を植栽したといわれている。だが、明治も十年より前には、当初に述べた通達が示すように「各地に栽植セル蠟樹ヲ斬伐スルノ勢」であつた。

明治十五年の基肄郡誌および養父郡誌によつてみると、今の市域で四八万三千斤の蠟燭実の生産があり、これに現基山町のそれを加えると六九万一千斤の産額となる。このなかで基肄郡の産額は四八万一千斤（約七万七千貫）である。この時点での内訳は、基山二〇万八千斤（内園部二万斤）、基里一九万三千斤（飯田一六万斤）、鳥栖一二万斤、田代八万斤、麓五万斤、旭四万斤で、田代の生産が比較的少ないのは意外である。もとよりこの数字は正確な測定にもとづくものでないことを考慮に入れなければならぬ。それにしても、明治二十二年には、基肄郡のみでその産額は一〇万



図十二-4 はぜ栽培の図
はぜの接木<上>とはぜの実採り
「栽培経済問答新誌」から

伊吉の接木によって出来た突然変異による品種といわれている。大・中・小の三種あって蠟分に富み結実が多い。種実一升の粒数四、三〇〇、重量一七〇匁、原産地に近い関係もあって、三養基・神埼地方の蠟は当初からこの品種であったものと思われる。⁽¹⁶⁾ つぎに、葡萄蠟というのは蠟中の王と呼ばれていた。種実大で、一升の粒数二、六〇〇（原文には二六〇とあり）、重量二〇〇匁、蠟の歩留まりは普通の蠟の一・五倍の三〇割におよぶという。だが粒付き粗く、梅雨中の落実多く且実切れ甚しい上に採取困難とい

犬丸家などは、明治年間を通じて、十数畝の蠟畑を集中していた。これに反して、旧田代領では蠟屋以外の蠟畑地主が多く、前に述べた松田家の如きは、所有蠟畑面積二〇畝におよんだといわれる。つぎに、県は蠟の「樹種ヲ撰養」することを奨励しているが、藩政のころから全国各地に特有の蠟の品種があり、⁽¹⁵⁾ 明治時代に入ってから、少なくとも七種以上のものが知られていたようである。県で認められた品種としては徳右衛門蠟・松山蠟・伊吉蠟・葡萄蠟・石成蠟・桜島蠟・長房蠟などがある。このなかで徳右衛門蠟は大粒で白蠟ともいい、旧佐賀藩および筑前の三奈木地方に普及していた品種である。また松山蠟は伊予（愛媛県）の原産で、種実大きく核実は小さく蠟分に富む優良品種の一つで、本県では主として藤津郡地方に栽培されていた。つぎの伊吉蠟は俗にイキー蠟と呼び、藩政時代筑後三井郡小郡の田中にイキーの接木によって出来た突然変異による品種とい



図十二-3 はぜ栽培の図
はぜ苗の移植<上>と苗の霜おおい
「栽培経済問答新誌」から

五千貫余となり、⁽¹⁴⁾ すなわちこの七年間に三七割を増加したことになる。養父郡は全域で九万四千貫を越え、三養基全郡では、全県産額約七〇万貫の三〇割にあたる二一萬貫に達している。これは、三養基郡につぐ蠟産地たる佐賀・神埼両郡の合計産額に匹敵するもので、ことに基肄郡では蠟は郡内第一の産物とみられていた。蠟は永年作物で、蠟が収穫をあげるまでには果樹よりも永い年月が必要である。実生樹の場合、一〇年目頃から実をつけ始めるといわれるが、最高の収穫七〇八斤をあげるまでには四〇年から五〇年近くを要し、その間の肥培管理のための先行投資が必要である。収穫期に入った蠟の寿命は長く、管理のいかんでは百年以上におよぶといわれる。その所有者にとってはまさに不動産的資産である。だが、多くの場合隔年結果で、価格の変動が激しい。その点では著しく投機的な作物といえる。しかも、一年間蠟実の採取を怠れば、翌年の蠟実の品質が低下し、場合によっては売り物にならぬこともあるという。価格の低落がつづけば「斬伐スル」ものも出るはずである。他面古い蠟実ほど良質な原料となるので貯蔵して時々の価格に応じて販売することが有利なため倉庫が必要となる。このような蠟栽培の特性から、蠟の植栽は、所有土地と資金に余裕をもつ地主層に集中することになる。農政学者の間で、蠟が地主作物といわれるゆえんである。従って、蠟畑の所有は、水田よりもさらにかたより、一部地主に集中する傾向があった。佐賀藩の場合、蠟畑の多くは主として蠟屋の所有で、

う欠点がある。嘉永五年（一八五二）に紀州で分離された品種とされている。生長速く、五年にして結実をみるといわれ、形状が葡萄に似ているために葡萄蠟燭というのである。神埼郡では、明治二十三年末から二十四年初頭にかけて、原産地の和歌山県から葡萄蠟燭苗四千本を取り寄せて郡内に植えているが、その後普及をみず、伊吉蠟燭に押されて、明治年間にはほとんど姿を消している。

蠟燭の品種改良—樹種の撰養—については、その主要な栽培者が前述するように資力ある地主であって、なお当時の多くの地主、ことに蠟燭の地主は寄生地主でなく、自ら耕作を営む手作地主であったために営農上の智識が深く、農事改良に熱意を持っていたのであるから、収穫多く良質な種実の蠟燭の品種の導入には熱心であったに違いない。であるから神埼郡に限らず三養基郡でも、個人的には種々の品種の導入が試みられたことと思われるが、結局鳥栖地方を中心に、佐賀県東部の主産地を含めて伊吉蠟燭に集中する結果をみているのである。

蠟燭は、旧佐賀藩では畑の周辺、道路、河堤などに植栽することが多かったが、田代村を中心に旧田代領では主要な畑はほとんど蠟燭畑となった。下作（間作）を行なうのが普通で、間作には夏作で蕎麦、大豆、粟など冬作は菜種が多かったが、このほかラッキョが多量に作られていた。間作は大地主や蠟燭屋直営の場合、無料または低廉な小作料で小作に出さ



写真Ⅱ—5
晩秋の風物詩、はぜの実採り
(山浦町で)

れている場合が多く見受けられた。

蠟燭の新植には、他より新品種を導入する場合はもとより、一般に生育が速いので実生苗が用いられたようである。播種するには、二月初旬蠟燭実を臼で軽くつき、フルイで蠟分を取除き、一〜二昼夜灰汁に浸し置いて後その汁をよく外皮の油分を揉み洗い、耕土に混じて土中に埋めて置いたものを春の彼岸前までに播種したという。田代地方では、一般に「蠟ノ木ハ畑ニ植エ、培養（施肥）ハ冬季根ヲ掘リ人糞（糞）又ハ厩肥料等ヲ埋メル（18）」が、特殊のものは油粕（油粕）、鯀粕（鯀粕）などの金肥も用いている。蠟燭肥料としては油粕が最もよいとされていた。蠟燭の採取には「樹下ニ蕙ヲ敷キ実ヲ取ル」すなわち樹上で手でもぎ取って蕙の上に投げるのであるが、このような方法は主として大きい蠟燭地主の場合行なわれたようである。一般には、ハゼテボと称する大形の籠を樹上につるし、木の枝で作ったかぎで引きよせながら房のままもぎとって籠に入れるのである。この方法では一日一〇〇斤（六〇キ）を採取することは容易でなかったといわれる。採取量は採取量で計算される場合が多く、明治二十年頃で一〇〇斤十五銭内外であったようである。採取期は麦播終了後の十一月中旬から十二月にかけての時期で、零細農およびその子弟の農閑期の賃仕事であった。

つきに蠟燭の販売と蠟燭の価格であるが、蠟燭の販売については、「蠟燭製造人蠟燭所有者ノ宅ニ就キ自ラ衡器ヲ以テ買入ヲナシ多クハ仲買ヲ要セス直接売買ヲナシ運賃ハ所有者（蠟燭所有者）ノ負担トス（20）」るのが一般であった。もとより蠟燭の小規模栽培者や旅荷については仲買が介在したことはいうまでもない。だが、このように田代村の「輸出重要品取調」が「多クハ仲買ヲ要セス」としたのは、蠟燭の生産が少なくとも田代の地元では大部分、大きい蠟燭地主によって行なわれたことを意味するとともに、蠟燭の取引が一般的市場の成立をみない直接取引であったことを意味する。包装は、ハゼドローラ（蠟燭袋）と称する特殊の大型の袋に房のまま詰められていた。県は一袋の標準を一〇〇斤と規定しているが実際には一〇〇斤以上一五〇斤ほど詰められたという。

注(1) 明治十四年五月三十日長崎県庁乙第四十四号達(佐賀県図書館、県庁文書)

(2) 佐賀県庁文書(右同)

(3) 明治十四年第二回内閣博覧会出品録並褒状写(右同)

(4) 明治三十八年田代村 同前

(5) 橋本忠司「日本木蠟」(大正十三年十二月刊)によれば「新実より得たる蠟を新実蠟と称し、暗褐色にして軟く品質劣等なり。古実より得たるものを古実蠟と称し淡褐黄色又は帯緑淡褐黄色を呈し品質良好なり」という。

(6) 明治二十年四月十日付佐賀新聞記事による。

(7) (8) (9) 「日本木蠟」(前掲)による。

(10) 佐賀新聞(明治二十年五月六日―八日)の記事による。

(11) 同右(明治二十五年一月二十五日)による。

(12) 田代村勸業統計書(明治二十九年)

(13) 佐賀県農事調査(前掲)

(14) 佐賀新聞(明治四十一年一月二十三日)

(15) 久留米市史(前掲昭和六年編)は、「三井、八女、浮羽各郡に亘れる榎の栽培は今を去る百余年前(一八三〇年以前、すなわち、文政年間頃)上妻郡岡山村(現八女市岡山町)今福在の某、御井郡小郡村より獲たる新種伊吉榎を繁殖せしめたるに起因し」と述べている。

(16) 佐賀新聞(明治二十四年一月二十三日)

(17) (18) (19) 明治三十三年田代村輸出重要品状況取調

(20) 明治十年及十四年農産物調(前掲)

2 明治維新と売薬業の急展開

成立後間もない明治新政府は、明治三年(一八七〇)十二月、諸政改革の一端として、売薬規格の全国的統一をはかるため「売薬取締規則」を公布した。それは全文次の五カ条からなるものである。

一、売薬類ニ付、今般大学東校ニ於テ名実功否検査ノ上、免状ヲ与ヘ売薬ヲ許スヘキ事

一、従来売薬ニ勅許御免等ノ字ヲ用ヒ、又神仏夢想家伝秘法杯ノ称ヲ用ヒ候、自今一切禁止ノ事

一、新規売薬發行致シ度モノ、薬方功能定価目程^(何)等明細相記シ、東校へ願出、免状ヲ受ヘキ事

一、拔群有益ノ薬方或ハ製薬類新ニ發明スルモノハ七ヶ年ノ間当人ノ専売ヲ許シ、發明ノ賞トス、七ヶ年ノ後ハ具

ニ薬方明細ニ記ス、諸国一般ニ布告シ、広ク發行スルヲ許スヘキ事

一、諸売薬々品原価巨細ニ相^た糺、東校ニ於テ相当ノ定価ヲ極メ、免状へ記シ相渡候条、定価ノ外聊^{いさ}タリトモ、増

価ノ儀堅ク禁止ノ事

この規則の目的は、具体的に示されている通り、売薬類の薬効を確かめること、信仰迷信などから切り離すこと、原料効能および定価を明示すること、発明品に七ヶ年限り特許権を与えることおよび薬価を公定することである。この規則の公布によって、五年三月には田代売薬からも売薬人一人が願書を提出している。だが、この規則は、その五年七月に「御詮議ノ次第有之」というので廃止された。この規則が一年有半にして廃止された理由は、検査の出願が

少なかったこと（これは業者の規則に対するとまどいによると思われる）、およびとくに、大学東校の施設のみでは検査の実施が事実上不可能であることが明らかとなったためであろう。

ところで、翌明治六年十二月末、政府は再び布告を発して「今般文部省ニ於テ御検査候条薬味分量及ビ用法功能等取調正副相添管轄庁ヲ経テ同省へ可伺出」ということになる。すなわち、前の規則と異って、唯薬の内容の検査をするにとどめている。佐賀県では、佐賀の乱にあったため事務が渋滞し、当分その運びに至らなかったものようである。明治八年（一八七五）九月になって、「売薬の義は、其筋に於て検査の上免許を受ければ営業不相成筈に候得共当県の義は未其手数無之処」「今般内務省より更に被相達次第も有之候条従前営業の者は勿論未願出分共無洩」願書を差出すよう通達を発し、さらに同年十一月二日、願書取纏届出方の督促をしている。⁽²⁾

この通達によって、県は総計二八一通におよぶ願書を受付ける。そのなかで少なくとも一三六名の出願者は明らかに田代売薬人である。⁽³⁾ そのうち、瓜生野は六〇名、田代は四一五名、上郷二六名（内基山二一名、今町五名）、その他五名である。新規願出は瓜生野二四名、田代二一名、上郷六名、その他五名で総計五六名がみとめられる。このなかには田代の七名ほか二名の士族授産のための出願がみられる。瓜生野の場合、出願者を新旧含めてみればほとんど軒並みの出願である。

ところで、維新の改革による株の撤廃、職業の自由という政策にもとづくこの売薬出願、ことに新規出願受けの措置は、売薬人ことに株を持たぬ番頭などの間に一種の興奮を捲き起したものである。これに引きかえ、長い伝統と強固な株組織によって一糸乱れぬ統制のもとに、父祖伝来の特権的家業に安座していた富山売薬は、そのよって立つ株の撤廃にあたって、「一家泯滅之者モ不少、誠以当惑寝食モ不常涙血罷在」⁽⁴⁾ ほどの深刻な衝撃を受けた。すなわち、富山売薬では、この株制度の撤廃に対処するため、明治八年四月、当時の新川県が制定した「売薬取締会

社綱領及条例」にもとづき、⁽⁵⁾ 売薬株仲間一統によって、トラストともみなされる独占的企業会社「広貫堂」を設立した。この会社は、明治十年の「売薬規則」⁽⁶⁾ にもとづく県の結社で、売薬禁止の措置によって一時社号を廃止したが、同年「売薬仲間約定大綱」を定め、さらにその五月「広貫堂定款」⁽⁷⁾ を、十三年には「広貫堂規則」を制定して、実質的には株仲間の存続を固持しつづけている。

この富山売薬とはまさに対照的に、田代売薬は、株組織をかなぐり捨て、一挙にして七〇割の新規売薬の増加をみただけでなく、自由競争の原則にもとづき、ことに瓜生野・木山口などの売薬人の間には、急激な企業の拡大の方向を辿るものが現われている。この事実、株の制限と株仲間の相互制約によって企業の拡大が一定のわく内に限られていた田代売薬に、一転機を与えたものである。すなわち、資本主義的産業の特徴としての拡大再生産への転換である。例えば、瓜生野町の扇屋は明治十年ごろ、住宅とは別に工場を建て、多数の職工を雇入れて製薬をなし、昼食時には鐘で合図をしたと伝えられている。

また同じころ、木山口の原勝助は三五名、同じく原重右衛門は一七名、同じく吉田左次兵衛は一五名、柚比村（今町）の権藤順平は八名の番頭（売子）をそれぞれ置いていた。⁽⁸⁾ その後も、それらの売薬人や瓜生野町の橋本滋作等は事業の拡大をつづけ、とくに、原重右衛門は明治十六・七年（一八八三—一八八四）頃には、五〇



写真ⅩⅦ—6

昭和初年売薬行商の旅姿

久留米がすりの角袖、裾は虚無僧からげ、角帯を締め矢立を挿しこみ前垂を結ぶ。烏打帽と洋傘が当時流行のシンボル

（佐賀県製薬団体連合会提供）

名前後の番頭を置き、新天地を求めて北海道にまで手を伸ばしたといわれている。

だが、田代売薬人の総てがそのような動きを見せたのではない。瓜生野・木山口・今町などの売薬人の一部に見られたそのような拡大再生産による企業前進のなやかな動きに対し、田代宿では明治初年以前の古い株仲間間で、あたかも富山売薬に似たような動きが、極めて小規模のものではあるがみられるのである。すなわち、「丸散座二名相立製薬並売薬人之取締等一切」を同人（丸散座）に委任し、「其他ハ引受売弘」に従事することとしている。⁽⁹⁾この組織は、後に述べるように専ら課税への対策として結成されたものではあるが、自由競争による個人企業の拡大再生産に大きくわくをはめることには相違ないのである。

売薬検査施行を通達しながら、施設不足のため事実上充分の検査によらず出願者のほとんど総べてのものに認可を与えていた政府は、各地に、売薬を試験し、製薬を指導するための司薬場を設置することを定め、明治九年五月には新たに「製薬免許手続」を公布する。その手続きというのは、

- 一、製品ハ各地ノ便宜ニ就キ最寄司薬場ニ送致シ試験ヲ受ケ其訳添書ニ追申スヘシ
- 一、試験ノ上良品ナルモノハ免許鑑札ヲ交付シ若シ其製造十全ナラサルモノハ本人ノ志願ニヨリ司薬場ニ於テ製煉ノ方法伝示スヘシ

というのがその骨子である。政府は、この手続を公布するにあたって、「本邦ニ於テモ往々舶来品ニ勝レル良品モ有之処、只管輸入品ヲ妄信シ概シテ国産ヲ卑ムノ風ニ流レ質悪薬ノ輸入日ヲ逐テ増加シ其損害不尠」と外来品への傾倒をいましめている。維新謳歌の結果伝来品を軽視する風潮が売薬へもおよんだのであろう。事実、配置売薬の本拠たる新川県（後の富山県）では「然レトモ其製タルニ漢家ノ方劑ニ出テ、僅ニ草根木皮ヲ調理スル而已、今也泰西医方日ニ隆盛ノ今日ニ当リ、尚旧習ヲ株守一層開明進歩ノ意無キ時ハ、将来ノ廃業逆睹スヘシ」と、和漢薬たる売薬

を蔑視するかのような態度をみせている。さて、田代売薬の最寄りの司薬場は、九年八月の内務省通達で、長崎港に設置されることになるが、実際に長崎司薬場が開場の運びとなったのは翌十年十一月のことである。

明治十年一月、売薬規則が公布され、同年二月には同規則の施行が規定された。この規則は、全文三章二十六条よりなり、条文として整備したこの国最初の売薬関係の法的規程である。⁽¹¹⁾

売薬規則は、まずその第一章で、売薬を「丸薬、膏薬、煉薬、水薬、散薬、煎薬」など「家方ヲ以テ合劑シ販売スルモノ」（第一条）と規定している。家方とは、その家独自の方法というのか？それは兎も角、売薬人にとって最も重要なことは、売薬鑑札を、営業、請売、行商の三つに区分し、その免許の期限を五か年とした（第八条）ことである。第二章は売薬営業税ならびに鑑札料に関する規程である。この規程が第八条の売薬鑑札の三つの区分とからみ合っているために、第八条の売薬鑑札に関する規程が重要なのである。この規程によると、売薬営業税は薬劑一方に付一年式円、売薬営業鑑札料は一方一枚式拾銭であるが、売薬請売鑑札料および売薬行商鑑札料の方はその方数にかかわらず一人一枚金式拾銭（第十六条）ということになっている。

この規則そのものが、恐らく富山売薬の広貫堂を意識してつくられたものと思われる。すなわち、この規則は、広貫堂に衣更えした富山売薬の株仲間間の解体を図るとともに、これを新しい体制に再編し、その再編された体制に好都合な税制を仕組んだもののようなのである。富山売薬が、株廃止後も、広貫堂を中心に統制を保ち繁栄をつづけたのはそのためであろう。だが、株の解体の上に、拡大再生産—企業前進—の道を選んだ田代売薬にとっては、まさにショックな、晴天のへきれきともいべき政令として受けとられたものようである。前に述べた済世堂は、この売薬規則に対処するために設立されたものであるが、その「売薬営業名前換廢業行商鑑札願受等之儀ニ付願」書によると、「元佐賀県乙第四百四号御達ニ付爾後者営業鑑札所持不仕テハ行商等モ不相成儀ト誤承、一統営業鑑札願受罷在、



写真Ⅺ—8 明治年間の薬のいろいろ
(福永辰二氏蔵)

方、膏薬一方で、主治によってこれを分ければ、氣付薬または清涼剤とみられるもの五方、風邪薬五方、腹薬三方、強壯薬一方、腰痛打撲薬一方、疝氣薬一方で、目薬や虫下しはこの時点では未だ見当らない。このように田代売薬は明治初年には一応、ここにみる一七方ほどに定型化されたとはいえ、売薬人によってその調剤は多少の相違をみている。とくに甚しいのになると同一薬名をつけることが無理なほど異なった処方も稀には見受けられる。

調剤の原料としての薬種の種類は主として次の五七種である。

人參 麝香 沈香 熊胆 木香 キナキナ桂枝 胡椒 竜腦 規尼涅 甘草 犀角 一角 辰砂 牛黄 丁子 盧

然ルニ本年第七号御布告之趣ヲ以テハ、營業・請売・行商之三ツニ區別各鑑札御下渡之旨拜承、就テハ前項心得違ヨリ内分従前之手続ヲ追ヒ、請売或ハ行商之者ニ至ル迄營業免許願受居、名実齟齬^{そご}而巳^{のみ}ナラズ納税其他ニ至ル迄不都合相生シ、随テ職業モ漸次衰頹^{すいた}ニ可致、今更悔悟恐入次第ニ御座候」というので、請売、行商のものまでが營業免許を受けたのは県の通達の誤解にもとづくものとしている。だが、さきの県の通達(明治八年乙第四百号)には、なんら課税について暗示するものはないのであるから、田代売薬人の総てが「營業鑑札所持不仕テハ」行商なども「不相成儀」と思ひ、營業鑑札を受けていたのである。だから、十年四月四日の「売薬規則に關する出願手續」⁽¹²⁾およびその一部改正⁽¹³⁾によって、廢業届を出した田代売薬人の数は明治八年の願出人を上回る一四六人に達している。このなかにはもとより濟世堂結社の一九名およびこれに見ならう長野村および柚比村の売薬人によって設立された承応堂の八人を含んでいる。

このような廢業届の提出は、事実上の廢業ではない。それと同じ期間に、番頭を含めて少なくとも二〇〇人以上の売薬行商鑑札願と數十通の売薬検査願ならびに売薬營業鑑札讓渡願などが提出されている。⁽¹⁴⁾そのなかで濟世堂および承応堂に結集された売薬人は二重三重の課税を免れることを得たが、自由競争によって拡大再生産—企業前進—を企図した新しい型の田代売薬人にとっては、この重課税の仕組みから逃れる術は少なかったようである。

ここで、明治政府の売薬取締または検査施行によって、田代売薬の種類・調剤がどのような変化を受けたかについてみることにする。廢業届を出した九〇人の薬方につき、筆者が分析したところによると、薬剤の数では、一八方有一名、一七方一九名、一五方乃至一方一〇名、一〇方乃至八方一二名、七方乃至六方一二名、五方乃至四方一四名、三方乃至二方一五名で平均一人当り一〇方である。その間、明らかに規模の大きい売薬人と小さい売薬人との間に断層がみられる。すなわち、三七名は平均一五・五方を取扱い、残りの五三名は平均五・五方を取扱っている。もとより

薬方数だけで規模の大小を区別することは、必ずしも正しいとはいえないが、個人的に拾ってみても、概して番頭を多くもつ売薬人ほど取扱方数が多い。この明白な断層によって区切られる二つの階層は、番頭(売子)をもつ売薬人と単独營業の売薬人とを区別するそれとみて大過ないだろう。

さて、その薬方はどうのような種類であったかをみるに、番頭三六名をおく原勝助は一七方を取扱っているが、その薬名は、奇応丸、キナキナ円、一角丸、熊膽丸、万金円、赤竜丸、肝涼円、功勝円、安楽湯、正氣湯、山田振薬、大補湯、疝氣一服湯、千金丹、合羽膏、清寿丸、健胃丸などである。名称の相違は多少あるにしても、廢業届に記載された薬の種類は凡そこのなかに含まれているようにみえる。すなわち、丸薬九方、錠薬二方、煎薬五

会 阿仙薬 肉桂 縮砂 蒼木 密人 杜鵑霜 使君子 胡黄蓮 黄柏 常葉 牛胆 黄苓 川骨 芍薬 地黄
茯苓 当帰 砂参 川芎 麻黄 乾姜 大棗 尾人參 白朮 黄耆 鉛丹 杉脂 密陀僧 家猪脂 胡麻油 杜松
木 川煉子 大黄 大茴香 檳榔子 厚朴 木通 桑寄生 好茶 薄荷油

もとよりこれ以外にも、使用されているものがないというのではないが、旧藩時代に比しては、薬種の種類が遙かに整理されていることが判る。このなかで、田代薬がとくに多く使用し、その特徴ともいえる薬種は、人參・麝香・沈香・犀角などのようである。調剤は、富山の、ことに反魂丹の二五種の薬種を調剤したほどのものにはおよばないにしても、県内の佐賀・小城などのそれに比すれば、豊富多様な薬種によっている。薬効については、一つの薬が、幾つかの異った症状の病気に使用できるという万能薬的な特徴はなお残っている。

このように、維新以来、「売薬規則」が公布された時点までの田代薬は、一応整理の段階にあり、個々の売薬人の調剤の特徴が失われる反面、田代薬本来の特徴が著しく浮びでた時期といえる。だが、この時点を境として、田代薬には新しい薬方が現われ、個々の売薬人の間に、競って独自の薬を発売する傾向が生れる。すなわち、従来の田代薬に見なかつた散薬あるいは目薬が現われまたサントニンをういた駆虫剤、コロンボ・ケンチャナ・大黄エキスなどの新規薬種を用いた薬方などが出現する。他面、調剤そのものは、ほとんど大きな改良を加えず、あるいは富山の調剤法を模倣するなどで目先を変え、新しい薬名をつけたのみの新薬が多数に現われるのである。⁽¹⁵⁾

製薬技術としては、薬種の粉碎・篩分・練合・製丸などの工程は従来通りの家内手工業の状態をつづけているが、丸薬の製法として後に述べるバラ丸の方法が田代売薬独自の技術として、すでにこの時期には行なわれていたといわれる。なお、前述する濟世堂は「製剤並に売薬所一ヶ所を設け」たのではあるが、一つの場所に各個の諸道具を持寄って作業を行なったにしても、その間に分業が行なわれた形跡はみられない。これに反して、扇屋の場合は協業が行

なわれ、一種のマヌファクチュアともみらるべきものであったと思われる。そのような技術的進歩の萌芽は他の、前に述べた、多数の番頭をもつ個人経営にもみられたであろう。

注 (1) 後の東京帝国大学医学部

- (2) 明治八年佐賀県乙第四百四号および同乙第二百二十八号
- (3) 前掲「田代売薬発達史」六二・六三頁参照
- (4) 前掲「富山売薬業史資料集」第一編第一集第二の第二〇五号
- (5) 前掲「富山売薬業史資料集」第一編第一集第二の第二〇八号
- (6) 明治十年太政官布告第七号
- (7) 前掲、「富山売薬業史資料集」第一編第一集第二参照
- (8) 前掲、佐賀県庁文書「本庁往復」
- (9) 明治十年四月十八日、濟世堂組合より提出せる「売薬営業名前換廢業行商鑑札願受等之儀ニ付願」(佐賀県庁文書「本庁往復」)
- (10) 前掲「富山売薬業史資料集」第一編第二の第二〇八号
- (11) 前掲、明治十年太政官布告第七号および同第十六号
- (12) 明治十年長崎県甲第三十八号
- (13) 明治十年長崎県甲第五十八号
- (14) 前掲、佐賀県庁文書、本庁往復
- (15) 前掲「田代家庭薬発達史」二章の三「明治初年の田代家庭薬とその調剤」(七三頁―七九頁) 参照

3 売薬業の試練と停滞

政府は、明治十一年五月「薬舗主試験概則」を公布し、さらに同十五年（一八八二）三月には「薬舗業種商取締規則」を公布する。これによって薬舗主は国家試験に合格して、内務省の免状を所持するものでなければ営業を許されぬことになった。だが、配置売薬業者は薬舗主と区別されて、「医師ノ処方書ニ拠リ薬品ヲ調劑」しない限り従来通りの手続きで営業できることとしている。これは、この国の伝統的売薬の仕組み、ことに多数の従業員をもつ富山売薬を窮地に追い込むことを避けるための配慮に出たものであろう。政府の政策は、このように配置売薬に対し特別の考慮をはらったとはいえ、その製薬企業または売薬企業としての展開—発展—を期待していたのではなかったようである。



写真Ⅻ—8
売薬免許の看板

この「薬舗業種商取締規則」が公布された年の十月、政府は「売薬印紙税則」を公布して、売薬に定価の一割に相当する価格の印紙を貼用させる規定を設け、翌十六年七月には、⁽¹⁾ 県が係官を派遣して実地検査を行なうことが規定される。この定価の一割の印紙税というのは、当時一般に値引きの慣行があったところのことであるから、実際には一割五分以上にもあたっていたのである。「薬九層倍」とはいうものの、原料としての薬種、包装原料などは、定価の一割

程度のものであったとしても、その製薬・包装に用する労働力、ことに旅費・宿賃のほか集配のための労働力に多くの費用がかかるのであるから、利潤としてはその印紙税にも当たらなかったのかも知れない。ことに、その印紙税のほか「売薬規則」の規程によって鑑札料・営業税など多額の税がすでに徴収されているのであるから、この課税はまさに弾圧にもひとしい重税であった。しかもこの税則は、当初から極めて嚴重な罰則をとめない、無印紙売薬を所持するものは、その販売者たると購買者たるとを問わず処罰することになっていた。さらにこの税則は甚だ不合理な点を持つていた。それは売れ残りの売薬に貼られて無使用となった印紙を交換する方法が規定されてなかったことである。この方法が規定されて救済の途がひらかれたのは、県の検査官派遣のことが規定されて後三年を経た明治十九年七月のことである。このような事情のもとで、売薬業を維持してゆくためには、税吏の目を逃れて、脱税する以外に道はない。田代の売薬人が、当時無慈悲な税吏の目を逃がれるためあらゆる手段を用いて逃れ回ったことは、後世の語りぐさともなっている。政府や県の方でも、そのことを充分承知で、しばしば警告を發して業者の注意を促した。ことに県では十九年十月、布達を發して「従来自用者中ニハ法律規則ニ通セサル細民モ尠カラス只管幾分ノ低価ヲ以テ無印紙ノ売薬ヲ購求スルモ其ノ品ノ不正ナル事ヲ辨知セサル等ノ風習モ往々有之。此等ノ輩ヲシテ多ク犯罪者タラシムルニ忍ヒス。此ノ度ニ限り既往ノ分ハ寛典ニ処⁽²⁾するといふので、その年末までに、印紙無貼用の売薬は、売渡人に返却するが印紙を貼用させるか、または棄却させることにした。この「寛典ニ処⁽²⁾せられるのは売薬の購入者たる「自用者」だけ名トモ取調」の上「租税検査員派出所又ハ分遣所へ届出」させている。⁽³⁾

このように、印紙貼用のことでは、政府および県が極めて厳しい態度で臨み、売薬人の抵抗を徹底排除するために、売薬人の自宅はもとより旅先の宿泊所にまで踏込んで、家宅捜査を行なうなど人権を無視した強圧による収税が

つづく。しかも前述する「売薬印紙交換規則」が交付されたとはいえ、その手続きは甚だ面倒でかつ不合理な点が残されていた。それが簡略合理化されたのは、「売薬営業人売薬印紙交換心得」および「売薬印紙交換規則取扱心得」が公布された明治二十七年（一八九四）三月のことである。さらに県では収税の粗漏を防ぐため、これと併行して、明治二十年に公布した「売薬営業者及請売者帳簿書式」を、同二十三年四月には改正して、「売薬製造帳」「売薬売捌帳」「戻薬請払帳」「売薬印紙請払帳」「売薬買入並売捌帳」の五つの帳簿様式を定め、売薬人にこれを記帳させ、租税検査員をして随時これを点検させることとした。その間、二十年十一月には「製薬取締規則」および「薬舗及薬種商取締規則」などの改正、つづいて、二十一年五月「売薬取締細則」、さらに二十三年二月「薬種商並製薬者取締細則」などの公布があったが、配置売薬に対する政府の基本的姿勢には何等変化はみられない。

以上にみる苛酷な課税の容赦ない収奪は、資本家的経営へと踏み出しはじめた田代売薬に、資本家的経営の条件である利潤の成立を不可能にするのみか、その労賃部分にさえも喰い入るものであったようである。だから、資本家的経営を維持するためには、前にも述べたように、何とかしてこの重税の収奪から逃れねばならぬが、政府の脱税防止の措置が整備され、税吏の監視が厳重になれば、その余地は益々なくなる。自家労働のみの、あるいは家族の一員に等しいような関係にある一名または二名の、見習としての——旧徒弟制度のわく内での——番頭をもつ売薬人の場合は、労働の強化・生活費の切り詰めに由るほか、帳簿上の操作によっても、政府収奪による危機を乗り切ることができたであろう。だが、多くの番頭（売子）や製薬工員を雇入れていた資本家的売薬人は、その工員や番頭に支払うべき労賃に喰い入る収奪が行なわれることになれば、拡大再生産のみならず単純再生産も不可能となり、経営は破産するほかはない。わが国資本主義経済の最初の恐慌といわれている明治二十三年（一八九〇）の恐慌は、このような政府の課税収奪によって追いつめられた田代売薬の資本家的経営に最後の打撃を与え、その息の根をとめる。すなわち瓜生野の扇

屋はその得意を番頭達に分与し、番頭達は自家労働の強化によって、その受けついだ得意を守ってゆくことになる。同じく資本家的経営に踏み出していた橋本滋作は、明治二十年頃、活版業に転業、木山口の吉田佐次兵衛・原勝助は番頭を整理解雇して事業を縮小、二十年代の半頃にはそれぞれ転業、また原重右衛門は二十年代を通じて資本家的経営を維持するため努力を続けたが、三十年頃には、遂に刀折れ矢尽きて事業を投げ出し、東京へ転居している。かくして、資本主義的産業として拡大再編への道を踏出した田代売薬は、その展開の道を阻まれて挫折、再び「行李からい」としての家業である売薬行商に立帰ることとなる。

この田代売薬の開眼・資本主義産業への意欲の発現は、このようにして、一朝の夢として消え去ったのであるが、しかしながら、田代売薬に対するこの大きなゆさぶりは、売薬人に時勢の流れを自覚させるに役立ったことはいままでもない。その時期は明確にすることはできないが、おおよそ明治十九年から二十年にかけて、株仲間解消後最初の、全売薬人を以て結成する組織、田代売薬同業懇話会が誕生した。この会の



写真Ⅺ—9 田代売薬同業懇話会、三養基業会などの規則
(福永辰二氏蔵)

目的は、規則第三条によって「商業ノ進歩ヲ謀リ且ツ從來ノ弊害ヲ矯正スルコト」と規定されているが、記録によるこの会の実際上の動きの主眼は、田代売薬人共通の利益をまもることに置かれているようである。とくに、この懇話会が結成される前後の問題は、前述する政府の配置売薬に対する圧力をはねかえすことにあったことは当然といえよう。ことに、二十四年頃の、売薬印紙税規則改正の請願運動および二十七年の売薬規則改正の請願運動については、激越な口調での請願を行なっている。

まず、売薬印紙税規則の改正については、「抑モ売薬ハ国人衛生ノ一要品ナリ之ニ向テ税ヲ課スルハ事体ニ於テ其宜シキヲ得タルモノニ非ズ然ルニ現行印紙税規則ハ売薬定価ノ一割ニ相当スル重税ヲ課スルモノニシテ殆ド禁止税ノ性質ヲ帯ビ居レリ之ヲ失当ナラストシテ忍ブベクンバ孰レヲカ忍ブベカラザラン」とその課税の不当を唱え、「吾々ハ売薬業者ノ売薬ヲ以テ薬種商ノ薬種ニ於ケルガ如ク無税ニスルニアラズンバ、医師ノ業務ニ於ケルガ如ク当初試験料ヲ納ムルニ止メルコトヲ最後ノ希望トスルモノナリ、然リト雖モ斯ノ如キハ事頗ル急激ニ過ギ国費多端ノ今日到底実行シ難キノミナラズ国民トシテ俄ニ実行ヲ求ムベカラザルナリ」として、「売薬印紙税ヲ廢シ相当ノ營業税ヲ課スル」ための印紙税規則の改正の断行を希望している。⁽⁷⁾ なお、売薬規則の改正については、「売薬規則ハ其完良ナラザルガ為メ当業者ヲシテ不便利ヲ被ラシムルト同時ニ公衆衛生ノ利便ヲ亡失スルコト少ナカラズ」として、とくに、①「劇薬配合ノ区域ヲ括メ且薬剤ノ主治病症ニ適応セザルモノハ一切許可セザルコト」および②「売薬業者ハ其ノ製剤ノ原料ニ供スベキ薬物ノ性状ヲ識別シ得ルモノニ限ルコト」③「請売鑑札ヲ一個人売薬トシ且約定書ノ規定ヲ廢スルコト」などを希望している。⁽⁸⁾

このような請願運動には、上京委員などを設け、委員は富山その他の売薬業者との連絡にもあたっているようである。

この懇話会は、明治三十一年（一八九八）には解散して、新たに三養基郡薬業同盟会の結成をみたものようである。同盟会の結成された前年である明治三十年現在、田代売薬人の地域別人数および経営の大きさについて「明治三十年売薬印紙貼用額各人別調」⁽⁹⁾によって、筆者が計算した結果は次の通りである。

田代四二名、轟木五一一名、基山一〇名、基里八名、北茂安三名、三川二名、釜・旭・中原各一名、計一一九名
数の上では轟木（後の鳥栖町）が最も多い。だがそのなかで二七名、すなわち半数以上は売薬印紙貼用額百円以下、ことに一七名は五〇円以下の零細または小経営である。これとは逆に、田代の場合は、二五名すなわち半数以上が百円以上の貼用者、なかでも二百円以上の貼用者は一名、また二百円以上の印紙貼用者全員のなかの六〇割以上を田代が占めている。このなかには印紙貼用額六百円を越すほどの規模のものもいる。轟木の場合、零細者が多いのは、さきに述べた大きい企業の転業に際して、その得意を分割引受けて独立した多数の、当時の番頭が含まれているためであろう。

全体としてみれば、三百円以上六名、二百円ないし三百円一二名、百円ないし二百円三六名、百円以下六五名であるが、ことにそのなかには印紙貼用十円以下が一八名、さらにそのなかの五名はわずか一円以下となっている。北茂

安、三川、中原、旭の各業者はいずれも十円以下の零細売薬人である。いずれ家伝薬販売人の類であろう。そこで、このうち、三十一年に設立される三養基郡薬業同盟会に加入するものは九七名である。この九七名は原則として配置売薬業者と思われるが、なかには零細な副業的な業者も混っていたものと推測される。ともあれ、この同盟会は、三養基郡の名を冠しているとはいえ、実質的には、旧田代領の売薬業者を以て組織されたもので、その中心となつて会を主導したものは当時の田代村の業者であった。明治の十年代、資本家的経営を志向する企業を中心に活発な動きをみていた瓜生野（轟木村―鳥栖町）および木山口（基山村）から、売薬業の中心は、当時藩政時代からの業態を

そのまま踏襲する方向に進んでいた田代村に移った。とはいえ売薬業の規模にはケタちがいの階層間の開きがある。政府の重税のもとでの売薬業の停滞期においても、階層の分化は進行していたものと思われる。

さて、三養基郡薬業同盟会は、基山村二名、田代村七名、轟木村六名合計一五名の発起人によって、明治三十年九月中から画策されていたものであるが、営業上の都合で、三十一年一月となって設立總會の運びとなったものである。当初規約原案は、三養基郡売薬同業組合規約案として全文二二カ条よりなる規約案が提案されたのであるが、設立準備会の審議で、名称を三養基郡薬業同盟規約に変更、さらに条文を削除修正して一八条よりなる規約が制定された。この同盟の目的は、前の懇話会と同様「売薬事業ノ拡張進歩ヲ謀リ弊害ヲ矯正スル」ことにある。規約は会の名称・目的・会員・集会・職員(役員)・会員ノ義務・収支および罰則を規定している。なお会は、規約のほか、議場整理・発言・審議並ニ議決・審査委員・決算書認定の五章・三四カ条よりなる議事細則を定めている。この同盟会は当初、行商人(番頭)の引きぬきに関する対策を協議して次のような申し合わせをなす。

会員ノ製剤配置原簿譲渡及質入書入ヲナサント欲スルトキハ幹事ノ証明ヲ請フモノトス
会員ニシテ行商人ヲ雇ヒ入ルルトキハ幹事ニ届出ツ可シ解雇スルトキモ亦同ジ

但甲ノ営業者ニ雇入タル行商人ヲ事故アリテ乙ノ営業者ニ雇入ルル場合ハ幹事ニ証明ヲ乞ヒ幹事ハ甲ノ営業者ノ諾否ヲ正シ証明ヲナスモノトス

この番頭(行商人)の引きぬきは、田代売薬における番頭の制度・親方と徒弟に類する関係、すなわち前期的雇用関係が解体に近づき、新しい賃労働に近い雇用関係が芽生えつつあることを物語るものである。田代村地区の売薬業者の間では、その後明治三十六年(一九〇三)二月、三養基薬業会田代部営業者申合規約八項目を協定して、行商人(売子)および手代(番頭)の雇入れに関する詳細かつ厳重な申し合わせをしている。

この同盟会が設立された明治三十一年の十月、会では臨時大会を開いて、当時問題となった売薬増税問題に取り組む。すなわち、幹事久光与市は、「売薬増税説の伝わるや直に委員会を開き当局者にその真偽を糺すとともに富山同志会や東京・京都・大阪等の各地団体に問合せて実情を確かめたところ、増税問題は社会の一大問題となり」「田代配置売薬は特に非常の影響を蒙るべく実に死活の重大問題」だという趣旨を述べて大会を召集する。この大会は、次の二つの決定をして反対運動を展開することとなった。

- ① 売薬増税問題ニ付地方運動委員五名ヲ選挙シ反対運動ヲナサシムルコト
- ② 運動費ハ各営業者ノ明治三十年度既貼印紙税額ノ百分ノ一ヲ徴収スルコト

(運動委員 谷口仁三郎、久光千太郎、徳淵市蔵、松隈広次、原 碩二)

すなわち、明治二十年代から三十年代前半にかけての田代売薬は、その全般的停滞のなかで、内部的には、それなりの階層分化を深めながら、政府の「禁止的課税」への反抗を次第に組織化し、合法化していった時期といえよう。

注(1) 明治十五年大蔵省令第五十一号

(2) 明治十六年佐賀県乙第八号

(3) 明治十九年佐賀県第五号

(4) 明治二十年佐賀県達甲第一号

(5) 明治二十七年佐賀県令第二十五号および同訓令第百十三号

(6) 明治二十年佐賀県令甲第六十四号および同二十三年佐賀県令甲第二十五号

(7) 福永辰二氏蔵、「田代売薬同業懇話会規則」

(8) 前掲、福永辰二氏蔵、「売薬印紙税規則改正請願書」

(9) 前同「売薬規則改正請願書」

(10) (11) (12) 前掲、福永辰二氏蔵

XIII
鐵道開通と鳥栖町の成立

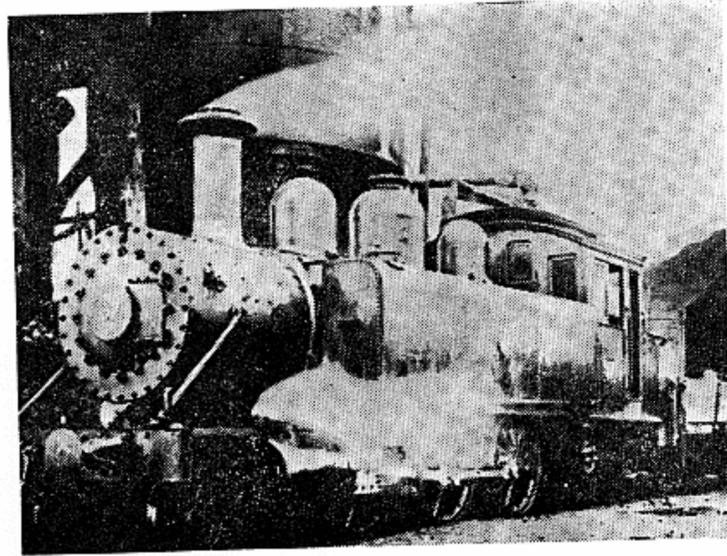
1 鳥栖・田代駅の開設過程

わが国で最初に鉄道が開通したのは、周知のように明治五年九月十二日（一八七二年十月十四日）東京・横浜間の開通式によってである。⁽¹⁾ それ以来、大阪・神戸間（同七年）、京都・大阪間（同十二年）というように開通していったが、同十九年に至り鉄道企業熱が俄かに起り、私設鉄道の発起が各地で勃興し「鉄道病」とまで称せられる程になった。

この鉄道ブームの原因は、第一に松方財政の下に貨幣・金融制度が安定し、民間の資金が投資先を求めていたこと、第二に輸出が著増して好況であったこと、第三に既設の日本鉄道（東京・青森間）や阪堺鉄道（大阪・堺間）の営業成績が良かったことなどによるとされる。⁽²⁾

九州においてもすでに明治十六年に福岡県より門司・熊本間の鉄道敷設に関する調査を願ひ出ているが、十九年には具体的に鉄道民設を促進する願を出している。さらに二十年一月にはいよいよ福岡・佐賀・熊本三県の民間有志を募り正式に「九州鉄道会社創立願」を出すにいたった。この願書によれば、鉄道の路線計画は「先づ豊前国門司港ヨリ筑前国福岡、筑後国久留米、肥後国熊本ヲ経テ同国三角港迄、及、西ハ肥前国田代駅ヨリ分岐シ同国佐賀ヲ経テ早岐港マデ云々」となっていて、長崎・佐賀方面へは田代駅から分岐するようになって注していることに注意したい。

そしてこの創立願にそえて三県県令は連名でその実現を上申しているが、その上申書には「聞ガ如クンバ、横須賀・横浜ノ間国費ヲ以テ鉄道布設ノ挙アリト、是横須賀鎮守府ト東京鎮台ト緩急相応ズルノ便無ル可ラザルニ因ルナラ



写真XⅢ-1

博多—久留米間を走ったドイツ製Bタンク機関車
 (「日本の鉄道100年」から)

ン。佐世保亦然り他日必ず熊本鎮台ト緩急相応ズルノ鉄道無ンバアル可ラザルナリ」とその軍事的意義を強調している。

同年二月には長崎の有志が結盟して右の九州鉄道に参加したいとの願書を提出しているが、ここでも「当長崎港は我邦五港ノ一ニシテ西部要衝ノ通衢ニ当リ、殊ニ近時新タニ鎮守府ヲ佐世保ニ選定セラレ、軍事上亦重要ノ関係ヲ加ヘタルヲ以テ」と、当時、官民共に鉄道の軍事的意義を認識しているのである。

これらの請願は結局容れられて明治二十一年六月二十七日会社設立の認許があり、同八月十五日九州鉄道株式会社が発足した。会社は直ちに用地買収、資材発注に着手するとともに、工区を第一(門司・遠賀間)、第二(遠賀・博多間)、第三(博多・久留米間)、第四(久留米・熊本間)に分ち同年九月を以て同時に着工することにしていった。ところが、たまたまその年は不景気で株価低落の状態であったため、四区同時着工を断念し、第三工区の博多—久留米間から着手することにした。それは各区间、各県間の利害相反することにもなり、種々の困難を伴ったといわれている。結局、この計画どおり第三工区が最初に実施されるのであるが、その完成前後の事情を「日本国有鉄道史」によってうかがってみよう。

建設工事は比較的順調に進み、二二年六月には、博多から筑後川手前までの区間に軌条敷設の準備を完了するほどになったが、同月下旬から数日間降雨が続いたすえ七月四日には集中豪雨となり、工事中の切取り・堤防などの決壊するものが多く、ことに筑後川付近では、橋梁工事の足場の流出、工用セメント九六〇樽の固結など多大の損害を受けた。このため九州鉄道会社はとりあえず筑後川の手前になるその北岸に千歳川仮停車場を設け、博多・千歳川仮停車場間の開通を急ぐこととなった。同年八月一六日には博多から軌条の敷設に着手し、八月一五日から一〇月中にドイツから輸入した機関車三両をはじめ客貨車を組み立てるなど開業の準備を進め、一二月一〇日には試運転を行ない、翌一日から博多・千歳川(仮)間二二マイル(三五・四キロ)を開業した。

中間停車場は二日市・原田・田代・鳥栖の四停車場で、博多・二日市間の雑餉隈(いまの南福岡)停車場は用地買収がおくれたため翌二三年一月二〇日に開業した。

次いで千歳川橋梁の完成により二三年三月一日には千歳川(仮)・久留米間チエーン(〇・九キロ)が開通し、ここに博多・久留米間の全通をみるに至った。これとともに千歳川仮停車場は廃止された。

以上のように一般の工事はこの区間が最も容易とされていたけれど、当時としては巨大な架橋工事はかなりの困難を伴ったであろう。明治二十二年六月から七月にかけての豪雨は、とくに右の引用にみえる七月四日を突破口として

七月十七日、十九日と断続的な洪水をくりかえし、長い間世人の記憶に残る大水害となった。⁽³⁾被害は筑後川の全流域におよぶ莫大なものとなったが、工事はその障害を克服して完成したのである。

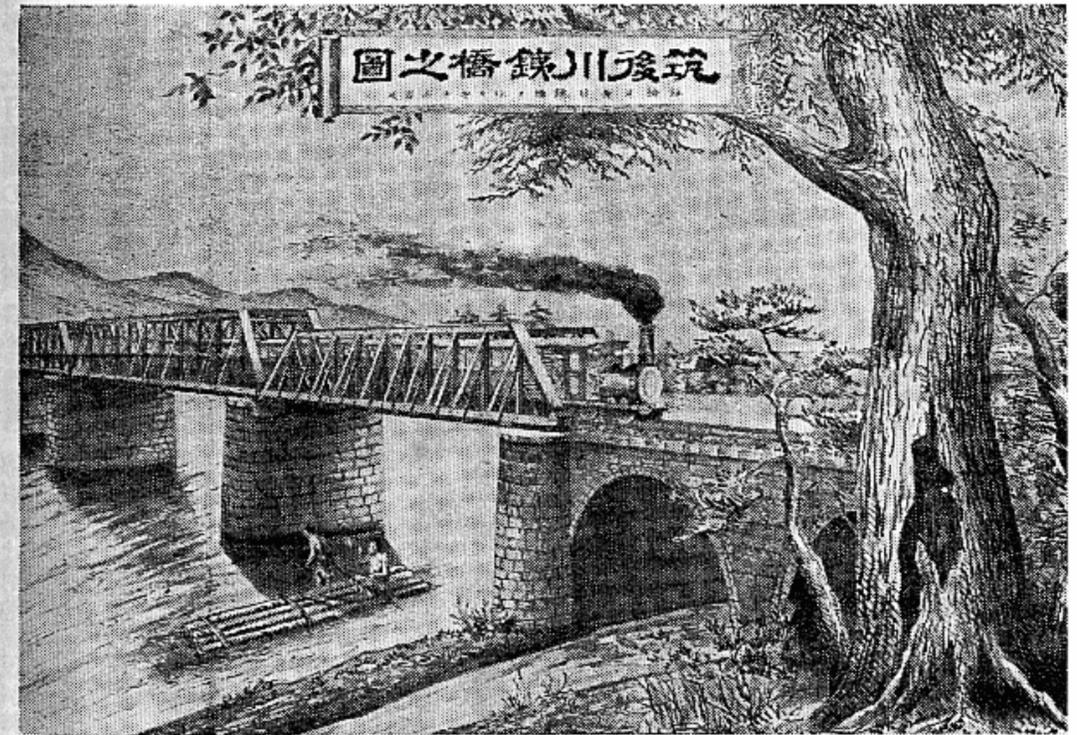
ところで、この完成に近い工事の状況を当時の佐賀新聞(明治二十二年十一月十日)は次のように伝えている。

〔轟木通信〕九州鉄道は博多久留米間に本月十五日頃開業式有之由は兼て聞く処なるが夫か為にや軌道敷設も当今は月夜を幸ひ十一時比迄は工事に尽力するゆへ余程抄取り轟木村下まで毎日二度つゝ鉄軌其他工用の荷物を載せて往復せり、近郷近村の老若男女ハ始めての事なれば珍らしき様子にて見物に出掛る者夥しく随て工事の妨をなし危険の恐もありてか巡査の出張を煩はす程なり

これは試運転より一カ月前のことであるが、善男善女の見物がおびただしく、遂に巡査が出動するさわぎとなっている。こうし

て十二月十一日に開業式となったのであるが、その状況は福岡日日新聞が次のように詳しく報道している（ただし十二月十三日佐賀新聞転載記事による）。

烟火雨の如く歓呼万雷の祝喊中に汽笛一声轟然砲と相和し、已に黒煙を噴き怒るが如く吼けるが如く轟々空気を蹴て飛び、一瞬忽ち万雷の声を隔てたる一大龍蛇の象を見る。是れ何等の壯観、何等の愉快、斯くて衆資を載せたる新輻の列車は博多を発して雑餉隈、二日市、原田、田代、鳥栖の各停車場毎に盛んなる愉快なる祝意を表せられつつ烟火の祝ひ、群衆の歓呼中に各停車場を経過して久留米千歳川北岸に着したるは午後一時三十分過ぎの頃なり、斯処は烟火の祝ひ、群衆の歓呼一層盛にして千歳川の兩岸は人を以て不時の高台を築きたる観得も云はれず、斯くて一同列車を下り群衆の中を押分けて千歳川の仮橋を渡り久留米停車場指して赴けは佐賀振業社よりの祝意を表せる緑、黄、黄緑の打貫門あり、其他緑門、踊り屋台等挙げて数ふべからず、該停車場に折詰め立食用意あり、一同之に就き互に愉快を歓



写真XIII-2

筑後川鉄橋を走る列車(梅林寺側から鳥栖を見た方角らしい)
(明治23年5月出版画 原画は久留米市 東原睦人氏蔵)

呼しつゝ頓て三時十五分列車ハ再び千歳川の北岸を発して帰途同じく停車場毎に祝せられつつ博多停車場に帰着したるハ午後四時四十分の頃なりし、各停車場毎に表せる祝意の催しは数々にて踊り屋台を持出すあり、異容の体にて人の笑ひを誘ふあり、各停車場には遠地の老若男女今日を晴着の衣紋を纏ひ宛かも村祭りを其儘なる賑ひ、中には小学生の整列して唱歌の祝を為すものあり、教員の号令も愉快の声に聞かれたり、此他餅蒔き、蜜柑投げ、是れは各停車場の備へなり、千歳川の北岸には佐賀県師範学校の生徒兵式体操列正して迎ひ祝せし有様も時にとつての壯観なりし、扱各停車場久留米等の賑ひをものせば、全紙面を填るも中々に足るへくもあらねば、只た賑々しき有様にて鉄道万才の祝意掬すべかりしと云ふを以て止むの外なし、扱博多停車場に着する以前、高橋社長は一客車毎に挨拶あり、着博後西洋料理立食の饗あり、一同随意退散ハ薄暮前後にてありたり、九州鉄道会社万才、文明の利益万才、運搬交通の利益万才

こうしてわが九州の地にはじめて疾駆した鉄道は、博多から田代・鳥栖を通って筑後川北岸に達した。遠近の老幼婦女もあげて、勇壮な黒煙をあげながらまだ体験したことのないスピードで走り来り走り去る列車に文明のとどろきを感じとめたに違いない。以上の新聞記事によって、当時の民衆の素朴なよろこびを認めることができよう。

開通当時の乗車賃は表XIII-1のとおりであった。博多まで田代から二一銭、鳥栖からは約七銭であったから大体三升程度にあたると思われる。また、当時は上り下りとも一日三回の運行で、その発着時刻表は表XIII-2のとおりである。博多を七時一〇分に発ち千歳川仮停車場着八時三三分で、その間一時間二三分を要している。鳥栖までは一時間九分であって、当時の人力車、馬車のスピードにすればやはり驚異すべき利器

表XIII-1 開通時における鉄道運賃

博多 6銭	雑餉隈 5銭	二日市 4銭	原田 6銭	田代 2銭	鳥栖 4銭	千歳川 (仮)
11	9	10	8	6		
15	15	12	12			
21	17	16				
23	21					
27						

注 日本国有鉄道百年史 611頁

家八坂甚八の活動である。すなわち『基養先哲略伝』によれば「明治十八、九年の交、九州鉄道株式会社創設、長崎線分岐点の争ひ起るや盛んに奔走して鳥栖町の勝利に帰せしめ」と記されているところをみれば、当初の請願書および免許状には田代駅より長崎線を分岐するようになっていたが、これを八坂甚八は工事の途中で鳥栖駅から分れるように工作し効を奏したと推定できる。さらに伝えられるところによれば、当時木蠟・榎実の価格がよかつたので、田代の有力者（地主）たちは、榎畑の潰地を忌避して鳥栖におしつけたという説もある。

この鉄道開通によって人・貨物ともに運輸が便利になったが、鉄道貨物取扱いは田代駅・鳥栖駅ともに通運会社佐賀代理店江副靖臣が一手に引受けることになり、その下代理人として田代駅は八坂友来・占野小甫が、鳥栖駅は右の八坂甚八が扱うようになった。⁽⁵⁾九州鉄道の営業開始日においては乗客者数六三〇人（この運賃収入一七円一銭）、貨物運賃収入九円五五銭であったと報じられている。⁽⁶⁾

なお鉄道についてその後の発展を付記すれば、博多・門司間は明治二十四年四月、久留米・熊本間は同年七月にはそれぞれ全通した。しかし佐賀・佐世保間は計画はなされていたものの容易に着工できず、日清戦争後、明治三十年に佐賀・早岐間が開通し、翌年早岐・長崎間の完成をみて、ここに長崎線の全通をみるに至り、分岐点としての鳥栖駅の重要性は飛躍的に増大した。そのため明治三十六年には構内線路の拡張が行なわれ、駅舎の改築が成って元瓜生野から現在位置に移転した。この時期は正確には不明であるが、日露戦争に出征するときは旧停車場より出発し、凱旋の時は新停車場に下りたという話が伝えられている。出征・凱旋という重大事件だけにこの記憶は信じられてよいであろう。さらに三十九年一月には聯動装置が成って、同十一月には鳥栖機関庫が設けられ分岐点としての陣容が強化された。⁽⁷⁾さらに同年三月に成立した「鉄道国有法」に基づいて九州鉄道は明治四十年五月、日露戦争の戦後経営の一環として国有化されるのである。⁽⁸⁾

表XIII-2 開通時における博多・久留米間列車時刻表

種別	下り			種別	上り		
	第1	第2	第3		第1	第2	第3
博多 発	午前 7.10	午後 12.10	午後 4.10	久留米 発	午前 9.10	午後 2.10	午後 6.10
雑餉隈 着	7.25	12.25	4.25	鳥栖 着	9.22	2.22	6.22
二日市 着	7.27	12.27	4.27	田代 着	9.24	2.24	6.24
原田 着	7.40	12.40	4.40	原田 着	9.29	2.29	6.29
田代 着	7.42	12.42	4.42	二日市 着	9.31	2.31	6.31
鳥栖 着	7.52	12.52	4.52	雑餉隈 着	9.45	2.45	6.45
久留米 着	7.58	12.58	4.58	博多 着	9.51	2.51	6.51
	8.12	1.12	5.12		10.01	3.01	7.01
	8.14	1.14	5.14		10.03	3.03	7.03
	8.19	1.19	5.19		10.16	3.16	7.16
	8.21	1.21	5.21		10.18	3.18	7.18
	8.33	1.33	5.33		10.33	3.33	7.33

但し雑餉隈駅ハ当分ノ内乗客並ニ貨物共取扱ハス久留米ハ当分千歳川北岸ニ仮停車場ヲ設ケ乗客貨物ノ取扱ヲ為ス

注 日本国有鉄道百年史 613頁

であったであろう。

千歳川の架橋工事は翌二十三年二月には竣工し三月一日より久留米まで開通し、久留米駅が開業した。鳥栖から佐賀への分岐工事は用地買収が難航し、二十三年十二月一日から建設に着手した。ここではクリーク地帯を通るため橋梁・溝渠の数が多く全部で五カ所におよんだが、翌二十四年八月二十日に至り、ようやく佐賀までの開通をみた。

ところで前に明治二十年福岡・佐賀・熊本の本三県有志が九州鉄道開設の陳情をなしたとき、その陳情書では、博多・熊本さらに八代・宇土までの鉄道を構想し、長崎への分岐点は田代としていたことは既にみたとおりである。またこれに対する内閣総理大臣黒田清隆の明治二十一年六月二十七日付免許状においても、「田代ヨリ分岐シ」となっている。それがどうして田代から鳥栖に変更になったのであろうか。その経緯や理由については資料的に十分つまびらかではない。

ただひとつ推定される手がかりは、轟木の地主・実業

注(1) 『国有鉄道百年史Ⅱ』九五頁。(以下特記しないものは本書に拠る)。

(2) 中西健一『日本私有鉄道史研究』三一頁。

(3) 佐賀県農林部『佐賀県災異誌 下巻』三一―四一頁。

(4) 鳥栖市史編纂委員会・資料シリーズ3『人物録』四一頁。

(5) 『佐賀新聞』(明治二十一年十二月十四日)

(6) 同(同年同月二十二日)

(7) 『鳥栖商工案内』七頁。

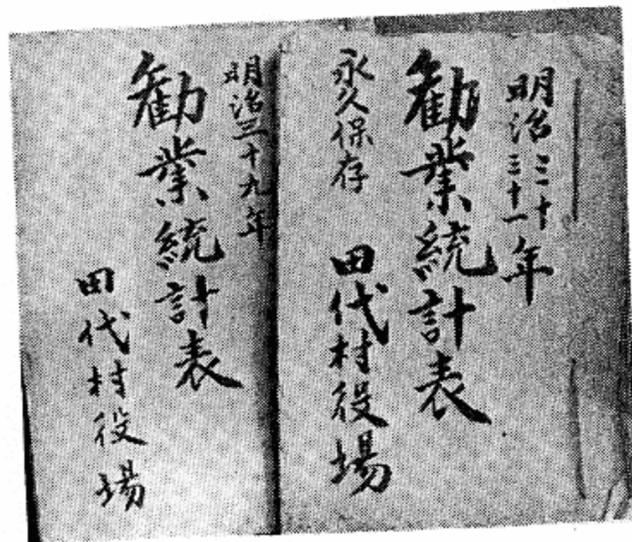
(8) 通信省『鉄道国有始末一斑』六〇―六六頁。

2 鉄道開通による産業上の影響

明治二十二年(一八八九)の博多―千歳川(仮称)の開通によって、田代駅、鳥栖駅も、その運輸を荷うようになったが、鳥栖地方は、それによって色々と影響をうけ、地域の産業構造が変化した。

明治二十―三十年代の産業構造の変化を比較的資料が残っている田代村についてみておこう。明治二十一年の市町村制施行によって田代村に永吉村、柚比村、神辺村、萱方村が合併したので、市町村制施行以後の田代村の状況は、この地域の主要な動向を反映していると考えられる。

明治二十年代の産業構造変化の結果をみるために明治三十年(一八九七)の田代村における物品移出順位を、同年の「田代村勸業統計表」からみると、一位米(三四、九二八円)、二位生蠟(一二、〇八〇円)、三位売薬(六、四四九円)、四位清酒(四、九四九円)、五位裸麦(四、三〇二円)、六位小麦(二、〇二二円)、七位醬油(一、六三八円)、八位木綿織物(一、二五七円)、九位大豆(一、一二二円)、



写真Ⅻ-3
当時の産業統計を記した書類(鳥栖市蔵)

一〇位大麦(一、〇一五円)となっている。

米が一位であるのは、農業が基本的役割を果たしていた段階のため当然であるとしても二位を生蠟、三位を売葉が占めているのは、藩政時代の産業構造があまり変化していないことを示している。生蠟は幕末ごろから急速に発展した部門であるが、明治期に入っても高い産業上の位置を占めているのは、二十年代がまだ在来産業の持続的発展の時期であったことを反映している。四位に清酒、七位に醤油があるのは加工産物生産が田代村では高かったことを意味するが、これらも近代的な会社組織にもとづく経営ではなかった。一〇位に木綿織物が位置しているが、その実態については後でふれたい。

以上のように田代村は、明治二十年代では在来産業の持続的展開期であったとみなされる。田代村の状況が、そのまま地域全体のものでないことはいまでもないが、田代村以外でも、似た状態にあったと考えてよい。産業構造の様相をみるために「明治三十年田代村勧業統計表」から検討してみよう。

米麦(農業)、生蠟、売葉は別に詳述しているので織物、養蚕、生糸についてみておこう。

織物に関する項で織戸と記入されているのは七戸、その機数一二五、織工一二五人とある。また織物種類は畦綿二九一反、瓦斯綿二七五反、綿二二〇反とあり、すべて綿織物である。木綿織物がかかり専業化している。養蚕、生糸では、春蚕飼育戸数は一〇戸で蚕卵紙製造一戸、製糸戸数一〇戸となっている。製糸戸数はいずれも自宅製糸で座繰製糸である。当時田代村の農家戸数は七一戸あったから、養蚕製糸に従事する戸数はきわめて少ない。これは桑畑面積が二町四反ほどでしかないことにもあらわれている。後年片倉製糸が立地するこの地方でも、当時は養蚕製糸はまだ殆んど発展していなかったのである。

つぎに村外より移入される物品についてみてみよう。

表Ⅲ-3は「明治三十年田代村勧業統計表」のなかの「明治二十九年物品輸出入表」からのものである。金額は「勧業ニ関スル書類綴」の明治三十年分にある「明治二十九年貨物輸入表」のそれと若干異なるので、一応留保しておく必要があるが、品目については大体の傾向がうかがえよう。表では石灰、蠟燭、清酒、石油、紙、洋反物、砂糖、綿糸、木炭、綿反物などが主な移入品となっている。綿石灰は螟虫駆除に効果があるとして当時大量に使用されていた。綿糸は木綿織物が村内で行なわれていたので、その原料品として移入されている。木綿織物が村内にあったとしても、それはさきに見たように機業軒数十戸ほどであり、また村内の衣服類の供給を賄なうという種類のものでなかったために、衣服関係の移入が目立つ。洋反物、綿反物、絹織物の移入があり、資料の金額そのものでは、洋反物は移入物品のなかで六位に属する高さである。衣服の面においても購入がかなりすすんできたのが、洋反物の移入を高めているとみなされる。日常生活必需物資で、田代村では非自給的な塩魚、生魚、乾魚、砂糖が移入されている。このほか特徴的な物品では石油がある。移入順位も高いことから石油の需要が高かったことがうかがわれる。

表Ⅲ-3 田代村の主要移入品目 (明治29年)

順位	品目	金額	順位	品目	金額
1	灰燭	4,900	11	綿草	342
2	燭酒	3,240	12	魚表	308
3	清	2,080	13	油	304
4	紙	1,878	14	油	296
5	石洋	1,690	15	種	282
6	反	1,320	16	絹	250
7	砂	850	17	生	246
8	綿	585	18	魚	180
9	木	568	19	魚	147
10	綿	360	20	糸	112

(注) 「明治30年田代村勧業統計表」

以上、移入物品についてみてきたが、石灰、石油、洋反物の類を除くと、従来の移入物品とそれほどの違いはない。ただ、前記物品が移入順位で高位にあるように、次第に資本主義化にともなう商品流通の広がり田代村におよんできているのが、ここにもあらわれている。

ところで、これら移入物品が主にどこから持ちこまれてくるかをみると、主に久留米となっている。久留米まで距離が近いために、消費物資の供給をうけているとみなされる。そのため、田代村をはじめ鳥栖地域は、久留米の経済圏に包摂されているといえよう。田代駅からの物資の移出入のあり方を明治三十年勸業統計表に示してあるが、米や生蠟は博多に積出し、砂糖、綿糸、洋反物、石油などの物資は久留米から送られている。

以上のように、明治二十年代は生産・消費の面からして、まだ旧来の生産様式が続いており、必ずしも新しい産業の導入はつよくなかった。鉄道の建設による影響は商品流通を促進し、農家経済を次第に商品経済にまきこんでゆく度合が高まり、衣服部門などでは自給するよりも購入に依存することが広まっているが、まだ必ずしも進展度が大きいとはいえない。物産が米、生蠟、売薬が主なものであったように、在来産業がまだ主な位置をしめていた。ところが、明治三十年代になると鳥栖地方の産業も、会社組織にもとづく企業が次にしめすように次第にあらわれてきていろいろと新しい動きがみられるようになった。

会社組織の企業をみると、さきに貸付運輸業として、明治二十一年（一八八七）に設立された八坂会社は、明治三十三年（一九〇〇）六月には資本金十五万円の八坂銀行に改組した。銀行業として、企業運営もより近代的な形態をとることになった。中原村に設立されていた白石銀行と合せて、三養基郡内に銀行は二行となった。

銀行以外では、明治二十八年九月に金銭貸付を営む倉庫合資会社が基里村に設けられ、明治三十二年には、諸商品の卸商として鳥栖商業合資会社が轟木村に資本金一万五千円で設立された。この二つの会社は、いずれも合資会社

であったが、合名会社としては、明治三十五年六月に魚類の委託販売を行なう田代魚市場合名会社が資本金一万五千円で設立されている。また株式会社形態のものとしては、さきの銀行業以外に基山村に、基山酒造株式会社が明治三十一年（一八九八）十月に、資本金十五万円で発足している。

このように、明治三十年代前半期においても会社組織による企業がふえてきていたが、このようななかで、鳥栖地方の特産であった売薬業も企業経営の組織を改善し、会社形態で経営をするものがふえてきた。明治三十六年（一九〇三）十二月に資本金千五百円で久光兄弟合資会社が田代村に設けられており、三十八年五月には田代製剤合資会社が資本金七千五百円で、また翌三十九年九月には、今町売薬合資会社が資本金千五百円で田代村にそれぞれ設立されている。売薬の製造と販売部門においても、このように、明治三十年代後半には合資会社の形態で経営をするものが増加してきたのは、鳥栖地方も商品経済が広くすすんできたことをしめしている。これは売薬以外にも合資会社による製造業が営まれるようになっていくことにもその一端がみられる。タオルの製造と販売を行なうものとして明治三十九年（一九〇六）十月に西依合資タオル会社が、資本金千五百円で田代村大字楸比に設立されている。タオルという新しい商品を製造する企業が設けられるようになったことに、商品経済の高まりがうかがわれる。また輸出織物の製造と銘をつけた合資会社もあらわれ、明治三十九年二月には轟木村に資本金四千円で輸出綿布製織合資会社がつくられている。なおこれ以外にも、貸金業を営む松田合名会社が明治三十六年三月に資本金一万円で田代村大字楸比につくられている。

このように、企業形態でも新しい動きが明治三十年代にみられたが、つぎに、産業別の動向をみてみよう。資料の関係上、主に田代村の考察となるが、明治三十九年の田代村の職業別構成を同村の「明治三十九年勸業統計表」からみると農業六三五戸（うち専業三一〇戸、兼業三二五戸）、工業一三三戸（うち専業七三戸、兼業六〇戸）、商業三二四

戸（うち海陸運送業一一三戸、仲買一戸、小売四〇戸、雜商一六〇戸）となっている。明治三十五年（一九〇二）の「佐賀県統計書」によれば、三養基郡の戸数は八、一六六戸で農家戸数は専業四、七三五戸、兼業二、四一九戸である。専業農家戸数は三養基郡においては五九割になる。それゆえ田代村は商工業者の比率が比較的高く、このため田代村の商工業の状況が地域の商工業の動向をかなり反映しているとみなせよう。

次に明治三十年代のこの地方における産業構造の変化をみるために、明治四十年の田代村の物産移出入の順位を田代村勸業統計台帳からみると、つぎのようである。

まず移出について金額順に物産品のみをあげれば、第一位米、第二位麦、第三位藥品、第四位麦粉、第五位清酒、第六位綿織物、第七位生蠟、第八位菜種油、第九位醬油、第十位榎実というようになっていく。米麦が一、二位であるのは、さきにもみたように田代村の職業別構成で農家戸数が六割を占めていたことから、農業生産が村の基幹的産業であったことを示している。ところが、米麦以外の構成では、明治三十年ごろの状況とかなり異なっている。藥品とあるのはいわゆる売葉のことであり、これが第三位になっているのは、売葉の製造が活発化したことを示している。さきに合名会社が明治三十年代後半に三社結成されたことをみたが、まさしく、企業活動は移出の面からみても大きくなっているのがうかがえる。四位に麦粉がきているのも大きな変化の一つである。六位の綿織物は綿織業の展開があったことを意味している。このような物産の生産が活発化しているのと対照的なのが生蠟である。明治三十年ごろが二位であったのと異なって七位に落ちている。しかも生産金額も絶対的に減少している。明らかに生蠟は明治三十年代には、生産が衰退化の傾向をたどったとみなされ、田代村の特産物としての比重は軽くなっている。

こうみると、明治三十年代には、売葉、麦粉、綿織物の生産が発展し、在来産業の一つであった生蠟は衰退してきていると考えられる。

移入物産では米麦が一、二位を占めているが、移出のなかで、米麦が共に一、二位にあることは、商品経済の発達につれて、食糧農作物の流通が深まっていることを意味する。綿糸の移入も比重が高くなっているが、これは綿織物の原料であり、綿織物の移出が田代村において高くなってきたことを先にみたが、それを更に移入面においても示していることになる。また衣服関係でも、移入の比率は高まっており、綿織物、絹綿交織物、フランネル、シャツなど多様な衣服類が移入されるようになっていく。これら以外にも、塩・薪・人造肥料・煙草・石炭・乾魚・傘・足袋・木炭・砂糖・大豆粕・時計などが移入されている。こうして移入物品の種類もふえている。

商品経済の発展にともない、社会的分業が進行し、これまで自給していた生活物資も次第に購入するようになっていく様相がうかがわれる。また商品生産も、生蠟などの特用農産物加工品が次第におとろえ、それに代って、藥品、綿織物など第二次生産物が主要な位置を占めるようになっていくことは、地域的分業が一層発展してきたことを示している。

このような生産状況が、明治三十年代の産業発展として概括できるが、つぎにこれらの各生産物の変化についてみてみよう。

小麦粉 明治三十年代に大きく生産額をのばしたものに小麦粉がある。明治二十九年の「田代村勸業統計表」によれば、小麦粉の生産価格は二八〇円である。この数字の信頼度については問題があるかも知れないが、ともかく、生産量においては、それほど大きなものでなかったに違いない。明治三十九年の田代村勸業統計表によれば、小麦粉の生産価格は一八、一四一円とある。仮に明治三十九年の数字を基礎におくと、六倍以上の増加である。明治三十年代に小麦粉の生産がのびたのは、製粉機械が取り入れられ、大量生産が可能になったからである。何年ごろに製粉機が導入されたか不明であるが、明治三十九年には製造戸数六戸、製粉にたずさわる職工として男二五人、女四人、計

七一人とある。一戸平均職工三、四人という状況であり、生産規模はそれほど大きくないが、前章でのべたように従来は主に水車で製粉が行なわれていたことと比べると、機械化されただけでも著しい進展である。原料となる小麦は、田代村内は勿論近郊からも輸入していたが、外国産の小麦は全く使用していなかった。明治三十九年の原料として用いた小麦は二、三五六石である。同年の田代村よりの移出小麦量は一、二〇〇石と田代村勧業統計表にはあるので、移出量を上廻る小麦が使用されており、小麦における生産と加工について地域的な生産体制が整ってきつつあることがうかがわれる。

小麦粉の生産の高まりと共に、それを加工する製麺業も発展してきている。田代村の場合、製麺はウドンよりも素麺が主であるが、明治三十九年の製麺額は二、四八〇円となっている。ここでも生産過程の改革が行なわれ、その結果が生産の伸びをもたらしたとみなされる。

織物 明治三十九年（一九〇六）の織物総生産額は、五、七九九円である。その殆んどが白木綿であり、同年の生産反数は四、四〇〇反である。明治三十年の生産反数は七八六反となっているので、これを基準にしたときは五六倍である。織物生産もこのようにこの一〇年間にかなり発展している。

生産の内容をみれば、織元三戸、賃織業九八とある。殆んどが賃織によって行なわれている。また機種においては、力織機が先進地域で採用されている段階にありながら、それはまだ導入されておらず機種はすべて手織機である。

織物生産は、このように生産量の増加がありながらも、生産様式などでは、旧来の方法が続いており、いわば旧来の生産様式の外延的拡大といった状況である。賃織が主であることから問屋制的支配が基礎になっていたとみさせるが、それは白木綿生産であったことから判断して、久留米の綿織物業者の支配に属していたと考えられる。鳥栖地方が久留米の経済圏に包括されていたことを示す一つの指標であろう。

ところで、織物業について、田代村をも含めた三養基郡の佐賀県内での位置を明治四十年についてみておこう。三養基郡には、基里村、田代村、轟木村、麓村、旭村のいまの鳥栖市行政区域に入っている村以外に、基山村、中原村、北茂安村、南茂安村、上峰村、三田川村がはいっており、三養基郡を一括した状況が、直ちに現鳥栖地域の村々の当時の動向を示すとは限らないが一応の様相はうかがえよう。

表Ⅲ-4によれば、三養基郡は佐賀県内できわめて高い比重を占めていることが知れる。工場と記載されているものは、さすがに佐賀市および佐賀郡に六工場のうち四工場まで集中しているが、残り二工場は三養基郡内にある。家内工業においては、佐賀県内の実に九割近くが三養基郡内にある。賃織業においては、三養基郡、神埼郡、藤津郡に分布しているが、それでも三養基郡内に七五割が集中している。

力織機を導入している工場は、佐賀市郡に集中し、新しい織物生産は、同地域において盛んになってきているが、三養基郡は、工場形態の生産が開始されているものの、むしろ主力をなすのは、手織機を使用する家内工業と賃織業である。賃織業は自家内で賃金目的の機織を行なうものである。

表Ⅲ-4 佐賀縣市郡別 業態別機業戸数

	工場	家内工業	織元	賃織業	計
市	1	6	—	—	7
賀賀郡	3	2	—	—	5
神埼郡	—	3	—	274	277
三養基郡	2	30	3	2,361	2,396
小城郡	—	—	—	1	1
小松浦郡	—	6	—	9	15
東西松浦郡	—	2	—	1	3
西杵島郡	—	64	—	20	84
藤津郡	—	3	—	84	87
計	6	116	3	2,750	2,875

(注) 「佐賀県統計書」(明治40年)

明治四十年（一九〇七）の佐賀県の綿織物生産高は四三二反であるが、このうち三養基郡は三五九反を生産しており、実に県内の八三割を三養基郡一郡で産出している。

以上のように、明治四十年ごろには、三養基郡の機織は県下でも最も盛んであった。この状況は、明治三十八年の肥前織物同業組合の設立となってあらわれる。肥前織物同業組合は、田代村に同年四月に設立されたが、これは織物業に従事する者の集まりであり、織物生産の新たな発展が同業組合の設立をうながしたのである。三養基郡内では、同業組合は陶磁器同業組合が明治三十一年三月につくられており、また同三十六年二月には藍染同業組合の結成がある。同業組合としては、肥前織物同業組合は結成が早い方ではないが、同業組合という新しい組織が形成されたことは、織物業の発展を反映するものである。

明治三十年代の織物生産の発展が同業組合の結成をうながしたが、この状況にもとづいて、合資会社も設立されるようになった。先述の西依合資タオル会社および輸出綿布製織合資会社は、それぞれ、明治三十九年に設立されており、織物部門における新しい段階を画している。なお、この輸出綿布製織合資会社は名称のように、輸出用の織物を生産するために設立されたものであるが、輸出先は主に中国であった。

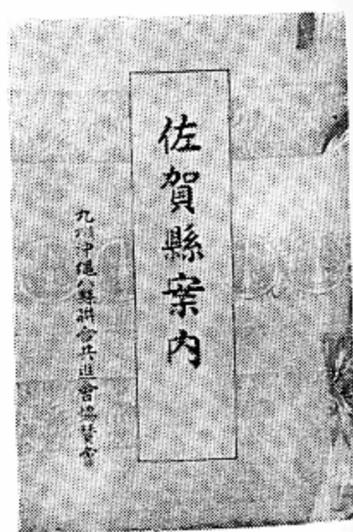
三養基郡で輸出綿布の生産が行なわれていたことについて、明治四十年の佐賀新聞はつぎのように報じている。三養基郡の産業の一斑と題する見出しで、織物について「織物、反数二十五万反、価額三五二、一六八円、織物の大部分は吉野織と凱旋縞にして、吉野織は一カ年一二万五千反、価額一二万円、凱旋縞は五万二千反、価額六万五千円なり、しかして吉野織は日清戦役の記念として創始し支那に輸出し、凱旋縞は、日露戦役の記念として創始し、内地に販売せり。その他、三養基縞は全郡に亘り広く行なわれ、益々其の産額を加ふるの状況なり」とある。吉野織と銘をうった織物が中国向けのものであったことを報じている。また明治三十九年五月六日の佐賀新聞には吉野織の本年の

産額として「肥前織物同業組合員の談話によれば、本年の吉野織産出額は約十万反におよぶべくして、これらは主に清国向けにて、右の外、縞物も二万反位は販売に差支えなき模様なれば、彼是にて都合一二万円以上の額に上るべく、とくに縞物の方は久留米緋の不況に引替え、大阪其の他よりの評判は仲々好良の模様なるといえり」と記しており、吉野織の生産がかなり順調であったことを示している。また、三養基郡内の織物については、明治三十九年に佐賀市内で開催された九州沖縄八県連合共進会の物産展示にさいして編纂された『佐賀県案内』のなかで織物の一つに「三養基縞」を取り上げ、つぎのように述べている。

○沿革 製織起源詳ならずと雖も、歲月既に久し、明治二十七八年の頃準則同業組合を設け、傍ら合資の商店を開いて久留米縞と相対抗したるに、一時は盛況を呈したるも販路杜絶、産額減少したるを遺憾とし、殊に吉野織と称する（方言畦縞）一種の織物は、清韓兩國へ直接輸出の途啓けたるを以て此業大に奮勵し、明治三十八年肥前織物同業組合を組織し、製品は改良を期しつつあれば、今後大に見るべきものあらんとす。

肥前織物同業組合は、三養基郡轟木村にあり、三十八年十一月の設立にして附属工女養成所あり、藍染法及織成法を教授す。由来同郡は久留米に隣接し、恒に久留米緋の機織に従事するもの多く皆多少の素養あれば成績佳良なりという。

○産額 最近の産額は二十万四千余反にして、価格十九万三千八百余円なり、而して販売高は二十万二千余反にして、其価額十九万余円なりとす。



写真Ⅻ-4
明治39年刊の佐賀県案内
(県立図書館蔵)

明治から昭和にかけて鳥栖駅の佐賀県内における位置をみるために作成したのが表XIII-6である。表XIII-6は旅客貨物総運賃収入と貨物運賃収入において、鳥栖駅が佐賀県下の各駅と比べて占めている順位を示している。明治二十九年では一〇駅のなかで総運賃収入は七位、貨物運賃収入では六位である。明治三十九年には二五駅中総運賃収入で一三位であり、貨物では一七位であり高いほうでない。佐賀県下では石炭採掘が盛んで北方、厳木、筋原、相知などの各駅は、石炭の積出しによる貨物運賃収入が

一一倍の発展となっている。明らかに鳥栖駅が発展度が高い。また金額でも明治四十年代には鳥栖駅は、田代駅の二〜四倍の収入をえるようになっていた。貨物運賃収入でも、田代駅は停滞的であるのに対し鳥栖駅は増加し、明治四十四年には五倍ほどになっている。旅客と貨物の運賃収入では前者の方が高く、大正二年では、旅客運賃収入は貨物に対して二倍になっている。この点からして、田代駅・鳥栖駅は人の移動が大きかったといえる。しかも、その中心は明治三十年代から鳥栖駅になっている。人的、物的移動が鳥栖駅を中心にするようになったことは、鳥栖駅が佐賀・佐世保・長崎方面と久留米、熊本方面との分岐点のためである。その後の鳥栖駅自体の発展については前節に述べたところである。最後に、鳥栖駅の運輸上の発展についてみておこう。

表XIII-6 貨物運賃の推移

年	明治29年	明治31年	明治39年	明治40年	明治44年	大正2年	大正11年	昭和元年	昭和3年	昭和7年	昭和10年
総運賃収入順位	7 (10)	7 (13)	13 (25)	11 (25)	8 (25)	8 (27)	4 (28)	3 (30)	2 (30)	2 (38)	2 (42)
貨物運賃収入順位	6 (10)	8 (13)	17 (25)	15 (25)	18 (25)	12 (27)	10 (28)	4 (30)	5 (30)	4 (38)	5 (42)

(注) (1) () = 佐賀県下の駅数
 (2) 表中の年ごとの「佐賀県統計書」のなかで「鉄道旅客貨物及賃金」の項より算定

表XIII-5 田代駅・鳥栖駅の運賃収入の推移

年	旅客運賃収入				貨物運賃収入			
	田代駅		鳥栖駅		田代駅		鳥栖駅	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
明治23年	2,586	1.0	3,595	1.0	3,735	1.0	1,216	1.0
“ 29年	5,854	2.2	6,076	1.7	5,030	1.3	4,368	3.6
“ 35年	11,508	4.5	15,782	4.4	2,388	0.6	3,478	2.8
“ 39年	9,954	3.8	20,359	5.6	1,804	0.4	3,446	2.8
“ 40年	9,348	3.6	20,706	5.8	1,729	0.4	2,648	2.2
“ 41年	12,569	4.7	26,313	7.8	3,146	0.8	5,496	4.5
“ 42年	11,495	4.4	31,997	8.9	3,587	0.9	4,981	4.1
“ 43年	10,725	4.1	33,656	9.3	2,836	0.7	5,121	4.2
“ 44年	11,980	4.6	37,058	10.3	3,560	0.9	6,295	5.2
大正元年	11,130	4.3	37,131	10.3	3,363	0.9	12,126	10.0
“ 2年	11,341	4.4	42,469	11.7	3,869	0.7	24,253	20.0
“ 11年	34,690	13.4	152,998	42.6	17,049	4.6	74,015	60.1

(注) 1. 指数は明治23年を1.0としたもの。
 2. 「佐賀県統計書」による。

○販路 主に清韓両国、台湾及福岡、久留米、博多、熊本、長崎及佐賀市等とす。
 三養基綿の名称で綿織物が行なわれていたことがうかがわれる。
 明治二十年代から四十年代にかけての変化を田代村を中心にしながらみてきたが、明治二十年代は、まだ資本主義的商品生産も余り発展せず在来産業の持続的展開期であったが、明治三十年代になると企業形態も会社組織にもとづくものがあらわれ、外国向けの綿織物も製造されて次第に商品生産も発達してきていた。
 ところで、このような変化にたいして鉄道はいかなる影響を与えたであろうか。
 田代駅、鳥栖駅の旅客、貨物の運賃収入の動きを明治二十三年から大正十一年まで適時にみてみれば表XIII-5のようである。旅客運賃収入では、田代駅は明治二十三年を基準にすると大正二年まで四倍に増加している。鳥栖駅は、これに対して

高かった。明治三十九年では、これらの駅は鳥栖駅の一五倍から二〇倍の貨物運賃収入があった。この状況は大正末から昭和初期にかけて変わり、鳥栖駅の総運賃収入は昭和三年（一九二八）で二位になり、貨物運賃収入でも五位になった。鳥栖駅の比重が高まっている。これはのちにみるように鳥栖地方における産業構造の変化が大正期において、それが運賃収入部分にもあらわれていることを語るものである。

3 鳥栖町の成立

長崎線の全通がその分岐点として鳥栖駅の重要性を飛躍的に高めたことはいうまでもないであろう。もとよりそれは明治十九年佐世保鎮守府設置を契機とする長崎・佐世保の工業的發展、明治二十四年筑豊興業鉄道（直方・若松間）を端緒とする筑豊鉄道網の發展に象徴される筑豊炭田の開発、明治三十四年八幡製鉄の開業、すなわち北九州一帯の重工業的地盤浮上に支えられてのことであった。

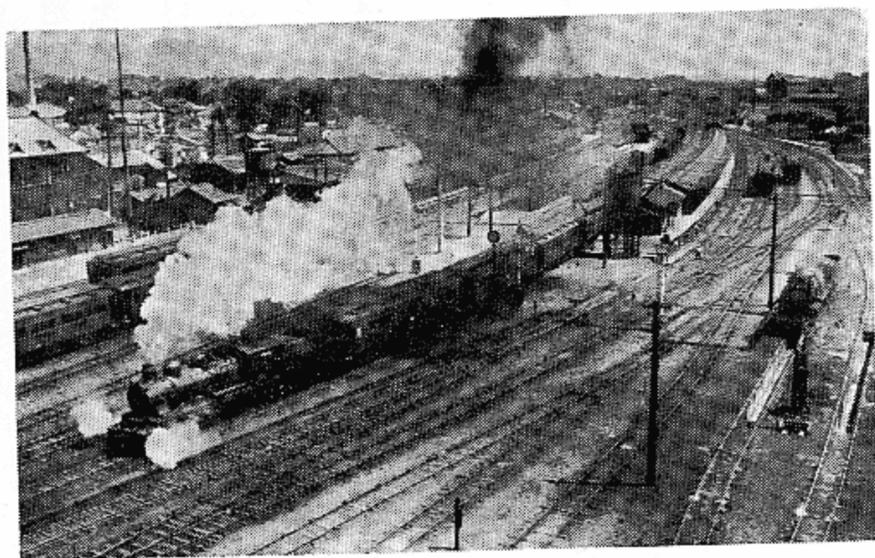
このような經濟發展は鳥栖地方の産業にも前節でみたように広汎にして複雑な影響を与えざるを得なかった。そこで明治末期から大正にかけて概観しておく、まず、農業においてはその主産物である米に対して、ようやく伸びてきた商品的性格をいちじるしく強化するものであった。すなわち、發展しつつある福岡・長崎両県經濟が佐賀米（肥前米）の市場として急激な展開をとげたのである。このばあい、佐賀県東部に位するこの地方の産米が、おそらく主として福岡、とくに筑豊地方に向けられたことは想像に難くない。それは佐賀米の品質改良がやや立ちおくれたために、東京・大阪の市場では不利であったが、北九州市場ではむしろそれなりの需要を満たしたという関係もある。大正に入る頃から佐賀米は中央市場から退いて北九州・筑豊市場のシェアを次第に⁽¹⁾拡げていった。同時にそのことは農業における技術改良を喚起するとともに、肥料購入の需要をもはげしく促進したのである。

このようにして米穀や肥料をはじめ物資の移動が盛んになるに對して、運輸業の整備發達もみるべきものがあった。

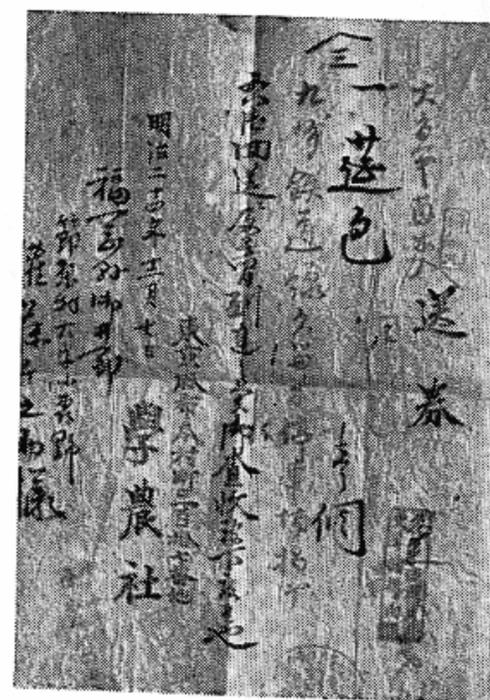
治四十年の状態では賃織業者が全綿織業者二、三九六戸のうち二、三六一戸で圧倒的であった。⁽³⁾これは三養基郡における綿木綿生産のほとんどが問屋制支配の下にあることをしめすもので、零細な農家の副業として営まれていることを物語っている。

しかしこの形態の綿織生産は大正に入ると急激に衰退しはじめていく。すなわち、大正三年の機業戸数は八〇九戸となっており、前記戸数に比し七〇割の急激である。これは一般的には綿業部門における資本主義的発展が家内手工業を駆逐していた過程の一事例ではあるが、特殊な三養基郡の場合としては明治末期からこの地方に進出し始めた製糸資本片倉組の活動によって、農家副業の地位が養蚕業にとって代られつつあることを意味するものである。それはまた副業を通じて、農家が問屋制支配から資本主義的再生産過程の一環として編成替えされつつあることをしめしている。

片倉組は後に詳述するが、当時すでにわが国の巨大製糸資本に成長しており、九州をその支配下におくべく明治四十一年には鳥栖に購繭所をおいた。その交通上の有利性によることはいうまでもない。そして四十四年には鳥栖乾繭所を設けて本格的な集繭体制を整え、ついに大正三年(一九一四)にいたって製糸工場をおいたのであ



写真XIII-6 昭和初年ごろの鳥栖駅構内
「鳥栖町写真帳」から



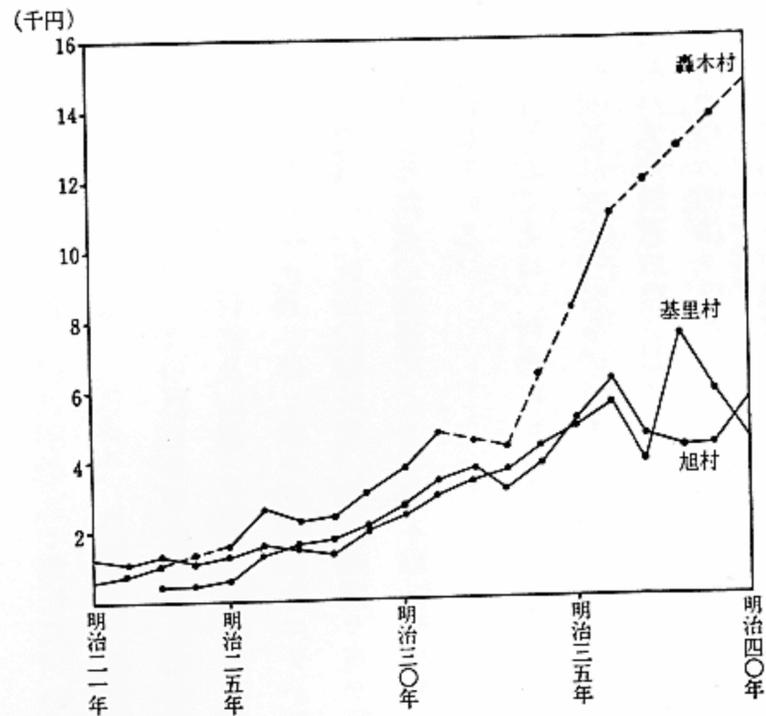
写真XIII-5
九州鉄道時代の荷札
(東原睦人氏蔵)

古くからこの地方で行なわれた工産品としては、すでに述べた木蠟と売葉とがあった。この二品については昭和初年よりもより最近まで多少の差はあるにしても継続しているもので、世人の多くがその存在と消長については多少の知識をもっており、また本書でも後章で詳述するであろう。

これらと同じ家内手工品であるが、農家の副業的地位を占めながら鉄道開通以後に凋落していった綿織物と素麵がある。もっともこの二品は鉄道開通によって直接に衰退したというよりも、鉄道開通に象徴される資本主義経済一般の進展に対してついていけなかったのであるが、いずれにしてもこの地方における農家副業品として一定の声価を得ていたものが大正期に入るとともに減退に向かうのである。

この地方の綿織物は明治三十九年ごろ佐賀県産額四〇万円のうち三五万円、すなわち約九〇割を占め、肥前織物同業組合を組織し清韓両国へ直接に輸出する程の盛況をしめしていた。⁽²⁾ただしその生産形態をみると、前述のように明

その主力は鳥栖駅の長崎線分岐運動を主導した八坂甚八の経営する八坂運輸株式会社である。彼は維新直後(明治二年)早くもこの地方の米肥輸送に着目して、筑後川を運航する八坂丸を建造して舟運に従事していたが、九州鉄道開通と同時に陸運にも業務を拡大して八坂運輸部を組織し、前記の北九州経済発展に対応して発展をとげ、全国および朝鮮にも百を以て数えられる多数の支店取引店を設置し、大正十四年には株式会社となり九州運輸業界の重鎮となった。



図XIII-2 3カ村の歳出決算額の推移
いずれも轟木村、旭村、基里村の「村会議事録」

轟木村では、明治三十四年四月十三日の村会は、いままでの村会議員より六名ふえた議員定数のもとに開かれた。これは「本年本村会議員満期半数改選依り議員ノ数ヲ増シタル理由ナリ、其員数ヲ増セシハ村人口五千七百十以上ニ達セシニ依リ法令ノ規定ニ依リテ増員シタルニアリ」(轟木村村会議事録)と記しているように、轟木村人口が五千人を越えたため、村人口が五千人以上一万人未満の村は村会議員数を一名とすると「町村制」一条に規程してあるののつとって増員したものであった。轟木村の人口は、明治二十三年(一八九〇)十二月では四、五七一人であったから、この一、二年間に六百人は



写真XIII-7
轟木郵便局の押印
(橋本トシ氏蔵)

る。このため鳥栖には県外から多くの製糸関係職員、女工等の流入がにわか増加し、経済活動もさかんになった。

片倉組ほど大規模ではないが、明治四十三年にはマルハン石鹼の日の本製造所、大正九年には九州製粉、のちの日清製粉がこの地で創業し、資本主義的な諸工場が次第に立地するとともに、また八坂銀行がこの地に本拠をおいたのをはじめ、松田銀行(田代)、百六銀行(佐賀)、神埼実業銀行などの各支店も置かれるようになって、産業経済でも中心地の観を呈するにいたった。

また、明治二十九年に郡制施行とともに三養基郡役所がこの地に設置された。もとよりそれ以前でも、三根・養父・基肄三郡連合役場が存在していたのではあるが、郡制施行によってこの地が三郡合同した新しい三養基郡の名実共に政治の中心となった。これに伴って警察署、税務署、郵便局等の官公衙が集中するようになり、鳥栖駅自体も、同年には機関庫が設けられ、さらに九州鉄道の保線、運輸、機関の三事務所が設置されて鉄道分岐点として充実していった。明治四十年の国有化とともにその重要性はいっそう高くなった。

こうして人口も明治三十五年には町制相当の五千を突破していたが、右のようにいちじるしい発展によって激増の勢をみせており(大正九年第一回国勢調査で九千人)、町への昇格が日程に上ってきた。

それは単に人口増加だけではなく、当時の轟木村財政が他の村々とまったく異なった動向をしめすことでもうかがわれる。資料の都合で旭村、基里村としか対比できないが、これら三村の財政規模の推移は図XIII-2にしめすとおりである。(ちなみにわが国の町村制は明治二十一年に改正され、翌年より実施されるが、これについては次章で詳述する。)

すなわち、明治二十一年以来四十年まで、旭村、基里村はほぼ似た変化をしているが、轟木村はこれらの村々と異なっている。つまり轟木村は明治三十五年(一八九二)以降から、とくに財政規模が大きくなり、「町村制」にのつとった村制が敷かれるようになった明治二十二年(一八九九)のときからすると、明治四十年の歳出規模は一四倍になっている。この間に行政区域は変わっていないので、轟木村と他の村々との間に財政変化において顕著な相違がみられることは、轟木村内部において、その要因があったとみなせる。そしてその要因が以上述べてきた鉄道開通を契機とする産業経済政治の各分野における発展に外ならないのである。

のである。

轟木村では、明治三十四年四月十三日の村会は、いままでの村会議員より六名ふえた議員定数のもとに開かれた。これは「本年本村会議員満期半数改選依り議員ノ数ヲ増シタル理由ナリ、其員数ヲ増セシハ村人口五千七百十以上ニ達セシニ依リ法令ノ規定ニ依リテ増員シタルニアリ」(轟木村村会議事録)と記しているように、轟木村人口が五千人を越えたため、村人口が五千人以上一万人未満の村は村会議員数を一名とすると「町村制」一条に規程してあるののつとって増員したものであった。轟木村の人口は、明治二十三年(一八九〇)十二月では四、五七一人であったから、この一、二年間に六百人は

ど増えた。このため轟木村は明治三十四年に、いままで村内を九区（一区轟木、二区瓜生野、三区今町、四区本町、五区鳥栖、六区藤木、七区今泉、八区真木、九区高田）に分けていたのを、このうちの藤木区域を二つに分けて新たに東町区を設けることを決めた。その区域変更を申請した時の理由書には、次のように述べている。

轟木村大字藤木字村添及山道（東町部）近傍ハ従前ハ僅カ拾数戸ノ人家散在ノ場所ニ有之候処、九鉄鳥栖駅停車場設置以来、時世ノ進運ニ伴ヒ漸々増戸現今ニテハ既ニ八拾戸ニ相及尚将来増戸ノ見込モ有之索以藤木ヲ二区トナシ、更ニ東町部ハ一区新設相成度、部内熟議ヲ遂ケ区長有志者連署此段御願候也

つまり九州鉄道の開通によって藤木地区村添附近に人家がふえ、これからも増加する見込みがあることを区域変更の理由にしている。

同じようなことは、村会における村長の発言からもうかがえる。明治三十六年（一八九三）十一月二十五日づけで轟木村村長は書記一名を増員するという議案をだした。その提案理由をつぎのように述べている。

本村ハ九州鉄道線路ノ要点タル故ヲ以テ明治廿二年該会社開業以来、年々歳々繁栄シ、其当時ニ比スレハ殆ント二百有余戸ノ増加ヲ見ニ至レリ、加フルニ今回九鉄会社カ三事務所ヲ設ケタルニ付、頓ニ人口ノ増殖ヲ来シ且行政事務モ年ヲ追フテ倍頻繁トナリ、非常ニ事務ノ繁雜ヲ極メ到底従来ノ人員ニテハ処理スルコト能ハス、依テ適當ノ書記ヲ任用シ、事務ノ停滯ナカラシメント欲シ本案ヲ提出シタルモノナリ

書記の増員は、九州鉄道の開通以来村の人口がふえ、また九州鉄道の保線、運輸、機関の三事務所が鳥栖停車場の拡張によって設けられるようになり、これらのことから行政事務が多くなったので、それに適切に対応するためであるとしている。

轟木村の歳出額が大幅にふえたのは、このように九州鉄道の開通以後、鳥栖駅周辺の人口がふえたことによるもの



写真XⅢ-8
初代鳥栖町長
橋本頼造氏

であった。

こうしてついに明治四十年（一九〇七）五月を以って町制をしくことになった。町名は従来の轟木村の称を廃して、中世にこの地方一帯におかれた鳥栖庄にちなんで鳥栖町と呼ぶことになった。そして初代町長には橋本頼造が就任した。

注（1）磯辺俊彦「いわゆる『佐賀段階』の形成過程」（『主要地帯生産力形成史』下巻 二三頁）

（2）前掲『佐賀県案内』五三頁。

（3）佐賀県『佐賀県史下巻』四五〇頁。

（4）鳥栖商工会『鳥栖町案内』

4 水田農業の発達

(1) 明治後期—大正期の農業

明治後期以降のわが国農業の動向は、前期の種子交換会、農談会など老農・手作り地主を中心とする指導体制より、明治二十七年（全国農事会結成）から同三十二年（農会法）、同四十年（帝國農会設立）にかけて整備される国—県—郡—町村をつらぬく系統農会（XVI章に詳述）が指導する体制に移っていく。そこで指導される技術も次第に近代科学に裏打ちされたものとなって、大正期に移行していく。この一般的動向は鳥栖地方においてもほとんど同様である。

この地方は明治二十二年鉄道開通以来、そのような交通に恵まれない地方に比し、むしろその傾向は顕著であったかもしれない。すなわち、この地方での大きな変化は商品としての米質改良、急激な金肥の普及に伴う悪質肥料の取締り、米商品化の相対的有利性に対応する寄生地主の成長、地主的開田ないし機械利用の進展等々がみられるからである。とくに米市場としての筑豊炭田の発展がこれを促したと思われる。

佐賀県としては明治三十七年に農事改善七大要項を示していたが、三養基郡が、郡内農政の七大要綱として、塩水選の実行・共同苗代・正条植・害虫駆除・堆肥の奨励・緑肥栽培・副業奨励の七項目を確定し、各村勸業主任会議を開いて、各村ごとに農談会を開催、その周知徹底を図り、これが奨励に乗り出すことになったのは、明治四十一年四

月のことである。⁽¹⁾このような農事改良に関する指導は、他郡町村では既に数年来実行していたところである。かつて、明治二十年代の初頃、農業の進歩県内第一等と見られていた三養基郡の農業が何故このように立遅れたかについて、当時の県当局は、「藤木川を隔て領主を異にしたるため両地住民の公共的觀念は全くその趣きを異にし万事に付け一致和融の念を欠き居たるもの」⁽²⁾がその原因と見ている。ことに県の見るところでは、肥料使用の改善が最も急務で、塩水選・正条植・共同苗代などでも「極めて幼稚」、これが推進には「茲の所数年間は非常の熱心と非常の奮励とを要するにあらざれば到底他郡同業の域に達する能はざるべし」ということであつた。ことに肥料の使用については、例えば明治三十五年、石灰施肥が全面的に禁止された当時、田代村の購入肥料の消費量は下表の通りであつた。⁽³⁾

すなわち、当時の購入肥料の主要なものは石灰で、金額では油粕におよばないが、量では全購入肥料の七三割を占め、当時の田代村水田面積一〇〇町当たりにして約四〇貫（二五〇キ）に達している。その石灰の施肥が全面的に禁止されたことは、この地域の水田の施肥に大きな混乱を起したことはいうまでもあるまい。

この石灰問題は当時の水田農業に大きな影響を与えたので一言しておく、石灰は土壌の酸性中和と有機質の分解促進によって、とくにかりしき農業など、有機質酸性肥料を多投する地域では、その増産効果が認められていた。ことに、既述するように、この地域の山麓地帯では最も早期に石灰施肥の普及をみており、現実、それによって増産の実績を

表XIII-7 田代村の購入肥料（明治35年）

	石灰	豆粕	油粕	干鰯	麦粕
消費量	144,000 貫	3,200 貫	21,000 貫	1,280 貫	24,000 貫
価額	3,960 円	650 円	5,313 円	384 円	2,016 円

注 「勸業ニ関スル書類」 （田代村役場）

あげたのである。しかも、野草と厩肥を施肥の主体とする農業は明治の後期に至るまで、ことに小作農層の間では一般的につづき、干鰯・油粕の使用に限界があったことはもとより、大豆粕なども主として牛馬の飼料として使用されるに過ぎなかった。県が突然、このような石灰使用禁止の挙に出たのは、主として当時県議会に支配的勢力をもっていた寄生地主の要求にもづくものに外ならぬ。石灰施用は前述の効果があつた反面、地力の涸渇をまねき、ことに産米の品質を低下させるものとされていた。従つて、石灰使用の禁止は、完全に寄生地主の利益に合致するものである。この禁令は十年間持続されるが、その間違反者は絶えず、多数の検挙者を出すが、この地域では多くの農家が、監視の目を逃れて夜半、ひそかに散布するなどの方法を行なつてゐる。県は、ことに山麓地域の町村長・農会などの要望をいれ、明治四十五年、地力が回復し、農家の石灰に対する知識が普及したという理由で、この禁止を解除する。解除と同時に、県は石灰使用についての啓蒙を全県的に行なうのである。

いずれにせよ明治三十五年の石灰使用禁止を契機として、県は水稻施肥の改善ことに堆肥の増産（堆肥舎の建設奨励）、深耕など地力の維持を図るための奨励を行なうとともに、稲品種の改良統一による米の商品としての規格の向上を図る方向へ乗り出すこととなる。

ところで、当時の県の見解によると、明治二十年代におけるこの郡の農業の「一時非常の整備」は時の郡長石井翼の施策、および篤農家飛松忠四郎の小松農談会を中心とする指導によるもので、石井郡長の転出、飛松忠四郎の死去（但しこれは誤報であつて、事實は、当時彼は牛馬耕教師として茨城県で活躍していた）⁽⁴⁾ によつて衰退し、「再び旧時に復し」「進歩の度合甚だ鈍くして各郡の進歩に遅れたる次第」⁽⁴⁾ なのである。だが、「進歩の度合を甚だ鈍くし」たのは前に述べた農業の担い手の問題と石灰禁止の影響による混乱が余りに大きかつたことが主要な原因とみるべきだろう。だが、この郡の農家のなかにも、農事改良への関心の高まりがなかつたのではない。ことに肥料問題を中心議題と

して開催された明治四十年の秋季農談会（事実上の講演会）には多数の参加者を見てゐる。当時の新聞の報道によると、「旭村の外東部三、四ヶ村は何れも百名以上二百名余の来会者あり。なかにも麓村の如き熱心な聴講者多く盛會を極め居れり⁽⁵⁾」というほどであつた。なお当時の肥料についての一般農家の知識と問題を知るために県の肥料技術員の講話事項を列挙すれば次の諸点である。

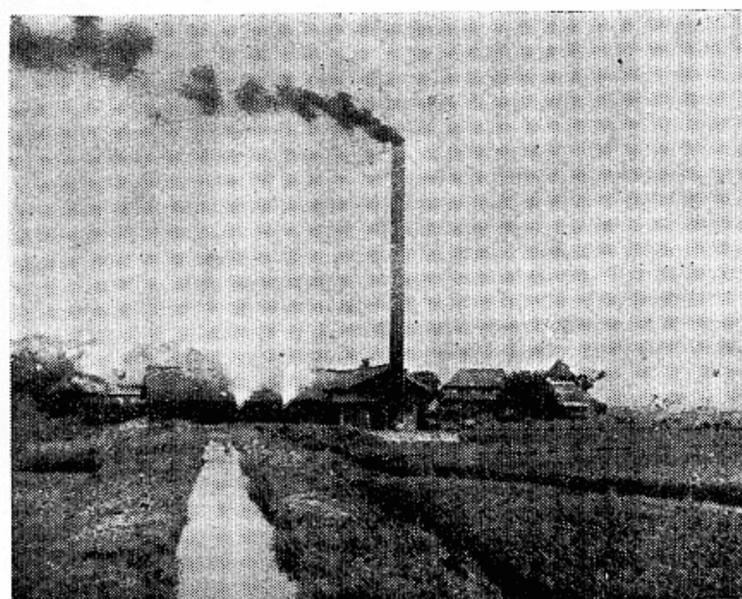
一、肥料の農業上に於ける地位、二、肥料の主要成分、三、主要成分の各種の形態、四、各種肥料の成分上の大別、五、肥料の経済的施用並びに配合の必要、六、人造肥料過燐配の奨励、七、硫酸アンモニア施用の奨励、施用上の注意並びに簡易なる鑑定法、他肥料と含有窒素・価格の比較、八、麦肥施肥量、九、各種魚肥類油粕類廉否の比較、十、不正粗悪肥料の注意、十一、共同購入の奨励。

このような指導の結果、明治四十四年の郡農會事業成績によると、塩水選反別および正条植反別はいずれも一〇〇割に近く、共同苗代反別四八・七〇割、小学児童による採取螟虫卵は一六九万六、九三五塊に達している。このほか報告されていない採種田・緑肥栽培などの奨励事業は普及が遅れたもののものである⁽⁶⁾。

以上述べたところによつて、国および県の農政推進に対応する地域農業の推移の概略をみたのであるが、このような新しい技術の導入と、国内経済における産業資本の確立という事情のもとで、三養基郡の作物表は、明治後期の十年間で次の表IIに示すような変化をみている。すなわち、まず米ではその作付面積の増加は一割にも達していないが、反収の方はこの期間に二〇割以上の増収をみている。これは一つには四十年がとくに豊作年であつたという事情にもよるが、反収の水準も明らかに上昇を示している。

次に冬作物としての麦類および菜種は小麦を除くほか、いずれも作付けを減じ、また畑作の雑穀類の減少はとくに著しい。これに反して大豆、甘藷はおのおの作付けを増し、ことに新しい作物として馬鈴薯の作付けが台頭してい

明治三十三年の耕地整理法の施行とともに、県では県農会に補助金を交付してその指導奨励に当らせることになる。この補助事業で最初に行なわれたのが明治三十五年、三養基郡北茂安村の江口四本榎における区画整理（一〇〇）であるが、鳥栖地域には一カ所も行なわれない。だが三十年代に入ってから、この補助事業とは別に独自で小規模の水田造成（主として畑地からの転換）が旭村などで行なわれている。また明治三十四年四月には、当時の轟木村真木南鶴で、地主（八坂三家？）共同で六五〇の機械揚水を行なったという記録（一）がある。ただし、これは試験的なものであったと思われる。つづいて、本格的に筑後川の水を利用する水田造成が、明治四十年に行なわれる。この事業は大型の機械灌漑設備としても県下最初の事業となっている。しかも、一つの揚水設備によって九〇〇の耕地を灌漑し畑地を水田に転換する大事業である。工事は四〇馬力の蒸気機関を以て毎分一三八・六石（約二五〇）を揚水する能力を持つポンプと、九〇〇の水田への配水路などを設置するもので、四十年四月に計画された



写真XIII-9
蒸気機関による真木の水田揚水施設
（「鳥栖町写真帳」から）

(2) 水田造成と水害防止

明治三十三年の耕地整理法の施行とともに、県では県農会に補助金を交付してその指導奨励に当らせることになる。この補助事業で最初に行なわれたのが明治三十五年、三養基郡北茂安村の江口四本榎における区画整理（一〇〇）であるが、鳥栖地域には一カ所も行なわれない。だが三十年代に入ってから、この補助事業とは別に独自で小規模の水田造成（主として畑地からの転換）が旭村などで行なわれている。

表XIII-8 三養基郡における明治後半の作物作付および反収の変化

	明治31年			明治40年			b/a
	作付面積	収量(a)	10a当量	作付面積	収量(b)	10a当量	
米	5,161.3 ^{ha}	92,144 ^石	1.810 ^石	5,210.7 ^{ha}	115,209 ^石	2.250 ^石	125
小麦	3,745.5	31,616	0.785	3,613.6	40,225	1.113	127
小裸麦	1,480.0	14,108	0.960	890.8	10,328	1.160	80
大麦	441.8	3,602	0.815	384.5	3,750	0.975	104
大豆	524.3(a)	3,137	—	417.9(b)	—	—	80
粟	590.6(a)	—	—	195.7(b)	—	—	33
蕎麦	195.7	—	—	103.0	—	—	53
甘藷	282.2	—	—	303.7	—	—	108
馬鈴薯	192.2	—	—	224.0	—	—	117
桑	30.1	—	—	38.0	—	—	137

県統計書より計算

このなかで小麦の総収量は三十一年には三一、六一六石であったのに、四十年では作付がやや減少しているにもかかわらず四〇、二二五石へと三〇に近い増収となっている。これは単なる天候による増収とはみられない。というのは、この三十年代において、神埼郡から本郡にかけて製粉・製麺業の著しい発達をみ、それが小麦の増産との間に相互関連をもったと考えられるからである。すなわち、小麦の総収量はその一〇年以前（明治二十一年）には三万石であって一〇年間に一万石しか増加していないのに比べれば、三十年代の増収には大きな刺戟があったと考えられる。

- 注(1) (2) (4) 佐賀新聞（明治四十一年四月二十日）
- (3) 明治三十五年「勸業ニ関スル書類綴」（田代村役場）。ただし原資料では石灰購入量は一四四万貫となっているが、これは単位違いかと思われる。
- (5) 佐賀新聞（明治四十年十月十七日）
- (6) 同（明治四十五年四月一日）

事業が同年九月には完成している。工事費は二七、九四六円余。もとよりその大半は八坂一族の投資によるものであるが、「配水運河の幅は四尺にして深さ二尺五寸両側は堅石セメントを以て築造しあり。九十町歩の耕地は従来粟麦等を植付居りしも歳々洪水に襲われて収穫さらに挙げざるため自然まじめに耕作に従事するものなく、整理前における九十町歩の年収利益（小作料？筆者）は僅かに五百五十円三十六銭に過ぎざりしに本年以後は一万一千八百八十九円十銭九厘の純利益を挙げ得る訳にて、前記二万七千九百余円の設備費は二年を出ずして容易に回収し得る予定」である。



写真XIII-10

真木町の轟木水門（宝満川）近くにある
閘門記念碑（右）と水防施設記念碑

る。「組合地主は二百余名にして其大部は八坂両家の所有に係り落成式費も同家一手にて出資したる由」八坂両家にとってはその所有耕地からは、五百五十円余の小作料しかあがらず、ほとんどただ作り同然の畑地であったが、水田化と同時に反当一石三斗以上の小作料を課したといわれている。この工事によって、鳥栖町の水田は飛躍的に増したが、八坂一族の小作料収入も亦飛躍的な増加を見たのである。

ついで、大正元年十月には、田代村柚比部落の柚比地区および荻野地区にあった旧藩主宗家の旧狩場を買収し、柚比地区に満水面積二・五畝の神山堤、荻野地区に同じく三・六七畝の安永田堤を設置し、檀畑など三八畝を開田すると同時に約三七畝の干害田に補水する目的で、すなわち七五畝灌漑を主たる目的として区画整理溜池新設に着手した。だが、耕地整理とくに溜池建設工事

技術の拙劣のため、この工事ほとんど失敗に終わった。第一は承水地域の不足、第二は溜池およびことに水路の漏水、第三は用水量の誤算が失敗の原因と考えられた。溜池工事の当時の失敗はこの地域、あるいはこの県に限られたことでなくほとんど全国的なことで、耕地技術員が一応の整備をみる昭和十年頃全国的に行なわれた耕地整理事業の大半はこのような溜池の補修改造にあったといわれる。このような失敗は、大正三年に着工されたこの地区に隣接する基山村園部部落の八波堤についてもみられた処である。この耕地整理組合は、とくに承水不足を補うため神辺、池田、藤木などの了解を取りつけることに成功した結果、大正六年十一月、約四万円の巨費を追加投資して大木川上流に取入口を持つ承水路を建設し、大正七年三月より大木川の水を引く。承水期間はもとより灌漑期を避けて毎年十一月一日より翌年三月末日迄と協定される。このために上山堤関係約六畝、安永田堤関係約七・五畝を灌漑することとなる。すなわち、合計一三・五畝程で、予定の二〇畝に達せず、この追加にもかかわらず開田の目的はわずかしか達せられないことになる。

その後、水田造成（畑地よりの転換）としては、昭和二年に至って田代村萱方部落に溜池が築造され、約二〇畝の畑地などが水田に変換される以外には大きな水田造成はみられないが、このような工事の結果は、表XIII-9および10に示すように、畑地の減少と水田の増加となって現われる。この傾向はこの地域のみ

表XIII-9 水田面積の推移（単位 ヘクタール）

	鳥栖	田代	基里	麓	旭	計	郡	県
明治 21 年	527.2	358.4	412.5	431.4	435.1	2,164.6	5,205.3	50,078.1
30 年	528.9	359.5	418.7	428.9	423.9	2,159.9	5,170.1	50,506.4
35 年	524.2	360.2	418.0	429.8	433.9	2,166.1	5,185.0	50,695.8
40 年	530.4	363.1	420.6	431.6	437.9	2,183.6	5,233.5	51,405.3
大正 2 年	612.3	368.0	432.0	435.3	447.0	2,294.6	5,376.0	52,032.8
7 年	614.6	369.3	439.0	439.2	454.9	2,317.0	5,412.6	52,652.0
昭和 5 年	599.0	392.0	453.7	443.1	501.7	2,389.5	5,598.3	54,896.6

佐賀県統計書による

の特徴でなく、郡全体あるいは県についてもいえるのである。

この表XIII—10の畑地の減少が、とくに田代地区では昭和七年までほとんどみられないのは、その畑の大部分が蔬菜園を除けば殆んど大地主の植畑であったという事情によるものであろう。

【付記】 なお、これら土地改良の基礎条件である筑後川沿岸の常習水害地帯については、多額の経費と関係地域の拡大、さらに高度な土木技術を要するため大正から戦後にかけて実施される。本項と関連が深いのでここで概要を付記しておく。すなわち、その水害からの脱出についても明治末期から、その試みが始まる。まず、安良川以西、ことに国鉄鹿兒島本線を以て区切られた沼川流域の江島部落(江島・不動島・田出島・於保里)については、明治四十一年に、県および県農会係員が現場に出張して、雨期滞水の排除のための大規模排水路の開きを提唱している⁽³⁾。その具体的な計画内容は明らかでないが、これは約二〇分の低地を持つ於保里地区が、その低い耕地の地揚げを排水路開きの条件とする意向を示したために協議不成立に終わったものようである。沼川流域の滞水は、前に述べたように(本書六五二頁)、沼川の下流の古川河口にある排水樋門によって、筑後川に排出される仕組となっていたのであるが、筑後川の増水はしばしばその排水を不能とし、ことに前にも述べたように、筑後川上流の改修によって、この付近の増水が時間的に早まり、それが沼川の減水をまたずして起るために滞水はますます甚だしきを加えることになる。従って、この排水には、排水路の施設のみならず、大型の排水機を必要とするのである。それは、さきの真木地区の新浜揚水設備の四〇馬力程度のもものでは到底間に合うものでない。それが実現をみるのは、昭和十四年のことである。昭和十二年から十

表XIII—10 畑面積の推移(単位ヘクタール)

	鳥栖	田代	基里	麓	旭	計	郡	県
明治 21 年	214.0	134.7	152.3	100.2	146.1	747.3	1,553.6	19,925.1
30 年	207.8	133.1	148.1	100.5	139.3	728.0	1,472.2	—
35 年	203.6	133.7	146.9	99.8	138.8	722.7	1,465.1	20,369.8
40 年	190.6	136.7	146.7	100.9	140.5	715.4	1,436.2	20,357.6
大正 2 年	111.0	134.1	135.1	99.0	136.0	615.2	1,293.7	19,809.2
昭和 7 年	105.8	135.0	121.6	99.7	139.9	602.0	1,280.0	19,754.3
5 年	89.8	112.0	97.5	99.1	104.5	502.9	1,047.7	16,252.0

佐賀県統計書による

四年まで三カ年の歳月と、経費一五万五千円を投じて排水幹線、および総出力三五〇馬力の揚水機が設置されるのであるが、その経費の三分の二は国および県の補助によるのである。

一方、安良川以東の主として旧田代領に属する水害地帯では、明治三十一年の小森野放水路の完成によって増水時における筑後川氾濫の災厄からは免れるが、放水路は文字通りの放水路で、筑後川本流(現在の宝満川)は依然として今の宝満川を流れていた。そのため、新浜のやや下流で筑後川本流に合流する安良川および轟木川は、雨期にはその川の増水のみならず、筑後川からの逆流で増水が甚だしい。ことに堤防の低い轟木川は大雨毎に氾濫して、数百畝の水田が冠水の被害を受けた。そこで明治四十二年五月、八坂一族のうち八坂雅雄が中心となって、轟木川河口に開閉閘門を設ける工事を進める(新築揚水機による開田の場合は八坂甚八が中心)。この開閉閘門は筑後川からの逆流を防ぐためのもので工費一二、五一四円余を投じて、四十三年四月に完工する⁽⁴⁾。閘門は門扉の高さ一五尺(約四・五米)、全長五四尺(約一六・四米)で自然開閉式のものであった。もとより逆流を防ぐことはできても、筑後川堤外、ことに安良川堤以東の常習水害地域の滞水を防ぐことはできなかった。この地域が常習水害から脱出できたのは、その後六十年、沼川流域よりもさらに遅い昭和四十四年三月、その閘門が改修され、中央門扉(長さ四・四九米)の外両端に六・二米の側門扉二個合計三個のローラーゲートという電動式大型門扉と取替えられ、さらに全出力一千馬力を越える電動機による排水ポンプが設置されて以後のことである。

このように、藩政時代「下ノ村」と呼ばれた常習水害地域が、その滞水による常習水害から脱出できるのは、維新以後一〇〇年を経た極く最近のことである。

- 注 (1) (前掲『佐賀県農業史』附録年表)
 (2) 佐賀新聞(明治四十年九月二十四日)
 (3) 同(明治四十一年二月一日)
 (4) 同(明治四十三年四月十八日)

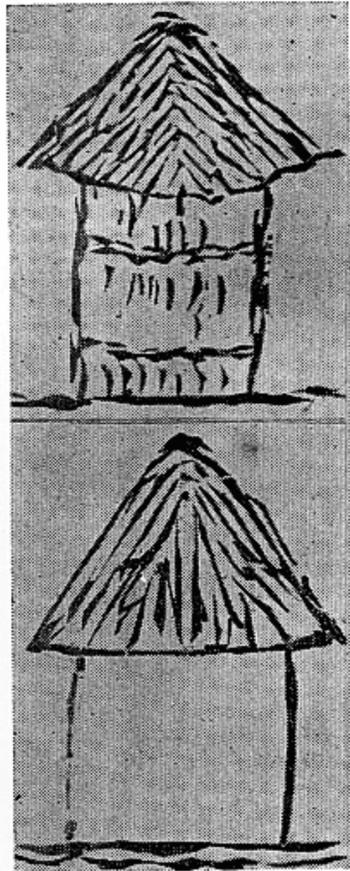
(3) 産米改良と寄生地主

地租改正とともに商品として大量に出回り始めた米が、大阪表において従来の肥前米としての声価を大いに落したことは既に述べたところであるが、これは主として中間商人の不正などによるものであった。明治二十年代に入る頃にはほとんど各村（町村制施行前の村）に米商が発生して、二十一年当時のこの地域の米商ならびに改良米組合員（主として地主）は基肄郡四〇名（宮浦村外三村一四名、酒井西村外三村五名、田代村外四村二一名）および養父郡五五名（轟木村外三村二四名、江島村外二村一六名、養原村外一村一五名）であった。⁽¹⁾このうち米商人組合による輸出（移出）米検査は定着して幾分の効果を始め、鉄道の開通した二十二年には六五万余俵の移出米の検査を行ない、二十四年の九州六県連合玄米品評会では「肥前米は品質其他とも幾分改善された」との評を受けている。だが一方産米改良検査は甚だおざなりで、改良米検査人は「判つき人」と評されたほどである。そのために実効はあがらず、一方、明治二十九年八月の農商工公報は、肥前米の胴割れの原因を「肥料に石灰を用ゆるため」であろうと指摘している。このことが、前に述べた「石灰使用禁止」の県令公布の一つの原因となっているが、これは地主の寄生化が全県的に進み、県会におけるその支配力が強化されて後のことである。

それはさておき、二十五年には実効のあがらぬ産米検査を廃して輸出米検査に力点を置くこととなるが、その後も米商人の不正「奸策」は絶えなかつたという。このような自主検査による産米改良の効果が期待出来ないとされたためかと思われるが、真木の大地主八坂甚八は、明治二十九年以後単独で小作米品評会を開催して、収納する小作米の品質改良を企てている。⁽²⁾（このような地主の活動については次章の七七二頁以下を参照）。

明治三十三年になると、県は重要輸出品同業組合法にもとづく肥前米輸出同業組合を創立せしめ、組合員はもとより、「組合員ニアラザル者」の県産米輸出についても、県外輸出米は肥前米輸出同業組合の検査を受けなければならぬこととした。寄生地主の県議会における支配力が強化するに従い、産米改良に関する県の圧力はますます加わり、三十八年には輸出米同業組合の不正検査員を処分する一方輸出俵米共進会の会則を定めて、年々共進会を開催することとする。さらに明治四十四年には米券倉庫奨励規程を公布してその奨励につとめるが、これはこの地域の平坦地帯（とくに旧佐賀領）をも含む佐賀平坦の稲小積やまきどおら（巻俵。屋外につくった菴製の籾の貯蔵法のひとつ。円筒形の竹籠を粘土で塗った「籾籠」もある。写真Ⅲ—11）などの慣習を破ることはできなかつた。県は大正三年になると移出米検査の厳守を期するため米穀検査監督員を設置するなどの方法で県産米の声価の高揚につとめ、大正六年になると、遂に穀物検査所を設けて、十月より米の県営検査の実施に入る。また大正四年六月には米穀取締規則を改正して米の俵装を四斗俵（従来三斗四升）に改正する。総てこのような改正にともない、小作米の収納も俵装はもとより、県営検査に合格することが条件となる。従って、容量が四斗であっても重量が百斤（六〇キ）に達せぬものは、その分だけ加米させる。すなわち、県による間接的な小作米の品質管理が行なわれる結果となる。

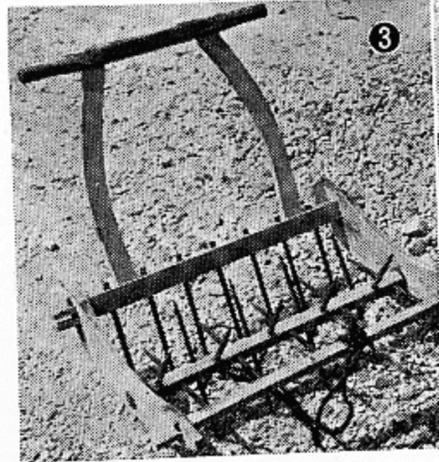
しかも、この県営検査実施後、米価は急激に上り始める。すなわち明治四十五年の七月石二三円二八銭まで騰貴した東京正米市場相場は大正四年には年平均一三円六銭まで下落していたが、大正六年に入ってから再び上昇



写真Ⅲ—11
巻俵（上）と籾籠

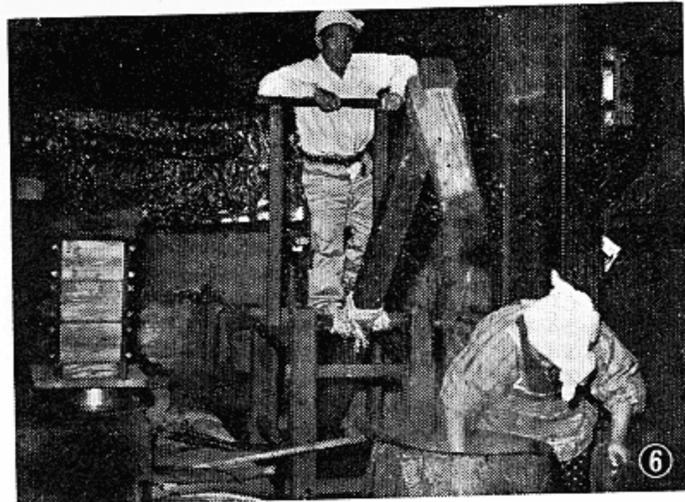
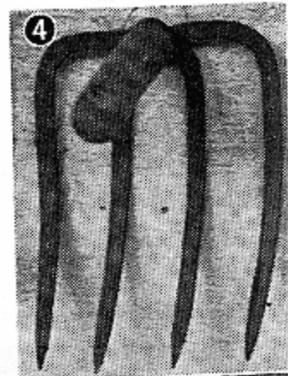


写真②～⑤は
市立図書館郷
土資料室蔵



①馬耕風景 ②すき(犁)は幕末、明治期から現在の自動耕耘機になる約100年の間に多数の改良、変せんを経てきた。これは

昭和になって使われた二段耕すき。③まが(馬鞆・馬鍬)馬につけるくわという語意。中世以降から使われ江戸時代になって全国的に使用された碎土、整地用農具。④がんづめ 江戸初期から全国的に普及した田の雑草とり。⑤田押車(回転式除草機)大正期の田の除草機で農業除草の直前まで使用、回転爪にいろいろふうがこらされた。⑥からうす(唐臼・踏み臼)古くから脱穀、精米に使われているからうすを餅つきに利用したものでフンガラウスといって今だに使われているのは珍しい。(昭和45年2月、飯田町で)



し始め、ことに大正七年には遂に全国的に米騒動の勃発を招くに至った。その後大戦終了とともに下落に向かうが、少なくとも大正年間には三〇円以上四〇円内外の高値を維持する。従って、その間大地主は小作米によって尭大な利益をあげることになる。だが、この地域の地主のなかにも、大戦ブームに惑わされて投機事業に手を出して没落するものも現われた。ことに大正十五年、本県を襲った金融恐慌はこの地域の銀行にも波及し、後に述べる小作紛争とともに寄生地主に痛打を与え、寄生地主制そのものをゆさぶることになる。

付 農具・肥料の発達

鉄道の開通、炭坑の開発、大戦景気等の刺激によって、寄生地主制に基礎をおく国・県・農会の指導によるとはいえ、購入肥料の増加や米商品化の発展がいちじるしく進んだことは前に述べたとおりである。そこでこれらの発達を促した農業技術の挺子である農具・肥料の実態について概観しておこう。

犁 前に述べた抱持立犁は^{かかえもつたてすき}大正中中期まで一般に使用されているが、明治三十年代までのそれは、二枚犁と称せられるものであった。これはヘラが一枚で鋤先とヘラの二枚が装備されていたためであろう。三十年代の末頃すなわち地主の寄生化が完了する頃から三枚犁が入る。これは鋤先を小型で軽量にし、ヘラを二枚にしたものである。この改良の結果、犁は甚だ軽量となり耕耘作業が楽になったといわれる。

明治の末から大正の初めにかけて、旧田代領域にも短床犁が入る。旧佐賀領域では以前より使用されていたもので、北茂安村の西尾部落で作られていたので西尾犁と呼ばれ、処によっては(例えば飽比・鞍野では)鍋犁ともいわれていた。床は当初木製または孟宗(もうそう)竹製のものであったが、大正の末期頃から鉄製になる。さらに大正末期から昭和初期にかけては福岡市磯野製の改良犁、三田川村の瀬戸犁などが普及し、やがて二段犁などによって行く。

旧田代領では木製の棧が一般に使用されていた。なお、稗麦の脱穀には丸串(齒)のせんばおよびかろさお(通称がりと)または臼(手杵)或は踏臼(からし)などが用いられたが、大正の末頃からは一部に鉄製の麦摺器が普及する。箕(み)は手箕のほか明治時代から唐箕が普及していたが、これは次第に小型で軽いものに改良される。また前述するから臼は佐賀市付近およびその以西ではあまり普及していなかったようであるが、旧田代領では踏臼と称して一般農家に普及していた。

中耕除草具 水田の除草は、明治・大正を通じ、ほとんど素手で行なわれた。一番草・二番草・三番草・あげ草と普通四回の除草を行なったのであるが、そのうち二番草は中耕をかねてがんづめと称する写真のような三本・四本または五本又の道具を用いた。大正の末期、昭和の初期になると八反取りと称する手押式の水田除草器が現われ、また明治二十五年(一八九二)、既に特許を得ていたといわれる太一車(田打車)が、この地域にも昭和の初期に至って普及を始め、がんづめにとって代る。この田打車は、佐藤式と伊予の大野式がこの地域には主として普及したといわれている。

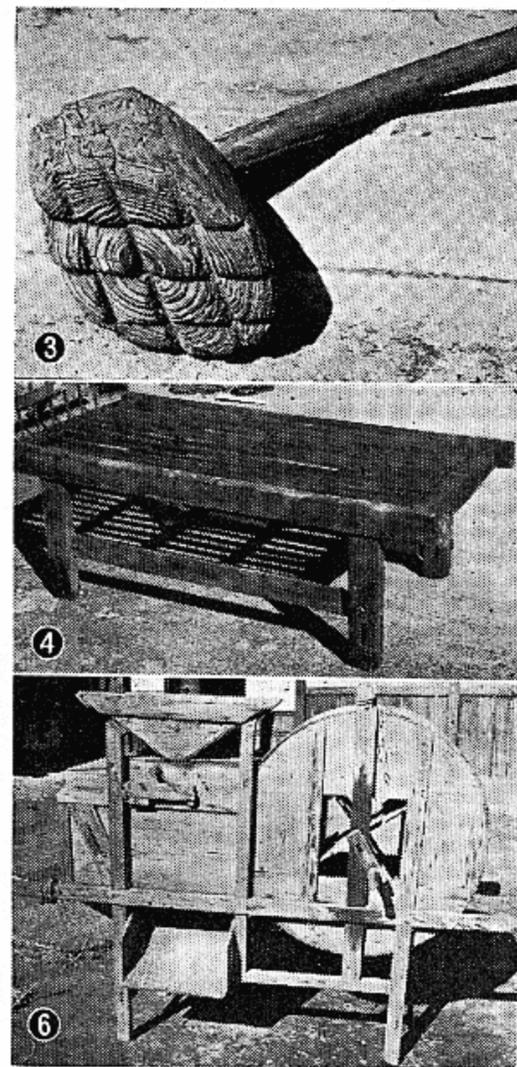
収穫調整器 収穫には専ら米麦兼用の鎌が使用されていた。前に述べたように、明治二十四年頃、小松農談会では既に簡便稲刈鎌が県の品評会にも出品されていたが、実際には普及せず、稲刈専用の鋸鎌が使用され始めたのは明治の末頃で、それが一般に普及したのは大正十年前後のことといわれている。

脱穀器としては稲では大正の中期まで専らせんばが用いられた。稲用のせんばは平串で明治の末頃まで竹製のものが入り、いたが、明治年間漸次鉄製のものへ変わっていった。大正に入って足踏脱穀器が発明せられ、佐賀県へは大正八年にこれが入り、この地域へは同じ十年頃から普及し始める。初め鳥取県松石製のものが入っていたが、昭和の初め熊本県原田商會が田代駅附近に工場を建てて製造を始めたために、その製品が急速に普及する。この足踏脱穀器は稲の脱穀能力を飛躍的に高める。だが、大正十三年には、既に動力用脱穀器が入りはじめ、旭に九台、麓に七台、鳥栖に五台、基里・田代に各四台の動力脱穀器が入っていた。この動力脱穀器は昭和十年頃には、ほとんど各部落に普及するといえ、それは専ら富農層に限られる。戦時中、県では八人一組の利用を勧奨するが、一般農家では終戦後まで足踏脱穀器が使用される。

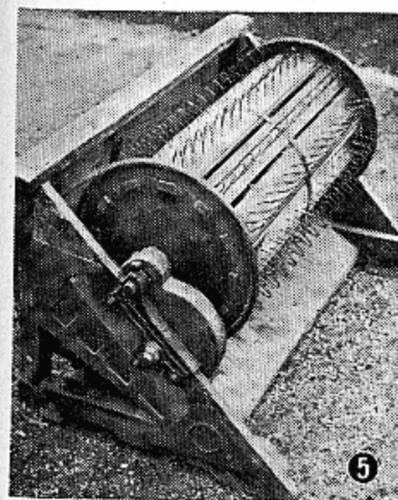
小麦の脱穀は、足踏脱穀器が普及するまでは麦打棚が用いられた。麦打棚は旧佐賀領では主として竹製の棧が使用されているが、旧田代領では木製の棧が一般に使用されていた。



①せんば 米麦の穂をそぎ採る道具、大正8年、足踏み回転脱穀機の登場まで使われた。②どうす 靱摺臼で上臼と下臼の接触面の回転によってモミが精白される仕組み。(昭和32年1月、今泉町で再現) ③おにば(鬼歯)ボサー脱穀もれの穂一や豆、菜種の脱穀に「ふるこ」と共に昭和2、3年頃まで使われた。④麦打棚 刈った麦を天日で乾燥させたのち、この台に叩きつけて落す。終戦前頃まで使用。⑤足踏み脱穀機 種籾の脱穀用に余命をながらえている足踏み脱穀機(鳥栖 原田兄弟商會製の九州号一蔵上町 松隈庄助氏蔵) ⑥とうみ(唐箕)元禄時代中国から伝来したといわれ、穀物からシイナ、モミ、塵芥などを風力利用により取り去る農具。



写真②⑤以外は市立図書館郷土資料室蔵



靱摺 には従来唐臼(とうす)が用いられていた。とうすは土製のものもあったが後には木製のものが一般的となった。とうすはほとんど各農家が所有し、二・三戸が共同して靱摺を行っていたが、昭和の初め頃から動力用靱摺機が入り、靱摺業者が漸次賃摺をなすようになる。

なお、農作業用の履物としては、大正の後期に至るまで、素足かまたはあしな(足草)と称する草履が用いられていたが、大正十年頃、久留米市のアサヒ足袋(後の日本ゴム)工場が地下足袋(ゴム底足袋)を創製してこれを売り出したので、大正の末頃から昭和の初めにかけて急速に普及することとなる。

さて、次は肥料の問題であるが、前にも述べたように、この地域の主要な肥料は野草の堆厩肥などの自給肥料のほか、購入肥料としては石灰が主要なものであった。石灰使用禁止の県令公布以後、大豆粕、ごごう肥料(配合肥料)などの購入も増加するが、ことに久留米市の紡績工場の紡績くず(糞)などが使用される。なお石灰使用解禁後は再び石灰の使用が増し、多きは一〇噸当たり一〇俵(約一八〇キロ)にも及んだといわれる。

大正七年当時における郡内の役畜の普及は二戸に一頭の割合で、その約八〇%は馬であるが、役畜を持つ農家の多くは練堀(ねりぼり)の堆肥舎をもっていた。明治三十七年以來県が基山村の中村惣三郎(飛松忠四郎の末弟)を堆肥指導員に委嘱して、堆肥舎の建設および堆肥製造の奨励に当たらしめたことがこの地域の堆肥舎の普及に力があったことと思われる。おおよそ大正の中期頃までの水田の一般の施肥の方式は元肥として野草、堆厩肥のほか綿屑、大豆粕(豆ま)、石灰、追肥(はきま肥)として野草、厩肥または油粕であった。だが、人造肥料の増加とその値上がりのため肥料購入費は急速に高まり、とくに小作農の負担を加重するようになる。

XIV 明治国家の確立と鳥栖地方

1 明治国家と「市制町村制」

明治十年（一八七七）の西南戦争の後、土佐の立志社から巻き起こった自由民権の叫びは、まず西日本各地に広がりながら大阪に結集した動きをみせるが、明治十三、四年になるとよりはげしい勢で東日本に移っていった。この維新藩閥政府の専制政治に反対するブルジョア民主主義運動として闘われた自由民権運動は、ついに明治十四年（一八八一）十月にいたり、来る二十三年（一八九〇）を期して国会を開設するという詔書^{かん}渙発をかちとる。というよりも一〇年の期間をおいてその勢をかwasれたとするのが正しいであろう。

その結果、明治二十三年十一月二十五日に招集された第一議会においては、いわゆる民主党系一七一名の代議士に対し準与党たる吏党系一二九名という民権派の優勢をしめしていた。そのため翌年の第二議会は解散となり、第二回総選挙では有名な品川弥二郎内相の選挙大干渉が行なわれ、全国に流血の混乱を生じながらも結果は民主党系の優位はくつがえらなかつた。しかし議会の進行の過程で民主党系の自由党の変質があり、加うるに日清戦争への機運は藩閥政府の議会操縦を容易にしていた。

このような空気に対応して、藩閥政府が国会開設に先立つ重要な事項として明治二十二年二月十一日の憲法発布はもちろんで、二十三年十月三十日の教育勅語の発布と、二十一年（一八八八）四月二十五日の市制町村制（二十二年施行）の公布がある。とくに後者は藩閥政府が自由民権運動に抗しきれず、国会開設を公約するにあたり、改めて何らかの対策を講じない限りその支配体制の安定が望めないことを深く知らされたことから、その対策の一つとしてうち出されたものであり、地域社会に対して官僚統制を強化して中央集権体制に包みこみ、反体制運動の起こる基盤を掘り崩

すことをねらったものであった。この政策を明治政府は以後も一貫してとった。

内においてはこのように中央集権・官僚統制の強化を図りながら、地租改正・貨幣整理による資本主義発展のための原始蓄積を強行し、それによって殖産興業・富国強兵の道を先進国の技術・文物の移植によって達成するとともに、外に対しては日清・日露の両戦争を強行して帝国主義的海外進出をつよめた。

こうして明治末年においては、わが国は少なくとも外観的には近代国家としての体裁を整えることができたが民衆の基本的な人権はきわめて制限されていた。この民権抑圧の上に強行された近代国家の形成は息ぎれのする程のはげしい過程であったが、その過程にあるわが国の体制を一般に明治国家と称している。

そこで本章では、この明治国家の支配体制に組みこまれていく過程を地方自治と教育の問題にしほってその実態を明らかにしていこう。

ところで明治十年代の地方自治を規定した三新法についてはX章に述べたとおりであるが、これは早くも十七年には改正され戸長は公選から官選になった。そのうえ戸長の所轄区域を数町村を単位とするものに広げた。これによって村落行政を生活共同体の運営から大幅に切りはなし、しかも国政委任事務を行なうに足る規模の行政区域を作り出したのである。このようにすでに早くも明治十年代には村落行政が文字どおり集権行政に転化しつつあった。

表XIV—1はこの改正に基づく鳥栖地方の戸長の所轄区域を示したものである。戸長の官選化と共に税制を強化し、区町村費を滞納した者に対しては強制的に身代限りの処分ができるようにして、当時貨幣整理事業による米価暴落に悩む中貧農層の窮迫に拍車をかけた。

このように地方行政に対する統制はすすんだが、さらにそれを強めるため明治政府は、明治二十一年（一八八八）四月に「市制町村制」を出し、ついで二十三年五月には「府県制郡制」を公布した。ここに法的には形式を整えた地方行財制度が敷かれるようになったけれども、その実態は、プロシヤの制度を模範として地方自治が制限されたものであったし、後にみるように地方自治という名にはおよそ値いしないものであった。

「市制町村制」は、わが国のその後の地方自治の在り方を規制したが、これによって市町村の行政は国—府県—郡—市町村の体系のなかにはっきりと位置づけられて、委任業務という名のもとに国政を補充または積極的に代行する役割をつよく持たされるようになった。この「市制町村制」の主な内容をみれば、以下のようである。

表XIV—1 戸長所轄区域

戸長役場所在地	戸長所轄区域	村数	戸数	人口	有税地反別 町反畝歩
宮浦村	宮浦村、園部村、小倉村、長野村	4	1,074	5,656	1324.0.5.24
田代村	田代村、永吉村、柚比村、神辺村、萱方村	5	938	4,844	974.7.9.22
酒井西村	酒井西村、酒井東村、姫方村、飯田村	4	539	2,919	620.1.8.1
轟木村	轟木村、真木村、鳥栖村、藤木村	4	903	4,226	813.5.6.22
江島村	江島村、儀徳村、下野村	3	760	3,517	944.4.6.23
宿村	宿村、立石村、山浦村、牛原村	4	633	3,291	766.3.6.20

注 内務省地理局編集「地方行政区劃便覧」下巻 994~995頁

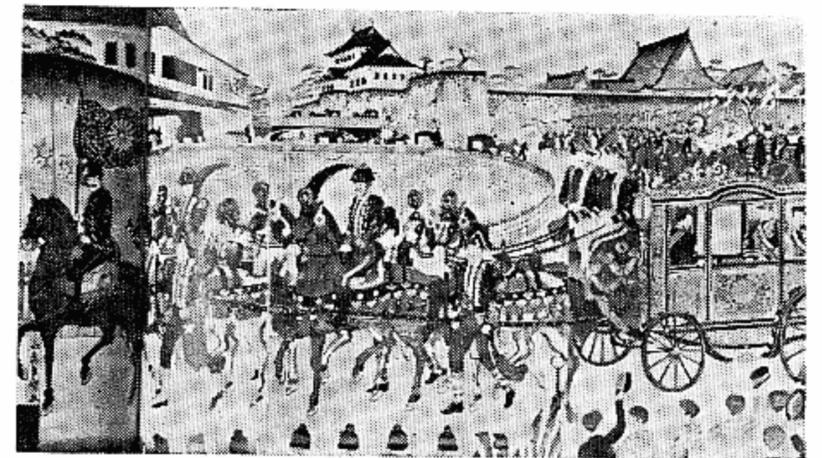
とてとった。

内においてはこのように中央集権・官僚統制の強化を図りながら、地租改正・貨幣整理による資本主義発展のための原始蓄積を強行し、それによって殖産興業・富国強兵の道を先進国の技術・文物の移植によって達成するとともに、外に対しては日清・日露の両戦争を強行して帝国主義的海外進出をつよめた。

こうして明治末年においては、わが国は少なくとも外観的には近代国家としての体裁を整えることができたが民衆の基本的な人権はきわめて制限されていた。この民権抑圧の上に強行された近代国家の形成は息ぎれのする程のはげしい過程であったが、その過程にあるわが国の体制を一般に明治国家と称している。

そこで本章では、この明治国家の支配体制に組みこまれていく過程を地方自治と教育の問題にしほってその実態を明らかにしていこう。

ところで明治十年代の地方自治を規定した三新法についてはX章に述べたとおりであるが、これは早くも十七年には改正され戸長は公選から官選になった。そのうえ戸長の所轄区域を数町村を単位とするものに広げた。これによって村落行政を生活共同体の運営から大幅に切りはなし、しかも国政委任事務を行なうに足る規模の行政区域を作り出したのである。このようにすでに早くも明治十年代には村落行政が文字どおり集権行政に転化しつつあった。

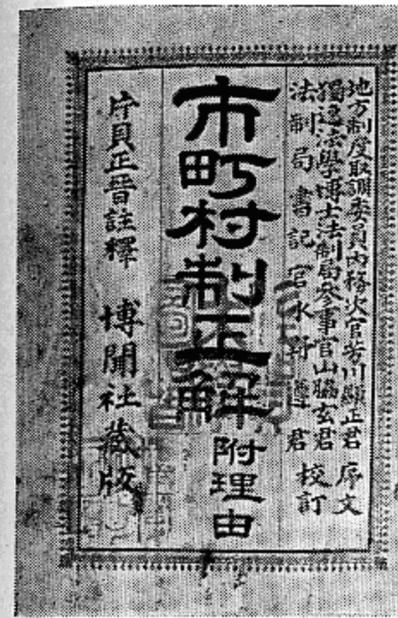


写真XIV—1

第1回の帝国議会開会式に向かう明治天皇の行幸
「世界文化史大系」から

市町村に対して初めて法人格を認め（「町村制」二条）、市町村住民の市町村財産についての権利と義務が明記され（同六条）、市町村会が市町村における意志決定の最高機関となり（同三条）、市町村長は、その決議を執行するものとして位置づけられ（同六八条）、市町村長と市町村会議員の公選制をかかなりの制限をつけた上で認めた（同二条）。また市町村の構成員を住民と公民に分けて、公民だけに選挙権、被選挙権を認めた。つまり、その市町村内に住居を占むる日本人を住民とし（同六条）、市町村に二年以上在住して、その市町村の負担を分任し、地租または直接国税を二円以上納める日本国民としての権利を持ち一戸を構えた満二五歳以上の男子を公民とした（同七条）。このように選挙権の制限を行ないながらも、市町村の公民でない者の一部に選挙権を認めた。つまり、その市町村の公民でなくてもその市町村に市町村税を納め、その額が当該市町村公民のうち最も多く市町村税を納めている者三名のうち一名の納税額よりも多く納めている者は、選挙権が与えられた（同二二条）。

このようにきわめて限定された制限選挙制のなかでも、住居にかかわらず多額納税者を手厚く優遇することを行了なった。こうして小作人や無産者に選挙権を与えず、市町村の有力者支配の体制が実現することをはっきりと規程づけたが、それはさらに選挙において等級別選挙制をとって確実になるようにした。つまり、市会議員の選挙では三級



写真XIV-2
明治21年5月出版の市町村
制についての条文と解説を
記した本

(佐賀大学附属図書館蔵)

選挙制、町村会議員選挙では二級選挙制をとり、その市町村の有産者や地主が議員に容易に選出される仕組を講じた。これを町村会議員の選挙についてみるとつぎのようであった。

それは二級選挙制であったが、一級選挙権者は選挙権をもつ者のなかで納税額の多い順から定め、全選挙権者が納める町村税総額の半分に一級選挙権者

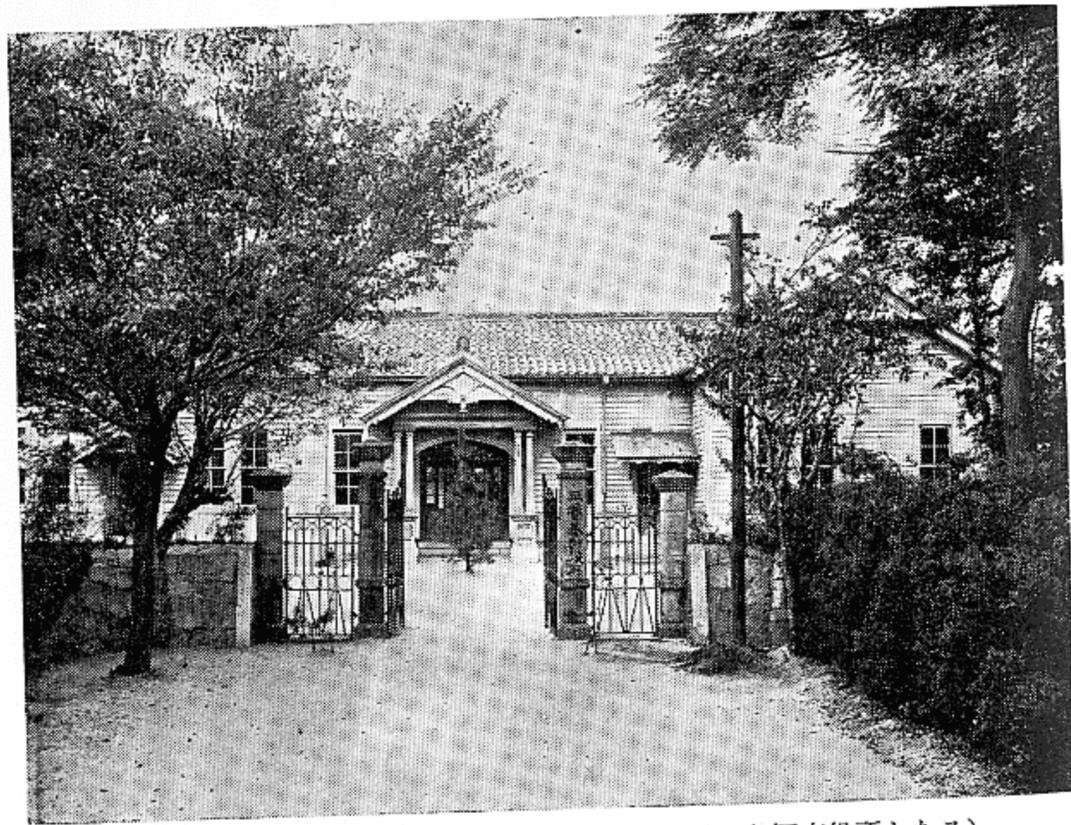
集団の納税額が相当まで選んだそれ以外を二級選挙権者とした（「町村制」一三条）。また町村会議員数を各級に半数ずつ振り分け、その選挙は二級選挙を一級選挙よりも先に行なうこととした（同一九条）。こうして選出されてきた町村会議員は名誉職とされて基本的には無給であった。またその任期は六年で半数ずつを三年ごとに改選する仕組であった（同 一六条）。このように町村会において有産者や地主の政治的優越性が実現し、それが維持できるような仕組をとったが、執行機関を統括する町村長の場合でも、それは同じであった。

町村長と助役は、その町村の公民のなかで満三〇歳以上の選挙権を持つ者のなかから、適任者を町村会で選ぶこととした（同五三条）。また町村長と助役は名誉職と定めたが（同五五条）、止むをえず有給にするときは、そのための条例を作り、しかもその条例については監督官庁の認可をもらう必要があった。しかして有給の町村長、助役はその町村の公民に限らなかつた（同五六条）。このようにして選ばれた町村長、助役が就任するためには、さらに県知事の認可を必要とし、認可がえられなかつたときは再選挙を行なうと定めた（同六〇条）。また町村の行政を行なうには吏員が必要であるが、この吏員は町村会の選挙によって選ばれた（同三四条）。行政区画が広がったために、一町村を数区に分けることもあったが、この場合に区長は、その町村の公民のなかで選挙権を持つ者の中から適任者を町村会が選んだ。区長もまた名誉職であった（同六四条）。このため小作人や無産者は区長にもなれなかつた。

町村会においては、議長には町村長がなり（同三九条）、その議事内容は町村予算や町村費で行なう事業などに限られて、国政についての政治問題を論議することは禁じられた。いままでも府県会においては、自由民権運動との関連で国政論議が盛んに行なわれて府県会の政党化とさえいわれる状況が往々にして出ていたが、このような事態が生じないような措置をとった。そして更にこれを確実にするため、町村会で議決された事項の執行について、町村長にその執行が停止できる権限を与えた（同六六条）。そのうえ町村行政に対しては、上級機関の監督権をすぐれて強いものにした。県知事と内務大臣は、町村行政に対して監督権を持ち（同二九条）、また県知事は町村長、助役、各種委員、区長、町村吏員を処分できる懲戒処分権を有し（同二二八条）、内務大臣は町内会の解散権を握っていた（同 一二二条）。そのうえ監督官庁は、市町村に行なわせている国政委任事務を監査することは勿論として、市町村の

一挙に五万七千もの町村が合併によって少なくなつた。⁽²⁾ここに生活共同体として地域民衆の日常生活における諸事項を処理する町村行政の機能は大幅に制限をうけ、旧藩時代に村請制として徴税や支配行政の運営をつかさどっていた機能の面が強化され、国政事務を担当することができるよう行政力をもつ町村に強的に編成された。つまり実質的には自然村から行政村へと転化させられた。しかも、さきに見たように、町村行政を担当するのは有産者、地主層であり、無産者や小作人は全く運営にたずさわれなかつた。その上合併によって旧町村間の利害が十分に調整できないうちに、無産者や小作人層は旧村の枠を越えて階層的に連帯した行動を起こしにくくなった。こうして明治政府の中央集権的な支配秩序の末端機関が整えられ、地域行政は明治政府の政策を忠実にこなすものへと仕立てられていった。

なお、二十三年に公布された府県制・郡制に基



写真XIV-3 三養基郡役所 (のち鳥栖町役場～鳥栖市役所となる)
—大石司郎氏蔵—

固有の行政事務に対しても監査する権限をもった(同 一二三條)。これのみならず、監督官庁は市町村予算に対して監督官庁の命令する支出を定額予算に計上させることができる強制予算権を行使できた(同 一二三條)。また郡参事会は町村会が議決すべき事件を決しないときは、代って議決する権限をもった(同 一二三條)。このように監督官庁の市町村に対する権限は非常に大きく、ある意味では市町村の行政を思うように統御できるようになっていた。

以上は行政の面であるが、市町村は財政の点においてもきびしい制限をうけていた。

国税に地租、酒造税など主要な租税が殆んど当てられていたために、町村財政の収入は町村財産による収入と地租に対する附加税などしかなかった。そのうえ附加税も加税率の制限をうけ、地租附加税は地租の七分の一以内、その他の附加税は直接国税の百分の五〇以内という枠内に限られ、この枠を越えて課税しようとするときは、内務・大蔵両大臣の許可を必要とした(同 一二六條)。

以上のように、「市制町村制法」によって地方行政制度は近代的な形式を一応整えるようになったが、その実態においては、地方自治は非常に制限されたものであった。むしろ地方自治というよりも町村が国家機関の最末端機構として位置づけられ、国家行政を町村で推進するという役割を担わされた。

いまままでみたような特徴をもっていた市制町村制法は、翌年の明治二十二年(一八八九)四月一日より行なわれたが、鳥栖地方においては、同法に基づいて田代村、基里村、旭村、轟木村、麓村の五つの村が発足した。それらの発足および運営については3節に詳述するとおりである。

この町村制の施行によって村数は藩政期は勿論として明治初年の村数よりも著しく減少した。

町村合併によって生じた町村数の変化をみると全国的には、明治七年(一八七四)末の町村は七八、二八〇であったが、明治十九年(一八八六)十二月には七一、五七三になり⁽¹⁾、明治二十二年(一八八九)には、一三、三四七になり、

づき、佐賀県では明治二十九年にいたり従来の基肄、養父、三根の三郡を合わせて三養基郡と一本化した。これより三養基郡が発足した。郡には官吏たる郡長をおき、郡会は管下各町村会において町村会議員より選出された各一名および管内大地主より互選された数名の郡会議員によって構成された。もともこの郡制は、明治三十二年に府県制とともに改廃され、郡会は直接国税三円以上（選挙権者）、同五円以上（被選挙権者）の納税者の直接選挙にきりかえられたが、町村会における有産者・地主支配の体制は少しも変わらなかつた。⁽³⁾

注(1) 内務省地理局編纂「地方行政区劃便覧」下巻解説 六頁

(2) 島泰彦編「町村合併と農村の変貌」九頁。明治二十二年町村数には北海道、香川、隠岐、対馬がはいっていない。

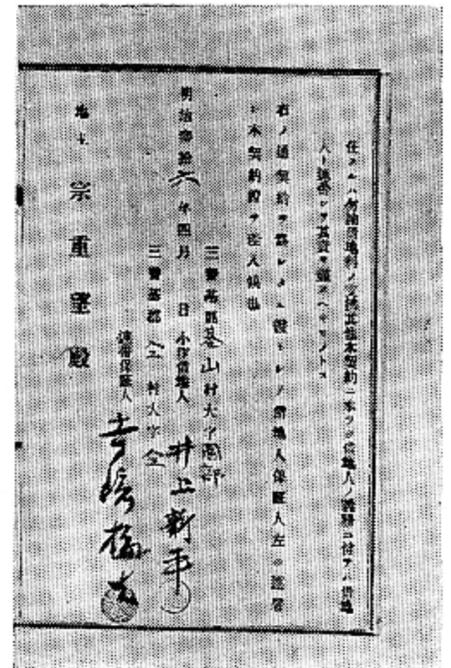
(3) 亀卦川浩「地方制度小史」一三三頁

2 寄生地主制の確立

すでに述べたように明治十年代の華々しい自由民権運動が、待望の帝国議會開設後、間もなくその主流の変質、歪曲を生んだのであるが、その理由は主として民権運動の担い手およびその社会的基盤が近代的ブルジョアの卵ではなく、古い地主層であったからである。

鳥栖地方は、X章の表X-5でしめしたように、明治二十年代初頭において佐賀県内でも最も小作地の割合が高く、耕地の零細ないし無所有者と一〇町以上の大所有者との対立もまた最も鋭いものがあつた。

その代表ともみるべき田代領の旧藩主宗氏は旧田代領の全域にわたって約五〇餘の耕地を所有し、これを広及舎と称する法人に管轄させて小作に付していたと伝えられる。これは大正年間に整理されるが、その小作契約書の文言によって旧来の領主と領民との関係がほぼ持続されたことが推察できる。もちろん、これは極端な事例であるとしても、この地方には当時すでに八坂甚八家（鳥栖村）、松田作造家（田代町）、堤政雄家（同）など宗氏以上の大地主が成長しており、これらを頂点として一〇町、五町の中小地主が大きな裾野を形成し、その点では佐賀県でも特異な状態であつた。ただしこれらの中小地主はXI章において飛松忠四郎の説いているように、多くは下男下女、牛馬をおいて手作り経営を営み、自らも農事の研究や指導に当たり、農業の担い手としての役割を果たしていた。故老によると、それらの地主手作り経営では、例えば田植期には下女下男のほか、近隣に住む名子（専属の小作人）を狩り集めて田を植える。



写真XIV-4
地主と耕作者で交わされた
小作借地契約証の一部

まり、十数人から二十人を越すほどの田植人夫が揃って二町程度の田植は二、三日で済んだと伝えられている。

このような時代においても、零細農地所有者の売業者は、その仕事の関係で売業者に専念し、耕作には従事しないのみならず、その売業による利益の一部を耕地の購入に廻して所有耕地を広め、また、全然耕地を所有しなかった売業者も耕地の取得に努める。田代宿に住む製蠟業者は勿論である。製蠟業者の多くは大地主であるが、早期に耕作をやめて農業には直接のかかわりを持っていないのである。広汎な手作り地主層の存在と共に、このような地主の完全寄生化が既に明治の初期は或る程度普遍的に実現していたこともこの地域の農地所有の特徴とみられよう。明治の初期では、これらの業者のほとんどが街村部落に居住していた。

明治二十年代の末期から三十年代にかけて事情は著しく異なって来る。それは一つには、わが国における産業資本の発達が進み、筑豊炭田、三池炭田などの開発、鉄道の開通による都市の商工業の発達とともに、この地域の農村も次第に新しい文化に接触することになるためである。これは、明治の新しい教育制度のもとで小学校から中等学

校の教育を受けた地主の子弟が二代目をつぐことになり、極度に労働集約的な、かつ重労働を伴う当時の米麦作を主軸とする農業に魅力を失い、熱意を奪われたことによる面もある。だが何よりも一般地主を直接自作から脱却させ小作に付することで完全寄生への途を選ばせたのは、金肥施用を基軸とする農業生産力の向上とひいては小作料収入の増加である。明治前半期、西南の役の軍費処理のためのインフレ期の十三年～十五年を除けばおよそ五円～七円台にあった米価は日清戦後は十二円ないし十五円に上昇する。そのために地租は割安となり地主の取分は三倍以上に増す。そこで、月給二〇円といえれば高級取りとされた当時では、所有耕地三～四畝で小作米三〇～四〇石の小地主(余米取り)でも、懐手で優雅な生活を楽しめることになったのである。そこで、明治三十年代の初めから四十年代にかけて、中小地主層を含めての地主の完全寄生化が進行する。後に述べる基里村地主組合契約書(明治三十五年六月)が「本組合員ハ可成多少ノ自作ヲナシ……何時小作人ヨリ上地(土地の返還)筆者)スルモ農作ニ差支ナキ様農具ノ準備ヲナシ置カ、ト」(傍点筆者)の条項を設け、しかもこの契約に加盟する地主が五十二名もあったことは、すでに地主の完全寄生化が進行していた事実を証するものである。

このようにして完全寄生化した地主の多くは、付近の小作農、小農・貧農などを相手に金貸業を営むほか、他の章でもしばしば触れたように地方自治体の議員、首長、助役、収入役、書記などに進出して、地方自治体に対する支配権を確立し、また農会、産業組合などの農業団体に対しても支配体制を強化して行く。すなわち、明治前半には直接農業の担い手としてその推進の役にあった地主層は、完全寄生化によって農業の実態から離れ、専ら寄生地主を擁護する立場で、自治体、農業団体を通じて農業と農民を支配する方向へ転身するようになった。とくに、四～五畝以上の地主はやかしろ(管理人・支配人)を置いて、全所有耕地または住宅から離れた地域の耕地の管理を委任し、地主自身は直接その耕地の管理にも関与せず文字通りの寄生地主に転化して行った。

明治三十五年九月、時の三養基郡長はこのような状態を憂えて、左の「三養基郡地主農事講習会組織規約協議案」を作成し、次の趣意書とともに配布して、五畝以上の地主に訴えた。⁽²⁾

農事改良の事挙て之れ小作人に委ね豪も相関知するなきは地主の通弊なり、今や農業に対する外界の圧迫は日に月に重くなり来り而して改良の実績多く見るに足るものなく、我農界は所謂内憂外患交々至るの秋に際しながら地主の是に對して頗る冷淡なる事が常に遺憾に堪えざる所なり、依て地主を啓発奮起せしむる手段として郡内各村より若干名会合し左の協議案審議あらんことを冀ふものなり

○規約

- 第一条 本会は三養基郡地主講習会と称す
- 第二条 本会事務所を郡役所内に設置す
- 第三条 本会は農事の改良發達を期し小作人を保護督励し、並に親密円満を旨とし、相互に利益を図るを以て目的とす
- 第四条 本会員は本郡内凡そ五町歩以上の土地を所有する者及本郡農会員を以て組織す
- 第五条 本会員は左の各種を遵守するものとす
 - (一) 小作人にして家事経済困難の爲め施肥を爲す能はざる者あるときは肥料は相当代価にて身元確實なる保証人を立て貸与する事
 - (二) 耕地区画の改良普及の途を講ずること
 - (三) 耕地用道路及要水・悪水路は春秋二回以上小作人に掃除励行せしむること
 - (四) 小作麦肥料代納期は大略十月二十日より十二月二十五日まで一定すること
 - (五) 小作米は乾燥調整俵装等は別に一定の標準を定め取立つること
 - (六) 毎年二月三日までに奨励の爲め各自又は連合して小作米品評会を開くこと
 - (七) 時々自作又は小作田畑を巡視し、小作人手入の精粗に注意すること
 - (八) 小作人の不注意に依り不作となりたるものを認むるときは小作料を減せざること

- (九) 良好と認めたる種苗を小作人に配布又は交換せしむること
- (十) 農作物の病虫害の駆除予防の如き特に注意して奨励すること
- (十一) 小作人勤勉貯蓄の精神を養成すること
- (十二) 出会時間を勵行すること

第六条 本会は左に列記第一に該当するものは自他の別なく小作を停止すること

- (一) 小作米肥料代を不納するもの
 - (二) 勤勉貯蓄の志なき者
 - (三) 小作上不正の行為ある者
 - (四) 猥りに他を煽動し小作料の減額を謀る者
- 第七条 本会々長は郡長又は郡農会長に委嘱する
- 第八条 本会は毎年三月之を開く、但日数五日間とし、十日前に会長より通知するものとす
- 第九条 本会開催の際は本県農学校長其他農学士及老農を招聘すること
- 第十条 自他の地主と小作人との間に争を生したるときは相互に仲裁の労を取ることにす
- 第十一条 本会員は本郡農事上に関しては一一致の行動を爲すべきこと
- 第十二条 前記各項の外必要なる事項は決議に依つて之を定む

寄生地主制の確立

この「講習会規約」のねらいが、寄生地主制の強化を図ることにあったことはいうまでもないことである。すなわち、小作料の完納と小作米の品質改善を図り、同時に、小作人の反抗を防ぎ、地主の立場を強化するのがその目的である。この講習会は最初一週間続けられ一三〇名の地主が参加したと当時の新聞は伝えている。このような努力にもかかわらず、この地域の寄生地主制は、前述するような極度の高率小作料と特異の土地所有の集中という基盤の上に成立したものであるから、常に小作農の反抗に晒され、その脅威に対する対策が問題とされている。そして遂に大正末期の小作大争議となって土台をゆさぶられるのである。

注(1)(2) 津田正夫氏所蔵文書

3 鳥栖地方五カ村の発足

前述のように明治二十二年四月より「市制町村制法」に基づく市町村制が行なわれるようになり、鳥栖地方でも、旭村、田代村、基里村、麓村、轟木村が発足した。これらの村々は、明治十七年（一八八四）の「区町村会法」の改正によって出来た戸長所轄区域内の村々が合併して結成されたものであった。

村制の施行とともに村会議員を選ぶ必要があったが、これらの村々はいずれも、「町村制法」で定めた議員定数のなかで「人口千五百以上五千未満ノ町村ニ於テハ議員十二人」（町村制「二条」）とある条項に該当するため、各村ともに村会議員定数は十二名であった。

第一回村会議員の選挙を基里村についてみると、次のようであった。⁽¹⁾

基里村では、明治二十二年（一八八九）四月二十五日に旧酒井西村にある徳永寺で二級選挙権者による投票が行なわれ、翌二十六日に一級選挙権者の投票があった。この選挙による各級の村会議員当選者の得票数は、二級選挙では一位が一七一票、最下位の六位が八〇票で、総有効投票数は七一二票であった。また一級選挙では一位が三二票、六位が一六票の得票数によって村会議員に選ばれた。なお一級選挙の総有効投票数は一四九票であった。この選挙にさいしての公民数、つまり選挙権を有する者の人数がいまのところ明らかでないけれども、仮に一級、二級選挙におけるそれぞれの有効投票数と選挙権者数が同数であるとみた場合、同年の基里村の人口は三、〇六七人であったから、村民



写真XIV-5 基里村会に関する書類

の二三割の者によって村会議員が選ばれたことになる。しかも、その内容においては、二級選挙では七一二票によって六人が選ばれているのに対して、一級選挙では僅か一四九票で六人が選出されているというようにきわめて差があった。つまり、一級選挙権者の一票は、二級選挙権者の五票に相当するものであり、また村人口の僅か四割ほどの者が村会議員の半数を選ぶ権利をもつという状態であった。一級選挙権者は、一級二級の選挙権者全員が納める村税の半額をその選挙権者集団で納めている村内における多額納税者であるため、村政において有産者支配の体制を確固にしようとした明治政府の意図は、村会の面では如実に実現しているといえよう。

基里村では、そのご村長を村会で選び、明治二十二年（一八八九）五月二日に「基里村村長左記当選候御認可を請フ」と村長を認可するよう佐賀県知事に申請し、同年五月十八日に「書面之趣認可ス」と承認をうけた。

以上のような基里村で行なわれた村会議員選挙は、轟木村、麓村、田代村でもほぼ同じようにすすめられた。ただ村長選挙では轟木村、田代村、旭村は、複雑な経緯をたどった。

旭村では、村長を名誉職とせず有給にすることを村会で議決して条例をつくり、その条例を認可するよう県知事に申請したが却下された。そのため明治二十二年六月三日に村会を開いて、申請が却下されたために名誉職の村長、助役を選ばざるをえない旨の旧戸長の報告に基づき、名誉職の村長、助役を選んだ。⁽²⁾

田代村では、明治二十二年五月七日に村会を開き、名誉職の村長を選ぶ投票を行なったが、第一回の投票では有効投票の過半数(九票)を得るものがなく、第二回投票によって村長を選出できた。⁽³⁾

轟木村では、明治二十二年(一八八九)五月八日に村会を開いて、まず村長を有給とするかそれとも名誉職にするかを論議し、有給とすることが議決されたので、有給の村長選挙を行なった。助役もまた村長が有給になったために有給として選出した。ところが五月

八日の村会で選んだ村長を旭村でも同村の有給村長に選出したために同一人が旭村、轟木村両村の村長という事態になった。この事態を解決するために、轟木村では、六月十七日に村会を開いて、この問題を論議した。その結果、村長を有給とする轟木村条例第一号案を取り消して、村長は名誉職とすることに決め、選挙の結果、八坂甚八を村長に選んだ。⁽⁴⁾

「市制町村制法」に基づいて村会議員、村長は、以上のようにして選ばれたが、村長は村会の議長を兼ね、また村政をつかさどる地位にありながら、村制発足の当初は四年間の任期を勤める者は少なく、短期間で交替することが多かった。例えば轟木村の場合は、次のようであった。⁽⁵⁾

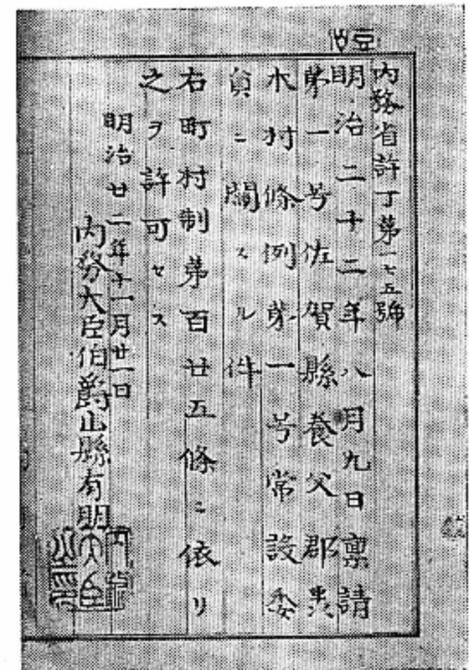
轟木村では名誉村長に八坂甚八を選んだが、八坂甚八は、早くも五カ月後の明治二十二年(一八八九)十二月二日に辞任願を出した。その理由とするのは「九州鉄道会社ト特約シ汽車積載荷物取扱営業ヲ創設致シ候ニ付テハ爾後社



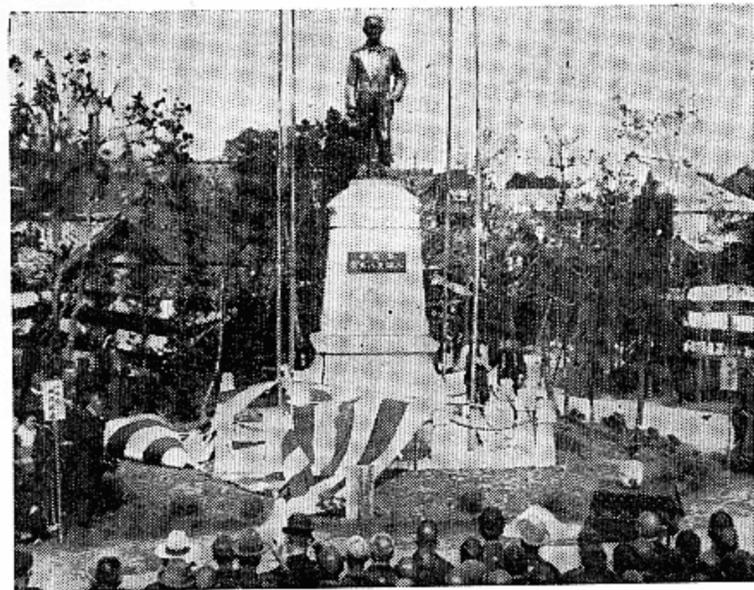
写真XIV-7 晩年の八坂甚八

務繁忙ヲ極ムルハ必然ノ義ニ有之、且該業ハ各地ノ停車場荷物取扱人ト連絡シテ営ムルノ業ナレハ常ニ不在勝ニ可有之、就テハ依然村長ノ職ヲ奉シ居ルモ事務ヲ整理シ吏員ヲ監督スル能ハス」(轟木村会誌「村会誌」)ということであった。八坂甚八は、土木会社と八坂会社の社長を兼ね、また郡内でも屈指の大地主であった。九州鉄道の

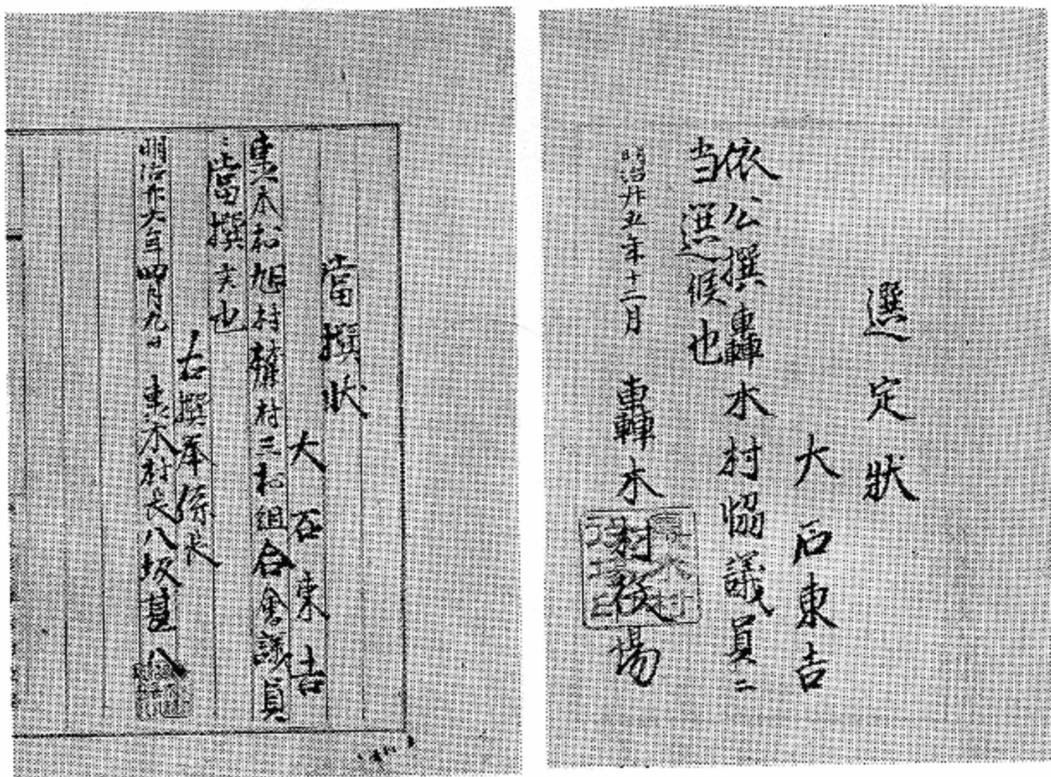
開通によって運送業を始めることになり、村政を十分に行なえないというのが辞任の理由であった。これは地主層が流通運輸部門にその経済的基盤を広めたことを示すと共に、その経営活動のために村政をつかさどることと矛盾する面をもつことを現わしていた。轟木村村会は八坂甚八の辞任の申し出により、それを承認して、後任に名誉職の村長として八坂雄八を明治二十三年(一八九〇)一月八日に選んだ。しかしながら八坂雄八は一年半足らずその職にあっただけで辞職した。このため村会は後任の村長として古賀時之助を明治二十四年(一八九一)四月二十四日に選んだ。古賀時之助も五カ月ほど村長を勤めただけで辞めた。そのためまた村長選挙を行ない、同年九月二十二日には八坂寅吉が選ばれた。だが八坂寅吉もこれまた十一月六日に辞職願を提出した。村会では、明治二十五年(一八九一)一月二十三日に、村長に立川只之



写真XIV-6 轟木村が常設委員を設けるに
ついての内務省の不許可文書



写真XIV-8 八坂甚八の銅像除幕式
(銅像は昭和18年戦争供出、台座は中央公園にある)



写真XIV—9 村協議員、三村組合会議員当選状 (大石司郎氏蔵)

を選んだ。

このように村長の改選が度々行なわれたのは、村長職を有給にしながらも、その給与が余りよくなかったことが要因であった。明治二十四年(一八九一)十二月七日の轟木村村会では、村会議員の中から村長職の給与の問題について次のような発言があった。つまり「本村々長ノ報酬タル余リ他二村ニ比シテモ寡小ナルヤニ思ハル、故ニ之カ為ニ在職ノ日モ永統セス、僅カ一年足ラスノ内ニ数度ノ交代ヲ見ルノ不幸ニ至ル、且ツ又善キ人物ヲ得ルニモ難シト考フ、左レハ年度ノ始ニ於テ報酬ノ処モ如何トカ致シ、然ル後人物ヲ撰択セハ可ナラン」(同)と村長職の給与が少ないためながく在職しないと述べている。このため明治二十五年(一八九二)一月二十三日の村会では、村長職の給与が五円五〇銭であったものを一円五〇銭ふやして七円にすることを決めている。

村長を名誉職とするのが「市制町村制法」のたてまえであったが、それにも拘わらず有給にしなければならぬ状況であった。そのうえ給与が必ずしもよくなかったために、村長の交替が度々行なわれているが、これは地域の有産者をして地域行政の担い手にしようとした明治政府の意図が、地域によっては十分に実現しない実態にあることを示していた。それはまた、租税の主なもの为国税にほとんどとられて村財政が余りにも貧弱であったことからくる矛盾の反映でもあった。

村会議員、村長の選出によって村政の中心的な機構がつけられたが、行政を円滑にするためとして、各村会では「町村制」六四条に基づいて区長を置くことを条例で定めた。例えば、田代村では、明治二十二年(一八八九)七月二十六日に村会を開いて区長条例を定めた。⁽⁶⁾これによれば、田代村を五区(田代、永吉、神辺、萱方、柚比)に分け、それぞれに区長または代理人一名を置き任期は四年とした。区長を置く理由としては「令達ノ普及ヲ計リ、国税地方税村税ノ納期ヲ知告シ……各部落ノ利害ヲ審ニセンカ為」(「田代村村会議事録」として)いる。いわゆる上命下達のために

設けている。この上命下達の在り方は、各区内において行政組合を結成させることにした「行政組合規則」を作成したことによって一層強化されている。⁽⁷⁾田代村は、明治二十二年(一八八九)に全二三条におよぶ「行政組合規則」を制定したが、それには区ごとに一〇軒から二〇軒を一組とした行政組合を設け、組合には三年任期の組長をおくとした。組長にはその組内の公民から適任者を組内の選挙によって選び、その就任には村長の認可を必要とした無給であった。そして組長の行なう事務は、「一、村長ノ命令及区長ノ指揮ヲ受ケ其組合ニ関スル行政事務ヲ補助スル事、二、令達ヲ普及スル事、三、諸税令書ヲ配付シ且納期ヲ注意スル事、四、法律規則ニ違反者ナキ様注意スル事、五、風俗ノ改良ヲ計ル事、六、勤勉儲蓄を奨励スル事、七、学齡児童ノ就学ヲ勧誘スル事、八、物産ノ繁殖ヲ計ル事、九、無識ノ徒ヲ勧誘シ産業ニ就カシムル事」(「田代村村会議事録」というものであった。民衆の要望をまとめ、その実現に努力するのではなくて、まさ

しく上命下達の仕事しか行なわれないものとなっている。このような行政組合は、いわば旧藩時代の五人組的組織であり、支配秩序の最末端を担う機構としてそれはつくられたといえよう。これによって村内においては村長―区長―組長という支配体制が整い、またこれら役職はいずれも公民が勤めたため、村内の多数者である住民を統括する機構が確立した。

このようにして「市制町村制法」によって、市町村の行政組織は再編され、その近代的な装いとは反対に地域における有産者支配の体制が確立し、明治国家の権力機構のなかに町村は明確に位置づけられ、国家政策遂行の機能を果たすようになった。

注(1) 「基里村村会議事録」

(2) 「旭村村会議事録」

(3) 「田代村村会議事録」

(4) 「轟木村村会議事録」

(6) 「田代村村会議事録」

4 明治中期の村財政

町村は「町村制法」によって予算を作成することを義務づけられたが(「町村制法」百七条)、町村税は国税に比べるときわめて少なかった。国税には地租、所得税、酒造税、酒営業税、煙草税、証券印紙税、醬油税、国立銀行税、取引所税、売葉税、鉱業税、営業税などがあったが、国庫歳入において主要なものは地租と酒造税であった。たとえば、明治二十二年の国庫歳入予算の総額七、六六〇万円余のうちで、地租は五五割、酒造税は一九割を占めていた。これに対して、府県と市町村の歳入では国税の附加税が主な財源であった。佐賀県における明治二十三年(一八九〇)の国税、県税、市町村税の比率をみると国税は九六三、八一〇円、県税は三〇八、七一八円、市町村税は二三五、五四〇円の額であって同年に県内で徴収された直接税総額のなかで国税は六四割、県税二〇割、市町村税一六割という割合であった。こうして税額の大半が国税として国庫収入になるため、市町村財政は貧弱であった。

同年の轟木村歳入予算の内容を示すと表XIV-2のようである。

歳入では地租割が五一・五割、戸別割が三四割を占め、この二つで村歳入額の八五割を賄っている。このうち「地租割」は国税として徴収される地租に対する附加税であるが、轟木村の同年の地租割の内容をみると地租一円につき七銭二厘二毛七糸であって、地租に〇・七二二七を掛けたのが附加税となっている。また「営業割」も国税としての営業税に対する附加税であるが、それは営業税に〇・八割掛けたものであった。「戸数割」は家別に附加される

村財政は、このように地租割、戸別割の税収入によって支えられているが、これは「町村制法」で町村歳入は町村の基本財産で賄うことを基本として、不足する場合に町村税を賦課することとした（「町村制法」八八条）趣旨とは異なるものであった。つまり、基本財産収入は問題にならず、法規とは反対に町村税が歳入の主要なものになっていた。これは明治政府が地租改正の過程で、所有権を明確にしえなかった入会地、森林、原野とを国有地に編入したため、町村財産がきわめて少なくなっていたことからくるものであった。

村歳入のうち地租割とならんで戸別割の税収入が主要なものであったことは、村民の大半が村政に参加できなかったことと関連させてみたとき不合理な面をもっていた。つまり村会議員、村長の選挙権は地租や村税の納税額による制限があり、住民の僅か五割程度の村内有産者が村会議員の半数を選び、村会議員が村長を選ぶということになってきたのをさきに見たが、村財政で歳入の四割迄を占める「戸別割」税においては財産の大小にかかわらず、一率各家々に課税されていたため、多くの村民は村財政のかなりの部分を負担しながらも、村政には参加できないという事態になっていた。

村財政が、地租附加税、戸別割税の収入で主に賄われていたために、右のように中小農や貧民層にはかなりの税負担となった。このため基里村では、明治二十三年四月二日に戸別割税の賦課を一率課税から四等の税率に分けたもの

税であるが、一戸につき三四銭四厘となっている。国庫からの交附金は微々たるもので轟木村歳入額の〇・五割でしかない。このように村の歳入のうち「地租割」、「戸別割」の税で九割近くが賄われていることはなにも轟木村に限ったことではなく、基里村についても同じであった。同村の明治二十三年の歳出入の決算をみると、表XIV-3のとおり歳入一、七八九円八四銭のうちで「地租割」は九九四円余、「戸別割」は六六三円となっており、この二税で歳入の九二割を占めている。

表XIV-2 轟木村の明治23年歳入予算

項	目	金額	比率	
1. 交附金		円 銭 厘 56	% 6.6	23年度国税営業税 1,400円ニ対スル交附金
1. 繰越金	前年度繰越金	20	2.2	22年支払金残余ノ見込ミ
1. 町村税	地 租 割	426. 73. 9	51.5	23年2月1日現在地租5,905円60銭6厘ニ対シ1円ニ付7銭2厘2毛7糸
	営 業 割	44. 83. 6	5.3	23年2月15日調営業税560円45銭ニ除シ1円ニ付8銭
	戸 別 割	275. 20. 0	34.4	23年2月1日現戸数800戸ニ除シ1戸ニ付34銭4厘
合 計		822. 77. 5	100.0	

注 「轟木村村会議事録」

表XIV-3 基里村の明治23年度の決算

歳 入			歳 出		
区 分	金額	比率	区 分	金額	比率
	円 銭 厘	%		円 銭 厘	%
地 租 割	994. 18. 1	55.5	村 役 場 費	557. 15. 8	33.6
営 業 税	29. 8. 4	2.0	会 議 費	12. 42	0.6
戸 別 割	663. 4. 5	37.0	土 木 費	511. 54	30.7
雑 収 入	39. 97. 1	2.2	教 育 費	576. 37. 5	34.7
前年度繰越金	52. 19. 9	2.8	衛 生 費	7. 45. 3	0.4
国庫交付金	11. 36. 6	0.5			
	1789. 84. 6	100.0	次年度繰越金	1664. 94. 8	100.0
				124. 89. 8	
合 計	1789. 84. 6		合 計	1789. 84. 6	

注 1) 土木費は「水利土工会ニテ決議ノ分」である。
 2) 教育費は「聯合ニテ決議ノ分」である。
 3) 「轟木村村会議事録」による。

表XIV-4 旧藩時代の村費用(宮浦西村)

貫 銀・貫 米				費 用 内 訳	
貫	銀	分	厘		
50.	9.	3		郷貫銀	
28.	9.	8		門学代	
17.	6			年始に手代役、大庄屋方へ遣る扇子代 盆年末に手代役、扶持人中へ遣る薪代	
76.	8.	3		雨乞費	
26.	1.	6		荒穂宮社屋修繕費	
25.	4.	9		火消用大団扇、熊手、水桶、蠟燭調費	
22.	2.	8		年貢米はかりの係の雇賃、筵調費、年 貢蔵葺替壁修理費	
15.				庄屋方にて年中使う筆、紙、墨代	
52.				田代町宿礼銀	
8.	5.	5		対馬へ渡す竿米、小竹代	
1.				筑後官司船渡賃	
1.				登岩初穂銀	
8.	1.			上使通行の折に出した印代	
計	326.	6.	6		
貫	銀	米			
	石	斗	升	合	勺
	1.	3.	0.	9	
		9.	4.	5	
		4.	0.	5.	8
			3.	3	
計	2.	6.	9.	2.	8

注 「基肄養父御領中貫米帳抜書」

結果に他ならなかった。これは明治政府の要求する村行政を実施すれば歳出が増加し、財源の限られている村財政の運営が困難になるという状況にはつきりと現われてきた。

図XIV-1は佐賀県における国税、県税、市町村税の明治二十一年(一八八八)より明治三十五年(一九〇二)までの税

にしたい旨の上申を郡長に行なった。その上申書のなかで「明治廿三年度中村歳入出予算村会ニ於テ議決仕候処、戸別割税之義(中略)壹戸ニ付平均金壹円三拾七銭三厘余ト相成、均一ノ税率ニテハ到底細民ノ負担ニ難堪ヲ以テ、貧富之等差ヲ設ケ税率ヲ四等ニ区分候通議定致シ事情止ヲ得サル義ニ付御許可相成度」(基里村村会議事録)と記している。このように零細住民は「戸別割」税が一律に賦課されるためにかなり苦しめられていた。

次にこの期の村政の特徴を村財政の歳出からみると土木、教育に重点が置かれているのがうかがえる。

すなわち、基里村の明治二十三年の歳出決算を前表より検討すれば、全歳出額のなかで、村役場費三三・六割、土木費三〇・七割、教育費三四・七割の比率を占めている。この歳入出の記載様式は明治二十二年(一八八九)三月一日に出た内務省令第二号によって全国一律の表式になったものであり、歳出の面でも強い規制をうけた結果としての記載であるけれども、役場、土木、教育に要する費用がそれぞれ三分の一程度の割合になっている。この歳出の在り方を、藩政時代の村費支出と比べるとその特徴が明らかになる。合併されてからは基山村になったが、藩政期には一行政村でもあった宮浦西村の享保七年(一七二二)の年貢以外で村方で要した費用の内訳を「基肄養父郡御領中貫銀米帳抜書」(享保七年)から示すと表XIV-4のようである。これによれば村費は、庄屋などが村政を司るための費用、普請関係費、村落共同体運営に関する費用、年貢補足費に大きく分けることができるが、年貢補足費を除けば村落共同体運営に要する費用の占める比率が高い。自然村といわれた段階での村費の支出の概要は、同資料による限り、養父郡内の他の村々についてもほぼ同じである。

このようにみると藩政期のもものと単純に対比することは出来ないとしても、明治期の村費支出の在り方が、かなり変化していることは明らかである。それは藩政期には全く支出されていない教育費が、明治期では大きな比重を占めるようになってきていることにもうかがえるし、庄屋給をどうみなすかによって多少変わるが、村役場費が大きくなっていることにも現われている。こうして、村財政の在り方が藩政期の自然村的な段階と異なってきたことは、明治政府の国家政策を具体化してゆくための末端機関として村の行政が行なわれるようになってきたことを示している。つまり行政村として村が位置づけられた

額の変化を示したのだが、明治二十九年（一八九六）ごろまで国税は殆んど増額していない。県税は若干減少のみであった。これに対して市町村税は増え続け、明治二十九年の税額は二十一年（一八八八）の三倍近くにふえている。各市町村で一律にこのように増額になったわけでないことはいうまでもないけれども、国税、県税に比べて市町村税の増徴率が高かったことは否めないところであった。この点を鳥栖地方の村々についてみると、歳入をふやすために増徴を行なっていることがうかがわれる。

基里村では明治二十九年三月十一日の村会で「地租割賦課ニ関スル議決」を行なったが、その議決書には、地租附加税の増徴を行なう理由を次のように述べている。⁽³⁾

廿九年度ニ於テ地価割ノ制限ヲ超過セシ所以ノモノハ、消防組ノ新設ニ依リ警備費百九拾余円ヲ要スルト基山村外ニ村組合高等小学校改築ニ付負担額二百四拾余円ヲ増シ将タ物価騰貴等ノ為メ歳出全体ニ於テ参百六拾余円ノ支出ヲ要シ、何レモ必要缺ク可カラサル費途ニシテ、前年度ニ対シ六百九拾余円ノ増額ト成レリ、然ルニ本村未タ基本財産ノ設ケアラス専ラ村税ニ依ラサルヲ得ス、其賦課法ニ至リテハ実ニ苦慮措ク能ハス、戸別ニ課センカ頻年風虫水ノ災害ニ罹リ、多数ノ貧民糊口困迫地方税スラ滞納処分ヲ受クル者多々アルニ村税ノ課額ハ之ニ二倍五分余ニシテ此上重税ヲ課スレハ負担ニ堪ヘサルヘク、仍テ之ヲ営業者ニ課センカ、其業体ハ行商露店等全数ノ七八ニ居リテ営業雑税ヲ合セ僅々百円ニ過キサレハ、仮令地方税同額ノ税ヲ課スルモ本年度ノ増費ヲ補フニ足ラス、以上ノ理由ニテ前二者ニ対シ到底増税ノ目途ナク、去リトテ他ニ之ヲ補フノ財源ナキヲ以テ地租ニ対シ制限超過ノ賦課ヲナス止ムヲ得サルニ出ルナリ

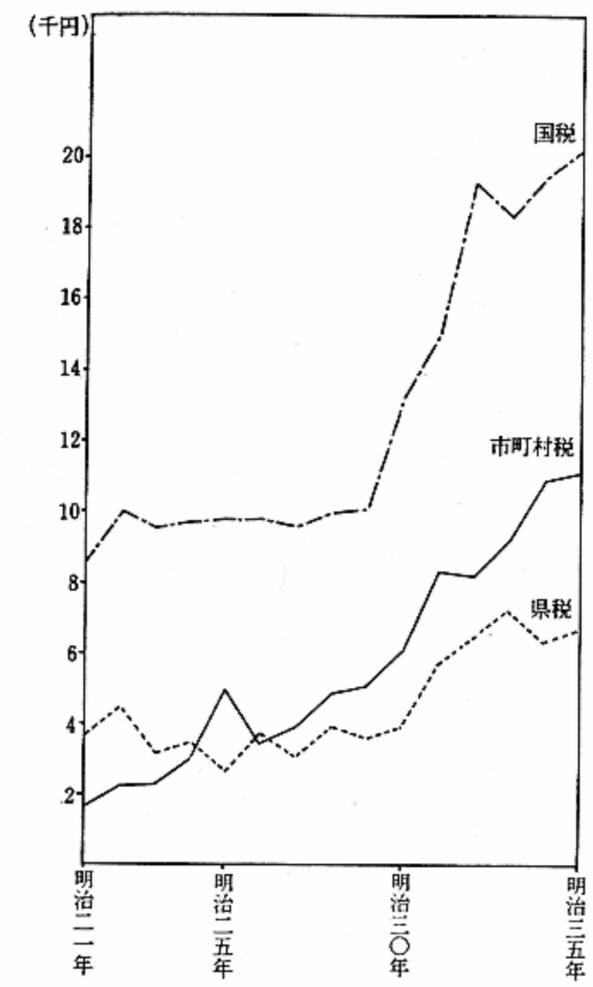
「市制町村制法」によって、地租附加税を地租の七分の一を超過して賦課する場合は内務・大蔵両大臣の認可が必要であった。明治二十九年に基里村は右のように、地租総額四、五三九円六三銭の七分の一に当たる六四八円五一銭を超過して五〇九円八銭を余分に徴収する必要が出てきた。その理由として消防組の新設および高等小学校改築に費用を要することをあげて村には基本財産収入がなく、また戸別割、営業税の増徴も零細民が困窮化しているため不可能であるので、地租附加税でもって必要な費用をまかないたいとしている。基里村の同年の予算は、前年度一、四七〇円四六銭とくらべて五四七円五四銭の増額となり、増加率は実に三七割に達していた。消防組設立や高等小学校改築などによって村財政の規模が大きくなり、財源の調達には、所定の枠を越えて課税をしなければならない状況であった。

明治中期の村財政

ふたたび前図に戻ると、明治二十九年までは余りふえていない国税が、同年から急に増勢に転じて、三〇四年で倍額以上になっているのに注意される。日清戦争後のいわゆる戦後経営がこのような負担を県民に課したのである。ところで、村財政は歳出の面では役場費、土木費、教育費がほぼ三分の一ずつの比重を占めていたが、このうちの土木、教育に対する村政の在り方を村会における常設委員の職務権限からみると、以下のようなようであった。

図XIV-1

国税、県税、市町村税の税額変化（佐賀県）



注 各年「佐賀県統計書」による。

田代村村会が明治二十二年(一八八九)七月二十六日に定めた常設委員条例では常設委員として学事、勸業土木、兵事衛生の三委員を設けている。⁽⁴⁾このうち学事委員の職務権限としては、就学規則施行、小学校職員の職務監査、小舎改築改造などであり、小学校教育に対して大きな権限をもった。また土木勸業委員は、農産物蕃殖および改良、種子交換および試験、用悪水疏通、害虫有害鳥獣駆除、共進会博覧会出品誘導、農商工業談話会の件、土木工事施行および土木予算作成決算報告などであり、道路河川堤防の修築などと共に種子交換や共進会関係など明治政府が推進していた勸業政策を担当するようになっていた。兵事衛生委員は、徴兵、軍人待遇、陸軍召集、人家や道路などの掃除、種痘、伝染病予防などに関する事項を担当することになっていた。このように村会常設委員の担当職務は、明治政府の国家政策を村内で執行、監督する内容のものが多かった。国家政策の村内での執行ということでは教育問題に特に顕著に現われていた。

注(1) 「日本帝国統計年鑑」(第八回)

(2) 「佐賀県統計書」(明治三十一年)

(3) 「基里村村会議事録」

(4) 「田代村村会議事録」

5 国民教育の展開

明治十年代前半に各地で活発に展開した自由民権運動は、地域住民の政治的関心を高めさせ、民衆の要望に沿った政治改革をめざす潮流を一部には生みだしていった。明治政府は、この民衆の強大な反体制的エネルギーを消滅させ、その再発を防ぐために強権的に運動を弾圧すると共に民衆のイデオロギー統制を強化した。その中で特に重視したのが教育であった。教育に対する統制は明治十四年(一八八一)六月の「小学校教員心得」の公布によって一段とつよまり、小学校教員に「尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ、風俗ヲシテ淳風ナラシメ、民生ヲシテ富貴ナラシメ、以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スル」(「小学校教員心得」)のために教育を行なうことを強いた。また道徳教育において「生徒ヲシテ、皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ、且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ」(「同」)と定め、当時の自由民権運動で盛んに論じられた人権思想は全く排除して、忠君愛國を教育の中軸とすることを義務づけた。教育内容においては同年五月に「小学校教則綱領」を定めて学習指導の方針を指示し、教科書もさきの教育目的に合わないと思なされるものは出来るだけ使わせなかった。

このような教育統制をさらに制度的に整えたのが明治十九年(一八八六)の「小学校令」であり、それを改正した明治二十三年(一八九〇)の「小学校令」であった。また教育制度の整備をすすめる中で教育の国家目的を定めた「教

表XIV-5 精高等小学校卒業生

卒業回次	年次	総数	旭	麓	轟木
1	明治27年	6	2	2	2
2	28	15	5	7	3
3	29	12	8	4	—
4	30	23	6	10	7
5	31	49	15	11	23
6	32	51	22	9	20
7	33	37	11	7	19
8	34	32	9	7	16
9	35	38	20	6	12
10	36	30	18	4	8
11	37	51	21	11	19
12	38	26	15	2	9
13	39	78	22	43	13
14	40	92	36	17	39
15	41	77	29	22	26
16	42	46	22	11	13
女子全数		88	34	10	44

注 大石亀次郎氏資料による。

し、旧校舎を田代尋常小学校にあてた。三十一年五月に田代高等小学校を新築し移転した。建坪二〇三坪、建築費総額六、二七一円六〇銭であった。この三村組合田代高等小学校も精高等小学校と同様に明治四十三年の小学校令改正によりそれぞれ三村に分かれ、尋常小学校に高等科として併設されるようになった。教育に対する国家統制の強化と市町村の小学校設立義務化は、村の行財政をして国家政策遂行の一機関たる役割をいっそう高めさせた。

跡で、校舎はそれから北と東に延び長崎街道に並行していた。ちなみに昭和九年（一九三六）にこの記念碑建設のため旧卒業生が相よって卒業生名簿を作ったところによれば、明治四十三年小学校令改正によって精校が三村に分離した一六回卒業生までの合計は総数八三三人、うち男子六六三人、女子八八人、物故八二人であった。これを年次別、村別にしめたのが表XIV-5であって、当時の就学状況をうかがうに足るであろう。

一方、田代村では明治十九年（一八八六）に田代高等小学校が設けられ、基山、基里、田代の三村組合で二十三年に上町に校舎を新築移転

育勅語」を同年十月三十日に発布し、教育に対する国家統制をより強固にした。

小学校令は、六才より十四才までの八カ年を学齡とし、学齡児童を父母や後見人は就学させる義務をもつことを定め（小学校令三条）、小学校の経費を授業料と寄附金で賄うことにしたため（小学校令八条）、父母や後見人は教育費をかなり負担しなければならなくなった。また市町村および市町村民にとっても、この改正「小学校令」によって「各市町村ニ於テ其市町村内ノ学齡児童ヲ就学セシムルニ足ルヘキ尋常小学校ヲ設置ス」（小学校令二五条）と小学校の設立を義務づけられたため、その建設のために多額の村財政の支出をしなければならなくなった。

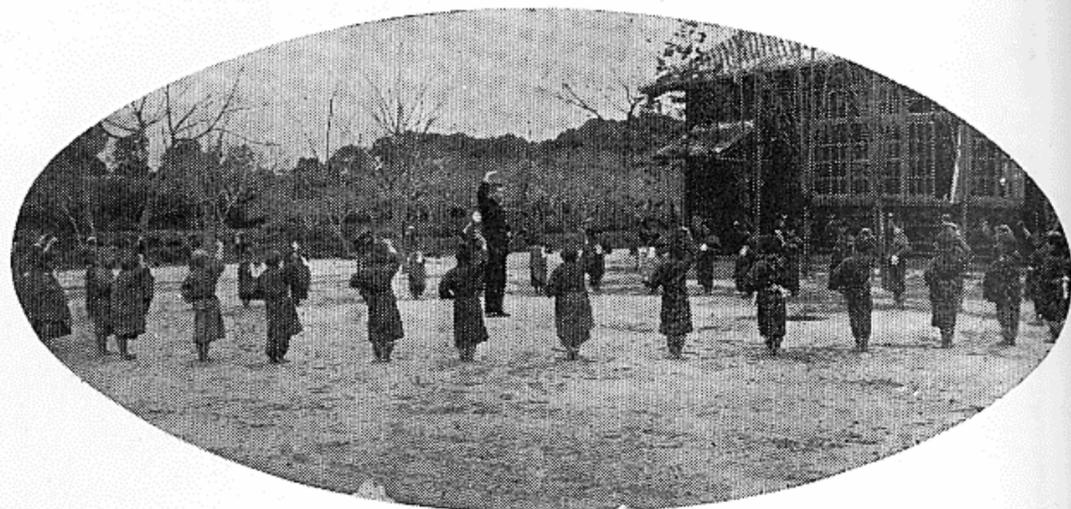
この小学校令では小学校を尋常小学校と高等小学校の二つに分け（小学校令二一条）、尋常小学校の修業年限は、三年または四年、高等小学校は二年・三年または四年とした（同法八条）。町村は小学校設立を義務づけられたが、設立すべき尋常小学校の校数と位置は、郡長が当該町村の意見を聞いて定め、県知事の許可を受けるという定めであった（同法二六条）。

以上のように小学校教育は義務化されたが、それは町村にとっては学校設立が大きな負担となり、父母にとっては授業料の支払いに悩むという面をもっていた。鳥栖地方での「小学校令」による小学校設立は、次のようであった。(1)

轟木村では明治二十四年（一八九一）六月二十四日の村会協議会で尋常小学校を設けることを決めその後校舎を新築した。高等小学校は明治二十六年六月に轟木、旭、麓三村組合で四年制の精高等小学校が設立された。現在の記念碑は当時学校敷地の西南隅にあった鉄棒体操場の

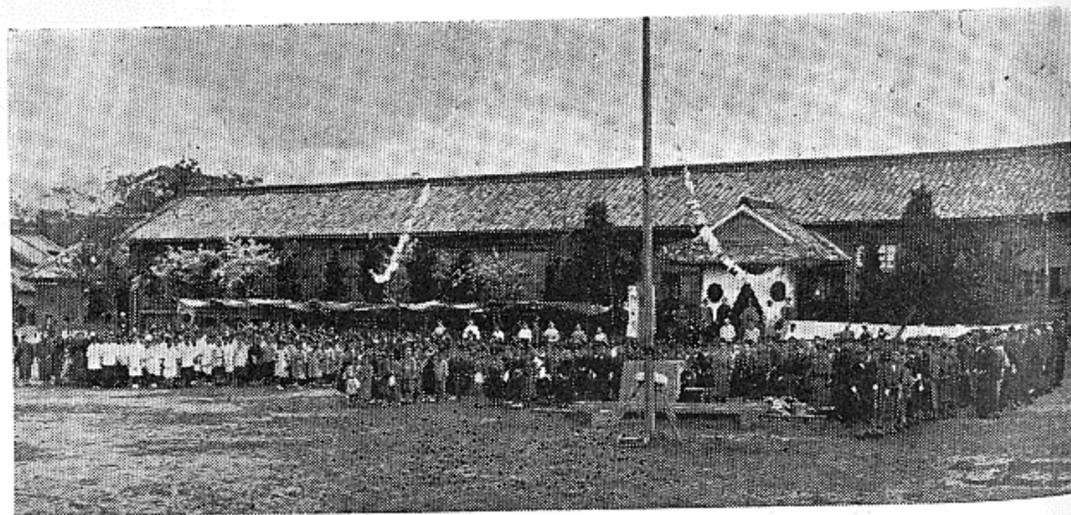


写真XIV-16 精（しらげ）校の碑
—蔵上町の浄水場東側—



写真XIV-12

明治43年 基里尋常高等小学校における桃太郎の遊戯
—古賀小太郎氏蔵—



写真XIV-13 明治42年4月1日 旭尋常高等小学校の開校記念
運動会における全校生 —旭小学校蔵—



写真XIV-10 明治33年3月 鳥栖尋常高等小学校尋常科
(女子)の卒業生 —鳥栖小学校蔵—



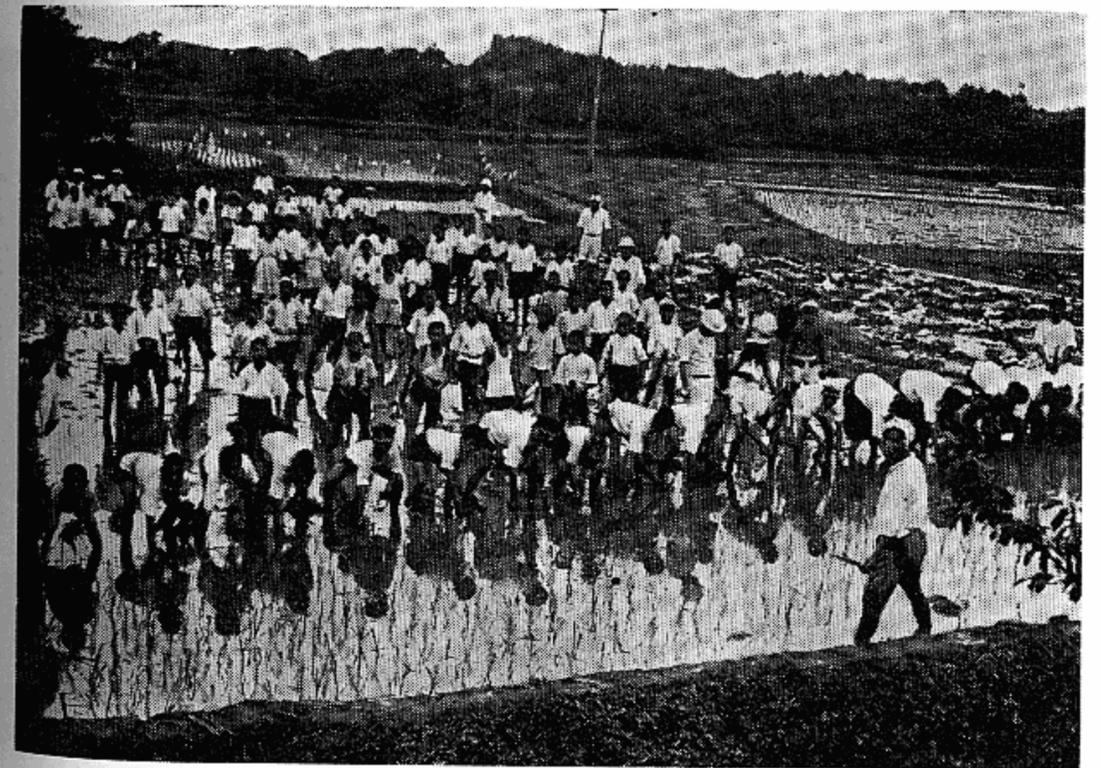
写真XIV-11 明治45年 田代尋常高等小学校、高等科の
卒業生(部分) —田代小学校蔵—

国家目的のために教育がつよく規制をうけて、教育内容が国家主義的な方向になってゆく過程は、とくに日清戦争後において著しかった。それを藤木尋常小学校における修身科、読書科の試験問題からみると、次のようであった。⁽²⁾ 明治二十二年(一八八九)の四年級の学年試験において、修身科の試験問題として出されているのは「一、誤てハ改むるに憚ることなかれ、二、来客の時の心得、三、節儉と勉強」という課題について論述させるものであった。このような問題は二十五年にも出されていて、「一、人ヨリ招待ヲ受ケタルトキノ心得、二、父母病ムトキ子タルモノノ注意スベキ件」とほか二題について論じるものであった。このように日常生活における事項を扱ったのが多かった。ところが、明治三十年(一八九七)になると、その内容はがらりと変わる。同年の四年級の学期試験問題のなかで修身科のものは、「一、我国体ノ万国ニ勝レタル所以、二、剛毅ノ氣象トハ如何、剛毅ノ氣象ヲ有スル人ト然ラザル人ノ差異、三、友ハ何故ニ撰ブベキカ、善キ友ヲ得ンニハ己レ先ヅ如何ナル心掛ヲ要スルカ、四、我國民ノ戦時及平時ニ於ケル心得」ということについて述べるものであった。明治二十年代前半には殆んど出題されていなかった「国体」とか「戦争」のことが二十年代後半には扱われるようになっていく。それも国威宣揚のために民衆を国家政策に忠実に奉仕する国民に仕立てるためともいうべき内容で「我国体ノ万国ニ勝レタル所以」などという問題は、まさにその象徴的な出題であった。このような問題は明治三十一年(一八九八)にも出ており、日清戦争後の教育内容が国家主義的なものに方向づけをされてきた状況を示していた。読書科の出題をみても同じことがうかがえる。

明治二十二年(一八八九)の四年級の学期試験で読書科では、つぎの文章を読ませている。
市街縦横ニ通シテ商家櫛ノ如ク並ビ車馬行人昼夜織ルガ如ク電信線ハ空ニ架シテ宛モ蜘蛛ノ網ヲ張ルニ似タリ瓦斯燈ハ街ヲ照シテ方ニ夜ヲ知ラザルノ城市トモ称スベク加フルニ大小ノ河溝通ズルヲ以テ運送尤モ便ナリ現今ハ戸数三十万余人口百万ニ上リテ実ニ繁盛ヲ極ム巻首ニ画キタルハ都下第一ノ勝地ニメ上野公園ト称スル処ナリ園内古松



写真XIV-14 大正11年10月 筑後川放水路における三養基郡連合
大運動会 一旭小学校蔵一



写真XIV-15 昭和6年 麓尋常高等小学校の実習田で田植えをする児童たち 一高田 保氏蔵一

老杉多ク又桜樹多シ其西麓ニ不忍池アリ蓮花ヲ以テ著ル

東京および上野公園にふれたものであるが、これが明治三十年（一八九七）の読書科の課題になると、次のように変わっている。設問はまず左記の文章を読ませる。

世界広く邦国多しと雖我國の如く万世一系の皇室をいただき君仁に臣忠なる国は他一もあることなし昔天照大神御孫瓊々杵尊に三種の御宝を授け詔して豊葦原瑞穂国は吾子孫の君たるべき地なり汝往きて治めよ天津日嗣の栄えまさんこと天壤と窮りなかるべしと宣ひて此国を治め給ひしより以来二千五百五十年間未だ曾て外国の侵略を受けしことなく却て威名を外国に輝せり

この文に対する設問は「一、我國の成立、一、弘安の役に於て我將士中武名を顕はしたる人、一、天照大神御孫瓊々杵尊に授を賜ひし三種の御宝は何々ぞ」という内容であった。またこの時の書取りには「花ハ桜人ハ武士」、「国威ヲ輝セ」、「製茶養蚕」というのが出されている。このように、明治二十年代後半の教育はそれ以前の教育内容と大きく異なっている。明治憲法と教育勅語に基づく学校教育が着実に行なわれるようになってきている。

藤木尋常小学校では終身科の授業として毎月一回、生徒を一室に集めて教育勅語について訓話を行なうことを明治三十二年（一八九九）に定めたことにもみられるところであった。

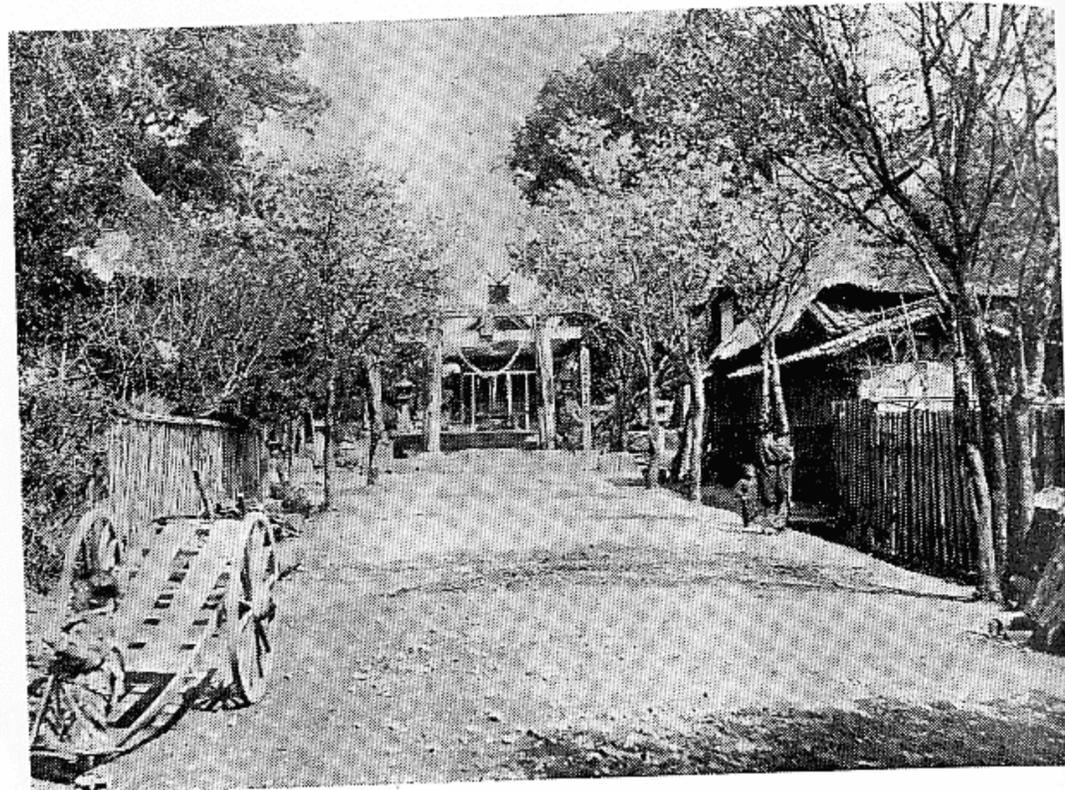
注（一）以下主に鳥栖市史編纂委員会編「学制の歩み」による。

（二）「藤木尋常小学校沿革史」（明治三十三年九月作成）

6 明治後期の村財政

明治三十年代の村の変化をみる資料として、村財政の動きをたどると表 XIV-6 のようである。これは村財政の歳出決算額の変化をみたものであるが、それによると明治三十四～五年ごろから財政規模が大きくなっているのがうかがわれる。明治四十年代になれば、その規模は更にふえている。明治二十三年（一八九〇）に対して表にある村々つまり轟木村、田代村、旭村、基里村の財政は明治三十五年には四倍から一〇倍ほどになっている。四十年代になると更に財政規模が大きくなっている。この点よりすれば、村財政は明治三十年代後半ごろが変化期であったとみれよう。これは明治政府の日露戦争後の政策によるところが大きかった。明治政府は日露戦争の後、大國主義政策をつよめて軍備の拡張を行ない、朝鮮や満州では植民地的な支配または収奪を高めたし、また国内の運輸通信部では、大手私設鉄道の国有化を断行し、電信電話の拡張を行なって中央集権化をつよめた。このために国家財政が著しく膨張した。この国家財政が大きくふえたことからくる財政上の矛盾が地方財政に転嫁された。その結果として、地方財政は教育費や耕地整理、治水河川修築の費用の増加をまねき、また政府が強要する色々な産業奨励運動の費用も支出しなければならなくなった。つまり国家政策が帝國主義的な方向に大きく展開したために出てきた矛盾が地方財政の膨張となつてあらわれてきたのであった。⁽¹⁾

この国家財政の膨張が村民にどのようなふうにかかっているかを検討するために作成したのが表 XIV-7 である。これ



写真XIV-17

明治末期の田代八坂神社前付近（明治43年4月）

は田代村の明治三十七年から四十年ごろにかけての税負担の変化をみたもので、前表との関連で四十四年までの数字が得られないのは残念であるが、この三年間では国税、県税、村税の戸当たりの税負担では国税が著しくふえているのがうかがえる。国税は三カ年の間に四五割も増徴されている。これに対して県税は二〇割の増加であり、村税においては一〇割ほどしかふえていない。これらから分かるように民衆の租税負担は著しく増加したにもかかわらず、その増加分の過半は国税として徴収され、村財政にあてられる部分はきわめて微小にすぎなかった。

このように税がふえてきたなかで、村税の状況をみると、その課税の在り方が変わってきている。村税の課税率の内訳を田代村について示したのが表XIV-8である。これによると地価割、県税営業割、雑種割の課税率はいずれも三十七年（一九〇四）から低くなってきているのがわかる。しかしながら戸別割だけは四十年から高くなっていて、三十七年に対して四十

XIV-6 歳出決算よりみた村財政の変化

	轟木村		田代村		基里村		旭村	
	円 銭 厘	倍	円 銭 厘	倍	円 銭 厘	倍	円 銭 厘	倍
明治23年	1,046.79.9	1.0	2,222.87.8	1.0	1,316.10.6	1.0	521.2	1.0
30年	3,744.38.7	3.7	3,376.13.2	1.5	2,442.33.8	1.8	2,774.34.4	5.3
33年	4,348.42.2	4.1			3,620.23.4	2.6	3,102.87.6	5.9
35年	8,268.28.5	7.8			4,932.6.6	3.8	5,164.69.1	9.9
38年					7,568.61.1	5.8	4,377.59.7	8.4
40年	14,738.93.6	14.1			4,549.7.2	3.5	5,781.38.1	11.1
44年	44,524.40.7	42.5	13,751.20.9	6.2	9,432.40.0	7.2	9,403.42.9	18.0

注 1) 伸び率はいずれの村も明治23年を1.0とした場合の数
2) 「村会議事録」

表XIV-7 田代村における諸税（一戸平均負担）の比較

	国 税		県 税		村 税		一戸平均負担税	
	円 銭 厘	%	円 銭 厘	%	円 銭 厘	%	円 銭 厘	%
明治37年	21.44.1	100	4.92.1	100	7.22.3	100	33.59.5	100
同 38年	26.83.5	125	5.33.4	107	5.83.0	80	37.99.9	113
同 39年	30.20.8	142	4.84.6	97	5.29.7	73	40.35.1	120
同 40年	30.98.3	145	5.94.4	120	7.13.7	99	44.6.4	131
同 41年			6.38.8	130	7.97.4	110		

注 1) 比率は明治37年を100とした場合の率である。
2) 「三養基郡田代村勸業統計基礎台帳」

表XIV-8 田代村における各種村税の課税率の変化

	地 価 割	国税営業割	県税営業割	戸 別 割	雑 税 割
	銭	銭	銭	円 銭 厘	銭
明治37年	44	30	50	4.20	50
同 38年	36	30	36	3.35	36
同 39年	30	20	30	3.20	30
同 40年	30	30	30	4.85	30
同 41年	30	30	30	5.69.8	30

注 「三養基郡田代村勸業統計台帳」

表XIV-9 自作地、小作地の変化(田代村)

年	面積			自作地率	小作地率
	自作地(A)	小作地(B)	総計(C)	A/C	B/C
明治37年	町反 190.6	町反 303.7	町反 494.3	38.4%	61.6%
同 38年	186.7	307.4	494.1	37.8	62.2
同 39年	167.6	329.1	496.7	33.6	66.4
同 40年	154.5	345.1	499.6	30.9	69.1
同 41年	175.8	324.9	500.7	35.1	64.9
同 42年	155.7	344.8	500.5	31.2	68.8
同 43年	127.2	373.4	500.6	25.4	74.6

注 「三養基郡田代村勸業統計台帳」

一年の戸別割課税率は三七割も大きくなっている。これ以後の資料がえられないためかなり留保した検討が必要であるけれども、村税収入の比重が戸別割におかれてきたとみることはできよう。事実四十一年(一九〇八)の田代村の村税の中では地価割一、三九二円、戸別割四、八一四円であって戸別割が三倍も多い。同じく村税総収入に占める割合でも地価割は二二割であるのに対して戸別割は七二割の比率を占め、村税収入では戸別割が最も重要な財源になっている。戸別割の税金は一律しかも基礎控除が少なく、財産の大小に関係なく均等に課税されるために、きわめて収奪的なものであった。このように国家財政の膨脹と村財政規模の増加は、つまるところ民衆の肩に負担が重くかかることであった。こうして明治四十年代には村民の税負担は一層重くなった。これは社会的矛盾をつのらせることになったが、村落内部において寄生地主制が一層すすんだことによってそれは更に深まった。

表XIV-9は、同じく田代村について田畑の自作地、小作地別の変化をみたものである。明治三十七年(一九〇四)にすでに小作地率は六一割に達し、すぐれて小作地率が高かったのが、明治四十三年(一九一〇)には、その率は更に高まり、実に七四割にもなっている。明らかに地主制は一層つよまっている。これは村落内部では地主と小作人層との対立

が更に深まる要因を強めたことでもあり、村行政がいままでのように比較的たやすくは行なえなくなる素地を生みだしたこともあった。そしてこのような情勢は全国的にも進行し、明治四十四年(一九一一)にこれまでの市制町村制を廃止し、新しい「市制、町村制」を施行せざるをえないようになった。

この改正は、市町村の住民に関する規定を、従来は単純に当該市町村に住居を占める者としていたが、これを民法上の住所を有する者と明確にしたこと⁽²⁾でしめされるように、住民の権利義務、市町村の法人性、ならびにその機能、市町村長の権限、議会および財務に関する規定を厳格に整備した。実質的、運営的には余り根本的な改正ではなかったが、すべてが法令によって左右される形式が整ったのである。そこで法文上は自治権が拡大された面もあったが、その施行面では委任事項が増加し、反面財政的制約も加わったので町村固有事務が犠牲にされる傾向をもっていた。つまり行政の下請機関としての性格がますます強化されたのであって、要するに「制度としては一段の進歩、拡充とみられるが、その内実、展開過程には諸種の問題を含んでいた」⁽³⁾ものである。同時に寄生地主制確立の情勢に対応して、町村内部のいざこざをすべて法令によって処理してしまおうという改正であった。

注 (1) 藤田武夫『日本資本主義と財政』下巻
 (2) 亀卦川浩『地方制度小史』一二七頁以下
 (3) 原田威『熊本県史近代編第二、行財政』

XV 地場産業と巨大資本の進出

1 製蠟事業および櫛栽培の推移

この地方に鉄道が開通したことは、産業経済的にみて、それまでほとんど純農村であり、工業的製品といっても農家の副業によるものが主であった状態に対し、明暗両面のはげしい影響を与えたことは前章に述べたとおりである。本章ではそのうち、とくに代表的な地場産業である製蠟業と売薬業の推移と、優れた立地条件を利用した巨大独占資本、片倉製糸と日清製粉の進出について述べよう。

(1) 製蠟事業の推移

明治二十年代の末期に於ては、櫛蠟の国際市場は世界的な広がりをもつに至っている。当時の新聞によると、その直接的販路は、中国・香港・インド・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・フィリッピン・オーストラリアなどに及んでいた。輸出額は四百万斤を越すほどである。しかるに、明治二十八年（一八九五）年の輸出額は二七九万斤余（価格約三三万五千円）に止っている。これは二十七年に比し数量にして約一六一万斤、価格にして二二万七千円の減少である。この輸出の減少は、一つには主産地九州の櫛が二十七年に全域にわたって虫害および風害を受けて減産したためであるが、その上半期は日清戦争のため海外交通の杜絶が大きく影響している。この交通杜絶による輸出の

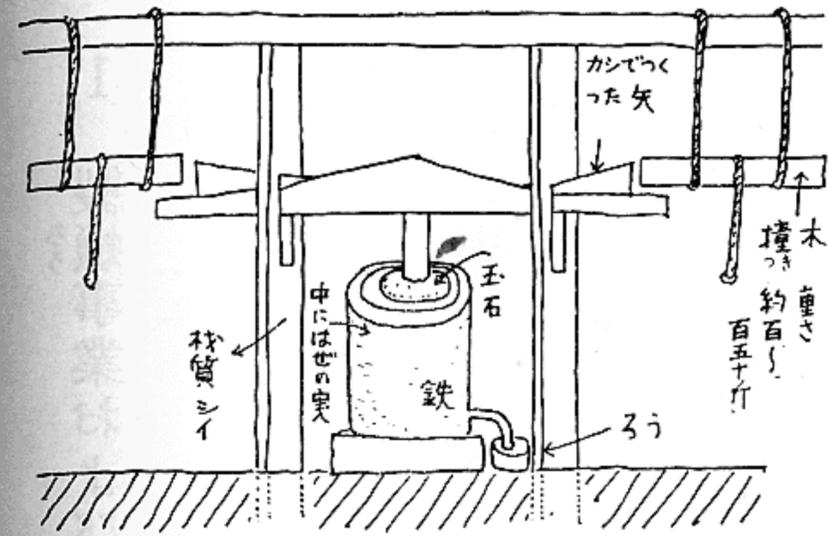
一回の蠟実の量は木舟の場合とほとんど変わらぬ二五斤程度である。だがこの方法によると一日一台で約二五〇斤の蠟実を搾ることができた。明治二十九年七戸を数えた田代村の蠟屋は明治三十六年の蠟価暴騰にもかかわらず三十七年以降、最盛期とみられる四十年代に入っても変わっていない。一方、従業員の数は明治二十九年の二七名から三十七年には一八名、三十九年の一五名、さらに四十年の一二名へと減少してゆく。⁽³⁾

蠟の価格がどのように変動し、それに対応して、生産がどのような動きを示したかを数的に知ることは、抛るべき正確な統計資料を欠くので、これを明らかにすることはできないが、明治三十三年の田代村資料によると、明治三十八年代に入った当初は「近年蠟価下落ニ付製造減少ニヨリ本郡地方ノ産出(蠟)ニテ余リアリ」であるが、同じ三十八年のそれでは「本品八十数年間売行沈静を極メ居リシモ四・五年前ハ漸ク気配ヲ得テ価格騰貴シ倍々盛況ヲ来シ居タリシニ一昨年(三十七年?)ヨリ価格モ一定シテ幾分ハ静穩ノ姿」となっている。⁽⁴⁾

当時、日本蠟の主産地は福岡県・愛媛県・佐賀県・大分県の順で、全生産額の六分の五は九州で産出され、佐賀県では陶器・石炭と並ぶ重要輸出品の一つであった。県内における主産地は三養基・神埼とされている。明治三十六年の佐賀県勢要覧は次のように述べている。⁽⁵⁾

木蠟は三養基・神埼郡を主要の産地とし、小城・佐賀郡之に次ぐ。産額年を追ひて増加し、殊に外国需用の増進を全うしたため本年(三十五年?)に於て価格暴騰して往年価格の殆んど三倍に垂んとす。従て価七十万円に達し、大阪・神戸貿易商を経て海外諸国に輸出せられ刻下大に盛況を呈せり。⁽⁶⁾

だが、このような輸出の盛況は長くつづかない。三十七年からは「価格モ一定シテ幾分ハ静穩ノ姿」となり、「本県木蠟製造は其産出額に於て大なる変化なく本年度の(明治三十九年?)産額は一一四万斤」であった。この数量は三十五年の県統計書が示す九一万斤に比して約二五割余りの増加である。この時の産額は価格で二六万円とされている。⁽⁷⁾



図XV-1
ろうしぼり機たつき(立木)のからくり
原図 久保山千里

減退は、蠟の減産のための原料難——蠟の減産——にもかかわらず、蠟の国内滞貨のために価格を大幅に低落させる結果となった。二十七年の輸出木蠟上等品の最高価格は百斤につき一三円八〇銭、最低で一三円三〇銭であったものが、二十八年の上半期は八円ないし九円という安値に落ちている。このために、売り急いだ資力の弱い蠟屋はひどく打撃を受け廃業するものも出たほどである。それと同時に企業合理化——より能率の高い搾機しぼりきの採用——が促進される。蠟の価格は海外交通の回復とともに、二十八年の後半には逆に暴騰して未曾有の高価格に達するので、二十八年を通じての輸出平均価格は二十七年に比しかえって、百斤につき一円がた高値を示すこととなる。⁽¹⁾そして新搾機はこれを契機としてこの地域一帯に急速に普及するのである。この新搾機は立木(一般にタツギと呼ぶが、この地方ではタチキと呼んでいる)と称する図に示すような木櫃・菜種油などの搾機である。この二本の柱には椎の木、撞木および矢には樞が用いられている。その製法は約三〇分ほど蒸した蠟実を鉄製の桶に入れて立木で約三〇分間加圧して搾るのであるが、加圧には両側から交互に撞木で矢を打ち込む。この撞木は重量約百斤ないし一五〇斤(六〇〜九〇*)のものだという。当時蠟屋の前を通るとカタン、カタンという音がしたことを今の六〇歳以上の者はよく記憶している。

百斤当たりにして二三四八〇銭ほどであるが、明治三十五年当時の数量から割り出した価格約七〇円に比すれば実に三分の一ほどの価格である。三十六年当時三倍に暴騰した蠟の価格は、それ以前の価格に戻ったということになる。

明治三十年代に入ってから木蠟ことに晒蠟（さし）の品質は、組合による取締りの強化と市場成熟にもなつて漸次改善の域に向かったが、三十五年の蠟価格暴騰を機に「此好況に乘し粗製濫造の弊あるは勢免れ難き」⁽⁹⁾ものがあると県ではみていた。だが、最盛期一五戸ほどを数えたこの地域のほとんどは、生蠟のまま久留米の問屋に販売し、晒蠟に係するものはこの地域ではみられなかったようである。

県下全体としてみれば、明治四十年当時肥前木蠟同業組合の組合員のうち、製造業者二九四名、販売業者一五名、蠟仲買商六八名で、蠟販売業者一五名のなかには、何戸かの問屋も見受けられたものと思われる。だが、この地方は、蠟生産の全国的中心地の久留米市に近接して、久留米市には多くの蠟問屋があり、大阪・神戸の輸出商が、ここに工場を設けたほどである。

したがって、ほとんど総ての蠟屋は、それぞれの問屋と特約して生蠟を販売していたものと思われる。ただ、晒蠟に直接関係はなかったものの、古実を使用せず新実を多く用いたための生蠟の品質低下は避けられなかったようで、さらには蠟のはやちぎり（未熟実の採取）を県ではいましめている。

この地域には晒蠟専門業者は見受けなかったが、県の二九四名の蠟製造業者のうち、生蠟を搾る蠟屋の数は数十戸（恐らく五〇戸内外）を数えるに過ぎず二〇〇戸以上二五〇戸に近いものは晒業者であったと思われる。しかも、その中の多数は三養基郡西部のものであった。

「日本木蠟」⁽¹⁰⁾によると、「三養基郡北茂安村を中心とする一帯の地及び神埼郡地方」となっているが、筆者が実地調査したところによると、上峯村九丁分部落を中心に、三養基郡では北茂安村・三川の両村、神埼郡の三田川村、神

埼町にわたる一帯であったようである。「小規模の晒業者多く、其数二百余に及ぶも年産額は比較的多からず約二十万斤なり。此の地方は副業的に晒作業に従事するもの多き故市況の盛衰に因り出廻の増減常無し」と「日本木蠟」は述べている。

これは木蠟が衰退した大正後期の状況である。古老の記憶によると、この地方の晒蠟は明治三十年代から始まっている。もとより、久留米の問屋の委託で、晒賃をとって晒したものである。そのほとんどが農家で、水田をつぶして、アンペラまたはむしろを拡げて蠟を晒している。多いものは水田三反をつぶして、年中晒をやったという。むしろを

拡げ、夏の日中の水打ちなど苛酷な労働を要したが、晒賃の収入が、反当にすれば遙かに稲作収入を越えたという。久留米の蠟問屋に直結する晒業者は、この外柳川地方に多くみられた。大正末期の柳川地方は年産二五〇万斤、筑後白蠟の主産地とされていた。これらの晒業者の間では、県が懸念したように、三十六年の価格暴騰を機に、ひそかに多量の種油を混入して貿易商に売渡したものがあつた。従来経験から、このような不信行為が木蠟売れ行き不振の最大の原因となるというので、三十七年には同業組合を組織して、これが取締り矯正を図ることになる。

その結果、明治四十年頃になると「従来製品中に菜種油を混入し目方を踏むの手段を為したるが、肥前木蠟は神戸等に於ても一段粗製のものとして取扱はれ居たるも、本業組合設置の結果油混入の弊害殆んど矯正せられたるため近年は最早粗製品扱を受くる如きことなく余程面目を一新し信用亦大いに加わり来」⁽¹¹⁾だったのである。このことは、肥前木蠟の生蠟生産の盛衰と直接かかわりをもつことになる。

晒蠟は三つの等級に分けられている。特等は伊予産極上の白蠟および生蠟で、伊予産（愛媛県産）のものは晒が会社組織の大企業で行われ、機械設備をもって丁寧に晒されるために品質がよいといわれた。特等品につぐ一等品は各地の白蠟で、白蠟には二等品がなく、三等品は油入白蠟とされた。



写真XV-1 ろう皿
(犬丸一衛氏蔵)

木蠟の販路については、常に晒蠟（白蠟）、なかでも輸出向きのものが問題とされていた。これは、一等品の白蠟と三等品との間に大きな価格差があっただけでなく、海外市場が木蠟市場を大きく左右し、蠟価格相場の動きに決定的な役割を果たしていたからにほかならぬ。だが、明治四十二年（一九〇九）の蠟生産額は全国で、生蠟一、四三四万斤、晒蠟七四九万斤である。生蠟のなかには晒蠟に精製されたものも含まれているとみて、生蠟としてそのまま市場に出回ったものが六八五万斤あったことになる。だが、なかには生蠟生産工程と晒蠟工程とが結びついていて生蠟として市場に現れないものもある⁽¹²⁾ので、生蠟として出回る数量は恐らく晒蠟と同じほどの数量であったと思われる。

すなわち、生蠟の約半量は、木蠟その他の内需品として、内地市場に出回ったものと推定できよう。木蠟製蠟燭^{ろうそく}の消費が四十二年当時に比し著しく減退したと思われる大正四年（一九一五）においても、なお木蠟による蠟燭の製造高は四九〇万斤を越えている。生蠟は主として久留米および大阪の蠟問屋の手によって蠟燭業者など加工業者に販売され、蠟燭は当時主として関東、長野などの養蚕地帯に向けられている。養蚕の燈火には石油ランプが不適であったためであろう。

晒蠟については、明治四十二年では、その七六割が輸出に回っている⁽¹³⁾。この輸出品のなかでも欧米向けのもの主として一等品に限られたが、印度向けその他三等の油混入品の輸出も行なわれている。ことにこの輸出品については、神戸の喜多組河内合名会社、工場を久留米にもつ筑三商店および清水商店の三社が、それぞれ旗印、星印および扇印

の商標で海外市場をほとんど独占するに至っている。

このような木蠟の市場条件によってその生産とことにその漂白がなされたため、油混入の排除を主要な目的とする同業組合の結成が行なわれ、その効力が一時現われたにかかわらず、四十二年頃には再び油混入の晒蠟が出回ることになり、明治三十五年に発足したばかりの肥前木蠟同業組合の内部に、組合結成の効果が無いという理由で解散説が擡頭したほどである⁽¹⁴⁾。

前述したように、統計資料を欠ぐため、この地方の木蠟生産の状況を数的に明らかにすることは困難だが、明治三十五年当時の郡の木蠟産額は二九万四、九五〇斤というのであるから、第二章で述べた明治二十四年の三〇万斤（推定）に比して余り変化はないことになる。だが明治四十年では、県の総生産量生蠟二三万六、六五八貫、晒蠟一五万八、三〇四貫のうち、三養基郡のそれは生蠟四万一、五〇〇貫、晒蠟八万〇、二七〇貫で、晒蠟は県産額の半は以上を占めているが、これは主として前述する郡西部の産出によるもので、生蠟の生産は三十五年に比してもかえって減少している。次に示す田代村の蠟の生産統計⁽¹⁵⁾によっても、蠟の生産が常に動揺を示しながらも明治年代の後半を通じて余り大きな変化をみていないことを示している。

表XV-1
明治後期の蠟産額
(田代村)

年次	蠟産額 斤
明治29年	75,000
" 30年	90,290
" 33年	90,000
" 36年	93,750
" 39年	82,720
" 42年	67,787
" 44年	85,400

注 「田代村勸業統計表」

注(1) 佐賀新聞（明治二十九年二月八日その他）

(2) 橋本忠司『日本木蠟』（前掲）

(3) 田代村統計資料（各年度）による

(4) 例えば、明治二十六年の県の統計書によると、同年の県の蠟産額は一四〇万二、五五四斤、これは三十五年の九一万、

六二四斤より遙かに多いが、その中の五二万七、五〇〇斤は養父一郡のもので、それは三十五年の三養基郡（三根・養父・基肄三郡）の産額二九万四、九五〇斤の二倍に近い。このような生産量の激変を説明できる資料は見出し得ないので、統計の誤りとみる外はない。

- (5) 明治三十三年田代村輸出重要品状況取調（前掲）
 - (6) 佐賀新聞（明治三十七年一月九日）より引用
 - (7) （右）同 明治四十年十一月十四日
 - (8) 佐賀県統計書（明治三十五年）
 - (9) 明治三十六年佐賀県勢要覧（第四課）
 - (10) 橋本忠司『日本木蠟』（前掲）
 - (11) 佐賀新聞（明治四十年十一月十四日）
 - (12) 農商務統計による。
- 橋本忠司氏によると「生蠟と白蠟との振合実際と合致せざるように思はる。察するに一度生蠟統計に加えられ居るものと生蠟統計には入らずして晒蠟のみに計上せられ居るものとあるに因るもの如し」であるから、この数量は正確とはいえない。
- (13) 税関の輸出申告書に基づく統計より計算、単位は担（ピクル）となっているが、一ピクルはほぼ百斤に近いので百斤として計算する。
 - (14) 佐賀新聞（明治四十三年一月十六日）
 - (15) 田代村統計資料（明治三十年—四十四年）によって作成

(2) 蠟栽培の変遷

明治十年代から二十年代にかけての製蠟事業の発展ことに田代村におけるそれは、前述するように蠟実の生産に先行するものであった。そのことは、同じ年代における蠟栽培を刺戟して、蠟の増産を惹起する。しかるに、第XII章で述べたように、蠟は成木までに長い年月を要するので、蠟実の増産は三十年代に入って漸く結実する。しかも、その増産は蠟の樹齢が五〇年近くに達するまでつづくのである。したがって、豊凶を除外してみれば永年性である蠟実の生産は、その需要の増減とは関係なく増加することになる。

すなわち、明治四十年（一九〇七）の県統計書によれば、蠟実の生産量は県で二十二年（一八八九）の二倍にあたる約一四〇万貫、三養基郡では県の三一割にあたる約四四万貫を生産し、ことに田代村では、明治三十年頃の生産五万斤（八千貫）から、その六倍を越す五万貫にも達している。前述した田代村の松田家では二〇畝ほどの蠟畑を経営し、年々四万斤ほどの蠟実を収穫したといわれ、江島の犬丸家でも三万斤の蠟実を収穫したといわれている。

このように明治の末頃は大地主の所有地を中心に至るところに蠟畑がみられた。田代村の統計書類によると、明治四十年の同村の蠟樹は二万二千本を越えている。面積にしても当時の畑面積約一三七畝のうち、一〇〇畝余が蠟畑であったと推定される。その景観を大正初年に作詩されたという田代小学校の校歌は「満目蠟の丘つづき錦織りなすその中で」と歌っている。

だが、この頃を頂点として蠟の生産は次表に示すように衰退に傾き、その後急速に減少を示す。すなわち、昭和初年頃の郡の蠟実生産は最盛期の五分の一以下に落ちる。この蠟の生産の衰退には幾つかの原因が

表XV-2 蠟実生産の推移

年次	県	
	県	郡
明治40年	1,397,060 ^貫	439,784 ^貫
大正2年	1,247,350	430,300
" 7年	730,798	124,114
" 11年	658,062	172,415
昭和元年	495,251	88,896
" 5年	260,237	61,531
" 9年	442,225	89,590

注 「佐賀県統計書」

考えられる。第一には、蠟の病害虫の発生である。明治末年頃から蠟の病害が発生して、蠟実の品質が著しく低下し、ほとんど商品にならぬものができた。それをそのまま採取せずして一年間放置すると翌年も蠟実がやけて役立たぬことになる。なかにはそのため木を伐採するものもできた。

第二に、蠟実価格の動揺、ことに明治三十七年以後におけるその低落である。蠟実価格——とくにその庭先相場——は地域によって相当の値開きをみたようであるが、田代村統計書類によると、久しく低迷した蠟実相場は、明治三十六年の蠟の未曾有の好況に誘発されて、百斤四円という、三十年代初期の二倍にまで上昇し、他物価との均衡を一時回復するが、三十八年には二円四〇銭、四十年には二円三〇銭と低落がつづき、「他物価に比して安い」とみられるようになる。

米価が石六〇七円であった明治二十二年当時、蠟実価格は百斤二円二〇銭であった。米価が石一六円前後にまで上昇した明治の末頃、蠟実の価格は当時とほとんど変わらぬのであるから安いとみられるのは当然だろう。その後、大正七年には大戦景気による一般物価の上昇と、木蠟の一次的ブームにささえられて、蠟価は一時百斤七円にまで騰貴するが、翌々九年には三円二〇銭に下落する。このような蠟価の低迷は、主として明治一〇年代から二〇年代にかけて増植された蠟樹の生長によって、前述するような蠟実の増産をみたにかかわらず、蠟の生産はそれにもなわなかつたためである。すなわち蠟実の生産増加が、その需要の停滞とはかわりなく、蠟樹の生長ともになおつづいたという事情に起因するものと思われる。

このような蠟栽培に与つての不利な条件は、蠟樹の管理の放漫化を結果することはいうまでもないだろう。したが

って、蠟実の品質の低下は免れず、大正七年の蠟実価格騰貴の際などは蠟実早摘の弊害なども現われている。その一方、蠟畑の一部は、水田・桑園・宅地・工場敷地・鉄道敷地などへ転換される。

前節で述べたような、明治末期から大正初期にかけての耕地整理事業による開田の対象地の多くは蠟畑であった。明治四十年十一月、県が発表した「本県蠟業の前途」⁽¹⁾は、「近年耕地整理の奨励の結果従来田野に存在したる蠟樹等は漸次伐採し尽され」と述べているほどである。なお、地域内の養蚕業は、ことに片倉製糸の鳥栖進出以来発展をはじめ、それにもなつて桑園が造成されるのであるが、この地域の桑園の多くは蠟畑からの転換である。このほか、鳥栖駅をはじめ鉄道用地・片倉製糸の工場敷地その他鳥栖駅付近の都市化地域など、そのほとんどが以前は蠟畑であったといわれる。

だが、後に述べるこの地域の製蠟業の急速な衰退にもかかわらず、ことに田代村を中心に蠟畑はなお戦前まで広く残る。それは昭和の初めできたといわれる新鉄道唱歌が「蠟の若葉の田代より軌道は通う太刀洗」と歌っていることでもわかる。このような蠟畑は、実質的には寄生化した大地主のかつての手作り地主時代の名残りであり、採算を度外視した財産的保有が多かつたようである。だが蠟実の収穫はなおつづき、蠟実は、三養基郡西部・神埼郡または筑後地方の蠟屋へ販売される。そのために、田代には国武、山浦には内田(元蠟屋)という二つの大きな蠟実仲買が出現するのである。ことに昭和七年の県の蠟増植奨励規程による奨励金で、新品種蠟の新植を行なったものもある。

注(1) 佐賀新聞(明治四十年十一月十四日)

(3) 製蠟事業の衰退

国内市場における木蠟の用途は、従来、蠟燭・ピンツケ油の原料を主として、艶付け材料・模型作品の材料などとなっていた。このうち燈用としての蠟燭は、石油ランプの普及、さらに電燈の普及でその販路が狭められるとともに代用品としてのパラフィン蠟の脅威を受けることになる。木蠟製蠟燭の年間製造高は、前述したように、大正四年（一九一五）頃約五〇〇万斤にのぼるが、パラフィン蠟はこれに倍する一、三〇〇万斤である。木蠟製のものはその後減少気味で、大正十一年には四百万斤を割ることになる。一方、パラフィン蠟は年による増減の幅が大きい、概して増加の傾向にあって、大正十年の如きは一、八〇〇万斤を超えている。なお、ピンツケについては、明治年間以来、ほとんど婦人結髪用に使われていたが、明治の末頃から、一般に束髪などのいわゆる洋髪（そくはつ）の流行で、日本髪がすたれ、従ってピンツケの消費が急速に減少することとなる。なお、蠟燭および石鹼の原料としての日本木蠟の競争品としては、明治四十年四月の福岡市における全国木蠟大会で支那蠟の脅威が問題となっている。大会は、支那蠟（清国蠟）に対する輸入関税の引上げ・支那蠟産地視察補助などの請願を決議している。⁽¹⁾

このような内需の減少は、生蠟の価格を圧迫して低下させ、晒蠟にとっては、原料の価格を低下させることになるので、生産を急増させ、結果としては逆に市場を圧迫して価格下落に導くのである。生産の急増は、それが極めて簡単な設備によって漂白できるためである。この関係を次の表で見よう。

明治三十七年初頭、久留米市で開かれた九州木蠟業同盟委員会は、大阪仕切りの木蠟価格を、新実蠟三〇円以上、古実蠟三六円以上、晒蠟上三八円、中三七円、下三四円以上（いずれも百斤につき）に食いとめるため売却の差控を申

合わせた。だが、木蠟価格の値下がりはずつづき、前述した明治三十九年の約二四円からさらに低下して、表XV-3にみるように四十年には、生蠟で二二円に低落している。従って生蠟の生産は一、四五二万斤余から四十四年には一、一三七万斤、さらに大正初年には一、〇〇〇万斤を割ることになる。

一方晒蠟は、七円という生蠟との間の値開きに誘発されて急に生産を増しつづけるが、その結果は晒蠟価格の相対的低下となり、大正三年および五年では、生蠟と晒蠟とがほぼ同じ価格となる。だが大正五年（一九一六）には大戦景気にささえられて、輸出が二割以上ののびをみたために、翌六年の価格には再び百斤につき五円の差ができた。ここで晒蠟は翌七年には、

製蠟事業および蠟栽培の推移

一挙に五割の増産となり、未曾有の生産額をあげたが、そのために価格は逆転してかえって生蠟よりも安くなった。これはいうまでもなく生蠟の品不足と晒蠟の生産過剰によるものである。この結果、さらに翌々九年の晒蠟生産は一時的にもせよ七年の一〇割に近いところまで減少する。この間、この地域では、蠟屋の廃転業が相つき、例えば田代村では、明治四十一年の蠟屋は六戸、その従業員は一時一八名にまで復活したが、大正三年には五戸に減じた。当時までの従業員は一戸当たり三名となっている。だが大正八年にはその五戸の蠟屋が、いずれも一人の従業員のみを残している。五戸が残ったのはいうまでもなく蠟の値上がりによるだろう。この地域では、従来、後述するように多数の貧農をようしていたために、低い賃銀で、重労働にた

表XV-3 木蠟の生産量と価格

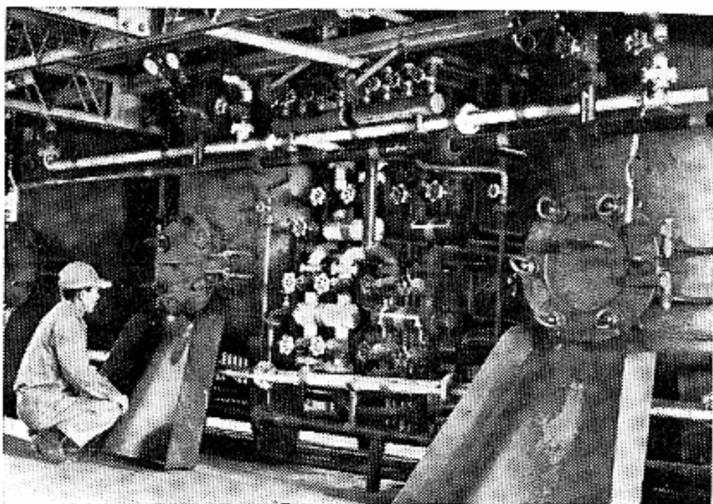
年次	生 蠟		晒 蠟	
	生産量 百斤	価格 円	生産量 百斤	価格 円
明治40年	145,250	21	48,813	28
" 44	113,715	18	73,594	20
大正3年	98,035	18	81,944	18
" 5	115,188	23	94,270	23
" 6	120,075	25	84,438	30
" 7	130,563	33	123,586	31
" 8	106,125	41	49,163	44
" 9	85,813	31	14,924	43
" 11	98,030	21	84,522	35

注 農商務省統計による。
価格は筆者が生産数量と生産金額から計算したおよその価格。

三〇四万斤に飛躍する。このなかの九〇割すなわち二七一万斤は三養基郡西部の生産である。このときの晒蠟の値下がりで打撃を受けたため、翌八年には、県の晒蠟生産量は二六万斤に落ちるが、ことに三養基郡西部のそれは、わずかに四万六千斤までに激減する。それは県産額の一八割にも足らず、この地域の前年産額二七一万斤の二割にも足りないものである。前にあげた「日本木蠟」が「此の地方は副業的に晒作業に従事するもの多き故市況の盛衰に因り出回の増減常無し」といったのは、このことを指摘してのことだろう。

注(1) 佐賀新聞(明治四十年四月十日)

(2) 同(明治三十七年二月三日)



写真XV-2 木ろうをしぼる製ろう機
(上峰村の佐賀製蠟株式会社 昭和46年)

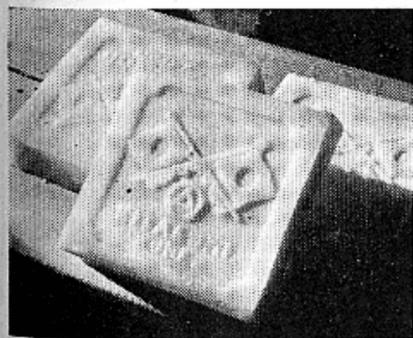
える労働者を雇備できた。この地域の蠟の生産は、そのような低賃金重労働に依存していたのである。

しかるに、筑豊、三池の炭坑業および八幡製鉄などの大戦景気による急激な企業拡張が重労働の賃銀を異常に騰貴させたために、そのような労働に依存することが困難となり、従業員の数に急激に減少することになったのである。これを可能にしたのは、蠟搾機の従来の立木から油圧式への転換であるとみることが出来る。この油圧式蠟搾機の採用と蠟価の値上がりにささえられて、大正八年までは蠟製造業(蠟屋)を維持しているが、大正九年になると四戸が廃業して一戸のみが残ることとなる。

県では、生蠟の生産は大正七年は四八万斤まで低下するが十一年には六五万斤に復活する。ことに三養基郡では、大正七年の生蠟は約一四万斤にまで減少するが、東部(田代地方)の蠟

屋の廃業にもかかわらず、大正十一年には四〇万斤を越すことになる。これは郡東部、すなわち鳥栖付近の蠟実と、西部の菜種栽培を背景に、西部(養父三根地方)は油圧式による製蠟・製油業が起ったためである。

ついでながら晒蠟については、表XV-3で見ると、大正七年は全国的にみて五割の増産であるが、県では、大正二年一〇三万斤に及んだ晒蠟が、大正七年には



写真XV-3
加工された生ろう

2 売薬業の再編

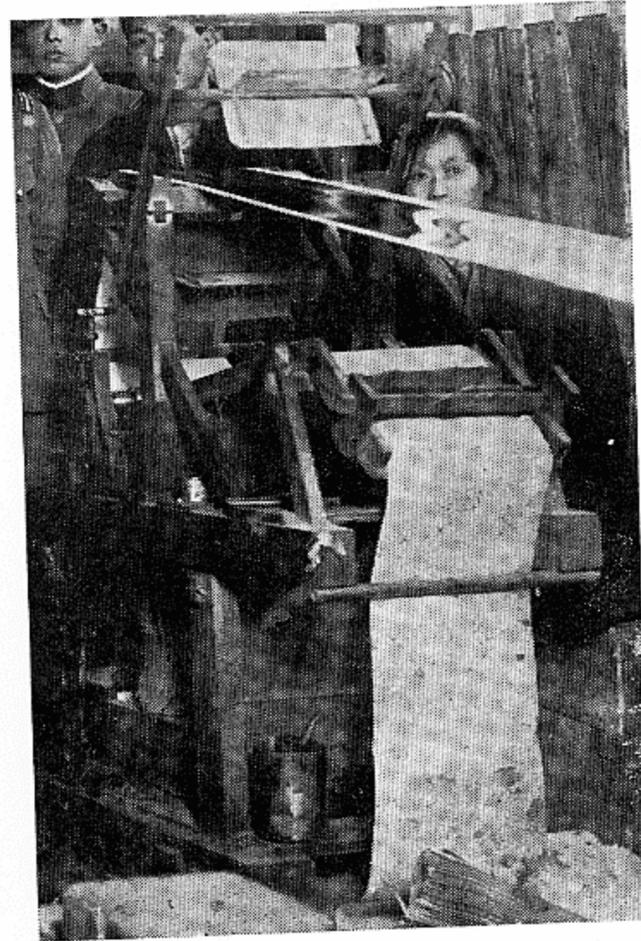
明治三十年代の後半（一九〇〇年代）に入ってから田代売薬は、政府の重課税に悩みながらも、順次それに対応する体制を整えてゆく。地域的には田代村がその中心であることには変わりはない。明治三十年当時四二名を数えていた田代村の売薬人（営業鑑札所持者）は三十七年（一九〇四）二月には五七名にまで増加する。だが、その後も二年間に五名の新規売薬人が出たが、反面九名が廃業、明治三十九年現在の田代売薬人（三養基業業同盟田代部会員）の数は五三名となっている。なお、三養基業業会田代部営業者申合規約による「行商人契約書」の交付数は二二二通（内昌元寺町七三通）となっているので、それに近い（二百名以上の）行商人（売子としての番頭）が雇い入れられていたことになる。

このように、田代売薬は一九〇〇年代に入る頃から、田代村を中心に、次第に明治初年の隆盛を取戻して行くが、それでもなお、一企業で数十名の雇用労働を使用した当時の資本家的経営への展望は開かれない。だが、ことに日露戦争を契機に、配置薬（置薬）から、店舗売薬への卸売（薬店）のための製薬、すなわち本舗薬への転換を志向する売薬人も現われた。⁽²⁾ あたかもその頃、田代売薬の一部製薬に、田代売薬そのものに一転機を与えたほどの影響をもった製薬技術上の前進が起こった。それは延べ膏薬（万金膏）の製造工程にロールが使用されはじめたことである。ロールの使用は、延べ膏薬の生産性を大幅にたかめ、その大量生産を可能にした。この延べ膏薬は田代売薬に新しい特徴を与え、がま膏と呼ばれる摺込薬の赤膏とのコンビで、膏薬得意という膏薬単独の得意を全国各地に広め、さらにこの

新薬を挺子として、田代売薬の配置得意を全国的に拡大する結果となった。

延べ膏薬というのは、植物性油（主として胡麻油）と過酸化鉛（鉛巴）を化合した脂肪酸鉛よりなる黒色の軟膏を、上質の和紙に展膏したものである。その材料としての和紙は、筑後和紙の産地である矢部川沿岸の主として八女地方で生産されたものである。ことに、大正の初期、中国市場の杜絶によって、主要な和紙問屋の倒産をひきおこしたほどの苦境におちた筑後和紙に、一つの活路を与えたのがこの延べ膏薬製造の急速な拡大であった。逆に筑後和紙の苦境は、延べ膏薬の材料獲得に幸したといえる。

もともと、田代売薬における膏薬は、藩政時代例えば原寿堂の五色膏など知られているが、明治になってからも、



写真XV-4
昭和初年ごろの延べ膏薬製造機
(写真は大石膏盛堂蔵)

一七の薬方の一つとして合羽膏^{かっぱこう}が入ってはいるものの、全く端役を果すに過ぎなかった。だが土地によっては膏薬が主役を果している場合がなかったわけではない。例えば県内でも万能膏の名で全国的に知られた鹿島の貝殻入膏薬の如きそれである。田代の膏薬も貝入りなどのねり膏であったが、熊本県山鹿付近には、古くから名刺大の和紙に手で延べた一文膏と称する手延べ膏の家伝薬のあることが知られていた。

これにヒントを得て、ロールによる延べ膏葉の製造に成功したものとされている。また、田代売葉の、一時、看板薬の一つとなったアンチヘブリン丸と称する熱さましが現われたのもこのころである。

この田代売葉における新薬の出現と相前後して売葉会社の設立の気運が動きはじめる。まず、田代・基里および基里の一部（長野部落）の売葉人達が、田代製剤合資会社を設立、つづいて鳥栖町に鳥栖製剤合資会社、基山村に基山製薬合資会社が設立される。⁽³⁾この製薬会社の設立は、売葉規則の改正の気運に刺戟されたことと思われる。県では、明治四十一年（一九〇八）七月「薬種商並製薬者取締細則」を改正して、配置売葉人に対しても「薬品取扱又ハ製薬ニ関スル技能不十分ト認ムルトキ」は免許を与えず、またひとたび与えた免許もこれを無効とし、⁽⁴⁾または認可を取り消すこととし、また、翌八月には「売葉取締細則」を改正して「薬味・分量・用法・服量・能書ヲ改正セントストキ」は免許鑑札の書換えを必要とすることとした。⁽⁵⁾このような県令の改正は、売葉規則の根本的な改正につながるもので、大正三年三月には、売葉法が制定公布されることになる。この法改正を前に、ことに沈滞をつづけていた基山村では、既に廃業同然となっていた村内または近隣の売葉営業免許とその売葉得意を買収した事実上新規の売葉人が多数現われる。⁽⁶⁾

売葉法は、売葉営業者を「売葉ヲ調整又ハ輸入若ハ輸入シテ販売スルモノ」「原料品ニ加工セスシテ売葉トナスモノ」⁽⁷⁾（第一条）と規定し、「原料品ニ加工セスシテ売葉トナスモノ」も「売葉ノ調整ト看做ス」こととし、「家畜用ノ売葉ヲ調整販売スル」獣医のほかは、「薬剤師、薬剤師ヲ使用スル者又ハ医師ニ非サレハ売葉ヲ調整シテ販売スルト」を得ず⁽⁸⁾（第六条）。また売葉免許の譲り受け相続も、「薬剤師、薬剤師ヲ使用スル者又ハ医師」に限ることとした⁽⁹⁾（第七条）。これで、政府の配置売葉に対する例外措置は廃止されたことになる。だが、「従前ノ規定ニ依リ受ケタル売葉免許」はそのままこれを認め⁽¹⁰⁾（付則第二十三条）、また「現ニ売葉営業者タル者ハ第六條又ハ第七條ノ規程ニ拘ラズ

売葉ヲ調整シテ販売シ又ハ売葉免許ヲ讓受ケ若ハ相続スルコト」ができることとしているので、⁽¹¹⁾（付則第二十四条）現在の売葉業者は、その者一代にかぎり無資格売葉を続けることが許されたわけである。にもかかわらず、田代売葉における製薬会社設立の気運は益々進み、全面的再編へとつながることとなる。このような気運の醸成は、売葉法制定に拍車されたものであることはまぎれもない事実であろう。だが、膏葉得意による市場の急速な拡大が、これを支えた条件であることも争えぬ事実と思われる。

大正四年になると、鳥栖町に鳥栖製剤合資会社とは別に九州製薬合資会社が設立され、田代製剤合資会社は、田代売葉株式会社および田代製剤株式会社に分離、基山村には基山製薬合資会社に代わって西海製剤合資会社が設立される。⁽¹²⁾この五つの製薬会社は、いずれも特殊会社であって、その株主または社員は売葉人すなわち配置売葉業者である。会社の製品の需要者は専ら株主または社員自身である。会社によっては雇用労働者さえもが社員またはその家族である場合さえもあった。形式上は会社であっても、実質的には協同組合にほかならぬものである。田代売葉人のほとんどはこの五つの会社のいずれかへ社員または株主として加入することとなった。なお、この五つの製薬会社とは別に、延べ膏葉のブームに乗って自ら配置をするほか卸売も行なう膏葉専門の製薬業者、その他久光兄弟合名会社など製薬工場を持つ売葉法人も現われる。このようにして田代の売葉人は、自らの手で製薬することを止め、会社の工場できた薬の配置やその販売に専従することとなった。

編再の業業売

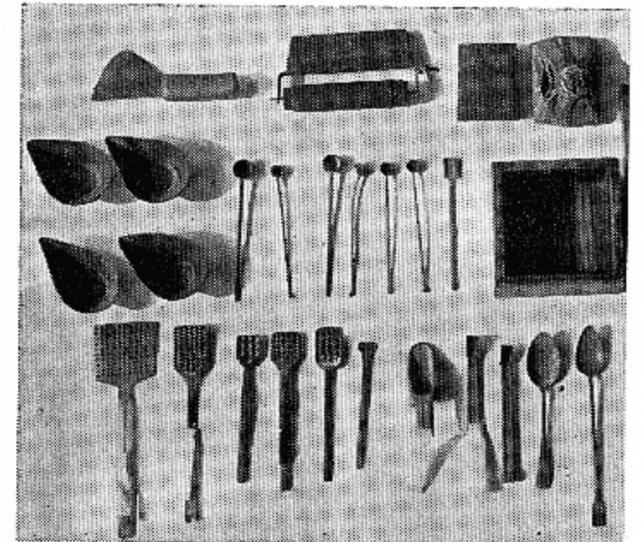
田代売葉は、業としてこれを見れば、製薬という工行為と配置販売という商行為の合体した業態である。その工行為としての製薬が会社に移り、製薬が売葉人個人の手から離れたといっても、その会社が売葉人の協同組合である以上、田代売葉が純然たる商行為すなわち商業へ転換したとみなすことはできない。だが、この製薬の売葉人の家庭からの離脱は、田代売葉にとって極めて重要な一つの面をなすものである。

この典型的ともみられる家内手工業としての製薬が、売薬人の家庭を離れて、製薬会社の工場へ、売薬人の家族や番頭の手から工場の職工の手へ移ったことは二重の意味で一つの転機をなすものである。

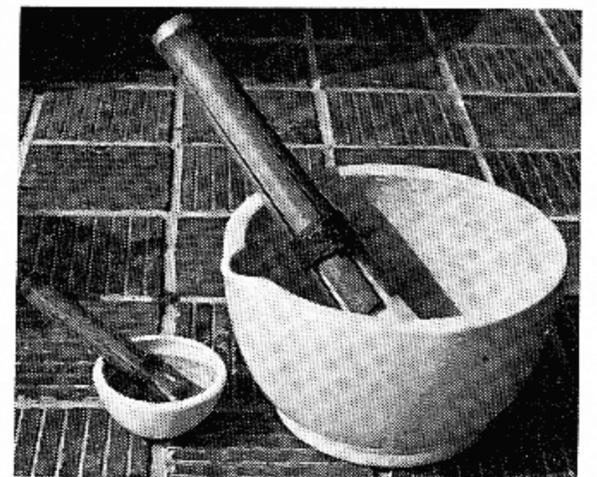
その一つは、その売薬人の形態におよぼす影響である。売薬人は従来、農繁期に製薬、包装をなし、農閑期ごとにその主要な得意である農家に、米・麦・煙草その他収穫物の販売代金が入る時期をねらって集金と置薬の入れ替えに出かけるというのが定石であった。したがって、売薬人やその番頭は、売薬をはじめめるためには農業をやめるほかはない。ことに地主やその次男三男が売薬をはじめめる場合、彼はその田畑を売り払うか小作に出す以外にないのだが、当時、土地は最も貴重な財産であり、また現物小作料として、主要食糧の米を確保してゆく上でも小作に出す道が多く選ばれている。そののみか、売薬で得た金で農地を求めこれを小作に出す場合が多くみられたのである。このことが、後に述べるように、この地域に零細寄生地主が多く、一方、純小作農（水呑百姓）が多い一つの条件ともみられるよう。しかるに、農繁期の製薬が売薬人とその番頭の手から離れたことは、売薬業と農業との兼業を可能にした。すなわち、売薬人が農業を営むことおよび農家が副業として売薬に従事することを可能にしたのである。このことは、小地主である売薬人に、その小作人またはその子弟を、農地の小作人および売薬のための雇用労働者（売子）として二重に搾取する機会を与えたことになる。最も重要なことは、この売薬と農業との結びつきによって、後に述べられるような田代売薬の発展・展開が、売薬資本の集積にもかかわらず、その主流においては近代資本の発展の方向をたどらず、依然として前期的な配置売薬という古い型を離脱し得なかったということである。もとより、この配置売薬をささえた条件はそれのみとはいえない。会社形態での共同製薬もその条件の一つといえよう。だが、農業との結びつきこそがその最も主要な条件であるとみるべきであろう。

他の側面での展開は、製薬工程のそれである。製薬が工場に移った当初、それは売薬人の家族の手から職工の手に

この時点に至るまでの製薬は、極めて簡素な手動の諸道具によって行なわれたことは勿論である。すなわち片手切り、諸手押し、ひきうす、ふるい、薬研、揉み板、バラ等の製薬機具がそれである。これらの諸道具を用いた家内手工業としての製薬にも、明治三十年代の末頃、製薬技術上の一つの画期が訪れる。それは薬味が、薬種商から粉剤の形で入手できることになり、薬種の切断、細粉などの作業が不用となったことである。なお売薬は前述するように製薬とその販売との合体した業態であるから、製薬が直ちに販売とつながらねばならぬ。そのため薬の包装も売薬人の仕事であった。その包装は、まず量目して貼紙に包み、それをさらに幾貼か宛折紙に包んでいた。これも明治三十年頃、薬袋が使用されることになり、紙を截断して表に薬名、製造元など、裏に効能・用法・定価などを木版で刷り込み、折って糊付けにして袋を作り、貼紙に包んだ薬を所定の点数だけこれに入れて糊付けし、印紙を貼って封印する。すべて、これらの仕事は売薬業者の家族および番頭などの手で行なわれていたのである。



写真XV-5 製薬器具のいろいろ



写真XV-6 乳鉢
薬の原料を混ぜ合わせる器で小さいほうは主に粉末に使う
(いずれも鳥栖市立図書館郷土資料室蔵)

移ったとはいえ、その製薬の道具は相変らずの片手切り、諸手押し、ひきうす、ふるい、揉み扱い、バラなどなどでも少しも変わるところがなかった。だが作業としては、細粉、調合、製丸、貼薬、袋造り、包装などの間に分業が行なわれ、協業としての工場制手工業へと、一般製造業発展の定石通りの進展がみられた。明治末期から大正初期にかけての田代売薬における製薬工程での前進である。それは、さらに大正の終りから昭和の初め（一九二〇年代）にかけて、機械化の段階へと進む。動力用粉砕機、煉り合せ機、製丸機、艶着け機、乾燥機などの導入がそれである。その動力としては一馬力程度の電動機が採用される。このように、会社の設立によって工場制の製造業に進んだ製薬工程は、機械化製薬として結実し、次に述べる市場の急速な拡大へ対応することとなる。

この田代売薬の再編過程の起爆剤の役割を果たしたともいえる延べ膏薬の出現前後は、しかしながら、田代売薬にとっても恵まれた事情にあったとはいえない。明治末期から大正初期にかけての、日露戦後の不況——いわゆる独占資本の形成期における一般的不況——に際し、田代売薬のおちいった苦況について『肥前売薬史』⁽¹⁰⁾は次のように述べる。

「明治の末期から大正の初年頃は一般社会も不景気のドン底に有って、宮崎県、鹿児島県方面の行商では集金に通うこと二十回、三十回に及び、然も売薬に対する集金比率は六割内外にして其集金も米、豆、鶏、鶏卵、椎茸等の現品取立が大部分をしめ一日の集金三、四円位にして集金の辛苦は並大抵ではなかった。」

それにもかかわらず、田代売薬の再編成は前述するようにこの時期に進行をはじめめる。この不況期にはじまる再編成が順調な進行を示し、しかも急速な展開をみたのは、いうまでもなく、つづいて迎えた大正五年（一九一六）頃からの第一次世界大戦による日本経済の飛躍的ブーム、いわゆる大戦景気によるものである。

前にも述べたように、膏薬得意は急速に全国的に拡がっていった。膏薬専門の売薬人は、従来の売薬得意とは別の新しい得意を求めて、いわゆる新入れを行なう。この新入れによって出来た新しい膏薬専門の得意を膏薬得意と称し



写真XV-7 配置薬の庭先売り風景

た。膏薬得意はこのように新入れであるから、古い得意の譲渡（買収）による必要はない。そのために、新しい膏薬専門の売薬人が続出する。これらの売薬人のなかには、新入れた得意を他人に売却して、さらに新市場を求め新入れ専門の売薬人も現われている。また一方、従来の売薬人もこの膏薬ブームに押されて、その得意への配置のなかに、延べ膏薬（置き薬）を加えるとともに、新しい膏薬得意を買収して、この延べ膏薬を中心に、それに従来の売薬を加えて売薬一般の得意に変えてゆくなどの方法をとるものが次第に増し、大正七〜八年（一九一八・九）頃からは、田代売薬人のすべてが延べ膏薬を取り入れることになる。もとより膏薬専門の得意は、恐らく、富山・滋賀・奈良などの売薬得意に重なる形で、田代薬としては膏薬得意として第二次大戦前までつづいている。この時期に、田代売薬は、従来富山売薬に独占

注(1) 福永辰二氏所蔵、三養基業業同盟田代部会関係資料

(2) 前掲『田代家庭薬発達史』九四頁

(3) 同 九七頁

(4) 明治四十一年佐賀県令第四十五号

(5) 同 第五十一号

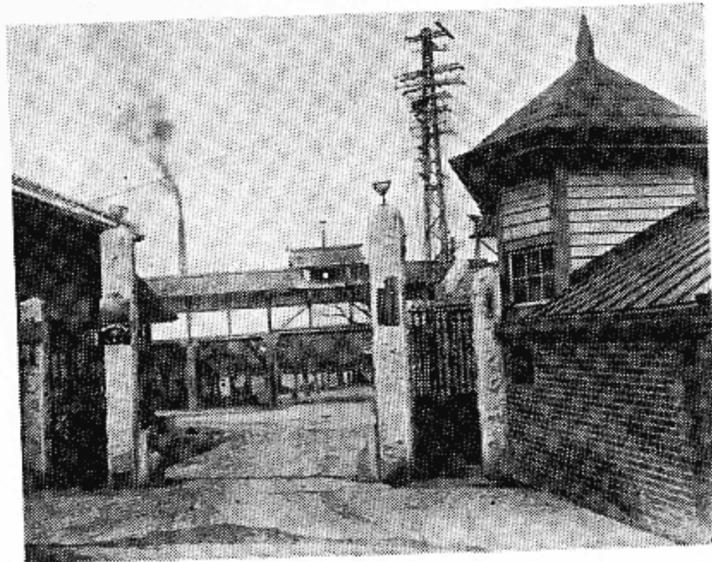
(6) 前掲『田代家庭薬発達史』九八頁

- (7) 大正三年法律第十四号
- (8) 前掲『田代家庭葉発達史』一〇〇一—一〇一頁
- (9) 同 一〇三頁—一〇四頁参照
- (10) 倉成平次『肥前売葉史』(佐賀製葉発行)
- (11) このことについては久保山千里『田代家庭葉発達史』(昭和三十二年)を参照されたい。

3 片倉製糸の進出

米と繭まゆが戦前の日本農家経済の基本的な支えであったことは、いうまでもないが、いうまでもないが、佐賀県下での養蚕製糸業の本格的展開は必ずしも早いとはいえない。佐賀県統計書によれば、明治三十五年(一九〇二)の県内での桑畑は八七四反となっていた。このうち小城郡が一四六反、佐賀郡二一五反となっており、三養基郡は三〇反余でしかない。これが昭和二年(一九二七)には佐賀県内三、二六四反の桑畑があり、明治三十一年(一八九八)に対して三倍の増加である。郡別では佐賀郡五三三反、東松浦郡五一八反、杵島郡五〇五反、小城郡四四一反、三養基郡三八六反、藤津郡三五〇反、西松浦郡二七〇反とな⁽¹⁾っており、桑畑面積の伸び率では三養基郡が最も高い。このように明治四十年代から大正期にかけて養蚕が盛んになってきている。

明治三十年代の佐賀県の生糸輸出は少なかったようで、明治三十九年(一九〇六)七月六日づけの佐賀新聞には、横浜生糸検査所長の講話をのせているが、そのなかで佐賀県の生糸について「佐賀県の輸出生糸は



写真XV-8 片倉製糸鳥栖製糸所正門

佐賀県下での養蚕製糸業の本格的展開は必ずしも早いとはいえないが、

と云えば僅かに三〇梱にすぎざるのみ、而して其生産総額はと云へば曰く四千石、何ぞその産額の大なるに比し輸出額の少なき斯の如くなるや、余は此点に鑑み当県において自用者の甚だ多くして、眼を海外輸出に注ぐもの少なきを憾む」と述べている。まだ生糸が輸出向に製造されていないことが指摘されている。

このような状況は佐賀県のみに限ったことでなく、九州全域にほぼあてはまるものであった。明治三十九（一九〇六）年に大日本蚕糸会々長松平正直は「九州の蚕業」と題してつぎのように述べている。

九州の蚕業は其起源極めて古きに拘らず発達後れ、其産額の如きも土地の割合には少く僅に十萬石（六千梱、一梱四百五十石）に過ぎざるが、此等の生糸は多く内地向にして横浜の市場に出づるものは極めて少し、尤も外国より横浜の市場へ注文あるは大概千石以上なるに九州生糸の横浜へ出づるもの少き為、外国より九州糸の見本に対し注文ありとするも、九州糸のみを以て之に應ずる事出来兼ざる為、止むこと得ず九州糸の商標を剝ぎ、横浜商人の商標を附して輸出する事となり居る次第にして、九州の当業者に対して気の毒の感なきにあらざるも、現今の有様にては横浜市場へ九州より輸出せらるるも少数なれば斯くの如くにして外国の注文に應ずるの外道なし、而して九州に於ける蚕業家の生産額は、蚕業家一人に付最も多き者にして百五十梱に過ぎざるのみならず、九州全体にて十萬石六千梱といえは産額大なるが如くなるも、関東と比すれば九州全体を合せて僅に関東一県の産額に過ぎず、群馬・山梨の如き東北の産地にては、一県にて二十萬石乃至三十萬石を産出するものあり、要するに九州の各県には尚蚕糸業を改良発展せしむべき余地十分あれば、本会は九州方面に対しても大に力を尽さんものなり」

関東、東北にくらべて九州の蚕糸業はまだ幼稚で、横浜への生糸の積送りが少ない状況がうかがわれる。

明治三十年代における国内の主要蚕糸業地帯は、長野、愛知、山梨、岐阜、埼玉、群馬、山形、静岡、三重などの諸県であった。長野県の明治三十一（一八九八）年の蚕糸産出量は三七萬貫ほどであるが、この年に佐賀県は僅か七百貫余りしか産出していない⁽⁴⁾。主要蚕糸業地域に比べて、佐賀県内の蚕糸生産は微々たるものであった。

明治三十年代においては、蚕糸業も器械製糸が次第に普及し、またそれを背景に国内には大規模製糸経営があらわれつつあった。蚕糸業の主要拠点である諏訪地域では、大規模製糸として片倉組、山十組、尾沢組、岡谷組、小口組、林組の六大製糸経営があり、また丹波京都府の綾部には郡是製糸があった。

器械製糸にとって重要な問題は、製糸労働者と繭の確保であった。このうち繭の確保では、品質の優良な繭を多く集めるとことが肝要であった。そのため器械製糸業者の間には激しい集繭競争がおこなわれ、繭は主要蚕糸業地域だけでは足らなくなり、製糸業者は広く各地に購繭組織をつくって、集繭に努力するようになった。大規模製糸業者は、この面でも優位にたち中小製糸業者を駆逐して、独占的地位を確立していった。

大規模製糸業者は、集繭活動をすすめるなかで養蚕農家と直接的取引を行ない、中間の繭商人を排除して繭の一手確保に乗りだした。これは部落単位に養蚕実行組合を結成させ、その共同組織を通じて集繭を行なうというもので

片倉製糸の進出



写真XIII-9 片倉鳥栖製糸所の選繭作業
(城島仁市氏蔵)

あった。養蚕農家に対しては、肥料代、生活資金の前貸を行ない、それらを繭代金で差引き、蚕種、飼育方法などの技術指導を行なって、必要とする品質の繭を確保することが行なわれた。つまり、養蚕実行組合を通じて養蚕農家を規制し、組合に集められた繭を特約して購入する「特約組合」の形成を大規模製糸業者はすすめていった。

ところで、信州諏訪の大規模製糸業者の一つである片倉組が九州に進出したのは、まさしく集繭体制を強めるためであり、明治四十一年（一九〇八）五月、その購繭所を鳥栖町(5)においた。片倉組は鳥栖町への進出によって九州での繭の買入が増加したので、明治四十四年にはいよいよ鳥栖乾燥所を新築し、購繭活動の本格的な体制を一層つよめた。その購繭に限らず製糸をも行なうことにし、大正三年（一九一四）五月から鳥栖町に製糸工場を建設しはじめ、同年六月二十八日より営業を開始した。鳥栖がこのような活動の拠点に選ばれたのは、その交通上の有利性にもとづくことはいままでもない。

片倉組はすでに明治十一年には洋式製糸器械を導入したといわれ、その後各地の中小製糸を合併し、明治三十七年には朝鮮にも進出しているほどで、郡是製糸と並ぶわが国最大の製糸業者であった。

先述のように、鳥栖製糸工場は、大正三年六月より操業を開始したが、開始時は釜数僅か三二釜であった。しかし、片倉兼太郎が同工場を検分した結果、鳥栖町に大規模製糸工場を建設することとなり、その年の十二月には前記三二釜も含めて二七二釜の操業を行ない、さらに大正五年には一二〇釜を増設し翌六年二四〇釜、同十年（一九二一）も三六〇釜、養成工場二四釜と増設をつづけ、鳥栖製糸工場の釜数は一、〇一六釜となった。この急速な拡張は福岡、佐賀、長崎、大分などの郡農会と特約取引にもとづく大量の集繭体制がととのったからである。

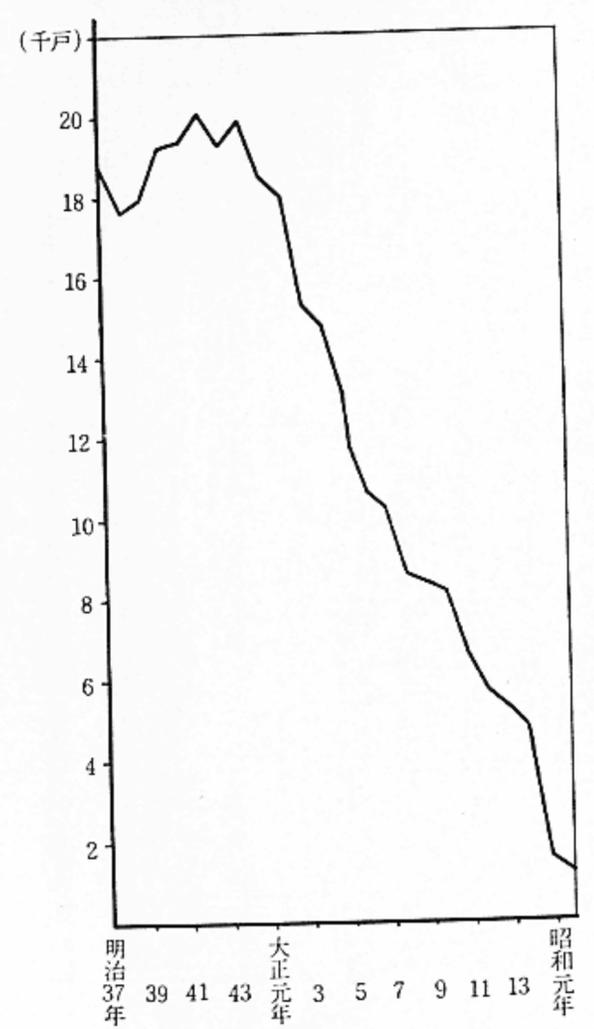
片倉組はその前年、大正九年三月二十三日に片倉製糸紡績株式会社と組織変更を行ない、資本金五千万円の株式会社として新発足した。この当時の片倉製糸の製糸工場は全国で一八を数え、総釜数も一一、九三七に達し業界での地

位を抜きがたいものにした。佐賀県下では同会社はさらに大正九年（一九二〇）に小城郡是製糸株式会社（二〇八釜）を買収して同社小城郡是製糸所とし、十一年にはこれを三〇〇釜に拡張した。これらによって同年の佐賀県内製糸高の実に九五割を片倉製糸が占めるにいたった。

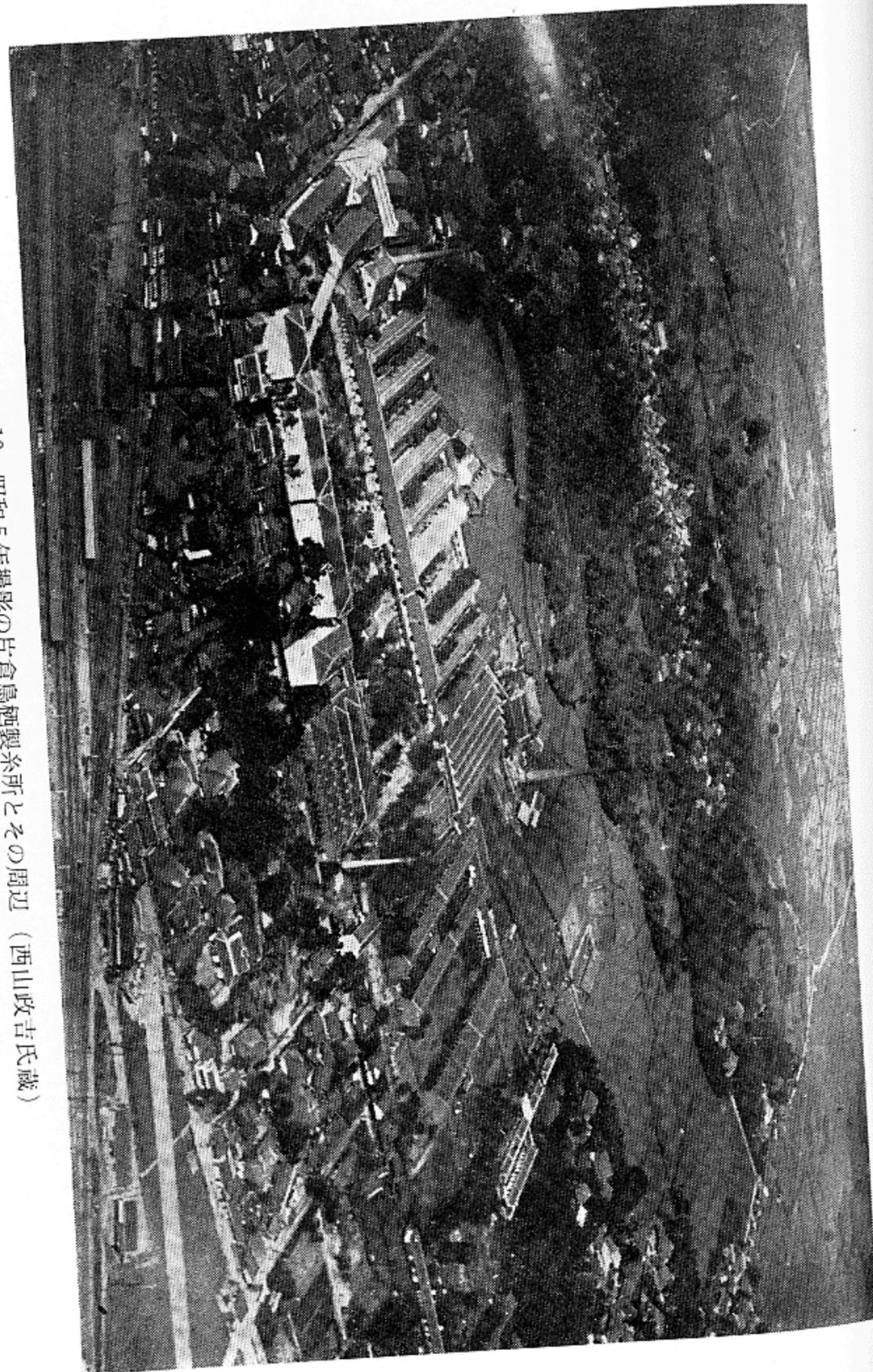
そのことは県内の在来座繰ざぐるり製糸の激減を意味するものである。すでに述べたように佐賀県は明治末期においても桑畑面積がきわめて少く、養蚕そのものは余り盛んでなかったが、これは反面わずかな産繭で主として自家用に製糸する座繰が普及していたことでもあった。明治四十二年（一九〇九）には県下の座繰戸数は二〇、一八七戸であった。それが図XV-1に示すように片倉組が鳥栖町に製糸所を設けた大正三年を契機として、正に急転直下式に減少に減少をつづけている。近代産業の進出により在来の自家用ないし副業的製糸が駆逐される状態が明らかにしめされている。

しかし、このことが県下の

養蚕の衰退を意味するのではなく、正に逆であることは表XV-4によって明らかである。県下の産繭総額が明治四十年に対し大正八年では一・五倍になっている中で、片倉製糸所が本拠をおいた三養基郡では八倍をこえる発達であることに注意すべきである。この



図XV-1 佐賀県内座繰製糸戸数の変化 (「佐賀県統計書」より)



写真XV-10 昭和5年撮影の片倉烏栖製糸所とその周辺 (西山政吉氏蔵)

表XV-4 繭産額の変化

年 代	佐 賀 郡		三 養 基 郡		佐 賀 県	
	産 額	明治40年を1とした伸び率	産 額	明治40年を1とした伸び率	産 額	明治40年を1とした伸び率
明 治 40 年	3,642石	1.00	346石	1.00	9,408石	1.00
〃 41	3,465	0.95	598	1.73	9,843	1.04
〃 42	3,231	0.89	461	1.30	10,425	1.1
〃 43	3,126	0.88	478	1.38	10,148	1.08
〃 44	4,528	1.24	582	1.68	11,582	1.23
大 正 元 年	3,620	0.99	741	2.14	11,240	1.20
〃 2	4,015	1.11	802	2.38	11,594	1.23
〃 3	3,404	0.94	848	2.45	10,298	1.09
〃 4	3,064	0.84	849	2.45	9,707	1.03
〃 8	3,688	1.01	2,679	7.74	13,444	1.43
〃 9	4,517	1.24	3,145	9.10	14,561	1.54
〃 10	4,025	1.10	2,847	8.25	14,341	1.53

注 「佐賀県統計書」

ような発達が前に述べたような養蚕実行組合を単位とする特約取引を通じて実現されたことはいうまでもあるまい。しかしさらに見おとしてならないことは蚕種製造における片倉組の独占過程である。同社は佐賀県に進出以来、特約養蚕家に配布する蚕種の改良に努力していたが、大正七年(一九一八)に至り県立蚕種製造所の設備一切を県下三〇余の蚕種業者を糾合して組織した佐賀県蚕種株式会社譲り受けて経営することにした。もちろん同社の最大株主は片倉組である⁽⁶⁾。のち、昭和六年にこれは専属の片倉佐賀蚕種製造所となるのである。

このようにして大正の後期には蚕種製造から製糸にいたるまで、佐賀県の蚕糸業界は片倉製糸の君臨するところとなった。その本拠は鳥栖町であった。大正十三年における鳥栖製糸所の状態は、釜数一、〇〇六、再繰機械五八〇台、従業員は男子一九六人、女子一、三〇二人であって佐賀県でも有数の大工場となり、鳥栖町経済に与えた影響はきわめて大きいものがあつた。購繭は全九州から三九万貫に及び、一年の生産高は生糸二三、〇四〇貫、屑物八、二〇〇

貫、⁽⁷⁾ 蠅二〇万貫、金額にして約三百万円に達するといわれる。

鳥栖工場はさらに昭和六年（一九三一）九月に御法川式繰糸機三三六台を旧来の繰糸機三六〇台と取りかえ、揚返工場を設けた。そして釜数にかぎっていえば、片倉製糸の組織変更当時（大正十三年）、諏訪の川岸製糸所（一、二〇〇釜）、松本市の松本製糸所（一、一五二釜）に次ぐ第三位であったものが、昭和十二年では釜数はもとより従業員数でも全国筆頭に立つようになっていた。

このような鳥栖製糸所の発展は、前述のように明治期では養蚕にはほとんど処女地といってよい鳥栖地方を拠点として、爐畑を桑畑に換え、縞木綿織の婦女労働を養蚕労働へかりたてることに成功したからである。同時に全国最大を誇った製糸従業員は後進的色彩の強い南九州や、苛酷な寄生地主制の下にある周辺の農家から低廉に吸収できたことにもよるのである。

注（1）「佐賀県統計書」昭和三年

（2）「佐賀新聞」明治三十九年七月六日

（3）「帝國統計年鑑」明治三十一年

（4）「佐賀県統計書」明治三十一年

（5）「片倉製絲紡績株式会社二十年誌」一七五頁。以下片倉製糸に関するものは、特に断わらない限り同誌による。

（6）佐賀県「佐賀県農業史」五〇九頁。

（7）前掲「鳥栖商工案内」二五頁。

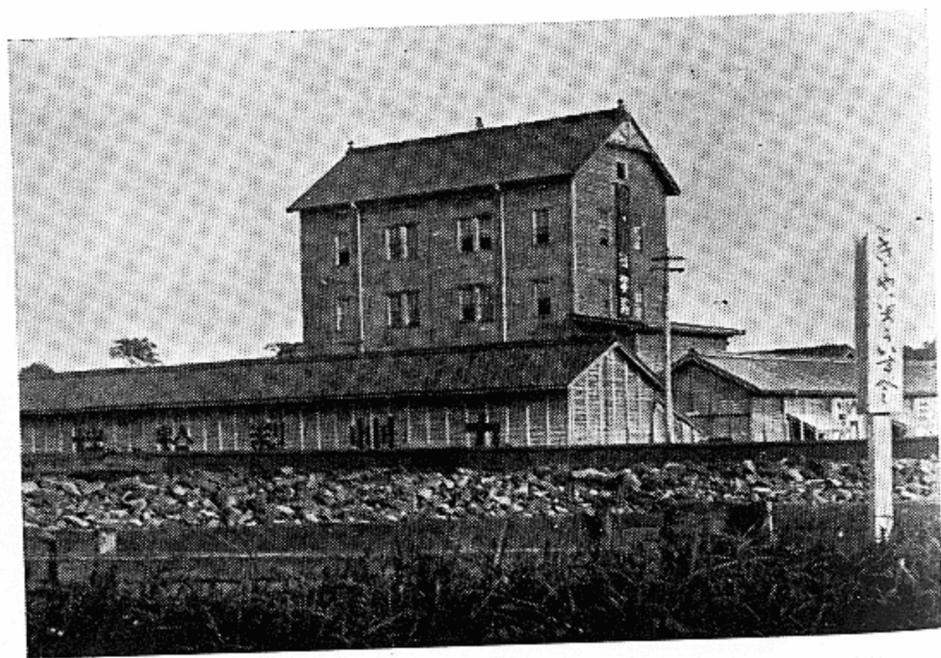
4 日清製粉の進出

片倉製糸の進出によって鳥栖地方はもとより、佐賀県の農家経済は大きな影響をうけたが、明治末期から大正期を通じて注目すべき動きをしめすものに製粉業がある。

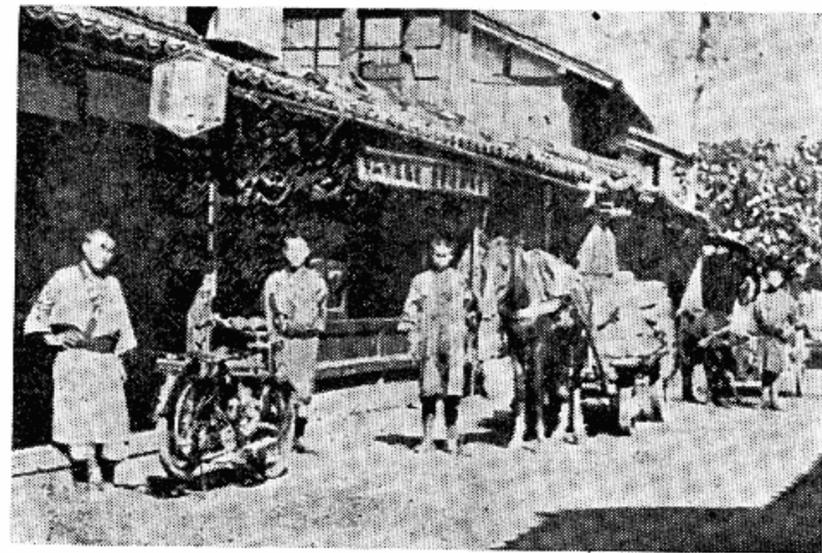
この地方が幕末から製粉業が盛んであったことは、既にX章において立石村の事例について述べたところである。また本市史研究編第四集『鳥栖の民俗』において、明治末期の製粉用水車の分布と経営の状態が具体的に述べられている。明治三十五年当時の田代村についてみると、製粉業は十七戸を数えているが、そのうちの十五戸は神辺部落、二戸は袖比部落と、いずれも大木川上流の落差の多い水流を利用し得る地域である。⁽¹⁾ なお当時同じ田代村内に永吉に一戸、袖比に二戸、神辺に一戸、田代部落に三戸合計七戸の製粉業者がみられた。⁽²⁾ 三養基郡全体としては、同じ三十五年当時五一万余斤（約三、〇〇〇ト）という素麵の生産をあげている。⁽³⁾ これは当時の金額にして二八万余円、同じ年の生蠟の生産額（五万九千円）の五倍に近い産額である。それは素麵の産地として今に知られる神埼郡の当時の産額に比してもその七〇割以上の産額であった。従ってこれに付随して素麵の仲買人が多数発生し、それは福岡市や筑豊産炭地などへ直接販売されたため、運搬具として画期的な発展を示す車力馬車が、この地域にも素麵仲買人の手によって多数導入されることになり、これが機縁となって地域内に車力馬車の普及をみ、さらには基山村内に車力鍛冶としての農具製造業の発生をみるに至るのである。

九州製粉は設立後一、二年は営業成績がよかったが、大正末期の不況によって営業は不振となり行き詰ってきた。このため当時製粉業界で重きをなしていた日清製粉に合併を申し入れたが、日清製粉も各地の製粉工場の集中をすすめていた折だけに急速に実現の運びとなり、大正十三年四月に鳥栖町

で、三養基郡としてはむしろ原料供給としての性格を強くしていく。すなわち在来の水車製粉を地盤として近代的機械製粉業が成立し、次第に在来製粉を駆逐しながらこれに代位していくのである。このような役割を担って大正九年（一九二〇）年に登場してくるのが九州製粉株式会社（資本金百万円）であった。⁽⁴⁾これは当時、鳥栖町で米穀仲買の間屋をしていた笠井定雄らによって創立されたもので、基里村に工場を建設し大正十年六月二十三日より操業を開始した。同社は九州でも最も規模の大きい製粉工場の一つであり、大正十三年には一日の製粉能力は一日五百バレルで、一日に小麦六〇トを製粉した。同年鳥栖駅の到着麦類一、二八〇四ト、発送麦粉七、四〇二トは主として同工場の活動にもとづくものであろう。販路は九州一円、満鮮にも及んだという。



写真XV-12 曾根崎の九州製粉（のち日清製粉と合併）
（笠井定雄氏蔵）



写真XV-11 昭和初年ごろの鳥栖町内卸商かいわい
（「鳥栖商工案内」から）

大正期に入ると三養基郡の素麵製造は神埼、小城について依然第三位ではあるものの、素麵の産額自体は両郡に比してかなりおちていくことは表XV-5にみるとおりである。これは両郡が明治中期に発明された真崎照郷の素麵器械を採用したのに対し、副業色の濃いこの地方ではそれが立ちおくれたためとみられる。

一方、素麵の原料である製粉の機械化はすでに述べたように明治三十九年には若干の小規模（職工三、四人）の存在を認め得るが、本格的な機械工場としては大正のはじめ神辺村の宮原製粉が最初であったといわれる。これから在来の水車製粉が急速に衰退に向うのである。しかし前表でみるように、素麵の製造は佐賀県としては、上昇をつづけるの

表XV-5 市郡別佐賀そうめん製造高（単位 千円）

年 代	佐賀市	佐 賀	神 埼	三養基	小 城	その他と も県合計	製 造 戸 数
明治 39 年	16	27	167	25	84	342	823
" 43	28	62	193	117	131	568	816
大正 元 年	46	49	180	105	107	346	672
" 4	48	45	188	48	113	504	469
" 8	274	109	330	70	224	1,153	366
" 10	219	115	430	135	106	1,169	398

注 県統計書による

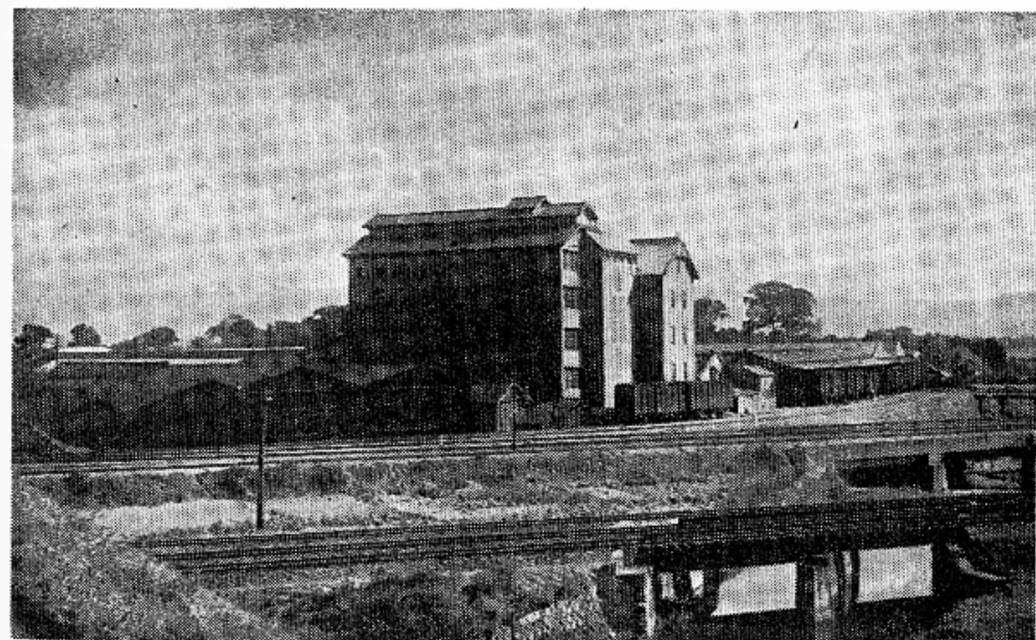
表XV-6 麦作付面積の種目別変化

年 代	田 代 村			基 里 村		
	大 麦	裸 麦	小 麦	大 麦	裸 麦	小 麦
明治38年	430	790	2,250			
大正2年	80	600	2,940			
5年	100	450	3,190			
14年	170	470	3,150			
昭和元年				130	748	3,031
2年				108	505	3,080
3年	200	430	3,160	122	498	3,098
4年	180	330	3,270	117	478	3,058
5年	180	320	3,240			
6年	160	280	3,260	110	478	3,069

註 「田代村勸業統計年表」, 「基里村土木勸業統計年表」

をみると内国産九万七、五一八石、外国産七万四、七一二石と
なっている。外国産よりも内国産のものが多く使われている。
外国産の小麦はアメリカから輸入された。国内産は福岡、佐
賀、熊本などから集められている。
明治三十年代以降三養基郡における小麦作付面積及び反当収
量の増加傾向は、すでにXIII章II表において明らかにしておいた
が、明治末期から昭和初年にかけて鳥栖地方の麦類作付面積の
変化をみると表XV-6のようである。田代村においてはすでに
明治三十八年(一九〇五)に小麦の作付面積が麦類の六四割
におよんでいる。これが大正期になるとさらに高まり、大正五
年(一九一六)には八五割になっている。全国総計では麦作付
面積のうち小麦の占める比率は、明治三十六年~同四十年の五
カ年平均で二五割で、大正二年~同六年の五カ年平均では二
八割である。(6)これよりみると佐賀県田代地方における小麦作付
比率が異常に高いことがわかる。田代村などは大正初期
で全国平均の三倍の小麦作付率になっている。ここに大規模機
械製粉工場が鳥栖町を中心に設立された要因がある。そして機
械製粉工場操業後は大麦や裸麦の作付は減少し、小麦作付は更

水影神社境内で合併披露式がおこなわれた。(5)
日清製粉は、明治三十三年(一九〇〇)に資本金三万円で設立
された群馬県の館林製粉に起源をもつ。これはその後発展して
明治四十年に日清製粉(資本金百万円)の名称を用いるようにな
った。合併当時の製粉能力は五〇〇バレル程度であったが、
以後増設や他の製粉会社の併合を行なって規模を拡大し、大正
十二年(一九二三)の総製粉能力は七、〇〇〇バレルになっ
ていた。その製粉工場の所在八箇所(館林・横浜・宇都宮・名古
屋・水戸・高崎・岡山・佐野)でそれぞれ五〇〇バレルから一、
七〇〇バレルの製粉能力をもつ大規模製粉工場であった。
日清製粉が九州製粉を合併したのは、九州進出をめざすため
であり、坂出にあった讃岐製粉を大正十四年三月に合併し、四
国への足がかりをつけたのも同じねらいであった。
日清製粉は九州製粉を合併したのち、同所を日清製粉鳥栖工
場とし、大正十五年四月は館林工場の設備を一部移して製粉能
力を一、四〇〇バレルまで高めた。しかし、半年後には旧工
場の操業を停止し、新工場のみを経営となった。
日清製粉鳥栖工場の昭和六年(一九三一)における小麦使用



写真XV-13 日清製粉工場

にふえている。同様なことは基里村においてもみられ、昭和元年（一九二六）で小麦作付は七八割におよんでいる。

以上のようにみると、機械製粉においてはそれまで水車製粉—素麴業が一定の発達をとげていた地域の実状に対応する形態で大規模製粉工場の建設がなされたのであって、この点、養蚕製糸部門が独占資本の進出とともに蚕種製造・特約取引によって養蚕業における拡大が行なわれたのと対照的である。前者では機械製粉は、まず水車製粉との競争という形をとった。これは鳥栖で最初に大規模機械製粉工場を設立したのが、地域の実業家であったことにもうかがわれよう。しかしながら大正後半期が独占資本の確立期であったために、製粉業における独占資本の地域経済への進出と制覇の過程のなかで、製粉部門においても合併が行なわれ、地域経済を独占資本が支配する体制がすすんでいく。

注(1)(2) 「田代村勸業統計書」明治三十五年

(2) 「佐賀県統計書」明治三十五年

(4) 以下主に酒井福松、村川嘉一「佐賀県の事業と人物」による。

(5) 以下主に「日清製粉株式会社史」による。

(6) 「日本農業基礎統計」二二七ページ。

XVI 大正期における発展の諸相